

Ibaraki City Vision

第 5 次 茨 木 市 総 合 計 画

ほっと いばらき もっと、ずっと



Ibaraki City
茨 木 市

第 5 次

茨 木 市

総 合 計 画

Ibaraki City Vision

みんなで いっしょに りそうの あしたを いま、つくる。



茨木市は、昭和23年の市制施行以来、交通環境の利便性や豊かな自然環境など、恵まれた多くの魅力をいかし、着実に成長を続けた結果、人口27万人を超える都市に発展いたしました。

現在、我が国の総人口は既に減少傾向に入っており、加えて、少子高齢化による人口構造の変化が急激に進むなど、本市を取り巻く社会環境には、これまで経験したことのないような変化が現れています。このような大きな時代の流れに対応し、持続可能なまちづくりを行うためには、長期的な視点から今後のまちづくりについて検討するとともに、市民をはじめまちづくりに関わる多様な主体と茨木市の将来像を共有し、一緒に取り組んでいく必要があります。

そのため、第5次茨木市総合計画の策定にあたっては、全10回にわたり、市民、関係団体など多くの方にご参加いただき市民ワークショップを開催したほか、インターネットによる新しい情報ツールを活用して、広く取組の周知に努めました。その過程を経て、総合計画のスローガンとして「ほっといばらき もっと、ずっと」を設定し、そのもとに6つの分野の将来像と運営基盤を掲げました。基本計画には、「市が行うこと」に加え、「市民が行うこと」、「事業者・団体が行うこと」を記載しております。また、人口動向や社会環境の変化を踏まえ、重点的に取り組むべきテーマを「重点プラン」として位置つけたほか、厳しい財政状況にあっても市民サービスの充実を図るため「財政計画」を設けました。

スローガンである「ほっといばらき もっと、ずっと」の実現に向け、市民の皆さまと共にまちづくりに取り組み、2つの「ほっと」な視点で、「もっと」多くの人々に、「ずっと」住み続けてもらえる茨木市としていきたいと考えております。

本計画を策定するにあたり、熱心なご議論をいただきました市民ワークショップ参加者の皆さまをはじめ、総合計画審議会委員並びに市議会議員の皆さま、そして、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げますとともに、計画の実現に向け今後とも、皆さまの一層のご協力、お力添えをお願いいたします。

平成27年(2015年)3月

茨木市長 木本 保平

第5次 茨木市総合計画

はじめに

1 計画策定に当たって	6
(1) これまでの茨木市のまちづくり	6
(2) 茨木の魅力	8
(3) 茨木市を取り巻く社会環境	11
(4) 市民の思い	15
(5) 計画の位置づけ	17
2 計画の構成と期間	18
(1) 計画の構成	18
(2) 計画の期間	18

基本構想

1 まちづくりの視点	21
(1) まちづくりの視点1【活力】	21
(2) まちづくりの視点2【つながり】	22
2 スローガン	23
3 まちの将来像とまちづくりを支える基盤の方針	24
《まちの将来像》	
(1) ともに支え合い、健やかに暮らせるまち	24
(2) 次代の社会を担う子どもたちを育むまち	25
(3) みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち	26
(4) 市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち	27
(5) 都市活力がみなぎる便利で快適なまち	28
(6) 心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	29
《まちづくりを支える基盤》	
(7) まちづくりを進めるための基盤	30

前期基本計画

1 基本計画の内容	33
(1) 基本計画の位置づけ	33
(2) 基本計画の構成	33
(3) 施策体系	34

2 将来人口推計	36
3 重点プラン	38
(1) 重点プランとは	38
(2) 重点プラン1:若い世代に選ばれ、高齢者が いきいきと活動できるまちをつくる	39
(3) 重点プラン2:魅力と活力のあふれるまちをつくる	41
(4) 重点プラン3:安全・安心に暮らせるまちをつくる	44
4 施策別計画	48
第1章 ともに支え合い、健やかに暮らせるまち	50
第2章 次代の社会を担う子どもたちを育むまち	70
第3章 みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち	85
第4章 市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち	99
第5章 都市活力がみなぎる便利で快適なまち	112
第6章 心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	145
第7章 まちづくりを進めるための基盤	157
5 都市構造	176
(1) 本市における都市構造・土地利用の考え方	176
(2) 都市構造・土地利用の考え方と区分	178
6 財政計画	182
(1) 茨木市の財政の現状	182
(2) 今後の財政見通し	184
(3) 将来を見据えた取組	187
まとめ	190

資料編

◆ 総合計画策定の主な経過	192
◆ いばらきMIRAIカフェ開催経過	193
◆ 茨木市総合計画策定条例	194
◆ 茨木市附属機関設置条例(抜粋)	194
◆ 茨木市総合計画審議会規則	195
◆ 茨木市総合計画審議会委員名簿	196
◆ 審議会の開催経過	197
◆ 諮問について	198
◆ 答申について	198

まちづくりと総合計画

まちはそこに住む人や働く人、事業者や学ぶ人など、さまざまな主体による、暮らしや活動の場です。そのまちをより暮らしやすく、活動しやすくしていくための取組がまちづくりです。

まちづくりには、地域での清掃活動や防犯活動などから、子育て、教育、保健医療、福祉、環境など、暮らしや活動を支えるもの、また道路や公園、上下水道のようなまちの基盤を整備するものまで、さまざまな取組があります。これらの取組は、市が主体となっていくもの、市民や事業者などが主体となっていくもの、また市と市民、事業者が一緒になっていくものがあります。

総合計画は、これからの10年間、茨木市をどんな「まち」にしていくのか、そのためにだれが、どんなことをしていくのかということ、総合的・体系的にまとめたものです。また、市の福祉や都市計画、環境など、すべての計画の基本となるもので、いわば、将来における茨木市のあるべき姿と進むべき方向を示した、「道しるべ」だと言えます。

これまで総合計画(基本構想)は、地方自治法で、議会の議決を経て策定することが義務付けられていました。しかし、地方分権に伴い法律が改正され、総合計画の策定はそれぞれの自治体の独自の判断に委ねられることになりました。そのため、茨木市では策定することについて、議論を重ねた結果、人口減少社会の到来、高齢化、少子化による人口構造の変化、市税収入の伸び悩みなど、市政を取り巻く厳しい社会・経済環境の中、将来を見通したまちづくりを進めていくためには、茨木市の将来像を市民、事業者など多くのみなさんと共有し、より計画的で効果的な市政運営を行う必要があると判断しました。そこで、策定の根拠となる「茨木市総合計画策定条例」を定め、新たな総合計画を策定することとしました。

みんなでつくる総合計画

新たな総合計画を策定するにあたって、市ではその策定プロセスが大切であると考えました。市民のみなさんと一緒に「あるべきまちの姿」を描き、共有し、その実現に向けてともに取り組んでいく総合計画にしたいとの思いです。

そこで、総合計画策定に向けてのさまざまな取組全体を「いばらきMIRAIプロジェクト[※]」と名づけ、積極的にPRに取り組んできました。平成24年度には、市民、市内の高校生、事業所を対象にした「茨木市のまちづくりに関するアンケート」(以下、市民アンケート)を実施しました。平成25年度からは、市のホームページに総合計画特設サイトを設けるとともに、市の計画づくりでは初めてとなるFacebookを活用し、一人でも多くの方に知ってもらえるよう情報発信に取り組みました。平成25年7月からは、総合計画における「茨木市の将来像」や「まちづくりアイデア」などを考えるとともに、協働のまちづくりの一環として、まちづくり市民ワークショップ「いばらきMIRAIカフェ」(以下、市民ワークショップ)を全10回開催しました。

これらの取組において市民のみなさんからいただいた意見などを基にして、計画の素案をつくり、さらに学識経験者のアドバイスなどをいただき、計画案をまとめました。その後、平成26年6月から市民、学識経験者、まちづくり関係団体、市議会議員で構成する茨木市総合計画審議会ですらに議論を深め、整理した内容を、市議会に諮り、議決を得て、この総合計画はまとめられました。このような取組により、茨木市に関する「みんな」でつくった計画となっています。

※

いばらき M I R A I プロジェクト

みんなで いっしょに りそうの あしたを いま、つくる。

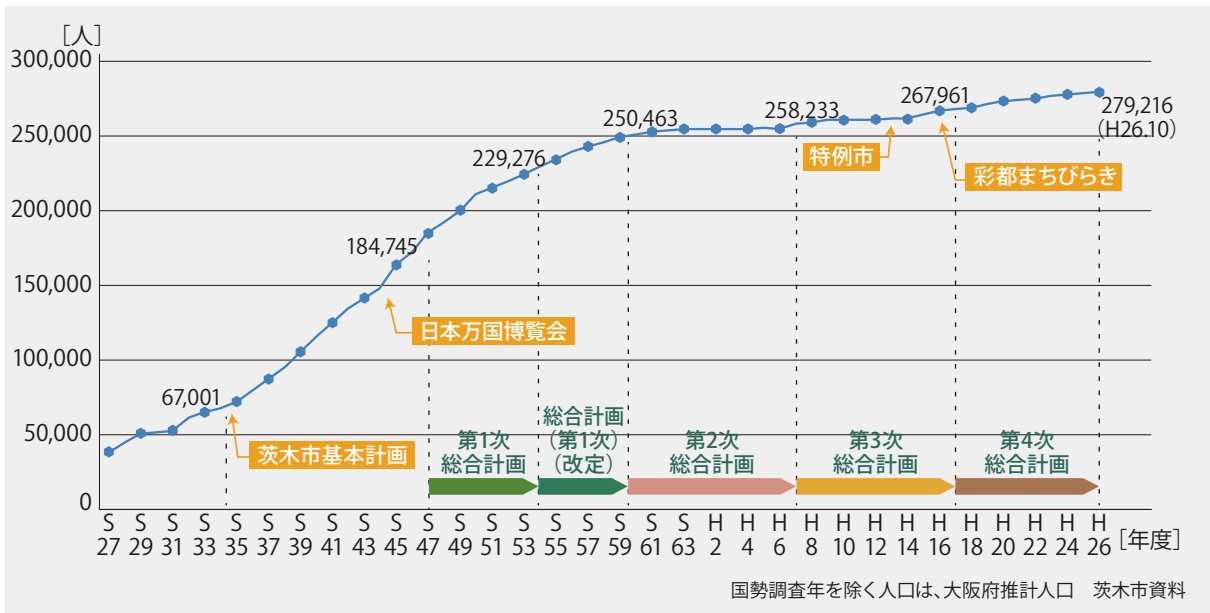
1 計画策定に当たって

(1) これまでの茨木市のまちづくり

茨木市の計画的なまちづくりは「茨木市基本計画」(昭和34年策定)までさかのぼり、当時からまちづくりに対する先見性を有していました。

その後、昭和44年に総合的なまちづくりの計画として、地方自治法により総合計画の策定が義務付けられました。茨木市では「茨木市総合計画」(昭和46年策定)にはじまり、「茨木市総合計画—21世紀をめざす都市づくり—」(昭和59年策定)、「茨木市総合計画(第3次)」(平成6年策定)、そして「茨木市総合計画(第4次)」(平成16年策定)に基づいて、さまざまな課題に対応して総合的かつ計画的な行財政運営を推進してきました。その成果が、現在の茨木市の姿となっています。

■総合計画の計画期間と人口推移



■昭和30年頃の商店街の様子



(本町通商店街)

■現在の商店街の様子



(阪急本通商店街)



■茨木市の将来像とまちの変遷

年 代	将 来 像	ま ち の 変 遷
総合計画(第1次) 昭和47年～54年	都市化の波をのりこえ、熟度の高い地域社会をつくる (1) 緑と水にめぐまれた光あふれる自然都市 (2) 健康でうるおいのある文化ゆたかな生活都市 (3) すぐれた機能をもつ 活気ある北大阪の中核都市	昭和48年(1973年) ・合同庁舎オープン 昭和52年(1977年) ・保健医療センターオープン 昭和53年(1978年) ・市民体育館オープン
総合計画(第1次) (改定) 昭和54年～59年	緑の豊かな格調の高いまちづくりをめざして (1) 緑と水に恵まれた光あふれる自然都市 (2) 健康でうるおいのある文化豊かな生活都市 (3) すぐれた機能をもつ 活気と個性のある都市	昭和55年(1980年) ・溶融式ごみ処理施設操業開始 昭和57年(1982年) ・国鉄貨物連絡線営業開始 昭和59年(1984年) ・非核平和都市宣言
総合計画(第2次) 昭和60年～平成7年	ゆとりと活力、そして秩序と調和ある「人間都市」の形成をめざして (1) 緑豊かで定住できる「生活都市」 (2) 都市圏のなかで活動する「自立都市」 (3) 先進的な特色と個性をそなえた「文化都市」	昭和60年(1985年) ・川端康成文学館オープン 平成2年(1990年) ・初の市民さくらまつり開催 ・大阪モノレール(南茨木～千里中央駅間)開業 平成4年(1992年) ・阪急京都線茨木市駅付近高架化事業完成
総合計画(第3次) 平成7年～平成17年	やさしさと活力ある、文化の香り高い都市(まち)の構築 (1) やさしさあふれる「福祉実感都市」 (2) 活力みなぎる「機能躍動都市」 (3) 文化ひろがる「環境魅力都市」	平成7年(1995年) ・阪神・淡路大震災発生 ・人権擁護都市宣言 平成9年(1997年) ・大阪モノレール(南茨木～門真市駅間)開通 平成10年(1998年) ・大阪モノレール彩都線(万博記念公園～阪大病院前駅間)開業 ・生涯学習都市宣言 平成13年(2001年) ・特例市となる 平成16年(2004年) ・彩都(国際文化公園都市)まちびらき
総合計画(第4次) 平成17年～27年	希望と活力に満ちた文化のまち いばらき (1) こころすこやか「福祉充実都市」 (2) くらしやすらか「安心実感都市」 (3) 未来はぐくむ「環境実践都市」 (4) 活力あふれる「生活躍動都市」 (5) 個性かがやく「文化創造都市」	平成19年(2007年) ・大阪モノレール彩都線(阪大病院前駅～彩都西駅間)開通 平成21年(2009年) ・新名神高速道路本線工事に着手 平成26年(2014年) ・安威川ダム本体工事に着手

③ 暮らしを楽しむまち

茨木市では、企画から運営まで市民が直接携わる市民主体の祭りやイベントが数多く行われ、市内外の参加者を集め、賑わいを見せています。また、生涯学習センター、青少年野外活動センター、中央図書館、スポーツ施設などが整備され、教育・文化・スポーツ施策が充実しています。これらの活動や施策が展開される、暮らしを楽しめるまちです。

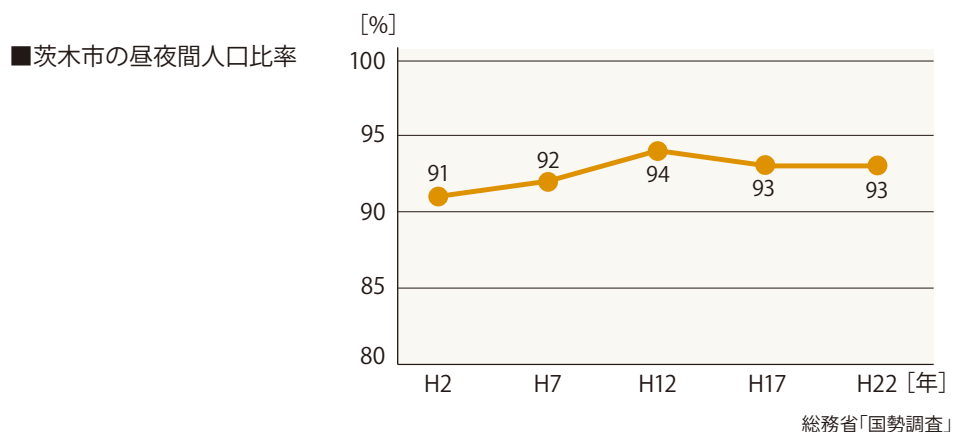


④ 働き・学び・住み、多様な機能をもつまち

茨木市は、恵まれた交通条件などにより、事業所や大学などが多く立地しています。通勤通学による流入人口も多く、昼夜間人口比率は90%台を維持しています。

一方、これまで本市では、できるだけ市街地の拡大を抑制する方向でまちづくりを進めたことにより、市街地の中に、住機能と公共施設、商業施設などが共存する、コンパクトな都市構造とバランスの良い土地利用となっています。

このように、茨木市は、働き・学び・住むといった多様な機能を合わせ持つ総合的な性格のまちです。



⑤ 歴史・文化が息づくまち

茨木市は歴史上早くから拓けた地域で、古くは弥生時代から大規模な集落が存在していました。東奈良遺跡からは多数の銅鐸鑄型等が発掘され、当時の最も優れた技術を有した地域であったことがうかがえます。また、古墳時代には大規模な前方後円墳が築かれ、大きな勢力を持っていたことを示しています。

中世から近世にかけては、茨木城を中心に城下町が形成され、数多くの大名が宿泊した郡山宿本陣、山間部には「聖フランシスコ・ザビエル像」などの遺物が発見された千提寺、下音羽の隠れキリシタンの里などが今に伝わっています。

また、近現代には著名な文化人である川端康成や富士正晴が暮らしたまちでもあります。

現在は、市民による文化活動も盛んで、発表会などさまざまな場を通じて、多くの方が文化・芸術などに触れる機会が創出されています。

このように茨木は古くから積み重ねられた歴史や文化が息づき、今につながるまちです。



国指定史跡郡山宿本陣

⑥ 学術研究機関などの資源が充実したまち

茨木市には、平成27年4月に立命館大学が開設されるなど、短期大学を含め7つの大学があり、高等教育機関の立地が充実しています。また地域の活性化等を図ることを目的に、市内外の大学等と協定を締結し、相互に連携、協力を行っています。

彩都西部地区のライフサイエンスパークには、ライフサイエンス分野の研究・開発機能を有する施設が集積しています。茨木市はこれらの知的資源を有効に活用できるまちです。



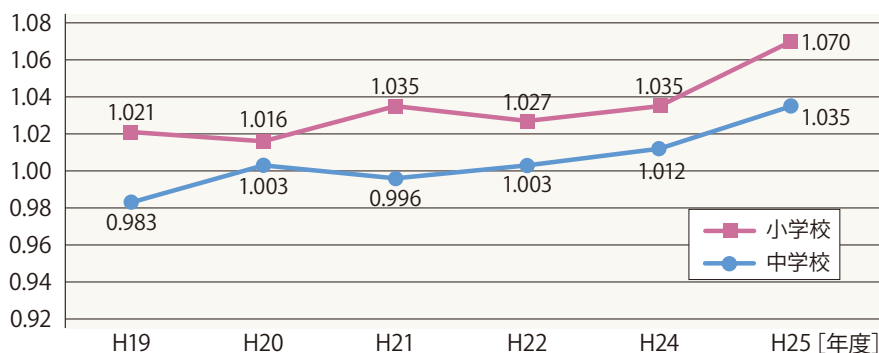
彩都ライフサイエンスパーク

⑦ 教育・子育て環境が充実したまち

茨木市は、義務教育では多面的な学力を計画的に向上させる施策が着実に成果を上げ、先進的な取組として評価されるほか、市内に府立・私立のさまざまな特色のある高校や大学が多く立地しています。

子育て支援については子育て支援センターやつどいの広場など地域で子育て中の親子をサポートする場が整い、また、医療費助成や放課後子ども教室などの取組を積極的に推進しており、安心して子育てができる、教育・子育て環境が充実したまちです。

■全国学力・学習状況調査結果合計(国語・算数・数学、全国比)



※平均正答率が、年度ごとに変わるため、全国平均=1として茨木市の結果を換算
茨木市資料

(3) 茨木市を取り巻く社会環境

総合計画は、時代とともに変化する、まちづくりに大きな影響を及ぼす社会環境を見定めた上で、20～30年といった長期的な視点から、今後10年間のまちづくりの方向を明らかにする必要があります。

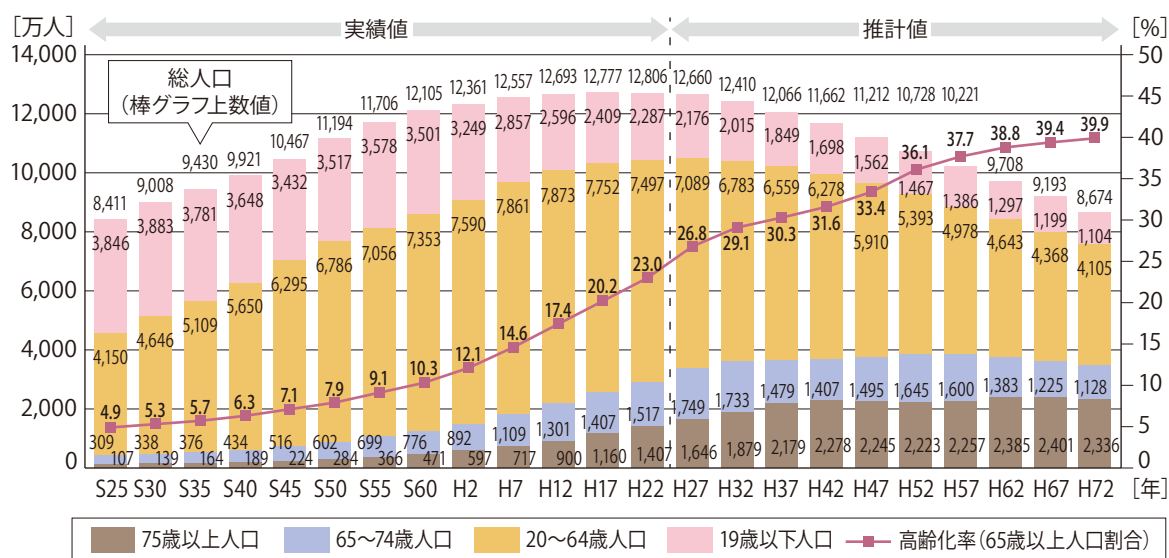
① 人口減少社会の到来と人口構造の変化

わが国の総人口は、既に減少傾向に入っています。また、高齢化の進行、特に後期高齢者の割合は年々高まり続ける一方、合計特殊出生率の低迷などにより、年少人口が減少しています。

この傾向は今後も続く予想される中、茨木市の人口は微増の状況にあります。地区レベルでは既に減少している小学校区も見られ、空き家も散見されます。また、少子高齢化、生産年齢人口の減少といった人口構造の変化は避けがたい状況にあります。

人口減少、人口構造の変化による課題は、市の施策全般に関わるものであり、市の活力を維持するといった視点からも重要です。そのため、子育て支援・教育や高齢者支援など、誰もが安心して暮らせるための施策の充実と、高齢者や女性の社会参加、観光や買い物に訪れる人々の増加等、市内で住む、働く、交流・活動する人口の拡大に向けた取組を行うことが必要です。

■ 全国の高齢化の推移と将来推計

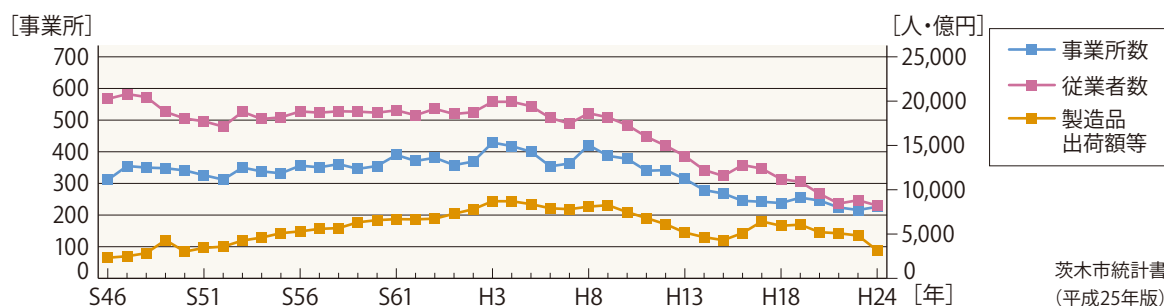


2010年までは総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定推計結果 (注)昭和25年～平成22年の総数は年齢不詳を含む

② 産業構造や地域経済を取り巻く状況の変化

経済面では、グローバル化が進展し、企業の生産拠点の海外への移転や集約化が進んでおり、国内においては東京圏への一極集中などが進みつつあります。また、景気については回復傾向が見られるものの先行きが不透明な状態が続いています。茨木市においても、大規模な工場等の転出が続いており、地域に密着した商業や農林業では、後継者問題などの課題が発生しています。

■ 工業事業所数・従業者数・出荷額等



茨木市統計書
(平成25年版)

一方で、コミュニティビジネス^{※1}やソーシャルビジネス、ICT^{※2}の活用や農業の6次産業化による新たなビジネス形態、芸術や地域文化を切り口とした新たな産業振興など、産業を取り巻く環境は多様化しており、起業の機会が増えると予想されます。さらに、茨木市は広域交通の利便性が高いこと等から、物流関連産業の新たな拠点の立地等もあり、このような動向を踏まえ、市内での起業・新規立地を支援し、産業の活性化と雇用の創出を進めることが求められます。

③ 主要プロジェクトをいかしたまちづくりの推進

本市では大規模事業所の転出を契機に、新たなプロジェクト（立命館大学のキャンパス開設、JR新駅の設置、スマートコミュニティの計画）が進んでいます。彩都、安威川ダム、新名神高速道路といった、従前から進められているプロジェクトに取り組むとともに、都市基盤の充実を図り、プロジェクトの波及効果をいかした、新たな魅力の創出と産業振興を図っていくことが求められています。



新名神高速道路茨木北IC(仮称)周辺図



安威川ダム完成イメージ

④ 安全・安心への意識の高まり

わが国では地震・水害・土砂災害等の自然災害が多く発生しており、近年では平成23年の東日本大震災、平成24年の九州北部豪雨、平成25年の台風18号、26号等により各地で甚大な被害が発生しました。茨木市においても、短時間での局地的豪雨による道路冠水等が発生しています。また、今後30年以内に発生する確率が約60~70%と予測されている、南海トラフ地震などの大規模地震発生が危惧される中、「災害に上限はない」こと、「人命が第一」であることの重要性を再認識し、ハード・ソフト施策を適切に組み合わせた防災・減災^{※3}対策をより一層推進する必要があります。

また、振り込め詐欺、ストーカー、ひったくりなどといった犯罪により生活に対する不安感が増して、防犯に対する意識が顕著になっています。さらに、鳥インフルエンザ、SARS、新型インフルエンザなどのこれまでにはなかった新たな感染症などの不安も高まっており、安全に安心して暮らせる生活環境があらためて求められています。



安威川増水時の様子

※1 コミュニティビジネス：

地域資源をいかしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組む事業を指します。

※2 ICT：

Information and Communication Technology(情報・通信技術)の略で、コンピュータやインターネットに関連する技術の総称を指します。

※3 減災：

災害によって起こりうる被害を最小限にとどめるための取組をいいます。

⑤ 環境問題への意識の高まり

世界人口の増加や経済成長を背景に、環境負荷の増大やエネルギーの枯渇など、地球環境問題への対応が急務となっており、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムから脱却する必要性が問われています。また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故によって、原子力問題、エネルギー問題がすべての国民の日々の暮らしに直接関わる重要な問題であることが認識されました。

今後は、ごみの減量や再資源化などの3R^{※1}を通じた循環型社会の形成、再生可能エネルギーの活用などによる低炭素社会^{※2}の実現、多くの二酸化炭素を吸収する森林等の保全・再生などの自然と共生する持続可能な社会の構築が求められています。

⑥ 地方分権の進展と民間活動の活発化

近年、地方分権が進展したことにより、地方自治体が独自の取組を行うことが可能となり、地域の特性をいかした個性的なまちづくりがより進めやすくなってきました。これからのまちづくりは、自己決定、自己責任のもと、新たな魅力や活力の創出につながる施策を展開していくことが求められています。

また、従来、まちづくりは行政が中心となって担ってきましたが、近年、市民・事業者・NPOなど、民間主体によるまちづくりの取組が活発になってきており、規制緩和や特区制度等も活用しながら、まちづくりの新たな担い手としての民間主体の役割が拡大しつつあります。

今後は、市民や事業者、行政等のまちづくりの主体が、それぞれの役割を認識しながら、めざすべき都市像を共有し、福祉、環境、防災、教育など、多くの分野で、まちづくりに力を合わせていく必要があります。

⑦ コミュニティの変容

小規模な家族類型の比率が高まったことやライフスタイルの多様化により、子育てや介護といった以前は家庭内で行われていたことの社会化が進んでいます。

都市部では、地方からの人口の流入が進んだことや、住民の頻繁な流入により、地域への愛着・帰属意識が低下している可能性があり、加えて、単身世帯等の増加等、地縁的なコミュニティ活動を志向しない世帯が増えていることなどから、地域における連帯感が希薄化する傾向にあり、地域力の向上をめざした取組が求められています。

一方で、平成10年のNPO法(特定非営利活動促進法)施行以来、NPO法人の数は年々増加しており、特定の課題解決に向けた社会活動に参加する、テーマ型のコミュニティ活動が活発化しています。

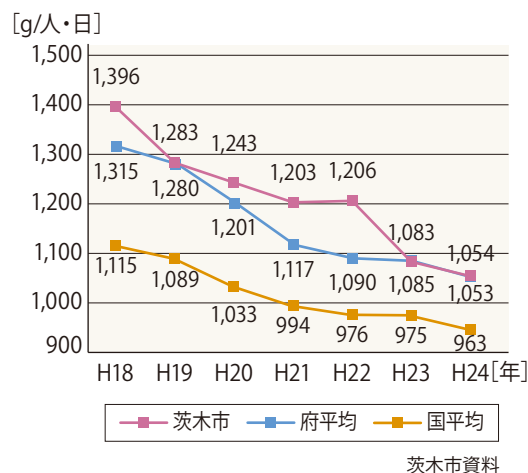
地域固有の課題解決や災害時においてコミュニティは大きな力を発揮することから、今後は地域のつながりの再生等とともに、さまざまなコミュニティ間の連携を進めていく必要があります。

※1 3R:

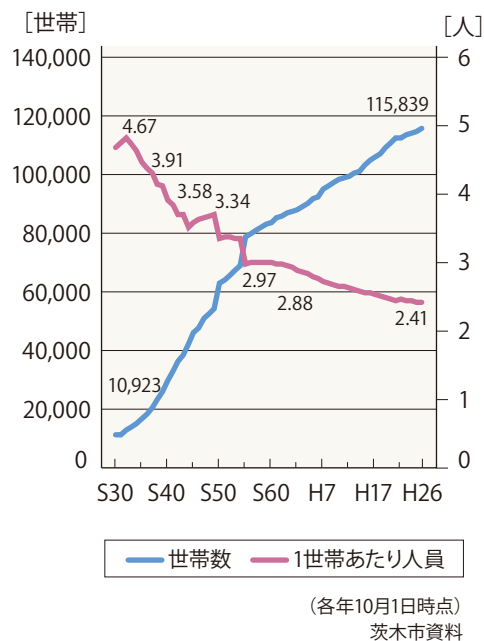
Reduce(リデュース=発生を抑制する)、Reuse(リユース=再使用する)、Recycle(リサイクル=再資源化する)

※2 低炭素社会:
温室効果ガスの排出を抑え、環境に配慮した社会のことをいいます。

■1人1日あたり平均ごみ排出量の推移



■世帯数及び1世帯あたり人員の推移



⑧ 情報ネットワーク社会の進展

ブログやSNSなどインターネットを介した多種多様なサービスが発達し、また、情報インフラや情報通信機器の急速な発展、普及により、「いつでも、どこでも、だれでも」簡単にコミュニケーションがとれ、新たなつながりを形成できる環境になってきました。また、膨大なデータを瞬時に処理したり、簡単に入手できるようになっています。

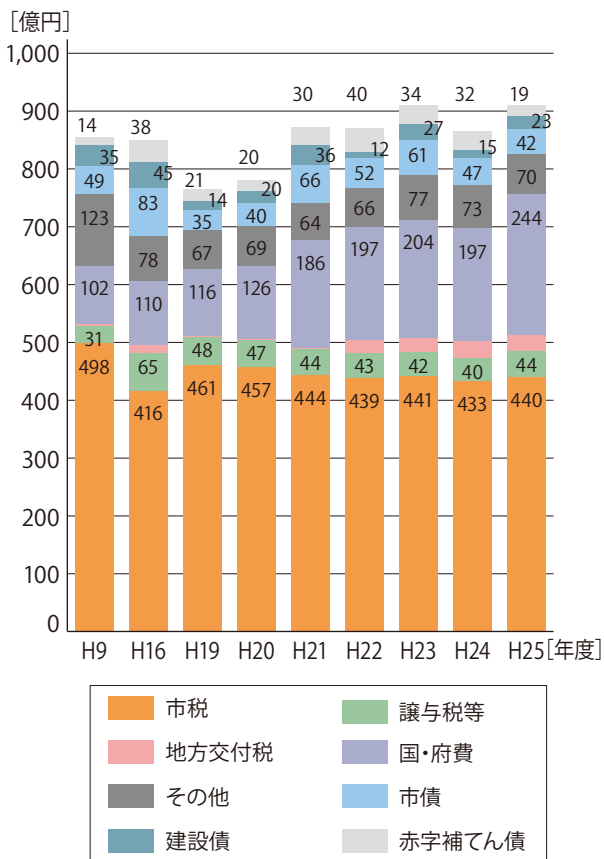
このような情報技術を活用することにより、場所や時間にとらわれない活動が可能となり、在宅医療・福祉、学習活動、防災などさまざまな分野での活用が期待されています。その一方で、情報通信基盤の整備水準、情報通信機器の利用方法や技術の程度による情報格差（デジタルデバイド）が懸念されています。また、コンピュータウイルスや不正アクセスなどのサイバー犯罪、企業の顧客情報の大量流出など、情報ネットワーク社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護、さらには情報教育の充実、情報モラルの醸成が新たな課題となっています。

⑨ 厳しい財政環境

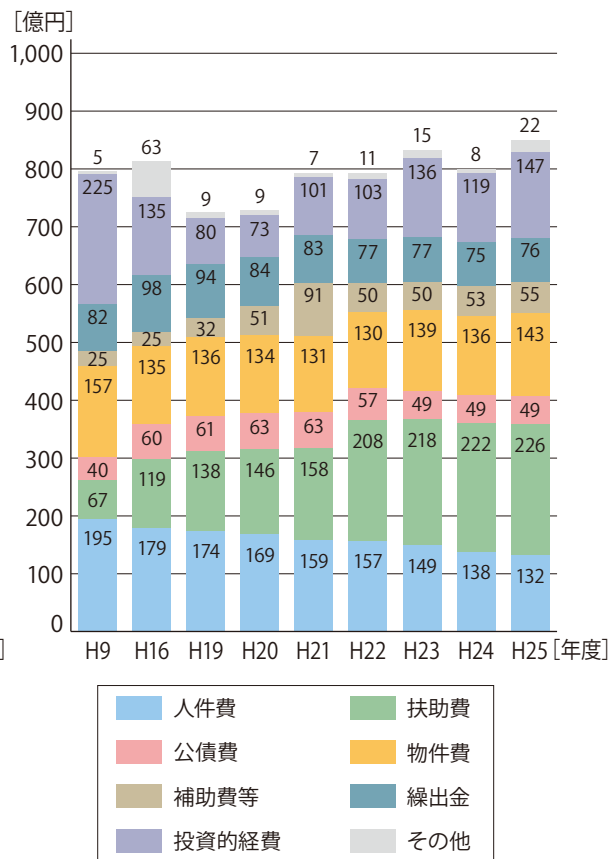
わが国の経済は、各種経済対策を背景に景気は緩やかな回復基調にあるものの、依然として先行きが不透明な状況にあります。また、国と地方自治体の税収は、近年やや持ち直す傾向が見られるものの、今後の少子高齢化の進展などを考慮すると、大きな伸びは見込めません。一方歳出は、高齢化に伴う保健や医療などの社会保障費の上昇により、増加傾向にあります。

今後、茨木市においても、生産年齢人口の減少などにより、市税収入の大幅な増収を見込むことができない一方で、増加し続ける扶助費や施設・インフラ設備の老朽化による維持補修費用の上昇などにより、財政が硬直化することが予測されるため、選択と集中、効率的で効果的な行財政運営のもと、より一層財政の健全化を図る必要があります。

■ 茨木市の歳入決算額の推移



■ 茨木市の歳出決算額の推移



茨木市資料

(4) 市民の思い

市民と将来像を共有し、その実現に向けてともに取り組んでいく総合計画とするために、平成24年度に市民アンケート、平成25年度には市民ワークショップを実施しました。そこで、得られた茨木市への思いを総合計画の基本構想へとつなげています。

① 市民アンケート

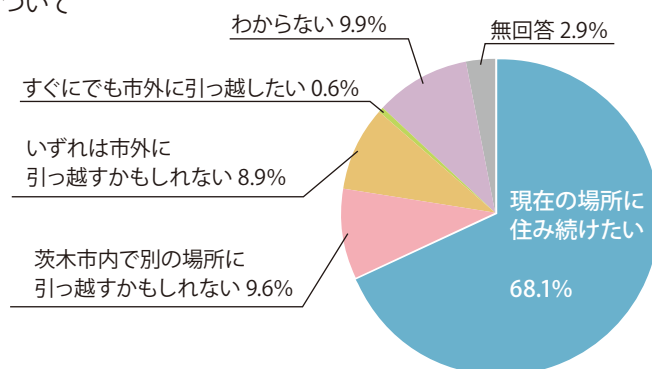
市民が日頃まちづくりについて考えていることや、まちづくりに対する率直な意見を把握するために行った市民アンケートにおいて、「今後の定住意向について」を質問しました。

その結果、約7割の方が「現在の場所に住み続けたい」と回答されました。また、その7割の方に「茨木市内に住み続けたい理由」(複数回答)としてお尋ねしたところ、上位5つの回答は、「住み慣れている」(67.2%)のほか、「交通の便が良い」(52.9%)、「住環境が良い」(38.2%)、「日常生活に必要な施設、ものがそろい便利」(28.2%)、「自然環境が良い」(25.1%)となり、茨木市が持つ魅力や特性が現れていると考えられます。

市民アンケート

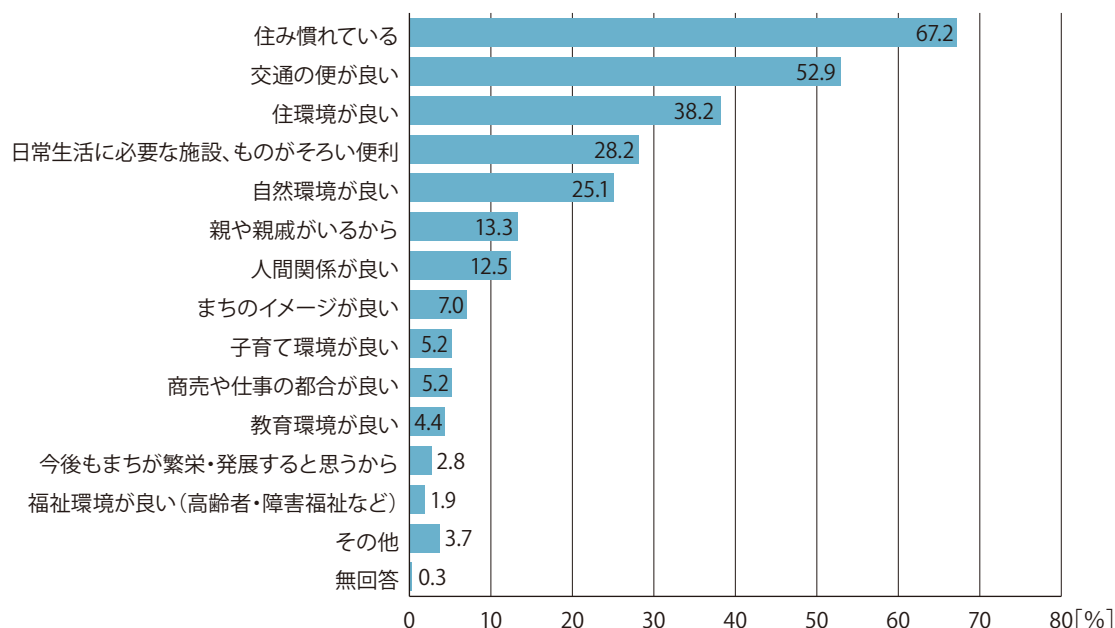
平成25年1月実施、20歳以上市民5,000人に送付、有効回収数2,423人、有効回収率48.5%

■今後の定住意向について



(N=2,423)

■茨木市内(現在の場所)に住み続けたい理由



② 市民ワークショップ(いばらきMIRAIカフェ)

計画策定に向けた取組を市民と一緒に進めていくため、茨木市に住む人、働く人、学ぶ人などが集い、茨木市の将来像などを考える市民ワークショップを、平成25年7月27日から平成26年2月1日までの間、計10回にわたり開催し、のべ722人の参加をいただきました。

■市民ワークショップ テーマ「私たちが住みたいまちってどんなまち？」で出された意見

活気・活力

- 茨木で買い物、地域のお店に貢献!
- 商店街をもっと楽しく!
- JR、阪急両駅前の再開発、商店街の活性化!
- 若い世代がもっとあつまる茨木に
- 新しいことに勇気をもって挑戦する意識と、一歩踏み出す行動
- 現状に満足せずチャレンジする
- 企業が出て行くな、人を呼び込んでお金を使わせよう!!

魅力・シンボル・発信

- 駅前を魅力的に!
- 若い人にとって魅力のあるまちに
- 茨木と言えば「○○」というシンボルがほしい
- 茨木市ブランド化プロジェクト、街PR
- パンチ力のあるまちに。茨木といえばコレ!コレといえば茨木!
- 茨木には素敵なものがたくさんあることを伝えたい
- 大好きな“いばらき”をみんなに知ってもらおう!
- 茨木の良さを市民が知って誇りをもつまちに!
- 豊かな歴史をふまえたまちづくりを
- 「愛着心」

参加・交流

- 市内3大学との連携!
- 世代と地域を越えて大きな「祭」を実現!
- あつまりに参加、世代間交流でまちを活性化!

つながり

- 声かけ、あいさつで人とのつながりを大切に
- 茨木市全体で人との関わりを持とう!
- “ほっと”できるまち・地域、人とのつながり・コミュニケーション
- 人の和(輪)を
- 気軽に集える場所づくり
- 地域の人とのつながりの居心地良さが「住みやすさ」
- ボランティアで助け合いのまちづくり
- 子ども、家庭、学校、地域、ひとりひとりを接続するジョイント機能、きっかけをたくさん設け、風通しの良い安心な環境
- まちの歴史を次世代に伝えていくことで、世代間交流に

子ども・子育て

- 子ども同士、子と親、親と高齢者のつながり、機会を生み出す
- 子育てしやすい街に
- 安心して子育てできるように
- 近所づきあいで子育て

高齢者

- 高齢者の手を借りて、子どもも安心して暮らせる街
- シニアが元気で活気のある街、地域の役に立てたらいいな
- 高齢者も子どもも安心して住めるまちづくり
- 地域のつながりがあるまち
- ホッとするまち

■市民ワークショップ テーマ「茨木市の良いところ、ちょっと残念なところ」で出された意見

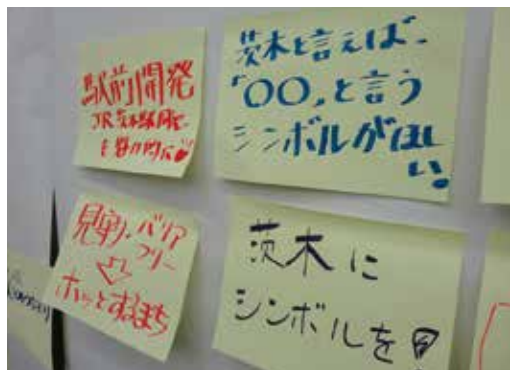
良いところ

- 住みやすい
- 自然豊かな地域が多い、市中心部にも桜並木など緑・自然がある
- 図書館の蔵書が豊富、生涯学習、スポーツなどの施設が充実している
- 地域の人々のつながりを大切にしている
- 歴史的、文化的に貴重な資源が豊富にある
- 都市景観が良い、ごちゃごちゃしていない

ちょっと残念なところ

- 商店街に元気がない、駅周辺の店舗が寂れている
- 高槻市、吹田市などと比べ、賑わいが少ない
- まちのテーマがない(「○○のまち いばらき」というものがない)
- 家賃が高い
- 地域のイベントに若い力が足りない
- 中心部の交通渋滞

■市民ワークショップの様子



(5) 計画の位置づけ

① 市民・事業者・市が共有して取り組む計画としての位置づけ

・めざすべき将来像と実現への道筋を明らかにする

総合計画は、市民、事業者、議会、行政が、めざすべき共通の将来像をイメージして、その実現に向けてまちづくりを進めていくための計画とします。

・まちづくりに関わる主体の行動指針

さまざまな主体が、協働と役割分担のもと、まちづくりを進めるために共有すべき指針とします。

② 行政運営計画としての位置づけ

・最上位計画としての指針

あらゆるまちづくり分野を包括する、最も上位に位置づけられる計画としての方向性を示す、各分野の行政計画の基本とします。

・行財政運営の指針

計画の進捗管理を行うため、施策評価を実施し、効率的かつ効果的な行財政運営の指針となる計画とします。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3階層で構成します。

① 基本構想

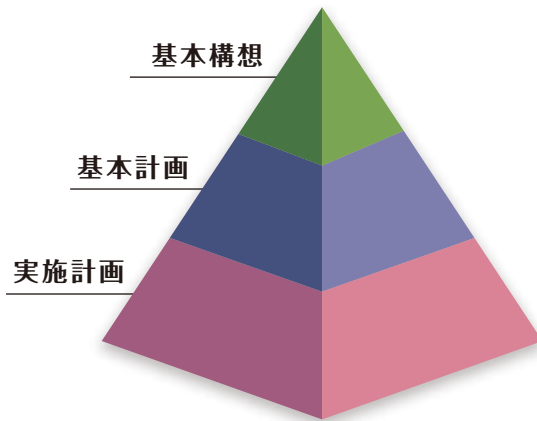
基本構想は、まちの将来像とそのめざすべき方向性を示します。

② 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像の実現を図る施策と取組の内容、重点プラン、都市構造、財政計画を示します。

③ 実施計画

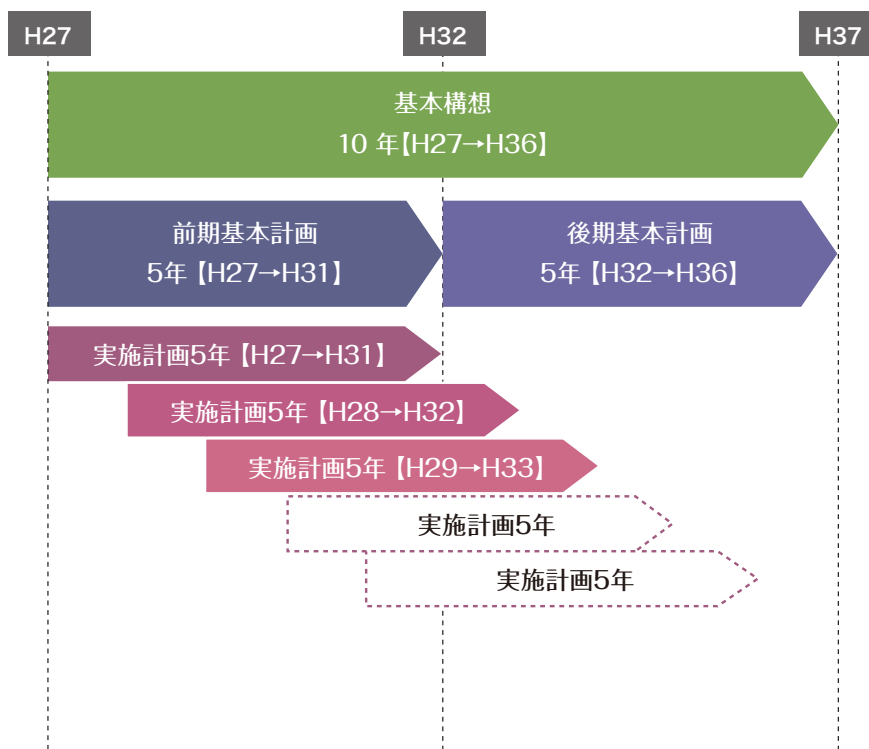
実施計画は、基本計画で定めた取組を市で推進する具体的な事業内容を示します。
なお、実施計画は、ローリング方式で毎年改定を行うため、本計画書とは別途作成します。



(2) 計画の期間

総合計画は、以下のとおり計画期間を設定します。

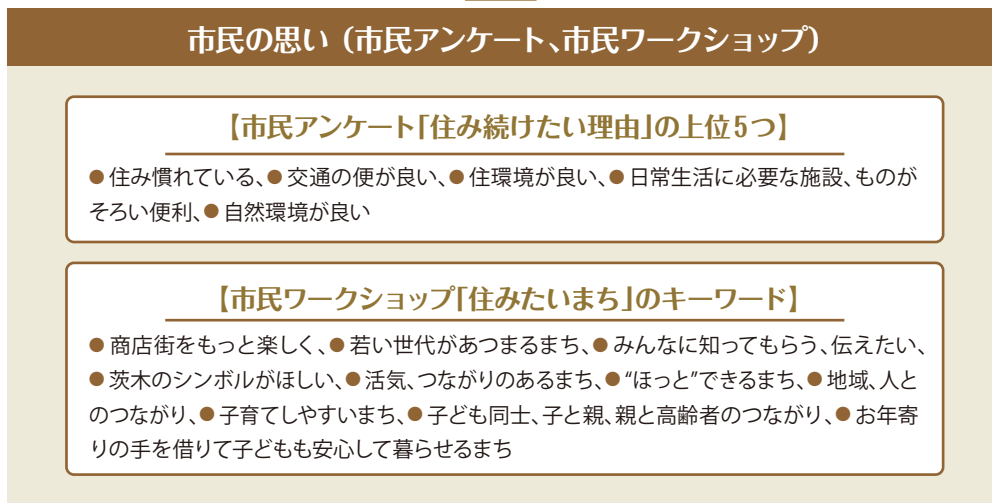
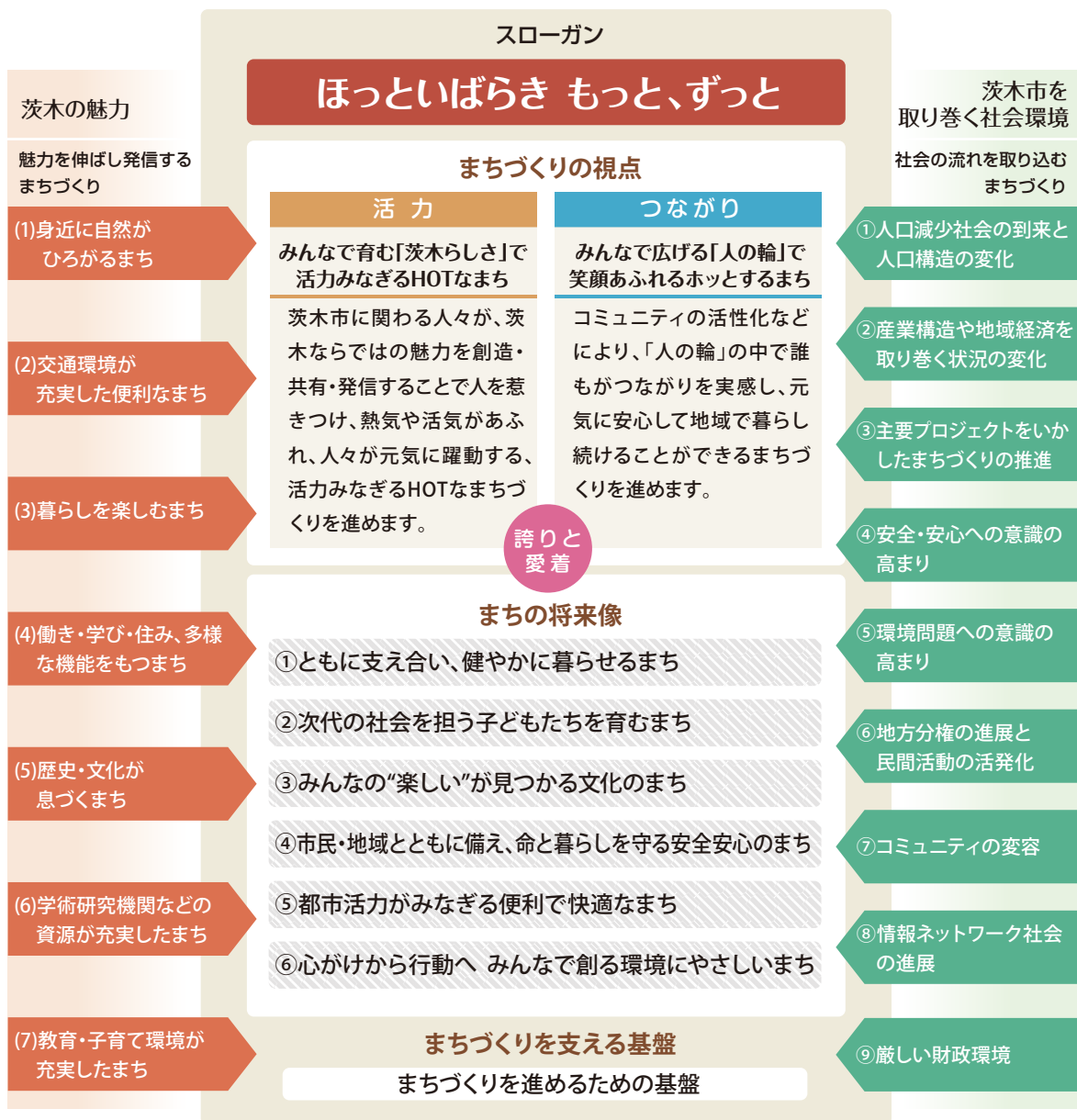
- ① 基本構想の計画期間は、10年間（平成27年度～平成36年度）
- ② 基本計画の計画期間は、5年間（前期：5年間、後期：5年間）
- ③ 実施計画の計画期間は、5年間とし、ローリング方式にて毎年改定します。



基本構想

基本構想は、まちの将来像と
そのめざすべき方向性を示します。

基本構想の概要



計画策定に当たって、「茨木の魅力」、「茨木市を取り巻く社会環境」、「市民の思い」を整理・把握してきました。これからのまちづくりを進めるにあたり、これら3つの方向から、重要な視点を2つ設定します。

(1)まちづくりの視点1【活力】

市民の思い

市民アンケートにおいて、「住み続けたい理由」を尋ねたところ、最も回答の多かったのは「住み慣れている」ですが、「交通の便が良い」、「住環境が良い」、「日常生活に必要な施設、ものがそろい便利」、「自然環境が良い」などが続きます。

また、市民ワークショップでは、「住みたいまち」のキーワードとして、●商店街をもっと楽しく、●駅前、商店街活性化、●若い世代があつまるまち、●パンチ力のあるまち、●みんなに知ってもらう、伝えたい、●市民が誇りをもつまち、●茨木といえばコレ!コレといえば茨木!をつくる、●茨木のシンボルがほしい、●活気、つながりのあるまち、などが出されました。

茨木の魅力

名神高速道路等の国土幹線、JR・阪急・大阪モノレールといった鉄軌道網等、交通利便性の高さがありながら、市の中心を走る元茨木川緑地や北摂山系の豊かな緑など、身近に自然も多く、恵まれた環境にあります。また、長きにわたり培われてきた文化や歴史など誇るべき魅力が数多くあります。

茨木市を取り巻く社会環境

生産拠点の集約等により大規模な工場等の転出が続きましたが、茨木市ではそれを契機として大学のキャンパス開設等、新たなプロジェクトが進むとともに、物流関連においては新たな拠点の立地等もあります。産業を取り巻く環境では、ICT活用による新しいビジネス形態や芸術などを切り口とした産業振興などにより多様化が進んでいます。

交通の利便性や快適な住環境、市北部や都市部における豊かな緑、古くからの文化歴史など、茨木市には誇るべき魅力が数多くあります。主要プロジェクトの進展など今後の活力につながる事業も進んでいます。

また、市民ワークショップでは、「活性化」や「若い世代」といった活力をキーワードとした言葉が多く出ましたが、一方で駅周辺や商店街における賑わい不足や、「茨木といえば」と聞かれて誰もが思いつくような「茨木らしさ」が足りないといった意見も出されました。

まちづくりの視点 1

みんなで育む「茨木らしさ」で 活力みなぎるHOTなまち

茨木市に関わる人々が、茨木ならではの魅力を創造・共有・発信することで人を惹きつけ、熱気や活気があふれ、人々が元気に躍動する、活力みなぎるHOTなまちづくりを進めます。

(2) まちづくりの視点2【つながり】

市民の思い

市民アンケートにおいて、「参加している地域活動」を尋ねたところ、「何もしていない」が約4割を占めますが、その理由は「時間的な余裕がない」、「きっかけがない」といったものが多く、「地域での活動に関心がない」や「自分にとってメリットがない」とする回答者は1割以下でした。

また、市民ワークショップでは、「住みたいまち」のキーワードとして、●“ほっと”できるまち、●地域、人とのつながり、●世代間交流、●人の和(輪)、●声かけ、あいさつでつながりを、●子育てしやすいまち、●つながるきっかけが大切、●子ども同士、子と親、親と高齢者のつながり、●お年寄りの手を借りて子どもも安心して暮らせるまち、●シニアが元気で活気のあるまち、などが出されました。

茨木の魅力

企画から運営まで市民が直接携わる市民主体の祭りやイベントが盛んです。また、子育て支援では、つどいの広場など地域で子育て中の親子をサポートする場が整うなど、教育・子育て環境の充実が図られています。多くの大学が立地することから、地域と大学が連携した取組も進んでいます。

茨木市を取り巻く社会環境

小規模な家族類型の比率が高まったことやライフスタイルの多様化により、子育てや介護の社会化が進んでいます。都市部では、単身世帯の増加等、地縁的なコミュニティ活動を志向しない世帯の増加などにより、地域住民のつながりが希薄化する一方で、新たなつながりも求められています。

世帯構成の変化、情報化の進展、就業形態の変化などに伴い人々の価値観や生活様式が多様化する中で、地域における連帯感の希薄化が課題となっています。一方で、市民アンケートでは、現在地域活動に参加していない市民も、時間やきっかけがないだけで、関心が無いわけではありません。また、市民主体の祭りやイベント、地域で子育てをサポートする仕組み、地域と大学の連携など、新たなつながりへの取組が行われており、市民ワークショップにおいても、世代間交流や人の和(輪)といった「つながり」を連想させるキーワードが数多く出ました。

まちづくりの視点2

みんなで広げる「人の輪」で 笑顔あふれるホッとするまち

コミュニティの活性化などにより、「人の輪」の中で誰もがつながりを実感し、元気に安心して地域で暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

茨木市に住んでいる人には「住み続けたい」、市外の人からは「住んでみたい」「訪れたい」と思われるまちにするために、2つのまちづくりの視点を結びつけ、総合計画のスローガンを定めます。



スローガン
ほっといばらき もっと、ずっと

「ほっと」

は、熱気や活気があふれ、市民が元気に躍動するまちの姿を表す「HOT」と、誰もがやすらぎを感じ、安心して生活を送ることができるまちの姿を表す「ホッと」を意味しています。この二つの「ほっと」はそれぞれの姿を単独で表現するものでなく、互いに連携し、活力とつながりが相互に作用することで、新たな茨木市の魅力を創造することも意味しています。

「もっと」

は、茨木市の魅力や暮らしやすさをさらに高め、市内外のより多くの人々に、これまで以上に「もっと」感じてもらえるまちづくりをめざすとともに、「ほっと」なまちづくりを進めることで、市民が持つ本市への「誇りと愛着」を深めていくことを意味しています。

「ずっと」

は、少子高齢化による人口構造の変化や人口減少社会にあって、茨木市の「ほっと」が将来にわたって持続し、市民の皆さんにこれからも「ずっと」住み続けてもらえるまちづくりを進めていくことを意味しています。

2つの「ほっと」な視点で、「もっと」多くの人々に、
「ずっと」住み続けてもらえる「いばらき」をめざします

3 まちの将来像とまちづくりを支える基盤の方針

まちづくりの視点、スローガンを踏まえ、6つのまちの将来像と、それを支えるまちづくりを進めるための基盤の方針を掲げます。

《まちの将来像》

(1) ともに支え合い、健やかに暮らせるまち

少子高齢化の進展、市民の生活意識の変化や価値観の多様化などを背景に、ひとり暮らし世帯の増加や近隣同士の関係の希薄化が今後も進むものと予想されます。一方で、住み慣れた地域でいつまでも健康でいきいきと暮らし続けたい、支援が必要な場合に適切なサービスを受けたい、安心して医療を受けたいという市民ニーズは一層高まるものと考えられます。

このため、市民の生活を守る社会保障制度の適正な運用を図るとともに、市民一人ひとりが地域福祉に対する意識を高め、相互に認め合い、支え合って暮らす社会を念頭に、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の適切な役割分担のもと、市民やボランティア団体・市民活動団体、関係機関、行政が連携して、保健、医療、福祉、介護などに関わる総合的なサービスを市民の誰もが受けられるまちをめざします。

また、高齢者や障害者が住み慣れた地域で、安心して生きがいを持って生活できるよう、福祉サービスの充実を図るほか、主体的に社会・地域活動に参加できる体制や仕組みづくりを進めます。

さらに、すべての市民が生涯にわたって望ましい生活習慣を身に付け、心身ともに健やかに暮らせるよう、個人の健康づくりを地域社会全体で支援する環境整備を進めるとともに、安全・安心な市民生活を確保するため、充実した地域医療体制をめざします。



障害福祉サービス事業所における生産活動

自助・互助・共助・公助とは

「自助」…地域に住む一人ひとりが努力していくこと

「互助」…家族や友人関係、近所づきあいなど、地域でお互いに支え合うこと

「共助」…一定のコミュニティの中でシステム化されたものや、介護保険などのような共に支え合うこと

「公助」…個人や地域など、民間の力では解決できない問題に対して、行政（公的機関）が行うこと

(2) 次代の社会を担う子どもたちを育むまち

少子高齢化社会の到来、安全安心に対する意識や価値観・生活スタイルの変化、また核家族化等の進行による近隣関係の希薄化など、子育て・教育を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、「子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在」であるとの基本的な考え方のもと、地域社会全体で次代を担う子どもたちを育てていくことが求められています。

このため、就学前の質の高い教育・保育の総合的な提供や子ども・家庭の状況に応じた切れ目のない支援をはじめ、地域のさまざまな人材が連携・協力した子育て支援など、安心して子育てできる環境の整備を進めていきます。

また、これからの社会を生き抜く子どもたちには、他者と協働しながら新しい価値を創造する力や自らの力で困難を乗り越え、未来を切り拓く力が求められています。

そのため、思考力、基礎力、実践力といった21世紀型能力を含んだ「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」、すなわち「生きる力」の育成に向け、発達段階を考慮しつつ就学前から中学校卒業まで一貫した指導を通して、きめ細やかで質の高い教育をめざすとともに、よりよい学習環境を整備します。

さらに、青少年等が、さまざまな活動に参加することができ、必要に応じて適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長できる取組を進めるとともに、地域・家庭・学校の連携を促進することによって、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育むコミュニティづくりを進めます。



つどいの広場



保育所での給食



小学校での授業の様子



中学生の職業体験学習

(3) みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち

社会の成熟化に伴う心の豊かさや生きがいのための学習需要の増大への対応は、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成などに結びつきます。また、社会・経済の変化に対応した生涯学習の機会は地域の発展に寄与する人材育成につながります。

このため、市民の多様なニーズに対応した資料や情報を的確に提供するとともに、大学や高等学校などとの連携を図りつつ、いつでも、どこでも、誰もが学ぶことができる機会の拡充と環境を整備し、学習成果を発揮できる生涯学習社会の実現を図ります。また、健康増進、生きがいづくりの観点から誰もが生涯スポーツに親しめる環境を整えます。

さらに、気軽に文化芸術活動に取り組むことができる機会を拡充するとともに、郷土の歴史の理解を通して市民のふるさと意識が育まれるよう、文化遺産の保護を図ります。あわせて、自然、文化、歴史、地域で生み出される特産品など魅力的な観光資源や、北部地域の魅力向上などにより、賑わいや、憩いの場を創出します。

また、国内外の都市との幅広い交流などを通して、異文化への理解を深め、多文化共生の感覚を育むとともに、さまざまな人が訪れ暮らしやすいまち、“楽しい”が見つかる文化のまちをめざします。



川端康成文学館



茨木市吹奏楽団



グラウンドゴルフの様子



府有形文化財マリア十五玄義図
(文化財資料館保管)

(4) 市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち

今世紀前半の発生が危惧される南海トラフ地震や、近年頻発する局地的短時間豪雨に対応するため、ハード・ソフト両面からの安全安心なまちづくりの推進が求められています。

このため、避難施設(避難所)の機能強化をはじめとした防災対策の充実を図るとともに、建築物及び上下水道施設等の耐震化を促進するほか、総合的な雨水対策の推進や、多様化・大規模化する災害に備えた消防・救急体制の充実によって消防力の強化を図ります。

また、「地域のことは地域で守る」という理念のもと、防災意識の高揚を図り、自助、互助・共助の取組強化を支援するとともに、地域ぐるみで災害に備える自主防災活動をより支援します。

さらに、警察や防犯協会などの関係機関と連携した防犯啓発や、地域における防犯環境の整備や防犯活動を支援するとともに、消費者被害を未然に防止するため、相談体制と啓発の充実を図ります。



消防隊の訓練



地域での防災訓練(煙体験訓練)



防犯パトロール



救急活動の様子

(5) 都市活力がみなぎる便利で快適なまち

茨木市は、国土軸に位置する優位性を有しています。大阪都心への交通利便性にも優れています。また、豊かな自然と歴史・文化に恵まれた都市です。このような環境を背景に、暮らしやすく、企業活動も活発に行われる都市として、バランスのとれた都市構造を実現してきました。

近年、グローバル化の進展などにより過去に誘致した企業、工場の転出が続きましたが、本市のもつ地理的条件、優れた学術文化環境から、新たな知の拠点や、地域全体で環境負荷の低減をめざす構想など、時代を先取りした工場跡地の利用が進展しています。これらは、本市の今後に大きな変化を与えるものとなる可能性を有しています。また、北部地域では、彩都、安威川ダム、新名神高速道路の整備が進んでいます。今後の都市づくりにおいては、このような本市の立地優位性と、市域で進んでいる計画を、本市の発展と魅力・活力の向上につなげていかなければなりません。

このため、計画的な都市づくりを進めてきた基本的な姿勢を継承、発展させるとともに、本市のポテンシャルをいかし、快適な住環境の維持、増進や、適地における企業の誘致、雇用の拡大、ライフサイエンス分野をはじめとする新たな産業の育成に取り組みます。また、農林業等による地産地消の取組や市民等の新たな担い手の育成、確保に取り組みむとともに、便利で快適な商店街づくりや市内事業所の事業継続、成長に向けた取組を支援します。

さらに、本市の玄関口となるJR茨木駅、阪急茨木市駅周辺の市中心部の再整備を進めるとともに、人口減少社会を迎えたわが国において顕在化しつつある諸課題（空き家対策、共同住宅の建て替え、公共・公益施設の維持など）に取り組みます。



上空から見た茨木市



茨木阪急本通商店街



立命館大学大阪いばらきキャンパス(毎日新聞社提供)

(6)心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

市民や事業者のエネルギー問題に対する意識の変化、地球規模での環境問題への対応、また、自然と共生する持続可能な社会の構築など、現在の環境を取り巻く状況は大きく変化しており、身近な生活環境の保全とともに、市民の環境意識への対応が求められています。

このため、ライフスタイルや事業活動における環境への負荷低減に努め、生活環境の保全を図るとともに、生物多様性^{*}の保全や身近なみどりの保全と活用により、人と自然とのふれあいがひろがる自然環境を創ります。

また、人と環境の関わりを知り、環境意識の向上に取り組むことで、省エネルギー活動の実践や再生可能エネルギーの普及による低炭素社会の形成、さらにはごみの減量化・再資源化による資源循環型社会の形成を進めます。

これらに資する積極的な環境配慮行動に取り組む市民や事業者を支援することで、あらゆる主体が協働し、生活環境、自然環境、低炭素、資源の循環を基盤とした、みんなで創る環境にやさしいまちをめざします。



水辺の生きもの観察会



環境教育ボランティアによる環境講座



消防署西河原分署に設置した太陽熱温水器



資源物分別の様子

※生物多様性:

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。たくさんの種類の動植物がいる「種の多様性」、森林・里地里山や河川など様々な環境がある「生態系の多様性」、同じ種類でも異なる遺伝子を持つ「遺伝子の多様性」の3つの多様性があり、これら3つの多様性が深く結びつくことで、多くの生きものが暮らしています。

《まちづくりを支える基盤》

(7) まちづくりを進めるための基盤

社会経済状況の変化や地方分権のさらなる進展を踏まえ、将来にわたる健全財政を基本とし、まちづくりの基盤となる効率的・効果的な自治体運営を推進するとともに、行政に求められる役割の変化に対応できる人材の確保と職員の育成を図り、市民の目線に立った、市民のための市役所づくりを進めます。

まちづくりの主役は市民です。人間関係や地域でのつながりの希薄化が進む中で、新たな地域のつながりを創出し、地域の課題を地域で解決できる地域自治のまちづくりを推進するとともに、NPOなどの自発的な公益活動を推進しながら、市民・事業者・市民活動団体等と市の良好なコミュニケーションと信頼関係による協働のまちづくりを進めるため、積極的な情報の共有と仕組みづくりを推進します。

そして、すべての行政分野において人権尊重のまちづくりと、男女共同参画社会の基本理念を踏まえ、市民とともに総合的な施策の推進に取り組みます。

また、基本構想のスローガンである“ほっといばらき もっと、ずっと”の実現をめざし、人口減少社会を視野に入れながら本市の持つ魅力を積極的に市内外に発信します。



非核平和都市宣言30周年記念被爆ピアノコンサート



ふるさと祭り



茨木市役所

前期基本計画

(平成27年度～平成31年度)

基本計画は、基本構想に掲げるまちの
将来像の実現を図る施策と取組の内容、
重点プラン、都市構造、財政計画を示します。

(1) 基本計画の位置づけ

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像を具体化するための施策と取組の内容、重点プラン、都市構造、財政計画を示します。

なお、施策ごとに評価を行い、施策と取組の進捗を管理します。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、以下の5つから構成します。

① 将来人口推計

計画の前提条件となる人口推計結果を整理しています。

② 重点プラン

基本計画において、施策の必要性や優先度を見極め、重点的に取り組むべき内容を定めています。

③ 施策別計画

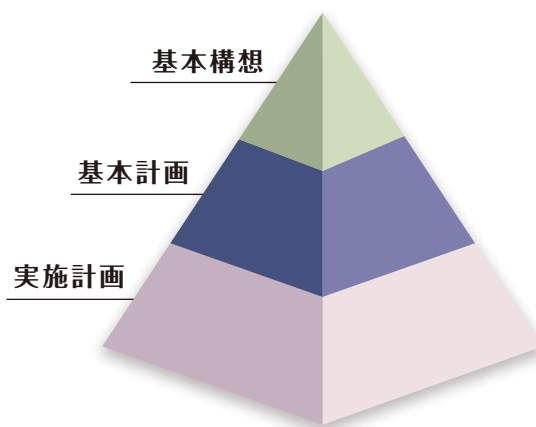
基本構想において定めたまちの将来像別に、今後5年間の具体的な施策・取組の内容を定めています。

④ 都市構造

市内を特性別に6つに分類し、それぞれの区分において都市づくりの方針を定めています。

⑤ 財政計画

基本構想の実現と基本計画の諸施策の推進を図るため、財政計画を定めています。



(3) 施策体系

基本構想を実現するための6つのまちの将来像とまちづくりを支える基盤の施策体系は次のとおりです。

【 施策 】

まちの将来像 1

ともに支え合い、
健やかに暮らせるまち

- ①地域福祉を推進する
- ②高齢者への支援を推進する
- ③障害者への支援を推進する
- ④生活困窮者への支援を推進する
- ⑤健康づくりや地域医療を充実する
- ⑥社会保険制度を安定的に運営する

まちの将来像 2

次代の社会を担う
子どもたちを育むまち

- ①すべての子どもの育ちを支援する
- ②地域ぐるみの子育てを推進する
- ③「生きる力」を育む教育を推進する
- ④魅力ある教育環境づくりを推進する
- ⑤青少年が心豊かにたくましく成長できるよう取組を推進する

まちの将来像 3

みんなの“楽しい”が
見つかる文化のまち

- ①生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する
- ②みんなが楽しめるスポーツ活動を推進する
- ③文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する
- ④観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる
- ⑤都市間の交流と国際化をすすめる

まちの将来像 4

市民・地域とともに備え、
命と暮らしを守る
安全安心のまち

- ①災害への備えを充実させる
- ②消防・救急体制の充実強化を図る
- ③防犯や多様な危機への対策強化を図る
- ④消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める

【 施 策 】

まちの将来像 5

都市活力がみなぎる
便利で快適なまち

- ① 地域経済を支える産業をまもりそだてる
- ② 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる
- ③ 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる
- ④ 地域特性をいかした都市づくりを計画的にすすめる
- ⑤ 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる
- ⑥ 時代と市民の期待・要請に応え
活力みなぎる都市づくりをすすめる
- ⑦ 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え
持続可能な都市づくりをすすめる
- ⑧ 暮らしと産業を支える交通を充実させる
- ⑨ 市民・民間によるまちづくりを促進する

まちの将来像 6

心がけから行動へ みんなで
創る環境にやさしいまち

- ① いごこちの良い生活環境をたもつ
- ② バランスのとれた自然環境をつくる
- ③ ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす
- ④ きちんと分別で資源の循環をすすめる

まちづくりを支える基盤

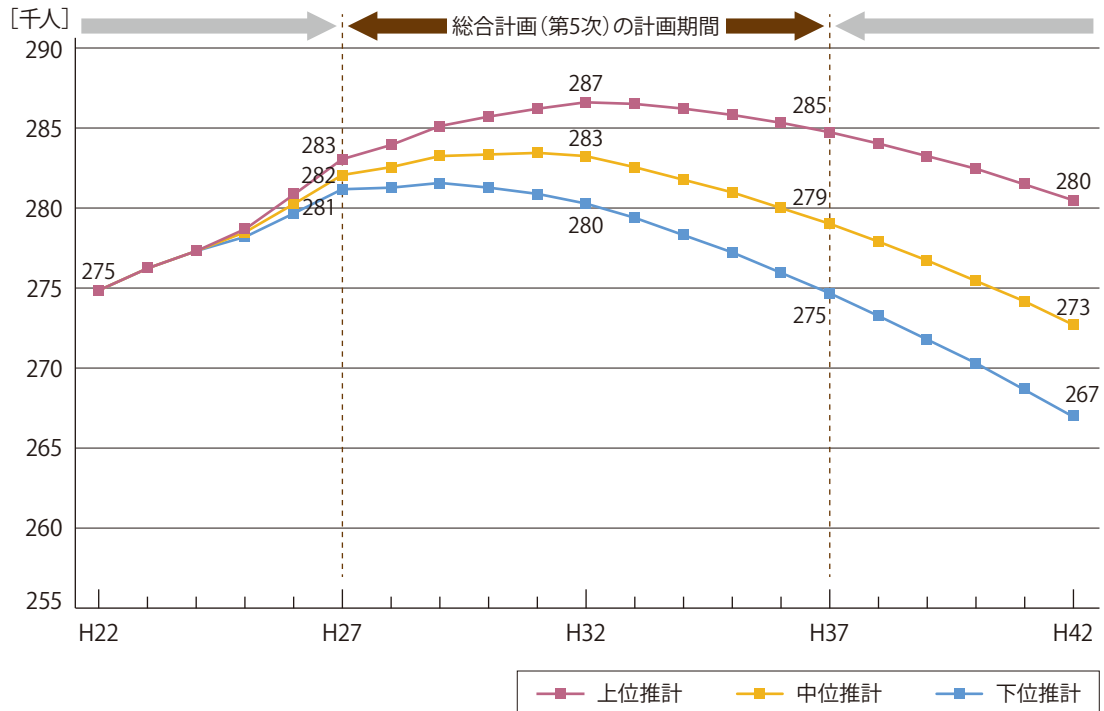
まちづくりを
進めるための基盤

- ① まちの魅力を市内外に発信する
- ② 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する
- ③ 地域社会の発展に貢献できる職員を育成する
- ④ 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす
- ⑤ 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす
- ⑥ 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する
- ⑦ 多様な主体による協働のまちづくりを推進する

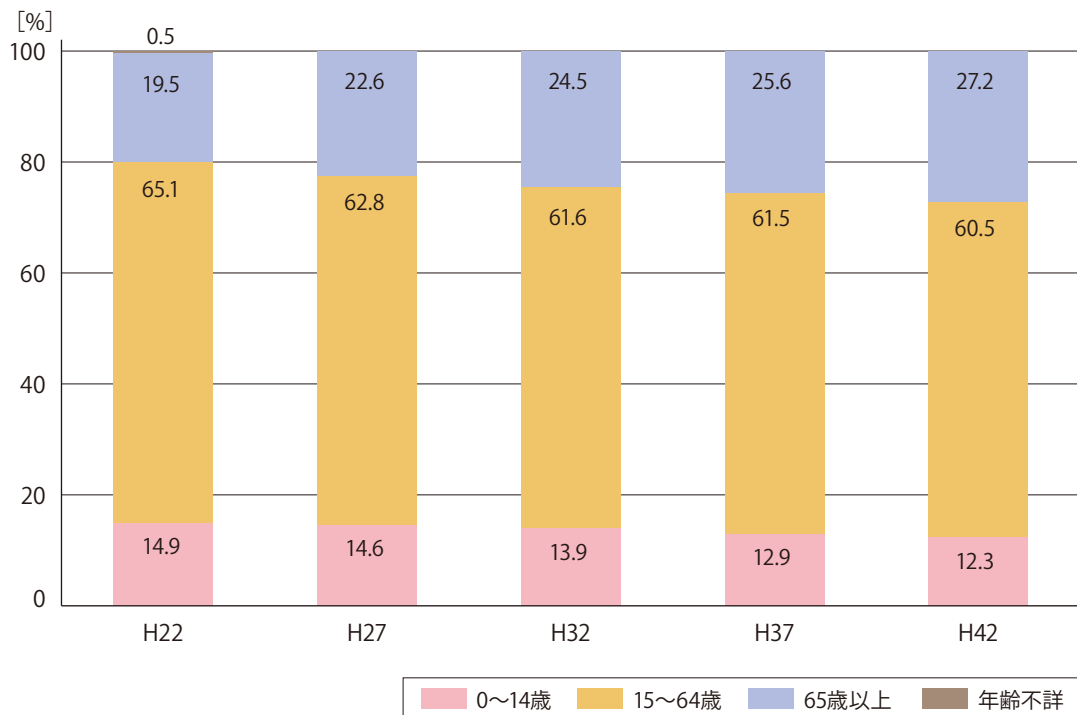
2 将来人口推計

中位推計による人口のピークは、平成31年で約28万3千人です。平成37年の人口は約27万9千人であり、平成22年と比較して約4千人多くなることが見込まれます。また、老年人口の割合が平成22年の19.5%から、目標年の平成37年には25%を超えることが予測されます。さらに、生産年齢人口と年少人口の割合は現在より低下する見込みです。

■総人口の推移(人口推計結果)



■年齢階層別人口割合の推移(中位推計)



重点プラン

施策の必要性や優先度を見極め、
重点的に取り組むべき内容を
示しています。

3 重点プラン

(1) 重点プランとは

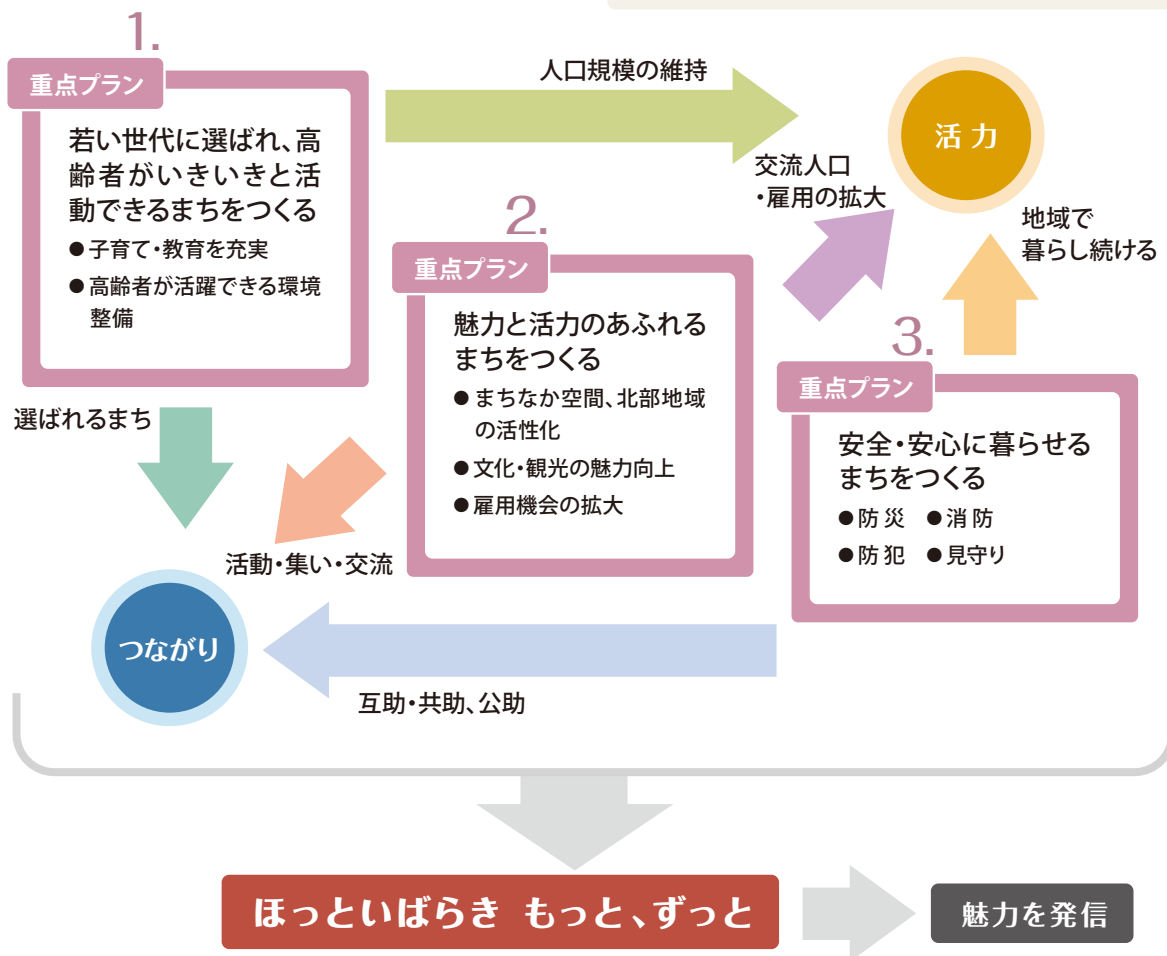
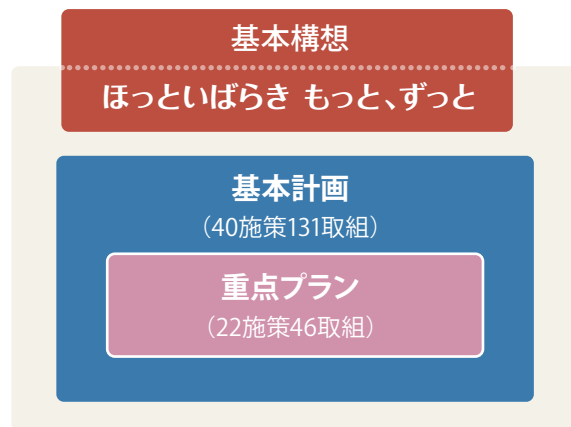
市民、事業者・団体、市の協働のもと、基本計画(施策別計画)で掲げる施策・取組の中から、重点的に取り組むべきテーマを選定し、「重点プラン」として位置づけます。

これからの人口の動向や厳しい経済状況等の社会環境のもとでは、長期的な視点に立った持続可能なまちづくりが求められます。そのため、まちづくりの視点である、活力やつながりの観点から、将来に備えるということを重点プランの基本的な考え方とします。

これらの重点プランは、施策体系の枠を超え、複数の施策や取組を一体的に実行していくものです。

今後、重点プランを積極的に推進し、基本構想のスローガンである「ほっといばらき もっと、ずっと」を実現し、多くの人々から選ばれるまちづくりを進めます。

また、重点プランなどを推進することにより、高められるまちの活力や魅力について、情報発信を行うシティプロモーションに取り組みます。



(2) 重点プラン1 若い世代に選ばれ、高齢者がいきいきと活動できるまちをつくる

① 重点プランの必要性

茨木市は今後も一定期間は人口増が見込まれていますが、中長期的には、現状のまま推移すれば全国の傾向と同様、少子化の進展と人口減少に転じることが予想されます。また、茨木市の高齢化率は全国の平均より低くなっていますが、確実に高齢人口の割合は高まっています。

このため、さまざまな取組によって、子育て世代の定着・流入を図り、現状の人口規模の維持を目標とするとともに、高齢者がいつまでもいきいきと活躍できる環境を整えることによって、まちの活力をさらに高める必要があります。また、取組を多世代交流などにつなげ、地域のつながりを高める必要があります。

② 重点プランの方向性

これまで以上に、教育や子育て、雇用等の支援を充実することで、子育てに対する経済的、精神的不安を解消し、魅力ある子育て環境を創出します。

その結果、茨木市が「出産・子育て・教育環境の充実したまち」として評価され、居住地として選択されることにより、子育て世代の定着と流入を促進し、まちの活力向上と人口規模の維持に努めます。

そのため、多様な子育て支援環境を整える、連続性のある質の高い教育を保障する、大学進学など修学意欲のある若者をサポートする、女性が働き続けられる環境を整えるなど、複合的な施策、取組を展開します。

また、高齢人口の増加を社会的コストの増大として捉えるのではなく、活力ある地域づくりにおいて、エネルギーを発揮してもらえよう、高齢者が社会貢献活動などに参加する機会や活動のための場の提供を図ります。

そのため、地域活動への参加、生涯学習・スポーツ活動への参加、コミュニティビジネスへの展開など、高齢者の活力をいかしたまちづくりを推進するとともに、高齢者が健康で自立した生活を送り続けることができるよう、健康づくりの推進など、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

また、地域の子どもの育成や子育て支援にかかわるなど、子育て支援と高齢者の生きがいづくりを組み合わせ、相互に効果がでるよう施策、取組を展開します。



4か月児健康診査



老人クラブのハイキング



ぼっぼルーム

■プランを構成する施策別計画の施策・取組

章-施-取	施策名	取組名	内容
1-2-1	高齢者への支援を推進する	地域活動・社会参加の促進	知識・技能をいかした高齢者の地域活動参加促進
			高齢者相互、多世代交流など生きがいづくり
			高齢者の居場所と出番の創出
1-2-2		地域包括ケアシステム等の推進	住み慣れた地域で自立した生活ができる環境の推進
1-5-1	健康づくりや地域医療を充実する	健康づくりの推進	保健指導等による生活習慣病予防
1-5-2		母子保健サービスの充実	質の高い母子保健サービスの提供
1-5-4		救急医療体制の充実	市内医療体制の確保
2-1-1	すべての子どもの育ちを支援する	子どもの健やかな育ちを等しく保障	修学意欲のある若者をサポートする取組
2-1-2		子育て支援サービスの提供	子育て支援策の充実
			適切な支援情報の提供
2-1-3		幼児教育と保育の質と量の充実	待機児童の解消
			保護者のニーズに応じた幼児教育・保育の提供
2-2-1	地域ぐるみの子育てを推進する	交流の場の充実	地域の子育て支援拠点の充実
2-2-3		地域の人材を活用した子育て支援	高齢者の経験等をいかした子育てへのかかわりなど、子育て支援と生きがいづくりの連携の推進
2-3-1	「生きる力」を育む教育を推進する	「確かな学力」の充実 「豊かな心」の醸成 「健やかな体」の育成	「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成
2-3-2			保・幼・小・中連携の充実
2-3-3			学校の特色や地域性をいかした取組
5-2-1	時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる	地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成	コミュニティビジネスなど高齢者による地域活性化
5-3-1	就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	就労の支援	子育て世代(女性)の就労・創業支援
5-3-2		働きやすい職場づくりの推進	働き方の選択肢を増やす取組
			子育て世代の雇用機会を増やす取組
			仕事と家庭生活が両立できる職場づくりの促進

※「章-施-取」とは、施策別計画の章番号、施策番号、取組番号を指します。

(3) 重点プラン2 魅力と活力のあるまちをつくる

① 重点プランの必要性

茨木市の魅力と活力を維持・増進するためには、情報・知識が、社会、経済の原動力となり、それを支える人の創造力を高め、イノベーション[※]を生み出していくことにより、都市の活力創出につなげるという視点が重要です。また、国土軸に位置する地理的な優位性、彩都でのライフサイエンス分野の研究開発機能、多くの大学立地、豊かな自然・歴史・文化資源など、本市の資源と育ちつつある取組をいかし、発展させる必要があります。

これらの取組により、本市に暮らし、働き、学び、憩う多くの人がいきいきと活動し、集い、交流することで新たな活力を生み出し、都市の魅力を高め、市民が「誇りと愛着」を持つまちとする必要があります。

② 重点プランの方向性

魅力と活力があり、経済・人が循環するまちを創造するため、市内における交流人口（通勤、通学、買い物、観光、レジャーなどでその地域を訪れる人口）の増加と雇用の拡大をめざします。

そのため、中心市街地においては、商業・サービス機能の誘導を図るとともに、魅力ある駅前空間の創造、安心できる歩行環境の整備促進、効果的な活性化を推進するための体制構築を図ることで、歩いて楽しめるまちなか空間を創り出します。

北部地域においては、交流拠点の整備、景観保全の取組、農業の6次産業化やブランド化などを複合的に展開することにより、食と農、歴史などさまざまな要素をあわせた魅力アップによる集客と交流空間の創造を図ります。

また、「文化芸術」「観光」などの視点から、活動拠点の整備、イベントの開催、新たな資源の創出を図ることで、市民だけでなく、市外からも人が訪れ、「人」「モノ」「感性」が交流する「楽しい」まちをめざします。

さらに、彩都における研究開発機能の集積や大学立地、交通利便性といったポテンシャルをいかし、人材の育成や企業立地を推進し、雇用機会の拡大と経済の活性化を図ります。



JR茨木駅東口駅前広場 (H27.2)



阪急茨木市駅



de愛・ほっこり見山の郷

※イノベーション:

これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいいます。「技術革新」などと訳されます。

■プランを構成する施策別計画の施策・取組

①まちなか空間の活性化

章-施-取	施策名	取組名	内容
5-1-3	地域経済を支える産業をまもりそだてる	商業の活性化	空き店舗等の活用促進
5-5-3	良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	良好な景観の保全と創造	JR茨木、阪急茨木市駅周辺において、市の顔にふさわしい良好な景観の誘導
5-6-1	時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	生活を支える拠点の整備・充実(拠点の配置とネットワークの維持・増進)	駅や駅周辺等の整備
5-6-2		魅力ある中心市街地・駅周辺の整備	中心市街地活性化基本計画の策定(協議会の設立)
			駅周辺地区の再生の促進
			多様な機能を持つ賑わい拠点の整備
		シビックセンター環状道路の一方通行化の推進	
5-7-2	環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	誰にも優しいまちづくりの推進	駅周辺のバリアフリーの推進
5-8-1	暮らしと産業を支える交通を充実させる	公共交通の維持・充実	公共交通の利用促進をはじめとする、交通環境の整備

②北部地域の活性化

章-施-取	施策名	取組名	内容
5-1-1	地域経済を支える産業をまもりそだてる	農林業の振興	農林業の新たな担い手の養成
			遊休農地・放置森林とのマッチングの推進
5-1-2		都市と農村の交流活動等による活性化	農業の6次産業化の支援
			特産品やブランドづくり、アンテナショップなどの支援
5-6-4	時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	北部地域の魅力向上	北部地域の豊かな自然・歴史・田園環境の保全・活用
			安威川ダムや新名神周辺整備にあわせた魅力ある施設・空間の創出
6-2-2	バランスのとれた自然環境をつくる	自然資源の利用の推進	間伐材の活用促進

③文化・観光による魅力向上

章-施-取	施策名	取組名	内容
3-3-2	文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり	イベント開催等により、気軽に文化芸術に触れる場づくり
3-3-3		未来へ向けた文化芸術の担い手の育成	若手芸術家の育成・活動環境の形成
3-3-4		歴史遺産の保存・継承	貴重な文化財の市への移管促進
3-4-1	観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	観光資源の発掘とネットワーク化の推進	既存観光資源のネットワーク化と新しい資源の創出
3-4-3		官民協働で観光事業を推進	イベントなど官民協働での観光まちづくり

④雇用機会の拡大と経済活性化

章-施-取	施策名	取組名	内容
5-1-2	地域経済を支える産業をまもりそだてる	都市と農村の交流活動等による活性化	学校給食などと連携した地産地消の推進
5-2-1	時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる	地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成	大学との連携による人材育成や新たなビジネスチャレンジへの支援 空き店舗等を活用した起業などの支援
5-2-2		幹線道路での企業立地誘導	交通利便性など地域特性をいかした企業立地促進
5-2-3		特区制度などを活用した企業立地	彩都等における成長産業等の集積促進や新たなまちづくり
5-4-2	地域特性をいかした都市づくりを計画的にすすめる	彩都の都市づくり	国土軸へのアクセスなど地域特性をいかした企業等の誘致促進



見山の赤しそ



若手芸術家育成事業

(4) 重点プラン3 安全・安心に暮らせるまちをつくる

① 重点プランの必要性

高い確率で発生が予測される南海トラフ地震などの大規模な災害への備え、局地的な短時間豪雨への対応、高齢化の進展などに伴い増大する救急業務への対応など、誰もが、住み慣れた地域の中で安全・安心に暮らし続けることができる取組が必要です。

また、少子高齢化や人口減少が進む中、つながりを視点に、市民の知恵と力によって高齢者や子どもなどが守られるとともに、地域や教育コミュニティなどにおける連携を深め、防犯をはじめとするさまざまな安全・安心の課題解決に取り組む体制が必要です。

② 重点プランの方向性

地震などの大きな災害や、地域、生活のさまざまな課題にきめ細やかに対応し、いざという時にも市民が安全・安心を感じられる地域づくりを進めます。

そのため、自主防災組織の活動促進や消防・救急体制の強化を図るとともに、災害時などの迅速な情報提供に向けた基盤整備に努めます。また、建築物の耐震化を促進する支援策の充実、災害時に防災空間ともなる道路整備を図るとともに、近年の局地的な豪雨による浸水被害や土砂災害を防ぐため、総合的な雨水対策を進めます。

さらに、自主防災組織間での連携や情報共有を進め、地域で活動している自治会、公民館区事業実施委員会、こども会やNPO、学校などとの連携を強化することで、防災コミュニティ活動を推進し、安全・安心に関わる幅広い活動の推進や多様な担い手の育成・確保を図ります。

日頃からの住民同士のコミュニケーションを深め、高齢者・子どもの見守り活動を推進するとともに、安全な道路環境の形成と、交通マナーの啓発などを図り、安全で安心して暮らせるまちをつくります。



消防隊の訓練



地域での防災訓練(初期消火訓練)



地域での防災訓練(救命訓練)

■プランを構成する施策別計画の施策・取組

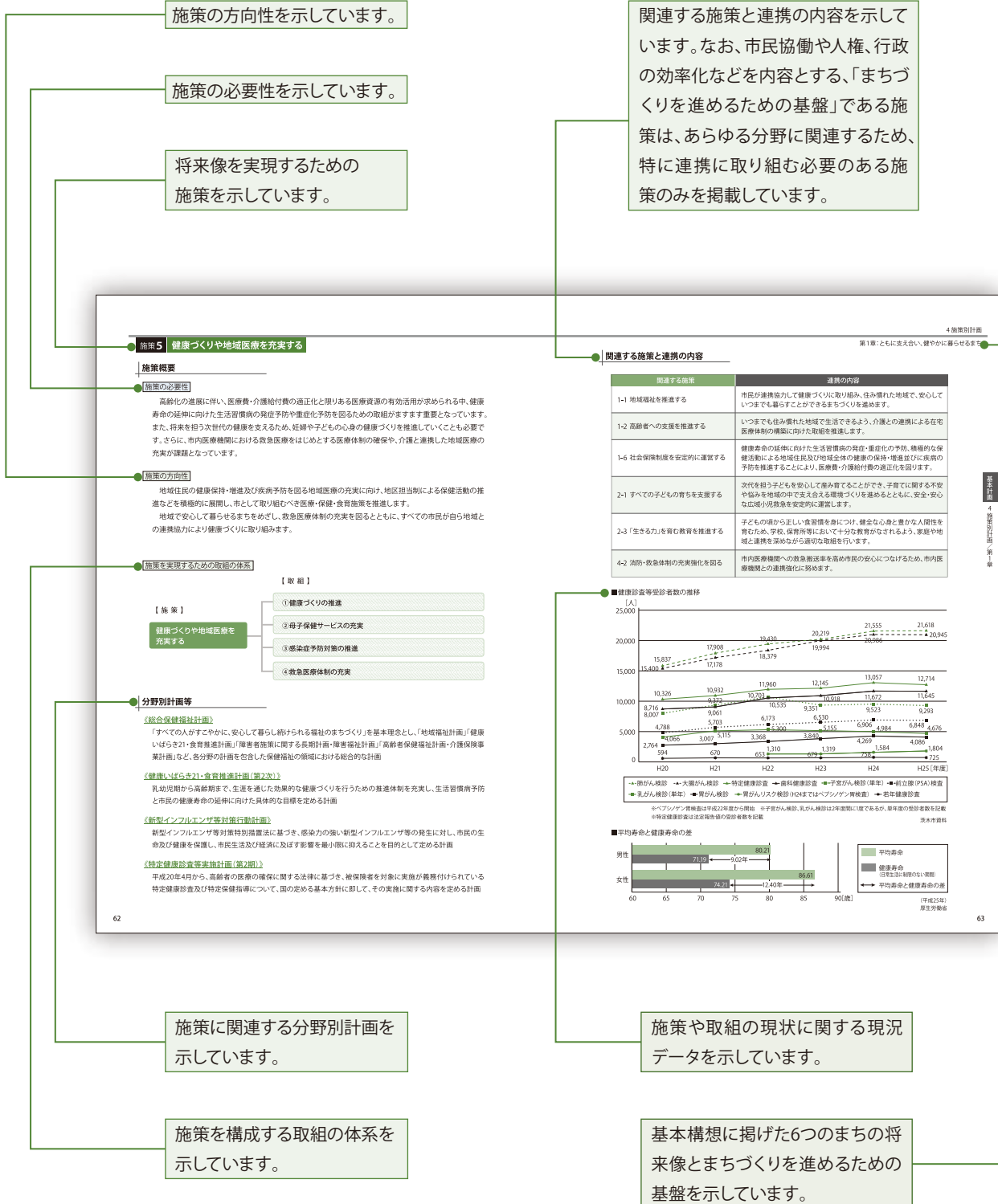
章-施-取	施策名	取組名	内容
1-1-2	地域福祉を推進する	地域における相談体制の充実	支援を必要とする市民の発見・見守り体制の充実
2-4-2	魅力ある教育環境づくりを推進する	学校・家庭・地域の連携の推進	子どもの見守りと安全で安心な居場所の提供
2-5-1	青少年が心豊かにたくましく成長できるよう取組を推進する	青少年健全育成の推進	「地域の子どもは地域で見守り、育てる」活動を行うための支援
4-1-1	災害への備えを充実させる	防災体制の強化	自主防災組織の活動促進
			防災コミュニティづくりの推進
			情報提供の基盤整備の推進
4-1-2		防災意識の高揚	多くの人が参加しやすい地域での防災訓練等の実施
			防災意識を高め、活動継続のための啓発活動の推進
4-1-3		建築物の耐震化の促進	耐震診断、耐震改修の補助制度の推進
	相談会やセミナーによる啓発活動の充実		
4-1-5	総合的な雨水対策の推進	ハード・ソフト対策を合わせた総合的な対策の推進	
4-2-1	消防・救急体制の充実強化を図る	消防体制の充実強化	消防職員の災害対応力向上
車両等の計画的な更新整備			
4-2-2		救急業務の充実強化	市民の自主救護能力の向上
			救急活動の迅速化・高度化
4-3-2	防犯や多様な危機への対策強化を図る	防犯活動への支援及び市民の防犯意識の向上	地域ぐるみでの防犯活動の支援
5-8-2	暮らしと産業を支える交通を充実させる	道路整備の推進	災害時に防災空間ともなる道路の整備
5-8-5		交通安全対策の推進	安全な道路環境の形成
			交通ルールの遵守や交通マナーの啓発

施策別計画

基本構想に掲げるまちの将来像を具体化するための施策と取組を体系的に示します。施策ごとに施策の必要性、方向性を述べ、次に取組ごとに現状と課題、目標、各主体が行うことを示します。また、関連する施策と連携の内容、施策を位置づける分野別計画についても一体的に示します。

4 施策別計画

《施策別計画の見方》



4 施策別計画
第1章：ともに支え合い、健やかに暮らさるまち

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 健康づくりの推進	《現状と課題》 子どもから高齢者まで医療や介護サービスの需要が増大するなか、市民が健やかに生活し、健康寿命を延ばす社会を築いて予防・健康管理に取り組む必要があります。	三府会 [※] 等関係団体と連携しながら、健(検)診の実施やその結果等を活用した保健指導、食生活改善に関する指導を実施するとともに、保健活動を充実し、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組めます。
	《目標》 市民一人ひとりが健康意識を高め、運動習慣や栄養バランスの良い食事など健康的な生活習慣を身につけるとともに、定期的に健(検)診を受診することにより、健康寿命が延長しています。	健康づくりの主役は市民一人ひとりであるとの考え方に立ち、健(検)診を受診するなど積極的に健康づくりに取り組めます。
		《事業者・団体》 生活習慣病の重症化予防に向け、三府会、医療機関等は市と連携して情報提供や相談支援に努めます。
② 母子保健サービスの充実	《現状と課題》 晩婚化に伴う晩産化や低体重児の増加、子育て環境の変化や児童虐待など、多様化する課題への対応が必要となっています。	健康診査や訪問指導、各種教室等の実施のほか、市や関係機関との連携を密にし、より専門的な相談・指導等の支援を行います。
	《目標》 質の高い母子保健サービスの提供や地域での支え合いにより、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。	妊婦健康診査、乳幼児健康診査等を受診します。
		《事業者・団体》 市、医療機関、福祉施設、その他関係組織等は市と連携して、母子保健を地域で支援する取組に努めます。

取組

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 感染症予防対策の推進	《現状と課題》 新たな感染症や既知の感染症の再発も想定される中、感染症の発生を予防やまん延の防止のため、正しい知識の普及や情報の収集・整理を、市・府と連携して進めることが求められています。	感染症に関する正しい知識の普及を図り、子どもと高齢者に、予防接種の接種機会を提供します。
	《目標》 市民一人ひとりが正しい知識を持ち、必要な準備を進め、適切に対応できる状態になっています。	感染症に対する正しい知識を持ち、感染症予防に努めます。
② 救急医療体制の充実	《現状と課題》 医師をはじめとする医療スタッフの確保が困難である等の理由により、市内二次救急医療機関 [※] の救急受け入れ体制が十分でない状況にあります。	市内二次救急医療機関に対し、市内医療体制確保のため、必要な支援を状況に応じ行うとともに、安全・安心な広域小児救急を安定的に運営します。
	《目標》 関係機関相互の連携協力により、市内医療機関への救急搬送率が低くなるなど、市内医療体制が確保されています。	緊急性のない救急外来の受診を促すなど、救急患者に適切な医療が提供できるよう協力します。
		《事業者・団体》 市内二次救急医療機関は、できる限り救急患者の受け入れを行うよう、体制整備に努めます。

※三府会：
茨城県医師会・茨城県歯科医師会・茨城県薬剤師会のことになります。

※二次救急医療機関：
この項では、救急市民が作成する実施計画に基づき、事業者に対して初期、二次、三次の3段階の救急医療体制としており、直ちに市域には対応しないが将来的に救急機能を果たす患者に対応する医療機関を二次救急医療機関としています。茨城県医師会、茨城県薬剤師会、茨城県歯科医師会と、三次救急医療体制を構築しています。

取組の目標を示しています。

取組の現状と課題を示しています。

施策を実現するための取組名を示しています。

文言の注釈を示しています。

取組について事業者・団体が行うこと(期待すること)を示しています。

取組について市民が行うこと(期待すること)を示しています。

取組について市が行うことを示しています。

施策1 地域福祉を推進する

施策概要

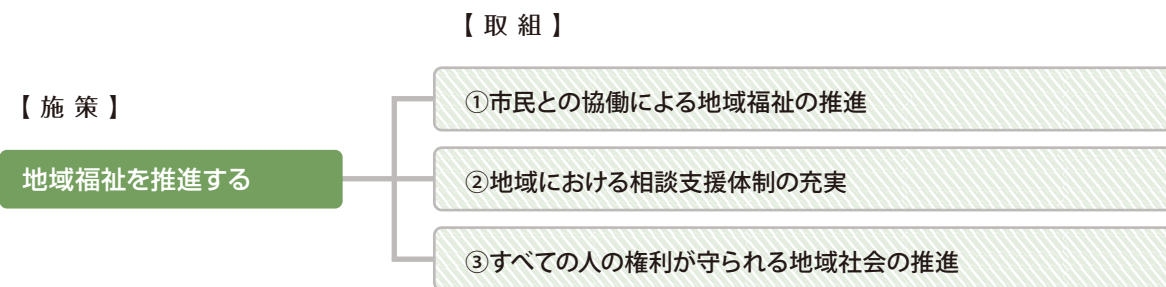
施策の必要性

少子高齢化の進展、人々の価値観や生活様式の多様化などにより、家庭、隣近所の連帯感や支え合いの力が弱くなってきています。住民同士のつながりの希薄化や支援を必要とする市民の増加などを背景に、今までの分野別・縦割りで取り組んできた福祉施策を地域という横軸の視点から、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方に基づく福祉活動の推進を通じ、誰もが安心して充実した生活を送ることができる地域社会の構築を図る必要があります。

施策の方向性

誰もが地域福祉の担い手となり、相談支援体制を充実することにより、住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力をいかしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを進めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《総合保健福祉計画》

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画

《地域福祉計画(第2次)》

住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力を生かしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを基本理念とする社会福祉法に規定された計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	高齢者の地域活動を支援します。
1-3 障害者への支援を推進する	障害者が地域社会で自立して生活できる共生社会の推進に努めます。
1-4 生活困窮者への支援を推進する	地域における生活困窮者の自立を支援します。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	地域内で連携協力した健康づくりに努めます。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	地域における児童虐待予防や孤立家庭の見守り等を推進します。
2-2 地域ぐるみの子育てを推進する	地域における子育て支援ネットワークとの連携に努めます。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	道徳教育・人権教育の充実を図り「豊かな心」の醸成に努めます。
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	生涯学習の取組を通じ、福祉教育の推進に努めます。
4-1 災害への備えを充実させる	災害に強い市街地の形成に向けた施策を連携して推進します。
4-3 防犯や多様な危機への対策強化を図る	更生保護活動を推進し、犯罪のない地域づくりに努めます。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	関係団体等との連携により消費者相談の充実に努めます。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	虐待の防止と要援護者の権利擁護に努めます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域自治組織や自治会と連携し、いつまでも住み続けたい地域づくりを推進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	市民・事業者と協働し助け合い、支え合う地域社会の構築に努めます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①市民との協働による地域福祉の推進	《現状と課題》 民間のボランティア団体や市民活動団体などが地域福祉の推進の担い手としてさまざまな活動を行っていますが、担い手の固定化や高齢化などの問題があります。	《市》 福祉活動や更生保護活動などに、子どもや若者、団塊の世代など幅広い世代が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、地域のボランティア団体等への支援を図ります。
	《目標》 誰もが気軽に福祉活動やボランティア活動に参加できる環境が整い、地域福祉の担い手となっています。	《市民》 福祉活動やボランティア活動への参加に努めます。
		《事業者・団体》 事業者は、ボランティアの受け入れを積極的に行うとともに、ボランティア活動の充実を図ります。
②地域における相談支援体制の充実	《現状と課題》 支援を必要とする市民の発見、見守りの体制を構築するとともに、地域の施設を拠点とし、普段から地域住民が交流し、困ったことがあれば気軽に相談できる場の提供が進められています。	《市》 地域福祉ネットワーク ^{※1} のさらなる充実や専門相談機関との連携強化を図るとともに、地域の活動拠点づくりに努めます。
	《目標》 地域住民をはじめ、地域の福祉団体、事業者等が連携し、誰もが安心して暮らすことができる地域の協力体制やネットワークが整っています。	《市民》 支援を必要とする市民の発見に努めます。
		《事業者・団体》 事業者や団体は、地域における相談支援のネットワークに参画します。
③すべての人の権利が守られる地域社会の推進	《現状と課題》 虐待を未然に防止し、早期に発見するとともに、成年後見制度 ^{※2} 等の活用など、権利擁護に関する取組をさらに推進する必要があります。また、啓発活動や福祉教育を地域の福祉団体や事業者等と進めています。	《市》 人と人との相互理解を深めるため、地域住民との交流や福祉教育の推進に積極的に取り組みます。また、虐待防止を図るための支援やネットワークの充実に努めます。
	《目標》 高齢者や障害者に対する虐待や人権侵害のない、その人らしい生活を送ることができる地域社会が形成されています。	《市民》 虐待と思われる事象を見聞きした時は、必要な機関に連絡します。
		《事業者・団体》 関係機関が連携し、虐待の早期対応を図ります。また、事業所や団体の職員、構成メンバーの人権意識の向上に努めます。

※1 地域福祉ネットワーク:

小学校区単位に展開している保健福祉分野におけるネットワークで、要介護者の発見・見守りなどを行うアウトリーチ機能と、相談したいときに相談できる機能(福祉まるごと相談会)を併せ持ち、地域での相談・支援を担うものです。

※2 成年後見制度:

認知症及び知的・精神障害などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

施策概要

施策の必要性

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、同時に、認知症高齢者も増加傾向にあります。また、医療や介護が必要な高齢者が増加する一方で、地域や家族による高齢者を支える力が低下しています。

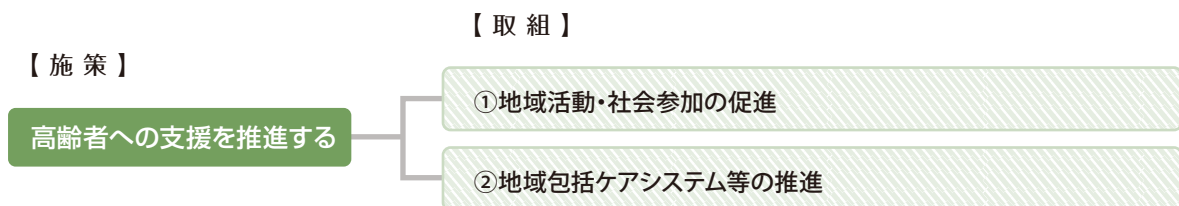
そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、健康づくり、生きがいくくり、日常生活の自立支援など、総合的な施策の推進が必要です。

施策の方向性

元気で活動的な高齢者も社会の支え手の一員となることができるよう体制を整備し、高齢者の社会参加の機会が充実するなど、地域の活性化を図ります。

高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した生活ができる環境を整備します。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《総合保健福祉計画》

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画

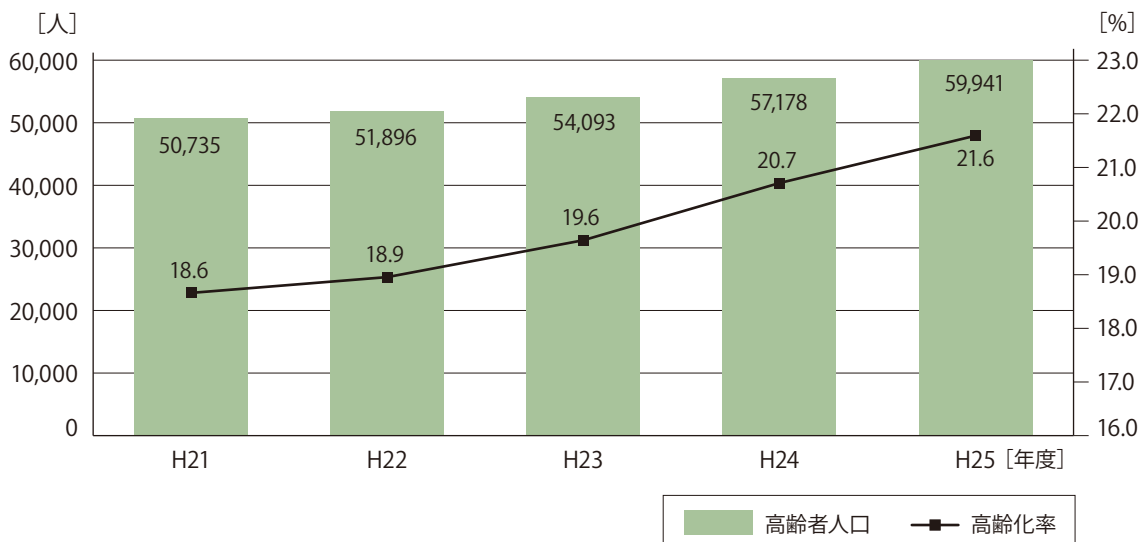
《高齢者保健福祉計画(第7次)・介護保険事業計画(第6期)》

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用しながら、日常の見守りや災害時の対応を含めた高齢者の包括的な支援に努めます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	健康寿命の延伸を図るとともに、病気になっても在宅医療の充実により地域で住み続けることができるよう取り組みます。
1-6 社会保険制度を安定的に運営する	介護予防・健康づくりに取り組み、適正な介護サービスの提供や介護保険制度の安定的な運営に努めます。
2-2 地域ぐるみの子育てを推進する	地域活動や社会参加の活動等として、子育て支援に取り組みます。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	ひとり暮らし高齢者等を消防職員が訪問することにより、高齢者防火対策への取組を推進します。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	就労意欲のある高齢者の能力と希望に応じた就労機会の確保に努めます。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	安全で安心して生活ができる住宅の確保に努め、居住環境の向上を図ります。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	暮らしやすいユニバーサルデザイン [※] のまちづくりを推進します。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	高齢者の移動を支援する公共交通の充実を促進します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	高齢者虐待の発生の減少や発生時に適正に対応できるように努めます。
7-6 地域のコミュニティを育み、地域自治を支援する	老人クラブの活動支援や高齢者団体の育成支援などを通じて地域福祉を推進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域の高齢者団体の活動を活性化し、地域力の向上を図ります。

■高齢者人口・高齢化率



(各年度3月末日時点)
茨木市資料

※ユニバーサルデザイン:

年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、可能な限りすべての人が利用できるデザインのことをいいます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①地域活動・社会参加の促進	《現状と課題》	《市》
	高齢者人口は、大きく伸びていますが、老人クラブやシルバー人材センターの会員数は伸び悩んでいます。そのため、地域の高齢者団体の拡充が必要です。	地域の相互扶助や地域課題解決のために活動する団体、これまでの豊かな経験・技能をいかして活動する団体など、多様な高齢者団体を支援し連携することにより、高齢者の居場所と出番の創造に努めます。
	《目標》	《市民》
	行政や関係団体等が連携を図りながら、高齢者が地域において、いきいきと暮らすことができるよう、ボランティア活動の支援等、生きがいづくりや社会参加の機会の充実が図られています。	積極的に、ボランティア活動や地域の活動に参加し、生きがいづくり、健康づくりに取り組みます。
②地域包括ケアシステム [※] 等の推進	《現状と課題》	《市》
	認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えています。いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防、生活支援等が、一体的かつ適切に提供される必要があります。	多職種協働による地域ケア会議等での検討により、課題を抱える認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し、適切な在宅サービスの提供や地域で支援する体制を整備するなど、高齢者が地域で住み続けることができる地域包括ケアシステムを実現します。また、在宅生活が困難な高齢者に対する施設整備を促進します。
	《目標》	《市民》
	地域包括支援センター等が中心となり、地域における相談や支え合い体制が充実しています。健康づくりや見守り、生活支援、介護サービスが切れ目なく提供され、また、在宅医療と介護の連携が推進されるなど、高齢者が安心して住み続けることができる環境が整っています。	自ら積極的に介護予防に取り組み、認知症予防や健康づくりに取り組みます。また、各種支援サービスの提供者になるなど、地域の活動に参加し、地域力を高めます。
		《事業者・団体》
		多様な高齢者団体やボランティア団体等が魅力ある活動を展開し、社会参加をしたい高齢者の生きがいづくりの場を多様な形で提供しています。
		地域の各関係団体が連携し、高齢者を支援する体制を整備することにより、地域力を高めます。

※地域包括ケアシステム:

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスが一体的に提供される支援体制です。

施策3 障害者への支援を推進する

施策概要

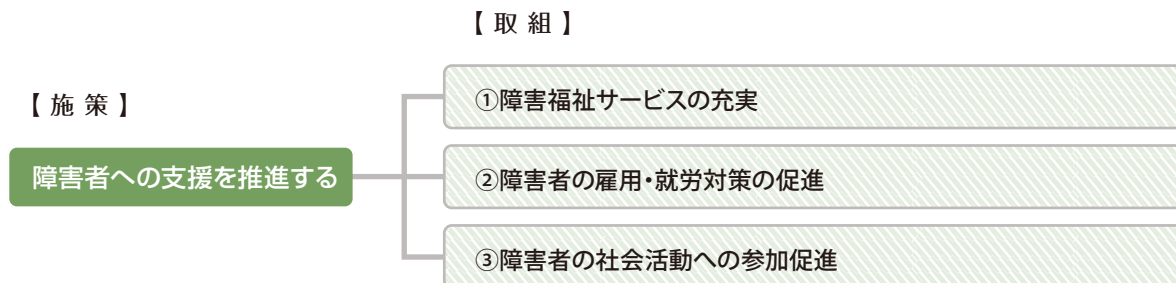
施策の必要性

障害者一人ひとりが、地域で自立した生活を送るためには、障害者の尊厳が守られ、社会参加を妨げる障壁のない地域づくりを推進する必要があります。また、障害者の自立につながるよう、障害福祉サービスの適正な提供に取り組むとともに、虐待や差別のない誰もが安心して暮らせる共生社会の構築が必要です。

施策の方向性

障害福祉サービスの充実や雇用・社会参加を進めることで、障害を正しく理解し、支え合い、誰もが地域社会で自立して安心して生活できる共生社会の構築を進めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《総合保健福祉計画》

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画

《障害者施策に関する第3次長期計画》

障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画

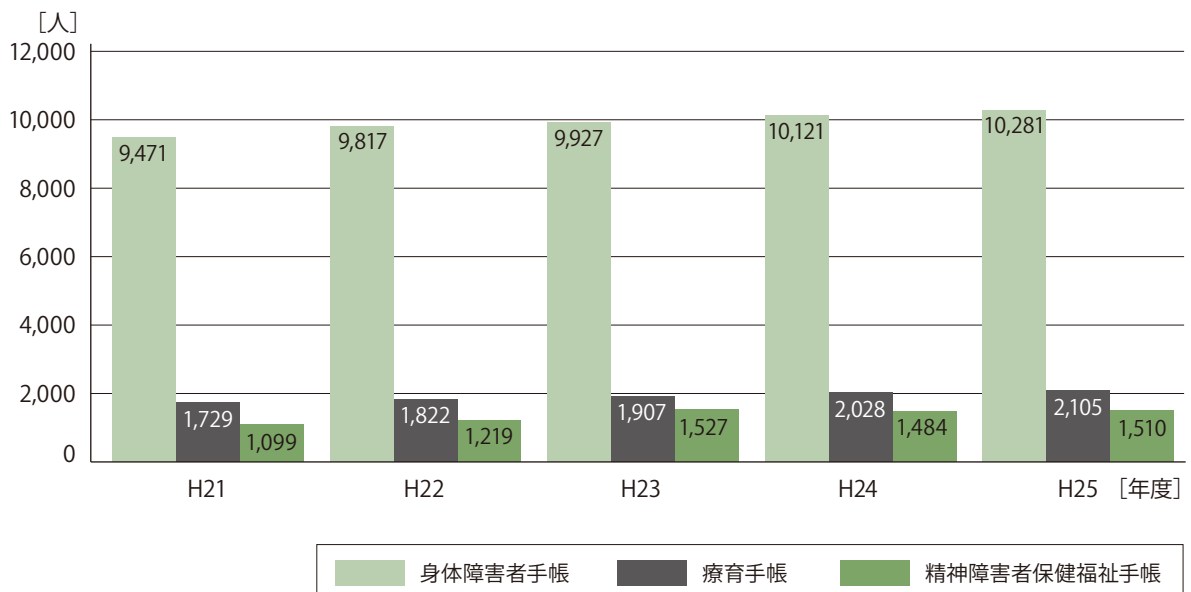
《障害福祉計画(第4期)》

障害者施策に関する第3次長期計画を上位計画とし、基本方針を実現するための実施計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用しながら、地域で安心した生活ができる支援体制を構築します。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	障害児への療育に関する取組の推進に努めます。
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	研修や講演会等の開催により市民との交流を深める活動を支援します。
3-2 みんなが楽しめるスポーツ活動を推進する	障害者が気軽に生涯スポーツに親しむ活動を推進します。
4-1 災害への備えを充実させる	災害時における避難行動要支援者プランなど、災害に備えた取組の推進に努めます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	障害者の就労を促進するために、民間企業や障害福祉サービス事業所への働きかけを行い、就労希望者を支援します。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	安全で安心して生活ができる住宅の確保に努め、居住環境の向上を図ります。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	障害者が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	障害者の移動を支援する公共交通の充実を促進します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	障害者の人権擁護に努め、虐待の防止や発生時の対応力の向上を図ります。

■身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年度3月末日時点)
茨木市資料

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 障害福祉サービスの充実	《 現状と課題 》 一人ひとりに応じたサービスの提供や制度の充実を図ってきましたが、障害者が地域で安心して暮らせるよう障害福祉サービスや医療、その他制度のさらなる効果的な利用が図られる必要があります。	《 市 》 障害福祉サービス等の拡充に努めるとともに、サービスの適正化、質の向上が図られるよう、相談支援体制の強化や事業所への指導等に取り組めます。
	《 目標 》 どの地域においても、障害種別や程度にかかわらず一人ひとりの必要性に応じた障害福祉サービス等が利用できています。	《 市民 》 障害者自らが選択し、一人ひとりのニーズにあった障害福祉サービス等を利用することで、地域社会で自立した生活を送ります。
		《 事業者・団体 》 障害福祉サービス事業所は、適正な事業運営とサービスの質の向上に努め、障害者の日常生活等を支援します。
② 障害者の雇用・就労対策の促進	《 現状と課題 》 障害者の就労については、就労支援する事業所が中心となって支援を進めているが、一般就労には十分に結びついていない状況にあります。	《 市 》 庁内職場実習やスマイルオフィス [※] などの就労支援事業を継続するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、障害者雇用を進める企業に働きかけるなど、障害者の一般就労に向けた支援を行います。
	《 目標 》 障害のある人がいきいきと働き、力を発揮できる就労支援の体制が整っています。	《 市民 》 障害を正しく理解し、お互いを支え合いながら共に働きます。
		《 事業者・団体 》 事業者は、障害者雇用に対する理解を深め、障害者の就労機会・就労場の拡大を図ります。
③ 障害者の社会活動への参加促進	《 現状と課題 》 障害者が気軽に外出し、活動参加する機会が十分でなく、主体的に社会活動に参加するための取組が必要です。	《 市 》 障害者が多様な社会活動に積極的に参加できる機会を創出するとともに、障害者自身が主体的に参画できるよう支援します。
	《 目標 》 障害者が自分らしく生きがいを感じられる社会活動への参加の機会が充実しています。	《 市民 》 障害者が参加する活動や地域行事、交流会に積極的に参加します。
		《 事業者・団体 》 事業者や団体は、障害者への理解を深め、障害者が積極的に社会活動へ参加できるよう支援します。

※スマイルオフィス：

障害者を市の臨時職員として短期間雇用し、庁内の各課から依頼のあった作業や事務処理を請け負うことにより、社会人としての姿勢や仕事に取り組む意欲を高めることで就労を促進するものです。

施策4 生活困窮者への支援を推進する

第1章:ともに支え合い、健やかに暮らせるまち

施策概要

施策の必要性

景気の低迷や雇用環境の変化、超高齢社会の到来などの影響を受けて、最低限度の生活を維持することが困難な世帯が増えており、生活保護制度をはじめとしたセーフティ・ネット機能の充実が求められています。

施策の方向性

生活に困窮する市民に対し、さまざまなサービスを適切に提供するとともに、困窮状態から自立が図られ、誰もが安心して生活ができるまちづくりを進めます。

施策を実現するための取組の体系

【 施策 】

生活困窮者への支援を
推進する

【 取組 】

①生活保護制度の適正実施

②生活困窮者への自立の支援

分野別計画等

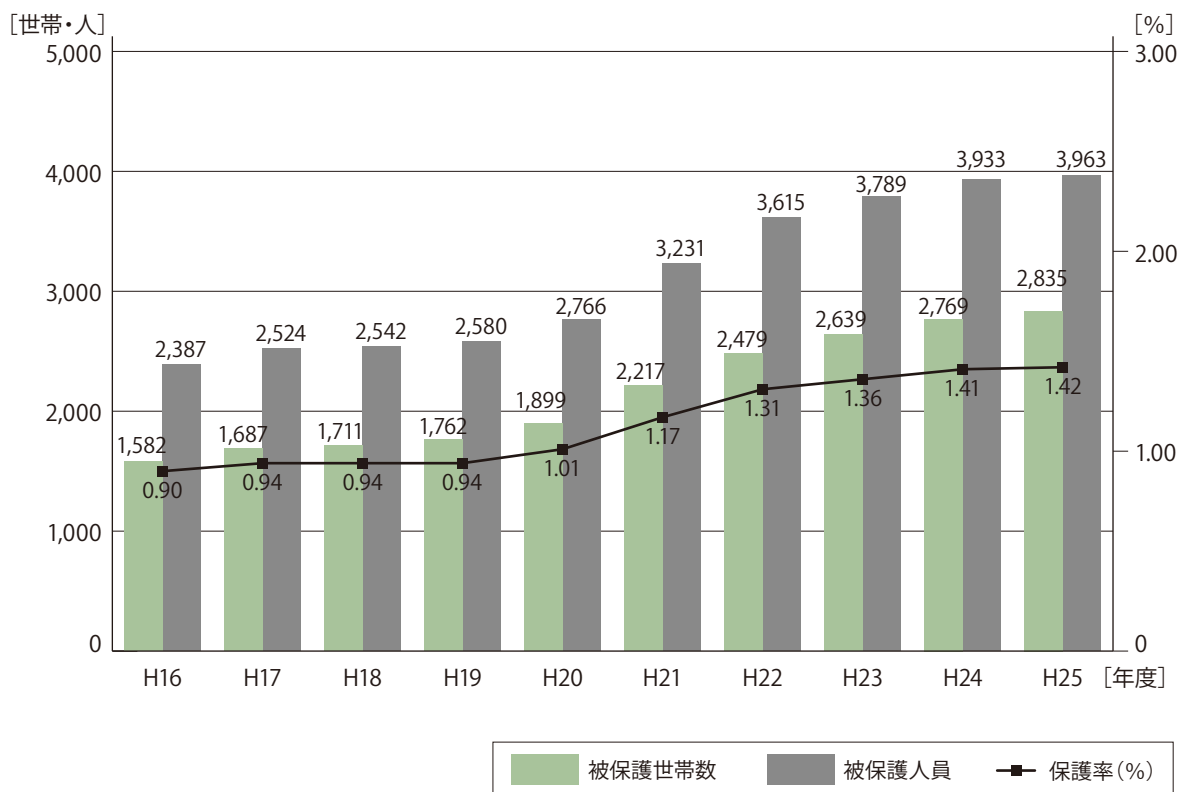
《地域福祉計画(第2次)》

住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力をいかしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを基本理念とする社会福祉法に規定する計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用し、生活困窮者の発見や支援に努めます。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	子どもの貧困対策の推進に努めます。
2-5 青少年が心豊かにたくましく成長できるよう取組を推進する	ニート・ひきこもりの自立支援に努めます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	生活困窮者の就労支援に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	市民、事業者・団体と協働し、助け合い支え合う地域社会の構築に努めます。

■生活保護世帯数等の推移



(各年度3月末日時点)
茨木市資料

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生活保護制度の適正実施	《現状と課題》	《市》
	生活困窮に陥り、自力では生計を維持できない世帯が増加しています。生活保護受給世帯は、平成17年3月末現在で1,582世帯でしたが、平成26年3月末には2,835世帯となっており、今後も増加することが予想されます。	生活保護制度についての周知を図るとともに、受給者に対しては、就労による自立と健康の保持・増進に努めるよう支援します。 また、事業の周知を図り、不正・不適切な受給に対しては、厳正に対応します。
	《目標》	《市民》
	真に支援が必要とされる市民に保護が実施されるとともに、被保護世帯が安心して生活ができるよう、また自立できるようさまざまな支援が図られています。	生活保護制度の理解に努めます。 困ったときには互いに支え合い、助け合う地域づくりに努めます。
②生活困窮者への自立の支援	《現状と課題》	《市》
	現在、生活保護は受けていないが、経済的困窮や社会的孤立により、生活保護に至る可能性のある市民が増加しています。	生活困窮者の状況を把握し、就労支援をはじめとして、生活困窮者の状況に応じて、適切な支援策を早期に包括的に実施します。
	《目標》	《市民》
	生活に困窮している市民が、いつでも相談ができ、必要な支援を受けることで困窮状態からの自立が図られています。	経済的自立に努めます。 困ったときには互いに支え合い、助け合う地域づくりに努めます。
		《事業者・団体》
		事業者は、求職者の受け入れに努めます。 また、地域の団体は支援を必要とする市民の把握に努めます。
		《事業者・団体》
		事業者は、中間的就労として、就職困難者の受け入れに努めます。また、地域の団体は支援を必要とする市民の把握に努めます。

施策5 健康づくりや地域医療を充実する

施策概要

施策の必要性

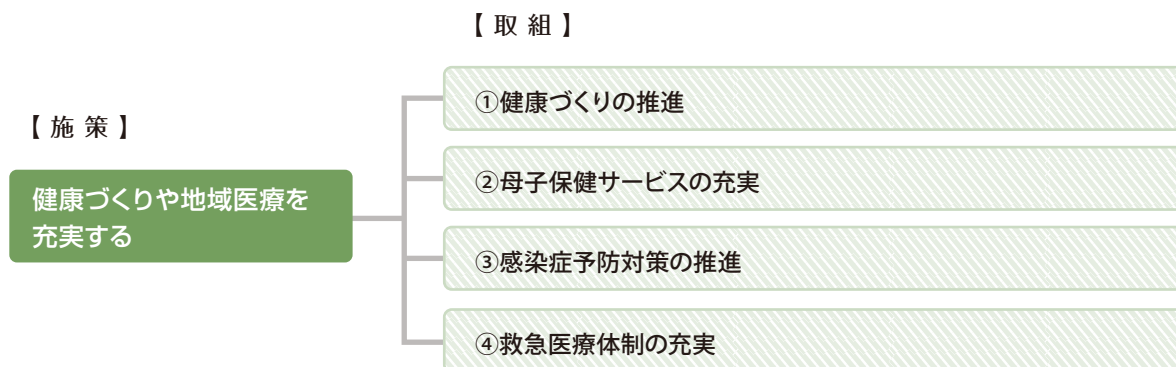
高齢化の進展に伴い、医療費・介護給付費の適正化と限りある医療資源の有効活用が求められる中、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るための取組がますます重要となっています。また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの心身の健康づくりを推進していくことも必要です。さらに、市内医療機関における救急医療をはじめとする医療体制の確保や、介護と連携した地域医療の充実が課題となっています。

施策の方向性

地域住民の健康保持・増進及び疾病予防を図る地域医療の充実に向け、地区担当制による保健活動の推進などを積極的に展開し、市として取り組むべき医療・保健・食育施策を推進します。

地域で安心して暮らせるまちをめざし、救急医療体制の充実を図るとともに、すべての市民が自ら地域との連携協力により健康づくりに取り組みます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《総合保健福祉計画》

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画

《健康いばらき21・食育推進計画(第2次)》

乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた効果的な健康づくりを行うための推進体制を充実し、生活習慣病予防と市民の健康寿命の延伸に向けた具体的な目標を定める計画

《新型インフルエンザ等対策行動計画》

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染力の強い新型インフルエンザ等の発生に対し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として定める計画

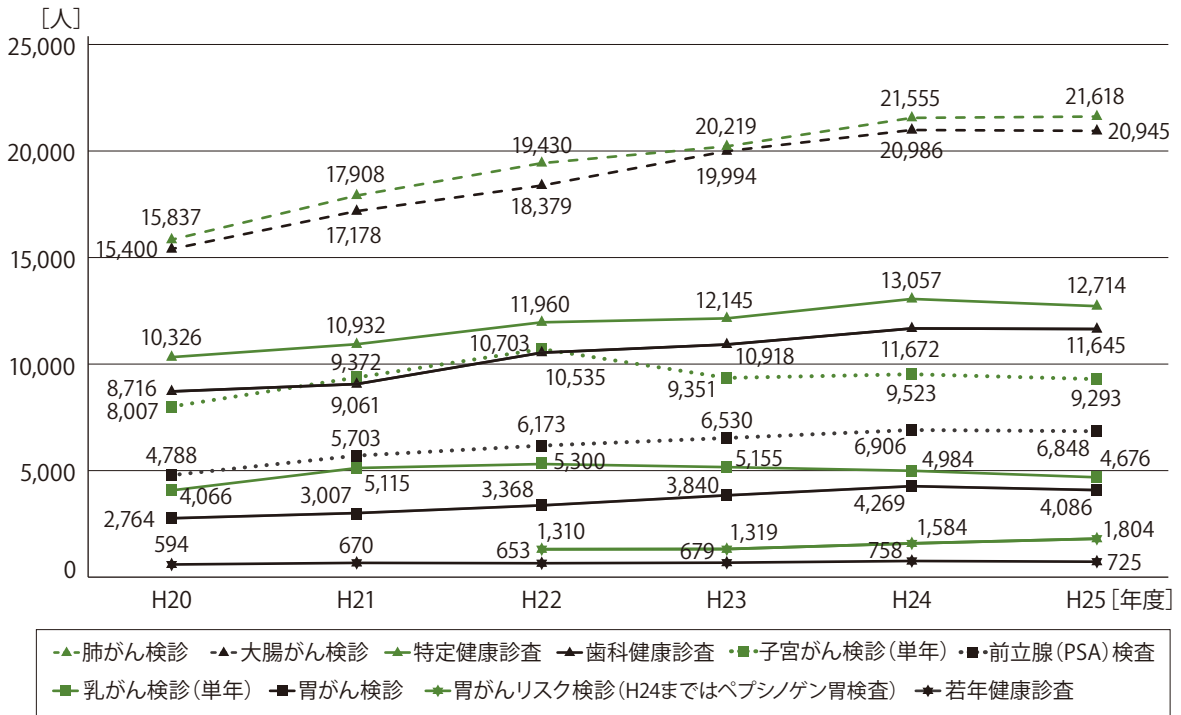
《特定健康診査等実施計画(第2期)》

平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者を対象に実施が義務付けられている特定健康診査及び特定保健指導について、国の定める基本方針に即して、その実施に関する内容を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	市民が連携協力して健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを進めます。
1-2 高齢者への支援を推進する	いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、介護との連携による在宅医療体制の構築に向けた取組を推進します。
1-6 社会保険制度を安定的に運営する	健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症・重症化の予防、積極的な保健活動による地域住民及び地域全体の健康の保持・増進並びに疾病の予防を推進することにより、医療費・介護給付費の適正化を図ります。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	次代を担う子どもを安心して産み育てることができ、子育てに関する不安や悩みを地域の中で支え合える環境づくりを進めるとともに、安全・安心な広域小児救急を安定的に運営します。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	子どもの頃から正しい食習慣を身につけ、健全な心身と豊かな人間性を育むため、学校、保育所等において十分な教育がなされるよう、家庭や地域と連携を深めながら適切な取組を行います。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	市内医療機関への救急搬送率を高め市民の安心につなげるため、市内医療機関との連携強化に努めます。

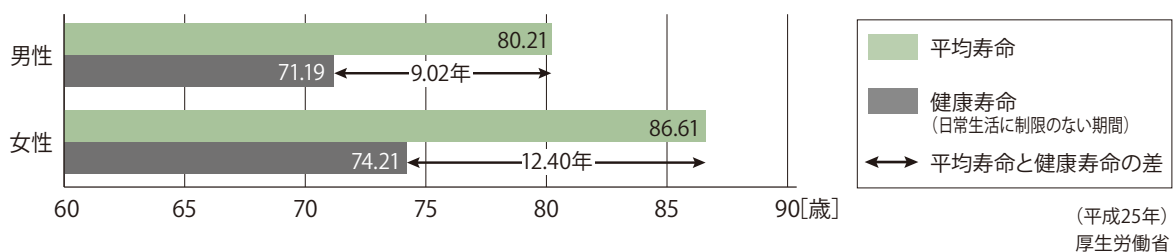
健康診査等受診者数の推移



※ペプシノゲン胃検査は平成22年度から開始 ※子宮がん検診、乳がん検診は2年度間に1度であるが、単年度の受診者数を記載
※特定健康診査は法定報告値の受診者数を記載

茨木市資料

平均寿命と健康寿命の差



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①健康づくりの推進	《現状と課題》	《市》
	子どもから高齢者まで医療や介護サービスの需要が増大するなか、市民が健やかに生活し、健康寿命が延伸する社会をめざして予防・健康管理等に取り組む必要があります。	三師会 [※] 等関係団体と連携しながら、健(検)診の実施やその結果等を活用した保健指導、食育推進に関する施策を実施するとともに、保健活動を充実し、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組めます。
	《目標》	《市民》
	市民一人ひとりが健康意識を高め、運動習慣や栄養バランスの良い食事など望ましい生活習慣を身につけるとともに、定期的に健(検)診を受診することにより、健康寿命が延伸しています。	健康づくりの主役は市民一人ひとりであるとの考え方に立ち、健(検)診を受診するなど積極的に健康づくりに取り組めます。
		《事業者・団体》
		生活習慣病の重症化予防に向け、三師会、医療機関等は市と連携して情報提供や相談支援に努めます。
②母子保健サービスの充実	《現状と課題》	《市》
	晩婚化に伴う晩産化や低体重児の増加、子育て環境の変化や児童虐待など、多様化する課題への対応が必要となっています。	健康診査や訪問指導、各種教室等の実施のほか、府や関係機関との連携を密にし、より専門的な相談・指導等の支援を行います。
	《目標》	《市民》
	質の高い母子保健サービスの提供や地域での支え合いにより、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。	妊婦健康診査、乳幼児健康診査等を受診します。
		《事業者・団体》
		府、医療機関、福祉施設、その他関係組織等は市と連携して、母子保健を地域で支援する取組に努めます。

※三師会：

茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会のことをいいます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③ 感染症予防対策の推進	《 現状と課題 》	《 市 》
	新たな感染症や既知の感染症の再興も想定される中、感染症の発生の予防やまん延の防止のため、正しい知識の普及や情報の収集・整理を、国・府と連携して進めることが求められています。	感染症に関する正しい知識の普及を図り、子どもと高齢者に、予防接種の接種機会を提供します。
	《 目標 》	《 市民 》
	市民一人ひとりが正しい知識を持ち、必要な準備を進め、適切に対応できる状態になっています。	感染症に対する正しい知識を持ち、感染症予防に努めます。
		《 事業者・団体 》
		三師会、医療機関等は市と連携協力し、希望する市民に接種機会を提供します。
④ 救急医療体制の充実	《 現状と課題 》	《 市 》
	医師をはじめとする医療スタッフの確保が困難である等の理由により、市内二次救急医療機関 [※] の救急受入れ体制が十分でない状況にあります。	市内二次救急医療機関に対し、市内医療体制確保のため、必要な支援を状況に応じ行うとともに、安全・安心な広域小児救急を安定的に運営します。
	《 目標 》	《 市民 》
	関係機関相互の連携協力により、市内医療機関への救急搬送率が高まるなど、市内医療体制が確保されています。	緊急性のない救急外来の受診を控えるなど、救急患者に適切な医療が提供できるよう協力します。
		《 事業者・団体 》
		市内二次救急医療機関は、できる限り救急患者の受け入れを行うよう、体制整備に努めます。

※二次救急医療機関:

わが国では、都道府県が作成する医療計画に基づき、重症度に応じて初期、二次、三次の3段階の救急医療体制をとっており、直ちに生命には別状ないが手術や入院治療を必要とする患者に対応する医療機関を二次救急医療機関といいます。茨木市は高槻市、摂津市、島本町とともに、三島二次医療圏を構成しています。

施策6 社会保険制度を安定的に運営する

施策概要

施策の必要性

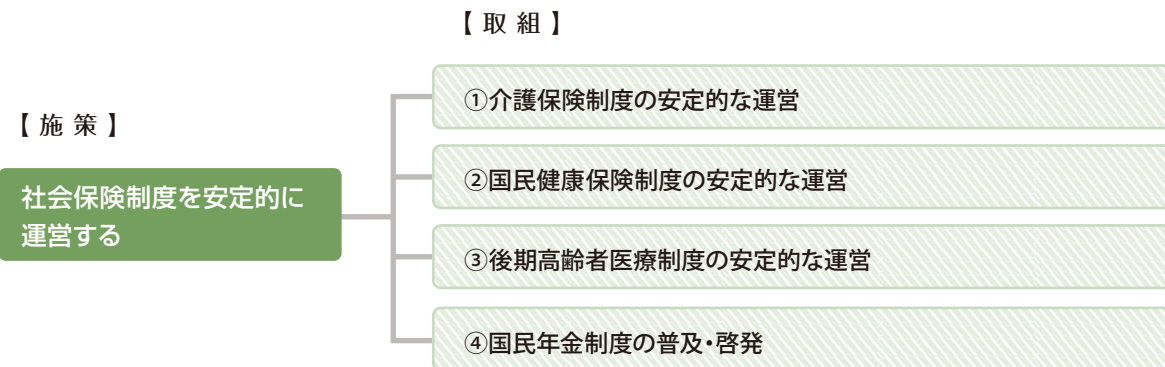
年金、医療、介護分野においては、社会保険制度を基本とし、保険給付の適正化に取り組み、給付と負担の両面にわたる世代間の公平性の確保を図る必要があります。

国における社会保障制度改革の趣旨を踏まえ、少子高齢化社会においても、安心して健やかに暮らすことができる、持続可能な社会保険制度の推進に努めていく必要があります。

施策の方向性

社会保険制度の趣旨を踏まえ、すべての世代が相互に支え合い、健やかに暮らすことのできる仕組みを維持するために、健全で安定した財政運営に努め、市民の安心を確保していくことに努めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《特定健康診査等実施計画(第2期)》

平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者を対象に実施が義務付けられている特定健康診査及び特定保健指導について、国の定める基本方針に即して、その実施に関する内容を定める計画

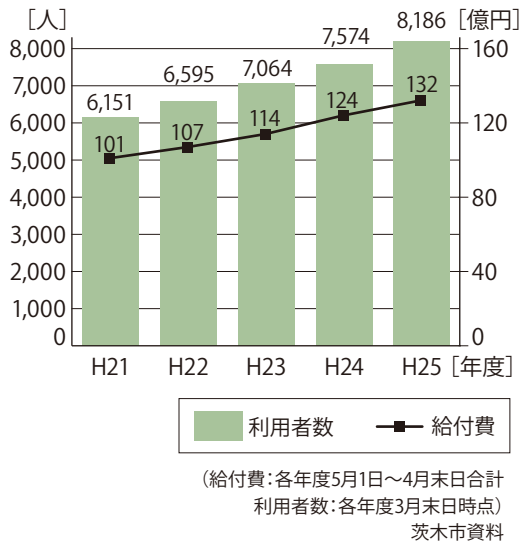
《高齢者保健福祉計画(第7次)・介護保険事業計画(第6期)》

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画

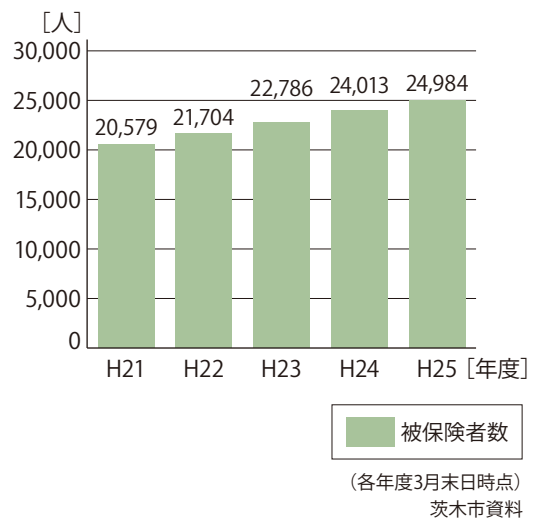
関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	生きがいづくり、健康づくり、日常生活の自立支援など総合的な施策の展開及び適正な医療や介護の給付の実施により、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう取り組みます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症・重症化の予防、積極的な保健活動による地域住民及び地域全体の健康の保持・増進並びに疾病の予防を推進することにより、医療費・介護給付費の適正化を図ります。
7-2 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する	負担の公平性確保のため、市債権管理関係担当課との連携を図り、各種保険料収納率の向上による財源の確保に努め、保険制度の安定的運営に努めます。

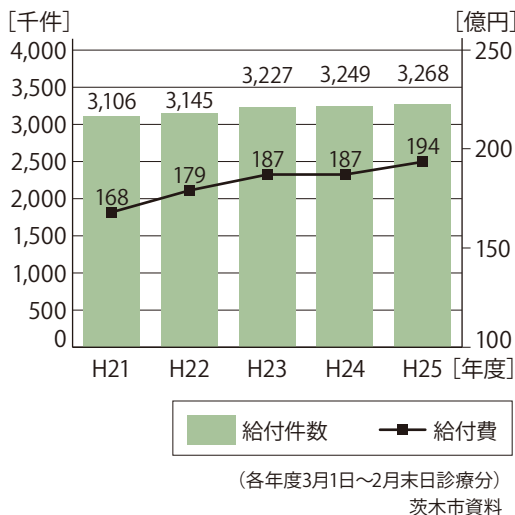
■介護保険 給付費・利用者数



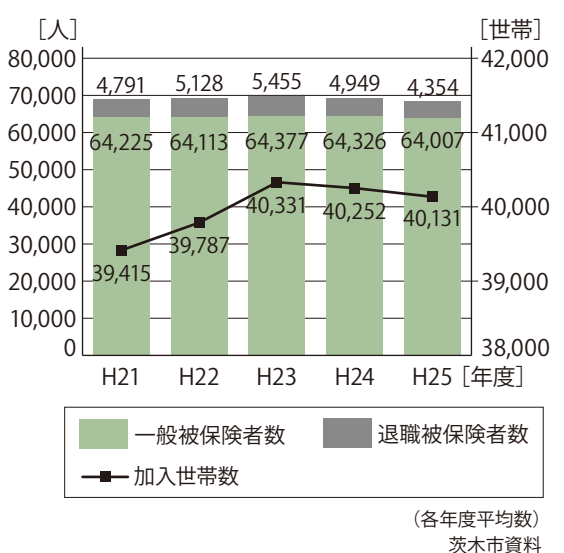
■後期高齢者医療制度 被保険者数



■国民健康保険 給付費・件数



■国民健康保険 被保険者数・世帯数



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①介護保険制度の 安定的な運営	《 現状と課題 》	《 市 》
	高齢者数の増加に伴い、介護サービスを必要とする人が増え、また、介護サービス利用に要する費用も増加し続けています。	介護予防・健康づくりによる元気な高齢者の増加や給付の適正化、保険料の収納対策を通じて、財源の確保に向けた取組の強化を図るとともに、介護サービスを安定的に提供し、介護サービス事業所への指導等により、サービスの質の向上を図ります。
	《 目標 》	《 市民 》
	介護保険制度が健全に運営されているとともに、質の高い介護サービスが、安定的に提供されています。	介護予防・健康づくりに努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。
②国民健康保険 制度の安定的な運営	《 現状と課題 》	《 市 》
	高齢者数の増加による医療費の増大、被保険者の低所得化等による保険料収納率の低迷など、国保事業は厳しい状況にあり、それらに的確・適正に対応し、国保事業を安定的・健全に運営していく必要があります。	特定健診等の推進により被保険者の健康維持増進を図るとともに、レセプト点検 [※] の強化や適正受診啓発による給付の適正化及び保険料収納対策の推進により、事業の安定的で健全な運営に努めます。
	《 目標 》	《 市民 》
	給付の適正化や保険料収納率の向上により、負担の公平性が図られ、事業運営が安定化・健全化し、国民皆保険制度の基盤としての役割を果たしています。	医療機関への適正受診や自らの疾病予防・健康管理に努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。
		《 事業者・団体 》
		介護サービス事業所は、適正な事業運営を図るとともに、質の高いサービスを提供します。
		三師会及び大阪府国民健康保険団体連合会は、市と協力し、制度の適正な運営に努めます。

※レセプト点検:

医療費の適正化を図るために、病院等を受診した際の診療内容や薬の処方内容について、病院から保険者に対して提出されるレセプト（診療報酬明細書）の内容や金額に誤りがないかを点検することです。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③後期高齢者医療制度の安定的な運営	《 現状と課題 》	《 市 》
	平成20年度開始以来、制度は定着していますが、高齢者数の増加による医療費の増大に伴い、制度運営のための公費負担と若年層からの支援金が増加を続けています。	保険料の収納確保を図るほか、高齢者に配慮したきめ細やかな取組や対応に努めます。
	《 目標 》	《 市民 》
	運営主体である大阪府後期高齢者医療広域連合と連携して、安定的な制度運営が図られています。	医療機関への適正受診や自らの疾病予防・健康管理に努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。 《 事業者・団体 》 大阪府後期高齢者医療広域連合は、市と協力し、制度の適正な運営に努めます。
④国民年金制度の普及・啓発	《 現状と課題 》	《 市 》
	国民年金保険料の負担感や制度そのものへの不信感が若年層を中心に広がっており、国民年金への加入率及び保険料納付率が低下しています。	窓口等での相談業務の充実を図りながら、加入促進・受給権の確保に努めます。
	《 目標 》	《 市民 》
	日本年金機構との協力連携を通じて、制度の普及・啓発に努め、20歳以上市民の加入漏れ・届け出漏れがなくなるとともに、保険料納付率も向上しています。	国民年金制度の趣旨を理解し、加入届出を行い、保険料の納期限内の納付に努めます。 《 事業者・団体 》 日本年金機構は、市と協力連携し、制度の普及・啓発に努め、加入促進・受給権の確保に努めます。

施策1 すべての子どもの育ちを支援する

施策概要

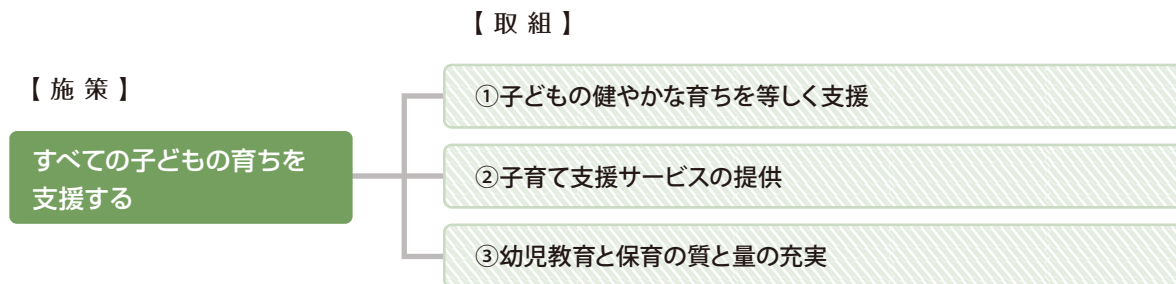
施策の必要性

本格的な人口減少社会の到来を迎える中、少子化問題に対応するため、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援の推進と、待機児童の解消など仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。また、幼児期の教育・保育が人格形成の基礎を培うことから、就学前の質の高い教育・保育の総合的な提供が求められています。さらに、社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとした、すべての子どもの育ちと子育てを社会全体で支えていく必要があります。

施策の方向性

次世代育成支援行動計画に基づき、すべての子ども・家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行うことにより、子どもの健やかな育ちを保障するとともに、安心して子育てできる環境を整えます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

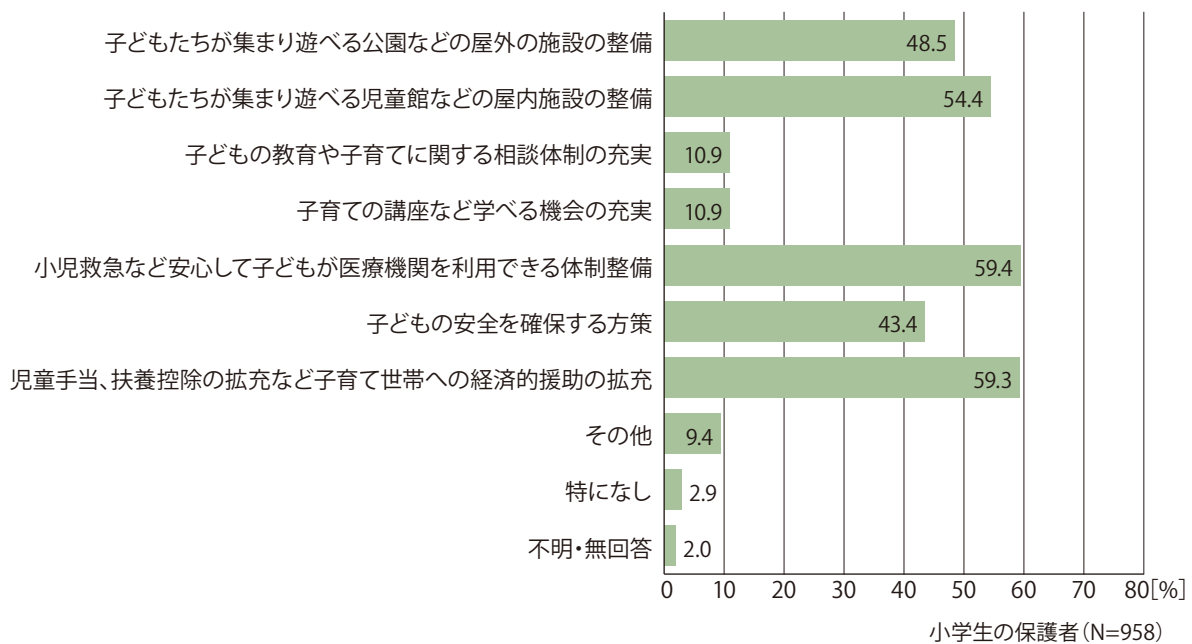
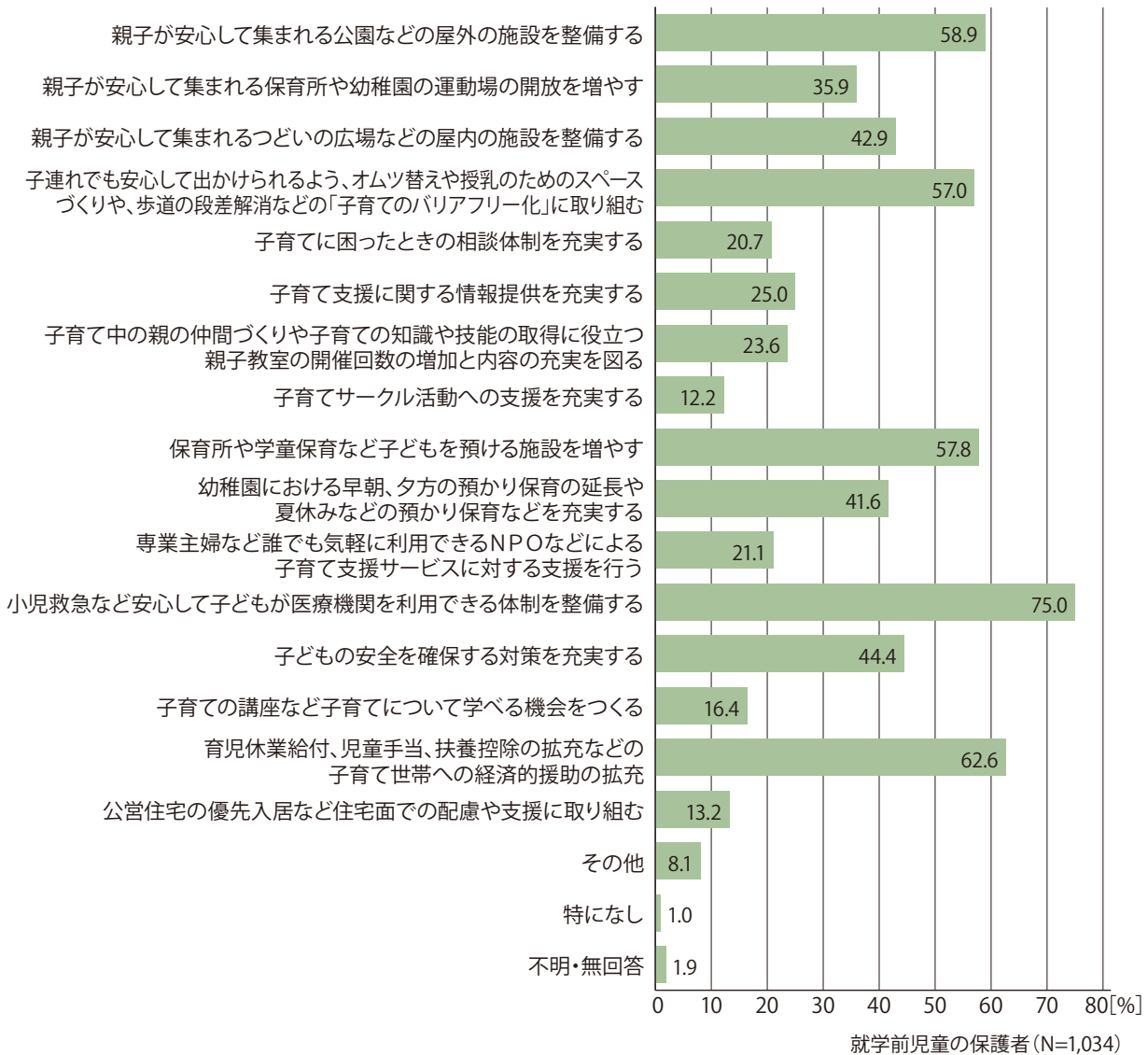
《次世代育成支援行動計画(第3期)》

すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	子育ての孤立化等を予防するため、地域での見守り・支援を行います。
1-3 障害者への支援を推進する	発達に課題のある子どもへの早期療育に努めます。
1-4 生活困窮者への支援を推進する	貧困の連鎖を食い止める手段として子どもの就学支援等を行います。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	妊婦健診や乳幼児健診との連携により、安心して出産・子育てができる環境を整えます。
2-2 地域ぐるみの子育てを推進する	子育て支援ネットワークを活用し、地域の子育て力の向上を図ります。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	保育所・幼稚園と小学校の連携によるスムーズなステージ移行を図ります。中学生と乳幼児の交流機会を設けます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	ひとり親家庭等の就労を支援します。一般事業主行動計画策定の必要性について周知・啓発をします。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	男性の家事・育児への参加意識を啓発します。子どもに対する性犯罪や面前DVの予防啓発を行います。

■充実してほしい子育て支援サービス(複数回答)



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①子どもの健やかな育ちを等しく支援	《現状と課題》	《市》
	児童手当などの給付を行い、こども医療の拡充を図るとともに、障害のある児童の社会生活を支えるための療育サービスを充実し、児童虐待の予防、早期対応等に努めています。また、ひとり親家庭に対する自立支援員による相談援助、自立支援給付金の支給等を行っています。今後も、子どもの貧困対策をはじめ、さまざまな立場の子ども・家庭への支援に努める必要があります。	子ども・子育て支援施策の拠り所として、次世代育成支援行動計画を策定するとともに、児童虐待の予防や発達支援、医療費の助成やひとり親家庭への支援、修学意欲のある若者へのサポートなど個々の状況に応じた支援が行える体制を整えます。
	《目標》	《市民》
	社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとするさまざまな状況にある子どもが健やかに育つための環境が整っています。	子育て家庭の孤立化を防ぐとともに早期の通告による虐待の予防に努めます。
②子育て支援サービスの提供	《現状と課題》	《市》
	子育て家庭の負担感や不安の軽減を図るため、ニーズに応じて「ほっと」できる場を提供し、一時保育、ヘルパー派遣、子育て相談などを気軽に活用できるよう子育て支援サービスの充実に努めています。今後も必要な子育て支援サービスが有効に活用されるよう、市民周知に努める必要があります。	さまざまなニーズに対し総合的かつ有効な支援サービスを提供できるよう体制を整えるとともに、子育てに関する情報を積極的に提供します。
	《目標》	《市民》
	個々のニーズに応じた支援サービスが活用され、安心して子育てができるようになっています。	個々のニーズに応じた情報を収集し、活用します。
③幼児教育と保育の質と量の充実	《現状と課題》	《市》
	保護者の就労等の事情により、幼児教育を希望する者がこれを受けられない状況が見られたり、保育ニーズの高まりから、多くの待機児童が生じている現状があります。幼児期の教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、すべての子どもに等しく提供される必要があります。	幼稚園、認定こども園 ^{※2} 、保育所等における質の高い教育・保育の提供体制を計画的に整備するとともに、その充実・向上に努めます。
	《目標》	《市民》
	待機児童が解消されるとともに、保護者のニーズに応じた質の高い幼児教育・保育が総合的に提供されています。	《事業者・団体》
		幼児教育・保育に関わる事業者は、多様化する保護者のニーズに迅速かつ適切に対応できる質の高い教育・保育環境の提供に努めます。

※1 一般事業主行動計画:

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業者の仕事と子育ての両立を図るための環境整備などに取り組むための対策や実施時期を定めるものです。

※2 認定こども園:

幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

施策2 地域ぐるみの子育てを推進する

施策概要

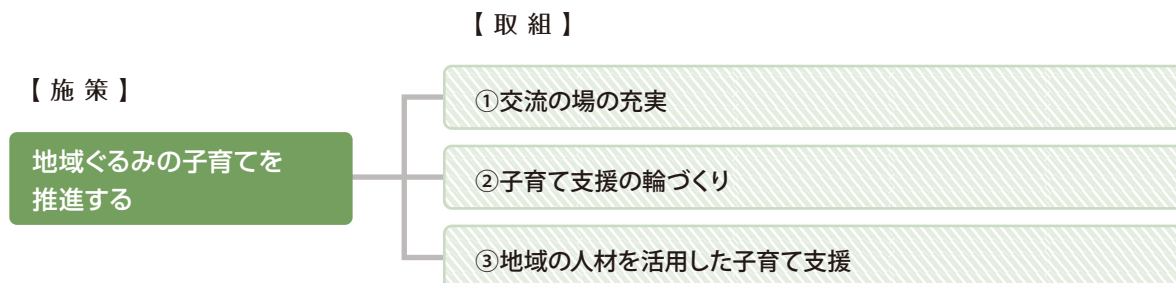
施策の必要性

子育ての第一義的責任は保護者にあると言われていますが、核家族化が進展し、近隣との関係が希薄化していることなどから、子育て家庭の孤立化等が危惧されます。地域におけるさまざまな立場の人たちが互いに連携・協力し、子育てに関わることで、地域の子育て力を充実していくことが求められます。

施策の方向性

地域のさまざまな人材が連携・協力し、子育てを支援することで、親子ばかりではなく世代を超えた人たちの交流の場が充実するなど、「子育てでつながる地域社会」の実現をめざします。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

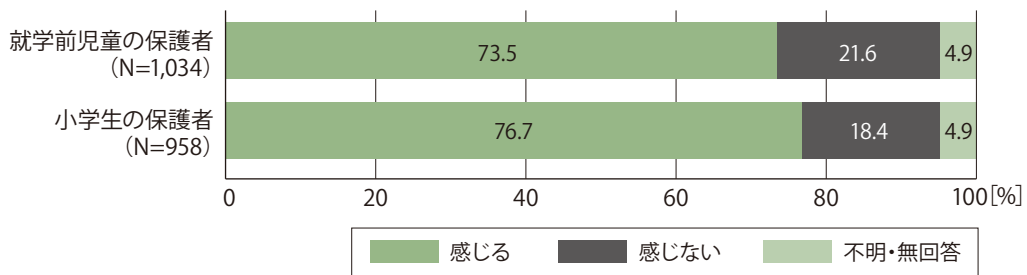
《次世代育成支援行動計画(第3期)》

すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークなどによる子育て世帯への支援を行います。
1-2 高齢者への支援を推進する	高齢者の地域における活動として、子育て支援の仕組みづくりを行います。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	保育所・幼稚園における園庭開放を行います。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域コミュニティにおける子ども・子育ての新たな支え合い体制の構築を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	子育て支援に関心を持つ人材の育成を図ります。

■子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるか



茨木市次世代育成支援に関する二ズ調査(平成26年3月)

■支えられていると感じる人、支えてほしい人(複数回答)

【就学前児童の保護者】	支えられていると感じる人 (N=760)		支えて欲しい人 (N=223)	
	件数	%	件数	%
近所の人	292	38.4	43	19.3
同じ世代の子どもを持つ保護者	506	66.6	79	35.4
民生委員、児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人	53	7.0	27	12.1
地域活動を行っているNPOなどの人	45	5.9	28	12.6
幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員	457	60.1	82	36.8
市役所の職員	27	3.6	26	11.7
その他	51	6.7	23	10.3
不明・無回答	11	1.4	40	17.9

【小学生の保護者】	支えられていると感じる人 (N=735)		支えて欲しい人 (N=176)	
	件数	%	件数	%
近所の人	326	44.4	22	12.5
同じ世代の子どもを持つ保護者	597	81.2	56	31.8
民生委員、児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人	171	23.3	26	14.8
地域活動を行っているNPOなどの人	37	5.0	26	14.8
市役所の職員	14	1.9	14	8.0
その他	44	6.0	21	11.9
不明・無回答	15	2.0	53	30.1

茨木市次世代育成支援に関する二ズ調査(平成26年3月)

取組の目標及び各主体が行うこと

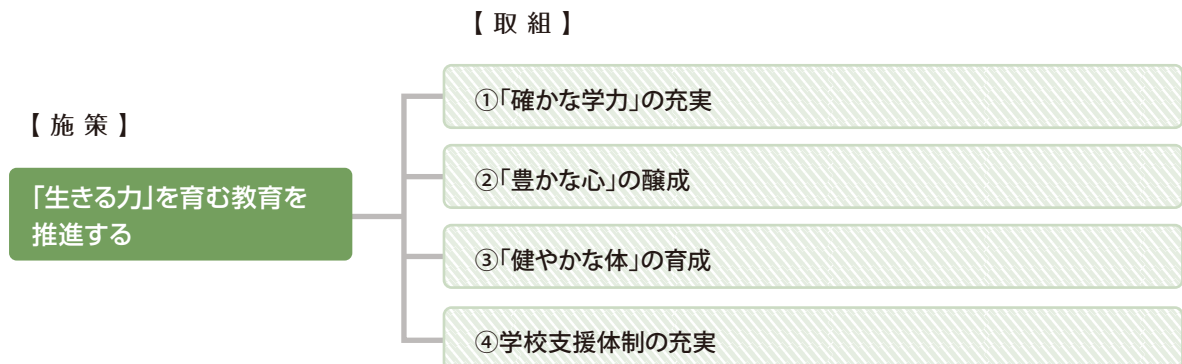
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①交流の場の充実	《現状と課題》 身近な地域で子育て中の親子が気軽に楽しくつどい、情報交換ができる場の充実に努めています。今後子育てを担う子どもたちへの関わりとして、子育て中の親子が子育ての楽しさを伝える機会を増やす必要があります。また、父親の参加や学生・高齢者等との交流の場の充実が必要です。	《市》 子育て中の親子が利用しやすい身近な地域での交流の場を展開するとともに、交流の活性化を推進します。子育て中の親子が主役となり、次世代の子育てへの啓発を行えるよう積極的に学校等との連携を図ります。
	《目標》 子育て中の親子が気軽に交流できる場が地域の中に充実しています。	《市民》 インターネットからの情報を活用しつつ、直接顔を合わせて情報交換するなど、積極的な交流をします。
		《事業者・団体》 事業者は親子交流の場を運営するとともに、商業スペースなどで交流の場を提供します。学校等において、子育て中の親子と交流する事業を積極的に取り組みます。
②子育て支援の輪づくり	《現状と課題》 子育てに関する情報の共有や子育てに関わっている人たちがつながるための連絡会を行っています。お互いの特色を認め合い、地域での連携をより高めるための体制を整備する必要があります。	《市》 子育て支援者だけでなく子育て中の当事者も含めた連携の場を設け、地域での子育て力を向上します。身近な地域ごとに子育て支援の拠点を配置し、互いに連携することで支援の隙間をなくします。
	《目標》 地域に根差した子育て支援の輪をつくり、それぞれが互いに支え合いながら、特色をいかした活動が展開されています。	《市民》 さまざまな支援等を利用したり、イベントに参加・協力します。
		《事業者・団体》 支援者は、それぞれの持つ特色を最大限にいかした活動を展開するとともに、他の支援者と連携し、情報交換等を積極的に行いながら、有意義な情報提供を行います。
③地域の人材を活用した子育て支援	《現状と課題》 地域には、育児、学習、生活等のさまざまな知識を持つ高齢者などの子育て経験者や民生委員・児童委員、地区福祉委員がいます。また、子育て支援をしている民間団体などがあります。それらの地域の人材をより一層活用することが必要です。	《市》 子育て経験者、民生委員・児童委員、地区福祉委員、民間団体などが連携・協力しやすくなるようなきっかけづくりをします。
	《目標》 地域の人材がさまざまな形で活用され、地域住民の経験・知識・技術等をいかした活動が展開されています。	《市民》 経験・知識・技術等をいかすなど、積極的に活動・参加します。
		《事業者・団体》 経験・知識・技術等をいかすなど、積極的に活動・参加するとともに、積極的に活動・参加する市民に協力します。

施策3 「生きる力」を育む教育を推進する**施策概要****施策の必要性**

平成18年の「教育基本法」改正により新しい時代の教育の基本理念が示され、その後、「生きる力」を一層育むことをめざして学習指導要領も改訂されました。一方、経済のグローバル化や高度情報化、少子高齢化が急速に進み、「貧困」「格差」の問題が大きな社会問題となっています。また、21世紀は知識基盤社会と言われ、次代を担う子どもたちには、知識や技能を活用して課題を解決する力、変化の激しい社会に柔軟に対応し、力強く生き抜く力が求められており、子どもたちが、自らの力で困難を乗り越え、未来を切り拓く力を育む必要があります。

施策の方向性

すべての児童・生徒の「生きる力」、すなわち「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、個人の可能性を最大限引き出すため、学校園をはじめ保育所、関係諸団体が連携して就学前から中学校卒業まで一貫した「きめ細やかで質の高い教育」を保障し、「学びを通じた信頼される学校づくり」を進めます。

施策を実現するための取組の体系**分野別計画等****《次世代育成支援行動計画(第3期)》**

すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

《第3次学力・体力向上3カ年計画「茨木っ子ジャンプアッププラン28」》

「学習事項の定着(学力調査で図れる学力)」「ゆめ力」「自分力」「つながり力」「学び力」「体力」を育成し、「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成をめざす計画

《いじめ防止基本方針》

いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づいて、これまで本市が示してきた事項をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	福祉の意味や福祉活動の役割について理解し、障害者や高齢者などとの出会いや体験活動などを通して、「思いやりを行動へ」と移す実践力を育成します。
1-3 障害者への支援を推進する	子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立や就労をはじめとする社会参加をめざした適切な指導・支援を行います。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	食に関する指導にあたっては、指導の全体計画を学校の教育計画に位置づけ、学校教育全体を通して実施します。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	保幼小連携ベースカリキュラムに基づく実践を小学1年生で進めるとともに、中学校ブロック内の連携推進に努めます。
2-4 魅力ある教育環境づくりを推進する	登下校の安全については、地域と一体となった「子どもを守る大人のスクラム」の充実を図ります。
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	市立図書館の司書や読み聞かせ講師の招へい、団体貸出の利用等の連携を通して学校図書館教育の充実を図ります。
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	児童・生徒に「ふるさと茨木」への愛着と誇りを育むとともに、わが国の歴史や文化・伝統を大切に育てます。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	各校園での事故発生時における救急及び緊急連絡体制について、教職員に周知徹底し、万全な危機管理に努めます。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に消費者教育に関する教育内容を充実させます。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	学校給食への安全・安心な農作物の供給を推進します。
6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	児童・生徒に地球温暖化や環境問題など、人間と環境の関わりについての認識を深めさせ、自発的に行動する意欲や態度を育みます。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	さまざまな人権問題の解決に向けて、校内組織体制を整備して人権教育を推進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	すべての教育活動において、男女共同参画社会の実現を目的とした男女平等教育を充実させます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①「確かな学力」の充実	《現状と課題》	《市》
	学校と市教育委員会が、「茨木っ子プラン22」「茨木っ子 ステップアッププラン25」の計6年にわたる学力向上施策に取り組んだ結果、児童・生徒の学力は着実に向上していますが、さらに小中学校が連携して学力課題を克服する必要があります。	学校と市教育委員会は、進行中の「茨木っ子 ジャンプアッププラン28」後も学力向上施策に継続して取り組みますが、特に就学前を含めた保幼小中連携や市立図書館等との連携を図って「質の高い教育」をめざします。
	《目標》	《市民》
	小中学校が連携して学力向上にかかる組織的・計画的な取組を推進しており、児童・生徒は学習習慣を身につけ、知識や技能を活用して学習に取り組む、学ぶ喜びを実感しています。	市教育委員会が作成した「家庭で学力を育てるヒント」を参考に、家庭の状況に応じてできることから取り組みます。
		《事業者・団体》
②「豊かな心」の醸成	《現状と課題》	《市》
	互いに高めあう人間関係づくりをめざして「ゆめ力」「自分力」「つながり力」 [※] の育成を図っていますが、いじめ・不登校等の問題事象、特にインターネットを通じて行われるいじめ事象への対応が必要です。	道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、「茨木市いじめ防止基本方針」に基づくいじめの未然防止の取組により、いじめや不登校の早期発見・早期対応を図ります。
	《目標》	《市民》
	一人ひとりの児童・生徒が基本的な倫理観や規範意識を身につけ、学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感し、安心して学ぶことができます。	あいさつ運動や見守り活動など社会全体で豊かな心を育む取組を推進します。
		《事業者・団体》
		事業所は職場体験活動の受け入れを通じて、子ども会等の青少年育成団体は、自然体験活動や集団宿泊体験活動を通じて、児童・生徒の道徳性の育成に努めます。

※「ゆめ力」「自分力」「つながり力」:

「ゆめ力」=将来の展望を持ち、努力できる力

「自分力」=規範意識を持ち、自分をコントロールする力

「つながり力」=他者を尊重し、積極的に人間関係を築こうとする力

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③「健やかな体」の育成	《現状と課題》	《市》
	新体力テスト ^{※1} の結果を活用し、生涯にわたって健康な体と体力の維持・向上を図ろうとする基礎を培う必要があります。また、学校給食等においては、正しい食習慣の習得と健やかな発達のため、食育を推進するとともに、食物アレルギー対応の充実が必要です。	新体力テストの分析結果を提供して、健康や体力の維持・向上、「食」への意識を高めるとともに、蓄積した結果を体育指導に有効に活用します。また、アレルギー対応への的確な対応を図るとともに、地元食材の使用などにより学校給食等における食育の充実に努めます。
	《目標》	《市民》
	小中学校が連携した体力向上の取組や授業改善、新体力テストの活用を進めたことにより、児童・生徒は、健康への意識が高まり、体力向上の意欲や運動に親しむ機会が増えています。給食では安全安心な地元食材の使用量が向上し、的確なアレルギー対応ができています。	夏休み中のラジオ体操や地域のスポーツイベント等、体を動かす機会には家族で積極的に参加し、運動する楽しさと健康に対する関心を子どもとともに共有します。
		《事業者・団体》
		こども会をはじめとする青少年関係団体は、スポーツ活動などを活発に取り組みます。また、農業協同組合など関係団体は、地元生産者を結びつけ、食材の運搬を担うなど、その活用推進のため市との連携に努めます。
④学校支援体制の充実	《現状と課題》	《市》
	最新の教育情報を提供し、研修を実施することにより、教職員の資質・能力向上に努めていますが、増加している経験の浅い教員への対応が課題です。相談業務では、児童・生徒、保護者、教職員の不安や悩みに対応し、支援しています。	初任者、ミドルリーダー ^{※2} 、管理職等に必要な情報を分析・選択して研修を実施するとともに、イントラネットを活用し情報提供を行います。発達相談や不登校・いじめ等の不安や悩みへの相談業務及び支援を充実します。
	《目標》	《市民》
	教職員は、最新の技術や情報をもとに授業改善に取り組んでいます。丁寧な相談活動による状況把握と分析の結果、学校と連携した適切な指導・支援が行われ、相談者の学校生活への不安が軽減されています。	授業参観などにより学校の状況を把握するとともに、学校評価に参加して意見を述べ、児童・生徒がよりよい学校生活を送れるよう支援します。
		《事業者・団体》

※1 新体力テスト：

国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、従前の「スポーツテスト」を全面的に見直し作成されたテストで、文部科学省は平成11年度から同テストを用いて「体力・運動能力調査」を実施しています。

※2 ミドルリーダー：

学校運営の中核となる主任教諭および教諭のことを指します。

施策4 魅力ある教育環境づくりを推進する**施策概要****施策の必要性**

安全・安心で快適な教育環境を計画的・効果的に整備することが必要です。また、学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティの構築と、子どもたちの安全で安心な居場所づくりが求められています。

施策の方向性

それぞれの学校において、子どもたちが良好で快適な環境のもとで教育を受けることができる環境を整備します。

また、地域における教育コミュニティづくりが進むとともに、子どもたちが安全に安心して過ごすことができる環境を整えます。

施策を実現するための取組の体系**【 施策 】**

魅力ある教育環境づくりを
推進する

【 取 組 】

①学校施設の計画的な整備・充実

②学校・家庭・地域の連携の推進

分野別計画等**《次世代育成支援行動計画(第3期)》**

すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	地域における教育コミュニティづくりを推進することで、子どもたちの教育環境の整備を図ります。
4-3 防犯や多様な危機への対策強化を図る	各地域において子どもたちの見守りなど防犯活動が行われ、安全安心なまちとなっています。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域の子は地域で育てるといった意識が醸成され、地域コミュニティが育まれています。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域の人々が、子どもにかかわる活動に参加しています。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①学校施設の計画的な整備・充実	《現状と課題》 快適な教育環境等を整えるため、校舎内環境の向上等の再整備を進めています。子どもたちが健康でいきいきと学ぶことができる教育環境を確保し、ICTの活用など多様化する学習に対応した設備等の充実が求められています。	《市》 老朽化する施設の長寿命化改修に取り組むとともに、社会環境や生活様式の変化などを踏まえた良好で快適な環境を提供します。
	《目標》 学校施設・設備等が、計画的に更新されることにより、利便性や機能性を持つ、快適な教育環境で効果的な児童・生徒の学習が行われています。	《市民》 学校の施設・設備を大切に使う意識・マナーを高めます。
		《事業者・団体》
②学校・家庭・地域の連携の推進	《現状と課題》 地域住民のつながりが希薄になり、地域の教育力や家庭の教育力が低下する傾向にあります。また、子どもたちが安全に安心して過ごすことのできる環境づくりが求められています。	《市》 校区を基盤とした学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりを推進するとともに、子どもへの安全教育や安全で安心な居場所の提供を行います。
	《目標》 学校・家庭・地域が互いに情報共有し、それらが連携して教育コミュニティづくりを進めています。また、子どもたちの安全で安心な居場所づくりや地域での見守り体制が整っています。	《市民》 経験・知識・技術等をいかし、活動に参加・協力します。
		《事業者・団体》 地域の団体や事業者が経験・知識・技術等をいかし、活動に参加・協力します。

施策5 青少年が心豊かにたくましく成長できるよう取組を推進する

第2章：次代の社会を担う子どもたちを育むまち

施策概要

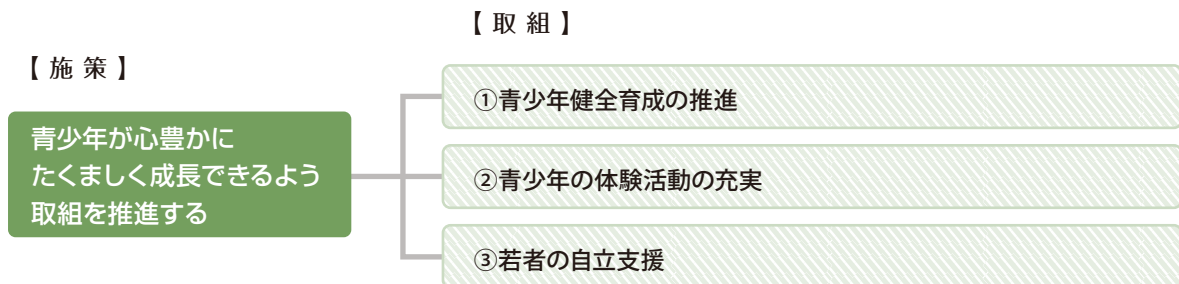
施策の必要性

都市化、少子化、地域とのつながりの希薄化など、青少年を取り巻く社会環境が変化する中で、青少年の体験活動の機会が減少するとともに、青少年の規範意識が低下し、非行が低年齢化するなど、青少年の健全育成は困難な環境にあります。また、生活困窮のみならず就労・自立に向けた支援を必要とするなど課題を抱える若者も増加しています。青少年がさまざまな地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう、取組を進める必要があります。

施策の方向性

全ての青少年がさまざまな地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう取組を進めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《次世代育成支援行動計画(第3期)》

すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-4 生活困窮者への支援を推進する	若年困窮者への支援策を実施します。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	体験活動の機会を提供することで、「豊かな心」の醸成に努めます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	ひきこもり等の若者に対する就労支援を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域におけるさまざまな健全育成団体がそれぞれの目的を持ち活動することで、地域におけるコミュニティづくりを推進します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 青少年健全育成の推進	《 現状と課題 》 地域における人間関係が希薄化する中、「地域の子どもは地域で見守り、育てる」ため青少年育成団体が活発な活動ができるよう支援するとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を図る必要があります。	《 市 》 地域において、青少年健全育成を啓発するとともに、青少年健全育成団体の支援に努めます。青少年問題協議会 [※] の提唱により、青少年健全育成のための安全安心な環境整備に努めます。
	《 目標 》 各地域で青少年健全育成の行事等が活発に実施されることにより、地域の子どもは地域で見守り、育てるといった市民意識の醸成がされています。	《 市民 》 地域で実施される青少年健全育成の行事に積極的に参加・協力し、地域の子どもを見守ります。
		《 事業者・団体 》 青少年健全育成団体は、地域における人間関係の構築及び青少年の規範意識の醸成のための事業の実施に努めます。青少年指導員会は、青少年を有害環境から保護するための活動に努めます。
② 青少年の体験活動の充実	《 現状と課題 》 社会の変化により、これまで身近にあった遊びや体験の場が減少しています。青少年は体験活動を通して、コミュニケーション力、規範意識、道徳心等社会で求められる基礎的な能力を養うことができますが、こども会の組織率が低下するなど、体験格差が生じています。	《 市 》 こども会等体験活動の機会を提供する団体の活動支援に努めます。上中条青少年センター及び青少年野外活動センターの施設整備を進めるとともに、青少年の体験活動の充実を図ります。
	《 目標 》 青少年が活動拠点である上中条青少年センター及び青少年野外活動センターなどでの体験活動を通して自尊心や生きる力を高め、自分の将来に対して夢や希望を持つことができるような集団活動が活発に展開しています。	《 市民 》 情報収集に努め、体験活動の機会を活用します。
		《 事業者・団体 》 こども会等各種団体は、青少年の体験活動の機会の提供に努めます。
③ 若者の自立支援	《 現状と課題 》 ひきこもり等の相談窓口として、茨木市子ども・若者自立支援センターを設置し、相談・支援体制の充実を図るとともに、ひきこもり等の面談などについての支援をしています。また、課題を持つ青少年やその保護者等に対する相談体制の充実を図るなど、若者の自立に向けた切れ目のない支援が必要です。	《 市 》 若者に対応する相談窓口を充実するとともに、自立に向けたさまざまな支援を行います。また、課題を持つ青少年に対して、諸問題を解決するため、必要に応じて適切な関係機関と連携できるよう相談窓口を充実します。
	《 目標 》 若者とその保護者が気軽に相談できる窓口が整備されています。それぞれの状況に応じた支援を受け、自立に向けてステップアップしています。	《 市民 》
		《 事業者・団体 》 事業者は、若者の社会参加・職業体験の場を提供します。

※青少年問題協議会：

市長を会長とし、学識経験者、市議会議員、警察署・保健所・子ども家庭センターなどの関係行政機関、関係団体等で組織され、青少年に関する総合的施策についての重要事項を審議する茨木市の附属機関です。

施策1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する

施策概要

施策の必要性

生活様式の多様化や、高齢化の進展、自由時間の増加にともない、人々の学習に対するニーズは年々広がり
と深まりを見せています。人生の各ライフステージにおいて、いつでもどこでも誰でもが、生涯にわたり自ら
学び、学ぶことを通して自己実現や生活の質の向上を図るとともに、その学びを社会に還元できる環境を整
備充実する必要があります。

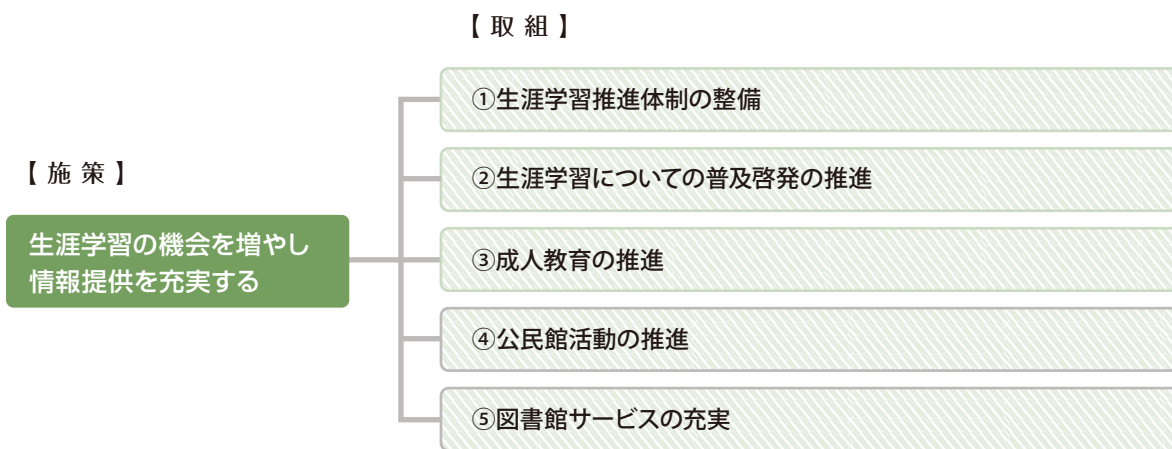
また、図書館は、読書活動を推進するとともに、生活を行う上での課題や興味関心に必要な知識を誰もが
得ることができるよう、幅広い情報提供が求められています。

施策の方向性

本市の生涯学習に関する取組の基本となる計画を策定するとともに、市民、行政、教育機関などの連携に
より、社会的な課題や市民ニーズに対応した多様な学習の場や機会、情報などを提供し、市民の主体的な生
涯学習活動を促します。

社会教育については、学校教育との連携を図りながら、これからの時代に求められる成人教育や、公民館
活動の推進、図書館の機能の充実を図ります。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《第2次子ども読書活動推進計画》

子どもの読書活動を推進するにあたり、茨木市がめざす方向性を明らかにし、読書機会の提供や読書環境の整備
の指針となる計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域住民同士での学習グループの形成や学習活動への積極的な参加を促します。
1-2 高齢者への支援を推進する	誰もが参加しやすい学習機会を提供します。
1-3 障害者への支援を推進する	誰もが参加しやすい学習機会を提供します。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	こども健康センターでの4か月健診時に、絵本の読み聞かせを行いブックスタート事業 [※] を実施します。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	学校への団体貸出しや調べ学習における読書相談などを行い、子どもの読書活動を推進します。
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	芸術・文化・歴史に関する学習機会や、芸術の創作と発表の場を提供します。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	出前講座等による消費者教育を充実させます。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	男女平等観に基づいた保育・教育を充実させます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	より多くの市民が利用でき、地域活動の拠点となるべく、公民館のコミュニティセンター化を進めます。

※ブックスタート事業:

赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心がふれあうひとときを持つことを目的とした事業です。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生涯学習推進体制の整備	《現状と課題》	《市》
	生涯学習センター主催のきらめき講座や出前講座、また、大学との共催によるさまざまな講座を実施しています。 幅広い連携やネットワーク化を図り、社会の要望や市民のニーズに沿った生涯学習の機会の提供が必要です。継続的な学習を促すため、学習成果を認めたり、学んだことをいかして社会参加するなど、知の循環を支援する必要があります。	生涯学習センターを中核として生涯学習の場や機会を提供し、大学、NPOとの連携により、幅広い層の参加促進を図ります。 また、生涯学習に取り組んできた人の学習スタイルを「参加」から「参画」へと進め、学習成果がいかせる環境や活動体制の整備を推進するため、生涯学習に関する計画を策定します。 天文観覧室(プラネタリウム)等を活用し、自然科学について興味を持てるよう促します。
	《目標》	《市民》
	生涯学習施設とあらゆる機関が連携し、多様な生涯学習の機会が提供されています。生涯学習の中で培った豊富な知識や技術を活用する機会が充実し、自己実現やまちづくり活動などの社会参加にいかされています。	個人が自由に、楽しく、生涯にわたって学ぶとともに、持っている知識や経験を地域コミュニティ活動などにいかします。 《事業者・団体》 大学や市と連携した各種団体が市民を対象に生涯学習講座を開講し、活発な学習活動を展開します。地域コミュニティに関わる団体は生涯学習で知識、技術を習得した人材の活用を図ります。
②生涯学習についての普及啓発の推進	《現状と課題》	《市》
	自己実現、生活の質の向上の観点から生涯学習の大切さを理解してもらい、学習活動に参加してもらう必要があります。学習活動を始めたり継続するときに情報をタイムリーに提供し、学習発展のための相談にのるなど学習意欲のある人を支援する必要があります。	生涯学習の意義や必要性の周知に努め、参加する人を増やします。インターネット等の活用など、より多くの媒体を活用し、多くの生涯学習情報を発信します。また、市民の求める情報を提供します。
	《目標》	《市民》
	生涯にわたって学び成長し続けることで、新たな時代に対応し快適で豊かな人生が送れることにつながると多くの人が理解しています。多くの市民がいつでも自由に学習の場や機会を選択して、楽しく学ぶことができるよう情報提供が行われています。	生涯にわたって自らを高めようと努め、学習に積極的に参加します。生涯学習に関心を持ち、主体的で活発な学習活動を展開するため情報を自ら求めます。 《事業者・団体》 大学や生涯学習関係団体が、より多くの人の活動参加を促し、社会参加の機会をつくります。市と連携を図り、生涯学習情報や取り組んでいる内容について、市民に対し積極的に情報提供を行います。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③成人教育の推進	《現状と課題》 地域社会の連帯や人間性の向上をめざして、さまざまな講座などを実施しています。今後も社会教育関係団体などを通じて、成人に対する学習機会のより一層の充実が求められています。	《市》 講座・講習など、人権教育を含む多様な学習機会の体系的、継続的な提供に努めるとともに、社会教育に取り組む各種団体の活動の推進のため支援を行います。
	《目標》 成人が学習意欲をもって自己啓発に励み、充実した日常生活を送るとともに、学習成果を社会へ還元し、地域社会の連帯、活性化につながるよう、組織的な教育活動が充実しています。	《市民》 多様な学習機会を活用し教養を身につけ、地域社会に貢献します。
		《事業者・団体》 社会教育に取り組む団体が、人権感覚を身につけ、地域社会の活性化の一翼を担います。
④公民館活動の推進	《現状と課題》 趣味や教養といった講座・講習等が中心となっていますが、現代的な課題や地域課題に応じた事業の実施が求められています。	《市》 地域の多様な課題に対応した学習機会や情報を提供するとともに、地域社会におけるさまざまな団体の活動を側面から支援し、相互の連携を促進する取組を行います。
	《目標》 住民が安心して豊かに暮らせる地域づくりのため、学習機会や情報が提供されています。それぞれの地域性をいかした地域づくり活動が活性化するための支援が充実しています。	《市民》 さまざまな学習機会を捉えて教養の向上に努めるとともに、地域づくりに関わる活動に対しても、積極的に参加します。
		《事業者・団体》 それぞれが地域の中で、自らが果たす役割を認識し、相互に協力しあって、地域の抱える課題解決に取り組めます。
⑤図書館サービスの充実	《現状と課題》 図書資料を中心に視聴覚資料や新聞・雑誌記事及び判例データベースなど、さまざまな内容・形態の資料の収集・提供を行っていますが、さらに、資料や取組の充実を図る必要があります。	《市》 体系的に資料を収集し、効率的に管理・保存することにより、積極的な資料・情報の提供に努めます。また、読書推進につながるサービスを充実し、市民のあらゆる知的活動を支援します。
	《目標》 地域の情報拠点として、必要な情報を得ることができ、調べものを行うなど、仕事や生活上の課題を解決するために利用されています。乳幼児から高齢者まで、市民の暮らしに役立つ図書館サービスが提供されています。	《市民》 読書などを通じて得たさまざまな情報や知識で地域社会に貢献します。
		《事業者・団体》 ボランティアが図書館と協働で本にふれる機会が増える事業を推進します。

施策2 みんなが楽しめるスポーツ活動を推進する

施策概要

施策の必要性

心身の発達、健康の保持増進の観点で、スポーツの推進は不可欠です。また、仕事中心から生活重視へ価値観の変化が進む中、市民の生涯スポーツへの関心は高く、スポーツに親しむ人口が増加しています。誰もが気軽に地域でスポーツに親しむことができる環境の創出が必要です。

施策の方向性

スポーツ関係団体等と連携し、健康増進・生きがいがづくりのイベント、スポーツ教室等を開催するとともに、各自の興味や年齢、体力、技能等に応じて、誰もが気軽に生涯スポーツに親しむことができる環境を整えます。また、本市のスポーツ推進に関する取組の基本となる計画を策定します。

地域スポーツ等の活動・運営を支える人材の育成や互いに協力しあえるネットワークを構築します。

施策を実現するための取組の体系

【 施策 】

みんなが楽しめるスポーツ活動を推進する

【 取 組 】

①多様な生涯スポーツ活動の推進

②スポーツ関係団体や指導者の育成

関連する施策と連携の内容

関 連 す る 施 策	連 携 の 内 容
1-3 障害者への支援を推進する	障害者スポーツの普及に取り組みます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	スポーツ関係団体と連携してスポーツの推進に取り組みます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①多様な生涯スポーツ活動の推進	《 現状と課題 》	《 市 》
	近年、明るく豊かで活力ある生活づくりや心身の健康の保持・増進を目的として、スポーツ・レクリエーション等に取り組む人が増加しており、市民が気軽に行えるスポーツ活動の推進を図ることが求められています。	健康のために誰でも親しみやすいニュースポーツ※1をはじめ、スポーツ・レクリエーションに関するイベント、教室等の実施や情報提供など、スポーツに親しむことができる環境の整備を図るとともに、スポーツ推進に関する計画を策定します。
	《 目標 》	《 市民 》
	スポーツ関係団体等と連携し、いつでもどこでも気軽に参加できるよう、健康増進・生きがいづくりのイベント、スポーツ教室等が充実しています。	健康、体力づくり、生きがいづくりのために、イベント・教室への参加など、どの年代も日常的にスポーツに親しみます。
		《 事業者・団体 》
		スポーツ関係団体は、多様なスポーツに取り組む人の指導をしつつ、市民のスポーツに対するニーズの把握に努め、市と協働でスポーツ人口の増加をめざします。
②スポーツ関係団体や指導者の育成	《 現状と課題 》	《 市 》
	高齢者の増加や近年の健康志向の高まりから、スポーツを身近なものとして多くの市民が気軽に参加できる環境が求められています。そのため、それらを支える総合型地域スポーツクラブ※2、指導者、ボランティアや団体などの人材を育成する必要があります。	スポーツ指導者やボランティアの養成講習会・研修会の実施、スポーツに携わる人材のネットワークづくりを支援します。また、総合型地域スポーツクラブの育成支援のため、スポーツ関係団体との連携や、地域団体との連携を図ります。
	《 目標 》	《 市民 》
	スポーツ関係団体や地域スポーツ等の活動・運営を支える人材の育成や互いに協力しあえるネットワークが構築されています。幅広い世代の人々が、生涯を通してスポーツを気軽に楽しめる機会を提供する総合型地域スポーツクラブが活発に活動しています。	
		《 事業者・団体 》
		スポーツ関係団体は、参加しやすい環境整備のため、受け入れ体制を整え、多様なスポーツを支える人材の育成に努めます。

※1 ニュースポーツ:

誰もが、いくつからでも、いつまでもできるスポーツで、競うことよりも楽しむことを目的としたスポーツのことです。

※2 総合型地域スポーツクラブ:

幅広い世代の人々が、それぞれの興味・関心、競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブのことです。

施策3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する

第3章:みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち

施策概要

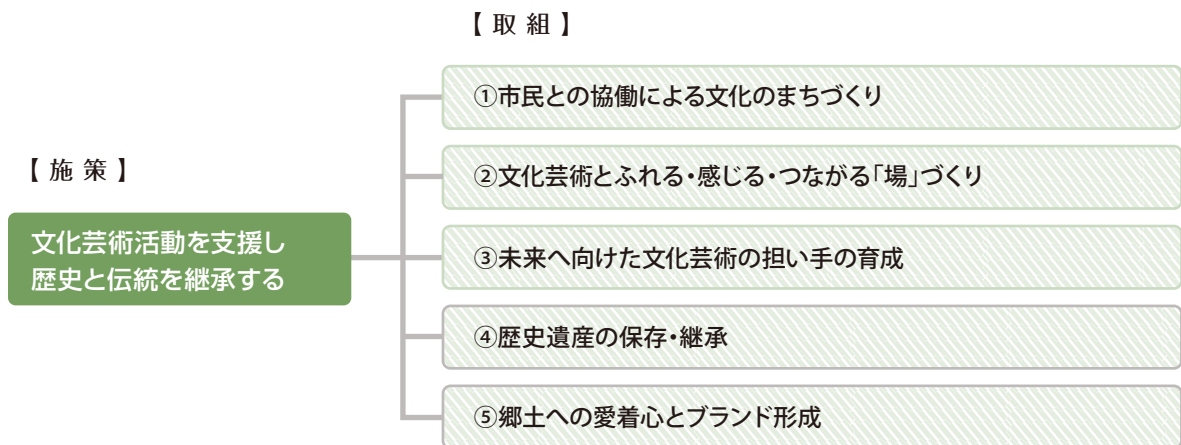
施策の必要性

文化芸術の振興は、まちを活性化させ、コミュニティを育み、魅力的なまちづくりにも役立つことから、積極的に取組を推進し、心豊かな生活及び活力ある社会の実現をめざします。特に、市美術展をはじめとする芸術・文化・歴史関連団体の協力による各種文化活動や舞台芸術の提供、伝統芸能の継承、文化財の保護・継承に関する施策は、市民生活に豊かさをもたらすものであり、より一層推進する必要があります。

施策の方向性

文化振興ビジョンに基づき、市民の主体的な文化活動や交流を支援するとともに、子どもたちへの多様なアプローチを進めるなど、新しい担い手の発掘と育成を図ります。また、歴史遺産の保存と活用を推進し、拠点施設の機能充実を図り、市民の郷土愛を育むことで、歴史文化遺産を発展的に継承します。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

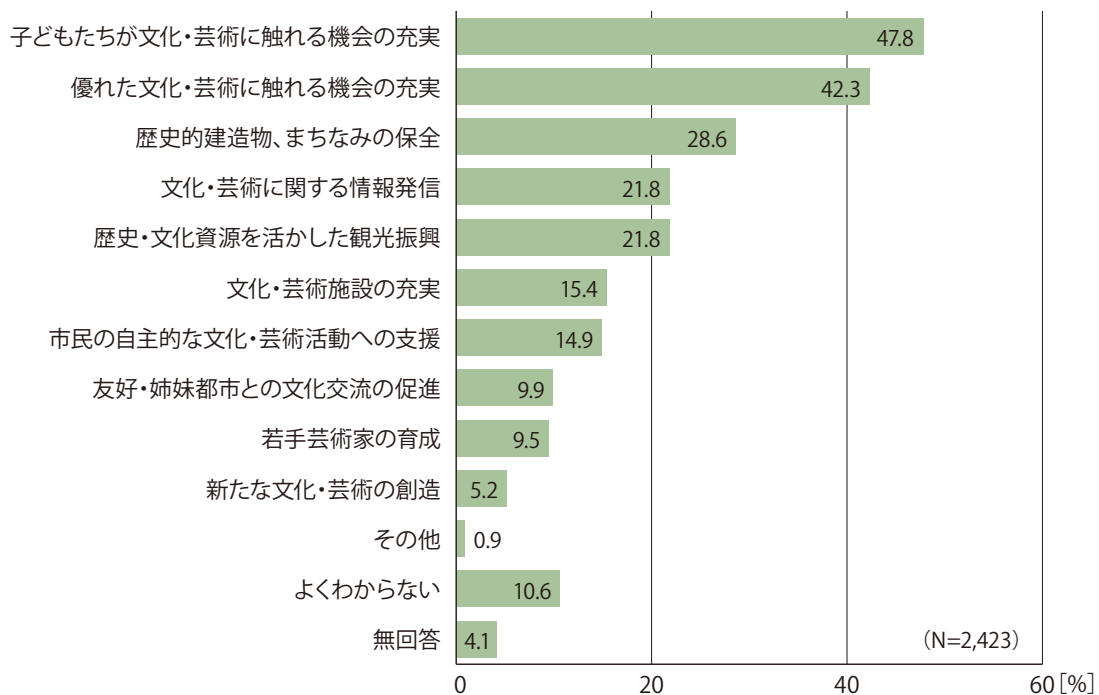
《文化振興ビジョン》

文化振興を推進するにあたって、茨木市がめざす文化振興の方向性を明らかにし、全市民的な取組として市民文化の向上を図る指針となる計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-3 障害者への支援を推進する	障害者の文化活動の充実を図ります。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	子どもたちが文化・芸術にふれる機会を創出します。
3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	文化を活用した観光振興を推進します。
5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる	アートをいかしたビジネスを支援します。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	まちなみ・景観づくりを推進します。
7-1 まちの魅力を市内外に発信する	文化芸術や歴史遺産をいかしたシティプロモーションを行います。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	事業者や団体、大学、観光協会等と、イベント等さまざまな連携を行うことにより、文化のまちづくりを推進します。

■最も重要だと思う文化・芸術に関する取組(複数回答)



市民アンケート(平成25年1月)
第5次茨木市総合計画策定に向けた調査

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①市民との協働による文化のまちづくり	《現状と課題》	《市》
	市民による主体的な文化芸術の創造及び文化芸術活動の育成・支援に関する事業を推進することにより、地域の文化芸術の振興を図っていますが、市民と芸術家・文化芸術団体をつなぎ、芸術への理解を促し、情報を発信する役割を果たす人材が不足しています。	文化芸術事業において市民との協働を推進していくとともに、市民が自発的に取り組む文化芸術活動を積極的にサポートし、市民一人ひとりの多様性・自主性を尊重しながら、市民と文化芸術をつなぎ、文化芸術における協働推進の核となる人材の育成を図ります。 また、文化芸術団体の間で交流できる機会を設けるなど、団体間で連携協力できる関係づくりを促進します。
	《目標》	《市民》
	市民の多様性、自主性を尊重することによる市民との協働や文化振興財団、文化芸術団体、大学等との連携により、文化芸術活動が活性化しています。	自ら積極的に多様な文化芸術活動を行うとともに、文化芸術にふれる機会を増やします。 《事業者・団体》 互いに連携を図りながら、文化振興について市と一緒に考えます。また、文化を産業等に活用していきます。
②文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり	《現状と課題》	《市》
	市内には文化芸術活動を行うことができる「場」として、文化施設等が数多くあり、音楽活動や美術作品の創作活動など、市民の活発な文化芸術活動を支えています。さらなる文化振興のためには、鑑賞や発表機会の充実のため、施設整備を行い、鑑賞や実践の機会を設ける必要があります。	市民、文化団体等が、身近な場所で文化芸術にふれることができる環境を整備します。市民、文化芸術団体等と協働し、すべての市民が「いつでも・どこでも・だれでも」文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくりを積極的に進めていきます。
	《目標》	《市民》
	さまざまな場所で文化と身近にふれることのできる環境を整備し、市民が文化芸術を鑑賞、実践する機会が充実しています。 また、高齢者や子育て世代、若者、障害者、外国人など、それぞれの文化芸術ニーズに応える事業を行うことにより、市民誰もが、気軽に文化芸術とふれる・感じる・つながる環境が整っています。	積極的に情報を入手し、文化芸術にふれる機会を増やします。 《事業者・団体》 文化振興財団などの文化芸術団体は、より積極的に継続的な事業展開を行うとともに、高齢者や若年層向け、また多言語への対応や内容の工夫など、外国人や障害者の方も参加しやすいよう取り組みます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③ 未来へ向けた文化芸術の担い手の育成	《 現状と課題 》	《 市 》
	市民自らがさまざまな文化芸術活動に取り組んでおり、定期的な公演や大会などに参加しています。また、高い水準の文化芸術活動を行っている団体もあります。 盛んな市民の文化芸術活動が今後も続いていくよう、次世代の文化芸術の担い手を育成する必要があります。	文化芸術活動の発展継承のためには、若い世代が活動に参加しやすい環境が必要であるため、広く啓発に努めるとともに、学校などの教育現場においても、文化芸術活動の充実に取り組んでいきます。 また、未来に向かって文化の芽を育てていくために、文化芸術の担い手を育成し、優れた芸術家を輩出することをめざします。
	《 目標 》	《 市民 》
	文化芸術の教育現場による活用や、若手芸術家の育成などにより、次の世代が、未来に向かって育っています。	多様な文化芸術や文化財にふれるとともに、和太鼓や盆踊りなどの伝統文化を体験することにより、文化芸術をより身近なものとしします。
④ 歴史遺産の保存・継承	《 現状と課題 》	《 市 》
	文化財の拠点施設では、さまざまな取組により入館者が増加しています。一方で、歴史遺産の認知度が低く、市が収蔵しているもの以外の史料の保存環境は悪化する傾向にあります。それらの保存に努めるとともに、積極的な文化財情報の収集、発信など、文化財への関心を高める取組を行う必要があります。	歴史遺産の保存と活用を推進し、情報収集と発信に努めます。また、保存環境の整備を進め、キリシタン遺物史料館など拠点施設の機能充実を図るとともに、貴重な文化財の市への移管を働きかけます。
	《 目標 》	《 市民 》
	多くの市民がキリシタン遺物や銅鐸鋳型など、本市の貴重な歴史遺産や文化財に親しむ機会が充実しています。	日々の暮らしの身近にある歴史遺産に関心をもち、文化財への知識を深め、保存・継承に協力します。
⑤ 郷土への愛着心とブランド形成	《 現状と課題 》	《 市 》
	多様な茨木の文化資源を保存継承していますが、市民に十分に認知されていない点や、それらの文化資源が活用されていない現状があります。	多様な茨木市の文化的な特性をいかした魅力的な取組や、情報発信を行うことにより、文化のまちとしてのブランド形成に取り組みます。
	《 目標 》	《 市民 》
	“茨木市らしさ”を形成する大切な文化資源を今後も大切に保存・継承することで、“茨木らしさ”を大切にする気持ちや茨木市に対する愛着が生まれています。 また、多くの市民が文化のまちとしての誇りを持つブランドが形成されており、市内外に情報が発信されています。	一人ひとりが文化のまちの広報員となり、先人から引き継いできた、茨木の文化資源について情報発信します。
		《 事業者・団体 》
		文化財の調査、説明板設置等の啓発に協力します。

施策4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる

第3章:みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち

施策概要

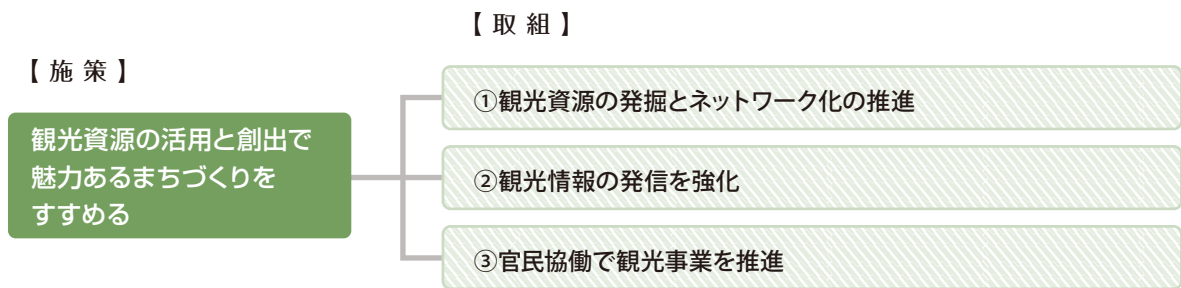
施策の必要性

観光振興を通じて、すでに認識されている観光資源のさらなる活用に加え、いまだ取り上げられていない資源を発掘、再発見することで、市の魅力を向上させることができます。また、たくさんの人々が観光に訪れることが、まちの活性化につながり、活気のある魅力的なまちづくりを進めることで、地域住民がまちをいま以上に愛することにつながることから、さらなる観光施策の推進が必要となります。

施策の方向性

茨木市の自然、歴史、文化、地域で生み出される特産品など豊富で魅力的な観光資源を最大限に活用し、市内外の人が訪れて「楽しい」と思ってもらえるよう、観光資源をつなぐ取組を推進します。さらに、観光協会と連携し、幅広い年代に応じた効果的な情報発信を行い、わがまちに誇りを持てる、観光をいかしたまちづくりを進めます。

施策を実現するための取組の体系



関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	文化を活用した観光振興を推進します。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	観光を活用した商業振興を図るため、企業や事業所等と連携を行います。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	北部地域の地域資源や中心市街地の魅力をいかした観光・交流促進を図ります。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	観光客の移動手段として、公共交通の利用を促進します。
7-1 まちの魅力を市内外に発信する	観光資源をいかしたシティプロモーションを行います。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	事業者や団体、大学、観光協会等との連携により観光事業を推進します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 観光資源の発掘とネットワーク化の推進	《 現状と課題 》 現在、山間部の自然や都市の魅力、アートをいかしたまちづくりの取組が行われていますが、今後はより市の魅力を高めるため、緑豊かな都市イメージや歴史・文化・芸術などの地域資源をいかした特色を出す必要があります。また、これらの資源を新たなサービスの創造と観光市場の活性化のために、ネットワーク化する必要があります。	《 市 》 既存の観光資源の魅力向上を図るとともに、あまり知られていない観光資源にも光を当てていきます。また、ダム湖の活用などで新たな観光資源を創出する可能性を探るほか、農林業を活用した観光を推進します。 地理的・歴史的な関連性で各施設をネットワーク化します。
	《 目標 》 市の観光資源をいかした多彩な企画が催されています。また、豊かな自然をいかし、各所でもぎ取り園など農業関連イベントが開催され、多くの市民で賑わっています。 新たに整備された観光資源ネットワークが市民に周知され、多様なイベント・企画によって世代性別を問わず訪れた人々で賑わっています。	《 市民 》 市内の魅力を知るため、各種イベントや、施設に足を運び、積極的に参画します。 《 事業者・団体 》 事業者、団体、大学、観光協会等は各種観光イベントなどを主体的に企画・運営します。 余暇活動に農業体験等を組み入れます。
② 観光情報の発信を強化	《 現状と課題 》 情報通信技術の発達に伴い、観光面においても情報発信のための媒体は広がっていますが、十分に活用できていません。 それらを有効活用し効果的に情報を発信することが求められています。	《 市 》 市外から訪れる人や市民向け、市の魅力や多様な観光情報を効果的に発信します。 また、訪れた人に携帯端末等を活用した即時性の高い情報提供を行います。
	《 目標 》 積極的な情報発信により、イベントや企画が多くの人で賑わっています。 観光に訪れようとする市内外の人たちが、容易に必要な情報を取得できる環境が整っています。	《 市民 》 インターネットや口コミを活用した観光情報の発信を行います。 《 事業者・団体 》 事業者、団体、大学、観光協会等は、あらゆる媒体を利用し、市の内外へ積極的に観光情報を発信します。
③ 官民協働で観光事業を推進	《 現状と課題 》 観光は、地域経済・地域文化の発展に大きく関与するものです。さらなる民間活力の導入を進め、市民との適切な役割分担を図り、観光振興を推進していく必要があります。	《 市 》 官民協働で持続発展可能な観光まちづくりが行えるよう取り組みます。また、イベントや地場産品、地元に残る職人仕事など、民間主導型で提案されたものを支援します。観光について、市の取り組む方向性を明らかにするための方針を策定します。
	《 目標 》 市民や関係団体が主体的に加わるかたちで観光の振興が進められ、まちが活性化し、賑わいが創出されています。	《 市民 》 自らが観光イベントに参加するほか、市民が主体的に企画運営やボランティア活動を行い、観光振興を進めます。 《 事業者・団体 》 市外から人を呼び込むため、事業者や団体、大学、観光協会等が企画運営を行い、観光振興を進めます。あらゆる媒体を利用し積極的に観光情報を発信します。

施策5 都市間の交流と国際化をすすめる

施策概要

施策の必要性

人がモノや情報を携えて交流することで、さまざまな「つながり」や「ひろがり」が生まれ、異なる文化に対する寛容さが醸成されます。こうした活動は、街の活性化につながり、他者に対する寛容さは良好なコミュニケーションを育み、住みたいまちづくりにつながります。

施策の方向性

国内外の姉妹都市を中心とした市民レベルの交流を促し、他地域の文化の理解を深めるとともに、さまざまな分野での文化活動の交流を図ります。さらに、市民の異文化理解活動を支援し、国籍を超えた多彩な交流を進めます。

施策を実現するための取組の体系

【 施策 】

都市間の交流と国際化を
すすめる

【 取 組 】

①都市間交流の促進

②地域国際化を推進するための環境整備

関連する施策と連携の内容

関 連 す る 施 策	連 携 の 内 容
4-1 災害への備えを充実させる	在住する外国人の災害時の支援を行います。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	各主体と協働し、市民レベルでの交流を図ります。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①都市間交流の促進	《現状と課題》	《市》
	国内外の姉妹都市等と交流事業を継続して進めてきたことで、相互理解が深まっています。互いの歴史や文化を再認識する機会となるよう交流を進めていく必要があります。	国内外の姉妹都市等とこれまで培ってきた交流を踏まえ、青少年の交流や、文化的交流を支援するとともに、都市間交流の取組について市民への周知に努めます。
	《目標》	《市民》
	市民や関連団体等との連携により、交流が活性化し、さまざまな「つながり」が生まれています。	市や国際親善都市協会※1とともに、主体的・積極的に事業に参加します。交流事業に参加協力します。
		《事業者・団体》
		国際親善都市協会は、市民が主体的・積極的に、継続的に事業展開を行えるよう支援します。各大学や、歴史、文化、スポーツなどの団体は、交流事業に参加協力します。
②地域国際化を推進するための環境整備	《現状と課題》	《市》
	青少年を中心とした英語スピーチ大会、JICA（独立行政法人国際協力機構）※2研修の受け入れなど異文化交流を進めてきました。今後は市内に在住する外国人がより暮らしやすい環境整備や、相互理解を深める必要があります。	市内在住外国人の生活利便性向上のため、行政発信情報の多言語化や、外国人が気軽に相談できる環境を整えます。また、市民の異文化理解活動を支援します。
	《目標》	《市民》
	市内に在住する外国人が暮らしやすく、また、外国人訪問客が周遊しやすい環境が整っています。市内に住む人々が国籍を超えて交流しています。	さまざまな異文化交流イベントに参加し、理解を深めます。
		《事業者・団体》
		事業者、団体、大学等はあらゆる情報や表示物などの多言語化に努めます。

※1 国際親善都市協会：

茨木市と姉妹ならびに友好都市およびその他の都市との交流を通じて、都市相互間における市民文化の向上に努め、市民相互の理解と連帯を密にし、友好・親善の促進をはかることを目的とした組織です。

※2 JICA（独立行政法人国際協力機構）：

日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関で、開発途上国への国際協力を行っています。

施策1 災害への備えを充実させる

第4章：市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち

施策概要

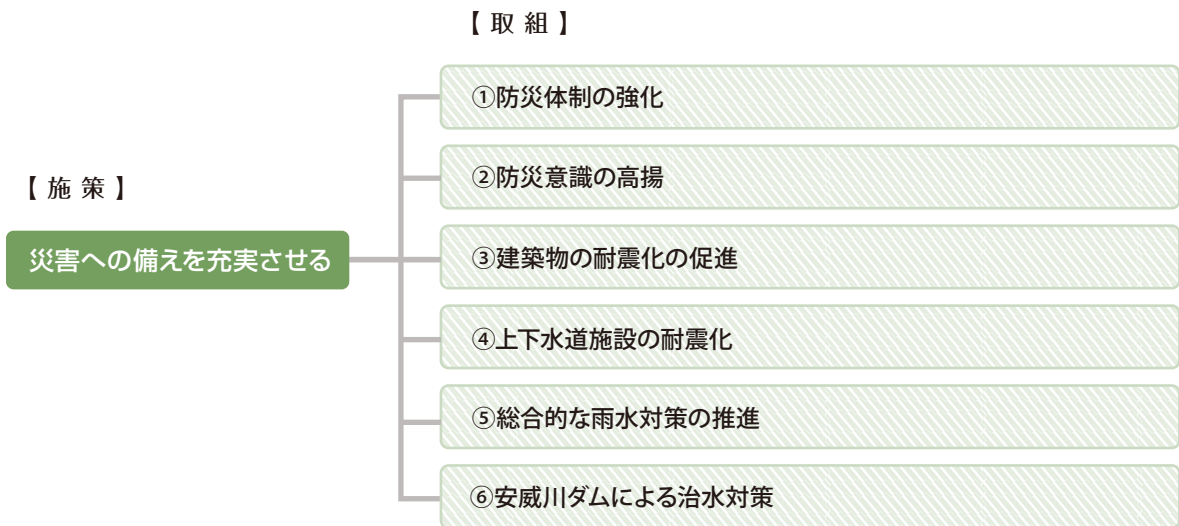
施策の必要性

今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は60から70%とされています。また、局地的豪雨等異常気象の増加も予測されることから、「災害に上限はない」、「人命が第一」であることの重要性を再確認し、ハード・ソフト施策を適切に組み合わせた防災・減災対策をより一層推進する必要があります。

施策の方向性

防災体制の確立と防災意識の高揚を図り、行政や市民等が災害や有事に際しての役割を認識し備えるとともに、耐震化の促進や雨水対策など災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《業務継続計画(地震災害編)》

災害発生時にも行政機能を確保し、短期間で平常業務へ復帰する体制を定める計画

《地域防災計画》

災害対策基本法第42条に基づき、自治体が防災のために処理すべき業務などを具体的に定める計画

《住宅・建築物耐震改修促進計画》

市における建築物の耐震化を計画的に促進するため、必要な施策や啓発及び知識の普及等に関する事項を定める計画

《危機管理計画(水道編)》

水道の安全と安定給水の確保を目的として、災害等の発生時における応急対策を迅速かつ的確に実施する体制を定める計画

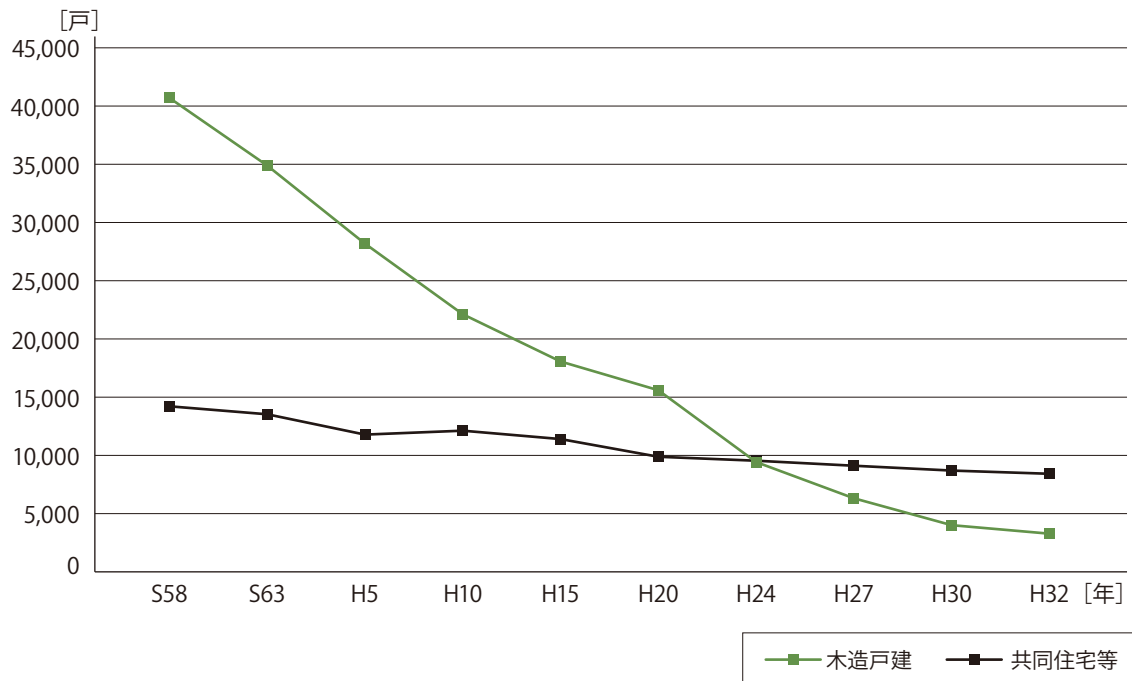
《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワーク等と連携を図り、要援護者対策を強化します。
1-3 障害者への支援を推進する	災害時における避難支援体制の構築や避難施設等の確保に努めます。
3-5 都市間の交流と国際化をすすめる	災害時における在住外国人への支援に努めます。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	建築物の耐震化を促進します。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	防災空間ともなる道路の整備を進めます。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	自主防災組織への女性の参画拡大を図ります。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域防災力を高めるため、自主防災組織の結成促進・育成に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	防災訓練などの自主防災活動への各種団体・企業等の参画を促進するとともに、ソーシャルメディアの活用などを含め、市民が入手しやすい災害情報の発信に取り組みます。

■耐震性を満たさない木造戸建住宅と共同住宅等の戸数



※平成24年以降は予測値
 茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画中間検証(平成25年3月)

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①防災体制の強化	《現状と課題》	《市》
	東日本大震災等の教訓から明らかになったさまざまな課題に対応するため、地域における防災の仕組みを一層充実させるとともに、地域防災計画や業務継続計画（BCP）をより実効性のあるものに更新していく必要があります。また、ソーシャルメディア※1の活用など災害時における情報提供のあり方について、地域での連絡体制等も含め、総合的な観点から検討する必要があります。	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織活動の促進や防災コミュニティづくりの推進及び市民との双方向の情報提供体制の構築など、災害時における情報提供の基盤整備の推進に努めます。また、指定避難所の機能を高めるとともに、二次避難施設及び福祉避難施設を充実させるなど災害時要配慮者対策を推進します。受援計画※2を策定するとともに、実効性を常に担保するため地域防災計画の見直しを随時行います。
	《目標》	《市民》
	地域防災計画が充実し、総合的な防災体制が確立しています。すべての小学校区で自主防災組織が結成され多くの市民が日頃から災害に対する備えをしています。	家庭内備蓄や家具の固定など身近な防災対策を講じます。また、積極的に災害情報を収集するとともに、市への情報提供に努めます。
②防災意識の高揚	《現状と課題》	《市》
	東日本大震災から4年が経過し、災害教訓の風化が懸念されています。また、他地域で発生した風水害などは、一年経つと忘れがちになります。次に起こる災害から人命を守るためにも、災害教訓の伝承や家庭・地域での災害への備えが求められています。	市民の防災意識の高揚を図るため、大学等とも連携し地域での防災研修会を充実させるとともに、広報誌、ホームページ、防災パンフレットなどを活用し、多様できめ細かな啓発に努めます。
	《目標》	《市民》
	家庭では、生活物資の備蓄、家具の固定などの自助意識が高まっています。地域では、近隣の災害時避難行動要支援者への支援や初期消火、救出救護活動が行える体制が整い、避難行動、避難生活に関する知識が普及しています。	家庭、地域、職場における各種の災害を念頭に置き、近隣と協力して実態に応じた防災対策を講じるとともに、地域での防災訓練等に積極的に参加し、防災意識を高めます。
		《事業者・団体》
		地域防災リーダーが中心となり、自主防災組織の活動を推進し、女性の参画、近隣企業等との連携により、地域防災力の強化を図ります。企業等はBCPの策定に努めます。
		《事業者・団体》
		自主防災組織が中心となり、地域での生活物資、資機材の備蓄や災害時避難行動要支援者の把握に努め、より実践的な訓練に取り組みます。

※1 ソーシャルメディア：

SNS、ブログなど、インターネットを利用して「1対多」「多対多」の双方向でのコミュニケーションを促進するサービスの総称です。

※2 受援計画：

大規模災害時に他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れるための体制等を定める計画です。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③ 建築物の耐震化の促進	《 現状と課題 》	《 市 》
	共同住宅等は合意形成の難しさ等から建替えや耐震改修が進みにくい状況です。また、市有建築物の耐震化は、住宅・建築物耐震改修促進計画の目標値である平成27年度末の耐震化率90%以上を平成25年度末に達成しましたが、すべての施設の耐震化を図る必要があります。	耐震化を促進する支援策として補助制度の拡充や耐震診断・改修の促進を図る環境整備を充実させます。すべての市有建築物の耐震化が早期に完了できるよう、国等の補助を活用し、計画的に耐震診断、耐震改修を実施します。
	《 目標 》	《 市民 》
	多くの住宅及び多数の者が使用または利用する一定規模以上の建築物である特定建築物や公共施設が耐震性を満たしています。	積極的に耐震診断を受診し、耐震性を満たさなかった場合は、耐震改修等に努めます。(建築物を所有する事業者を含む)
		《 事業者・団体 》
		耐震診断、耐震改修などの設計・施工に関わる事業者・専門家は、耐震化に関する相談などに細やかな対応をするとともに、専門的知識や最新の技術をいかし、耐震化の推進に協力します。
④ 上下水道施設の耐震化	《 現状と課題 》	《 市 》
	既存水道施設及び管路の耐震化を進めており、水道の危機管理計画が策定されています。また、下水道施設の耐震化事業計画を策定していますが、被害を受けた場合の対策計画や下水道BCPの策定が求められています。	水道施設及び管路の耐震化については、重要度などを勘案しながら、計画的に整備を進めます。下水道施設は、地域緊急交通路に埋設された管路の耐震化を優先的に実施するとともに、また被災時の対策、手順等を下水道BCPとして取りまとめます。
	《 目標 》	《 市民 》
	大地震等の災害が発生しても、安全で安心な水道水を供給できる水道施設が整備されています。また、下水道施設の耐震化が進み、下水道BCPが策定されています。	
		《 事業者・団体 》

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤ 総合的な雨水対策の推進	《 現状と課題 》	《 市 》
	<p>近年、突発的な豪雨等により雨水流出量が増大し、各所で浸水被害が発生しており、土砂災害の発生も危惧されます。ハード整備には莫大な費用と相当な期間を要することから、効率的なハード整備の着実な推進に加え、ソフト対策をあわせた総合的な浸水対策等を行っていく必要があります。</p>	<p>公共下水道の雨水管整備や雨水貯留施設の設置、歩道における透水性舗装の促進、また既存の水路については市街地における浸水対策に重要な役割を果たしているため適正な維持管理を行い、老朽化した施設の改築等を推進します。また、土砂災害に関する集落ごとのハザードマップ作成などにより、地域住民の避難行動に役立てます。</p>
	《 目標 》	《 市民 》
	<p>今後予期できない浸水被害や土砂災害に対して、行政によるハード整備と市民・事業者によるソフト対策をあわせた総合的な施策により、浸水被害や土砂災害の軽減が図られています。</p>	<p>ハザードマップによる危険箇所等の把握、市民一斉清掃や水防訓練への参加、各戸の雨水貯留施設の設置、豪雨予報前の土のう設置等を実施し、自助・互助・共助に取り組みます。</p> <p>《 事業者・団体 》</p> <p>大規模な開発に伴う雨水貯留施設の設置、自主防災組織の設置、市民一斉清掃や水防訓練への参加、豪雨予報前の土のう設置や止水板の設置等を実施し、自助・互助・共助に取り組みます。</p>
⑥ 安威川ダムによる治水対策	《 現状と課題 》	《 市 》
	<p>水没地区住民の代替宅地や代替農地への移転も完了し、国の要請によるダム検証の結果、安威川ダムは現計画が妥当であるとの対応方針が決定され、ダム建設が進められています。ダム検証により、ダム本体工事の着手時期が遅れ、ダム建設スケジュールを見直す中、安威川の氾濫を防ぐため、早期のダム完成が求められています。</p>	<p>安威川流域住民の生命と財産を水害の危険から守り、安全なまちづくりを進めるため、引き続き大阪府と連携を密にし、早期に治水効果が発現できるよう、取組を推進します。</p>
	《 目標 》	《 市民 》
	<p>大雨による安威川の氾濫により、想定される流域の大規模な浸水の被害を防ぎ、住民の生命と財産が守られています。</p>	《 事業者・団体 》

施策2 消防・救急体制の充実強化を図る

施策概要

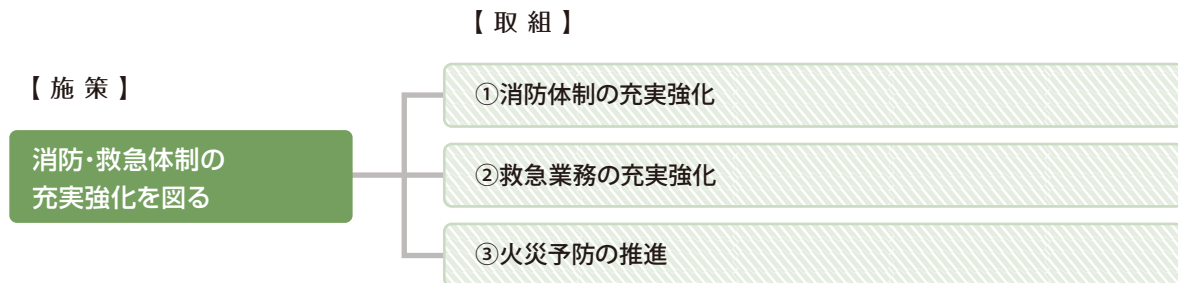
施策の必要性

近年、社会を取り巻く環境の変化に伴い、発生する災害はますます複雑多様化し大規模化の傾向にあることから、あらゆる災害に備えた消防力の充実強化が必要です。また、高齢者の増加に対応するため、救急業務の充実強化を図るとともに、市民や事業所などの防火意識の向上を図る必要があります。

施策の方向性

多様な災害に即応する消防体制と高齢化社会に対応した救急体制の充実強化を図るとともに、防火意識の向上に努め火災予防を推進します。

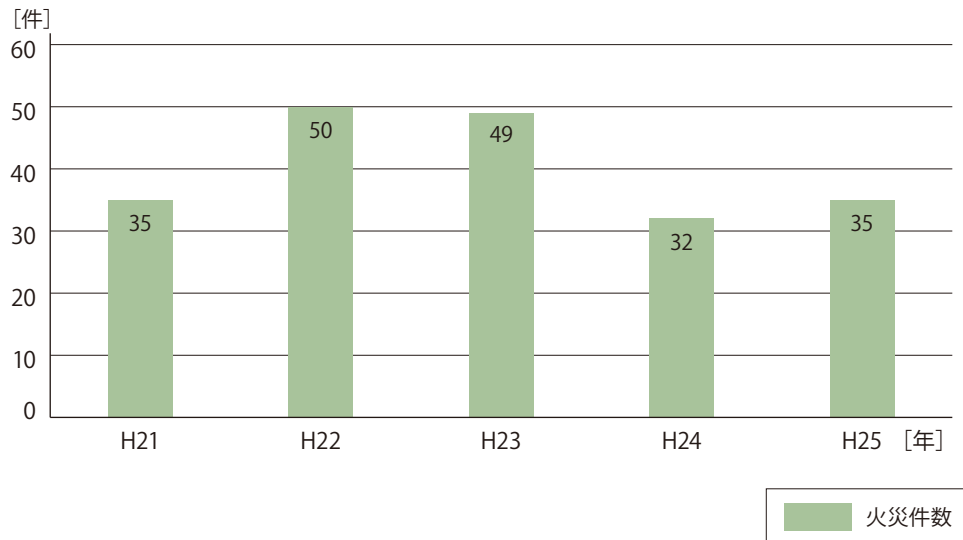
施策を実現するための取組の体系



関連する施策と連携の内容

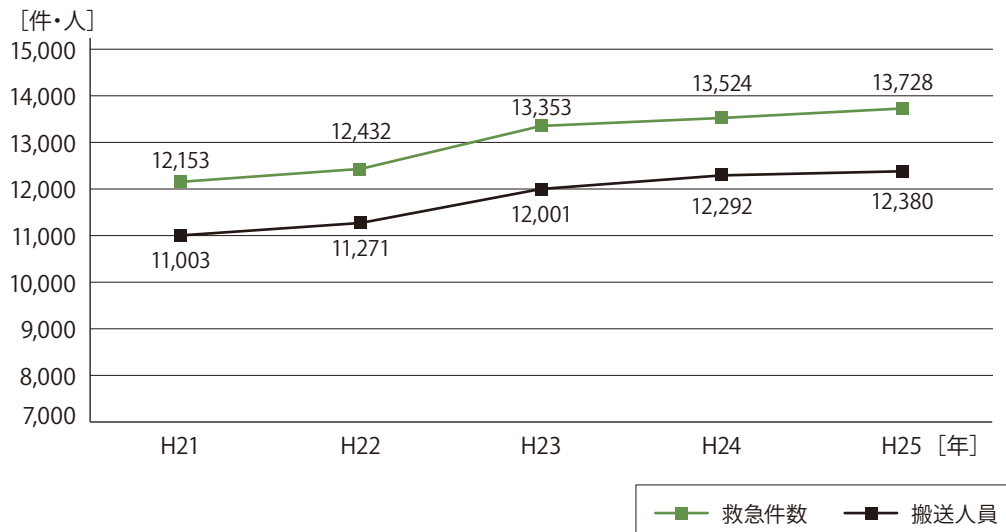
関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	防火訪問による高齢者への火災予防を推進します。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	迅速かつ的確な救急活動が行えるよう市内医療機関への搬送率を高めます。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	防災教育、救命講習を実施し将来の地域防災の担い手を育成します。
6-1 いごちの良い生活環境をたもつ	災害時における二次災害を防止し、消防活動をより安全なものとするため、事業所で取り扱う化学物質の種類や数量、危険性などの情報共有を推進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	消防団、自主防災会との連携など、行政と市民との協働による防災体制づくりを推進します。

■火災件数



茨木市資料

■救急件数及び搬送人員



茨木市資料

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①消防体制の充実強化	《現状と課題》	《市》
	複雑多様化する災害に対応できるよう消防力 ^{※1} の充実強化を図る必要があります。	消防職員及び消防団員の災害対応力を向上させるとともに、車両等の計画的更新整備を図ります。また、各消防機関との災害現場活動の連携強化を推進します。
	《目標》	《市民》
	多様な災害に迅速に対応できる消防体制が整っています。	自主防災訓練などに積極的に参加します。 《事業者・団体》 自衛消防隊 ^{※2} の訓練を充実させ、災害対応能力を高めます。
②救急業務の充実強化	《現状と課題》	《市》
	高齢化の進展などに伴い、救急業務の要請は今後も増大することが予想されることから、円滑な救急活動が行えるよう、救急活動体制の充実強化を図る必要があります。	救急隊員の能力向上に努めるとともに、医療機関との連携を強化し、高齢化社会などによる救急需要の増加に対応するため、円滑な救急活動体制を構築します。また、救急車の適正利用等を啓発します。
	《目標》	《市民》
	円滑な救急活動体制が整っています。	救急車の適正利用に努めるとともに、救命講習会などに参加します。 《事業者・団体》 事業所内での救命講習会の受講や、AEDの設置を推進します。
③火災予防の推進	《現状と課題》	《市》
	市民や事業所に対する消防訓練などを通して防火意識を高めていますが、より一層の防火思想の普及に努める必要があります。	防火教育に取り組み、防火思想の普及に努めます。住宅用火災警報器の設置を促進し、被害の抑制を図ります。
	《目標》	《市民》
	防火意識が高まり、火災件数が減少しています。	家庭内で防火意識を高め、積極的に住宅用火災警報器を設置します。 《事業者・団体》 事業所内の消防設備等を適正に管理し、防火意識の向上に努めます。

※1 消防力:

消火、救急、救助など消防の任務すべてが含まれます。

※2 自衛消防隊:

消防法において、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている事業所の従業員により構成された自衛の消防組織です。

施策3 防犯や多様な危機への対策強化を図る

第4章：市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち

施策概要

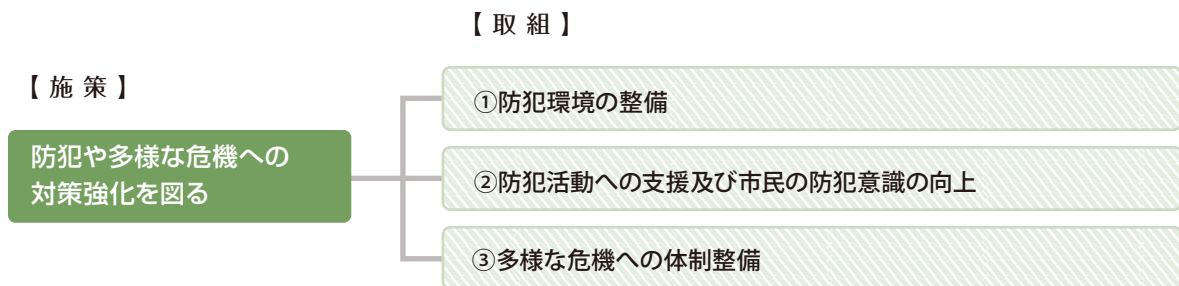
施策の必要性

市民の安全安心を脅かすものとして、犯罪や迷惑行為等、モラル低下によるさまざまな問題があり、これまでから対策を講じていますが、今後も効果を検証し、内容の見直しを図りながら、取組を発展させなければなりません。また、新感染症やテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機についても想定し、その対策を進める必要があります。

施策の方向性

安全で安心な地域社会を実現するため、市民、事業者、警察及び行政が犯罪のないまちづくりに求められる役割を分担するとともに、連携して、防犯対策の推進と防犯に対する意識の向上を図ります。また、多様な危機に関する情報収集と情報提供を行いながら対策を進めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《新型インフルエンザ等対策行動計画》

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染力の強い新型インフルエンザ等の発生に対し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として定める計画

《国民保護計画》

外部からの武力攻撃や大規模テロが発生した場合に市が実施する国民保護措置（市民の避難など）を総括的に記載している計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	更生保護活動と連携し、犯罪のない地域づくりに努めます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、対応マニュアルを策定します。
2-4 魅力ある教育環境づくりを推進する	地域・家庭・学校が連携した、子どもの見守り活動を促進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	女性や子どもへの犯罪を防止するため、防犯カメラ設置などの取組を推進します。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	茨木防犯協会地域支部による青色安全パトロールを支援します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	自治会、茨木防犯協会、警察等との連携を強化し、犯罪防止に努めます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①防犯環境の整備	《 現状と課題 》 警察と連携し、街頭犯罪抑止に有効な箇所を選定し、防犯カメラ(市管理)を設置するなど環境整備を進めています。地域での防犯上の危険箇所、防犯灯や防犯カメラを設置するなどの対策が求められています。	《 市 》 子どもや女性を対象にした犯罪を抑止するためにも、犯罪発生の確認等に限定した利用と、プライバシーの保護に配慮しながら、地域での防犯カメラや防犯灯の設置を促進するとともに、地域における防犯組織への支援に努めます。
	《 目標 》 地域と警察と行政が連携を図り、防犯活動に取り組む環境が整っています。犯罪件数が毎年減少しています。	《 市民 》 各小学校区内に地域防犯の核となる地域安全センターを設置するなど、行政、学校、警察等との連携強化を図ります。
		《 事業者・団体 》 開発事業者は、地域コミュニティ及び防犯対策を考慮し、事業を展開します。
②防犯活動への支援及び市民の防犯意識の向上	《 現状と課題 》 地域防犯力の向上に資するため、茨木防犯協会の活動を支援しています。また、市民の防犯啓発にも努めています。さらなる防犯活動への支援が求められています。	《 市 》 市内各地で実施している防災訓練などの地域行事に、防犯啓発の内容も取り入れるなど、自主防犯活動の推進を支援します。
	《 目標 》 安心して安全に暮らすために、一人ひとりが高い意識を持ち、市内各地で自主的な防犯活動が活発に行われています。すべての小学校区で安全パトロールが行われています。	《 市民 》 地域での挨拶運動や見回り活動などを行い、犯罪の未然防止に努めます。
		《 事業者・団体 》 集客力のある大規模小売店舗等は、店舗及び周辺の防犯対策の推進に努めます。
③多様な危機への体制整備	《 現状と課題 》 新型インフルエンザ等の感染症の発生や、大規模なテロ行為等に対する市の対応は、行動計画等で定めていますが、これらの危機は予測や予防が困難であるため、関係機関の緊密な連携体制の構築が急がれます。	《 市 》 迅速な対応ができるよう、新型インフルエンザ等対策行動計画及び国民保護計画に基づき、対応マニュアルの策定や関係機関との情報伝達訓練等を実施します。
	《 目標 》 多様な危機に対しては、国をはじめ関係機関等からスムーズな情報収集を行い、市民に対して速やかに情報提供が行える連携体制が整っています。	《 市民 》 感染症に対する予防対策及び有事の際の避難行動などについて知識を深めます。
		《 事業者・団体 》 被害を最小限に抑え、社会機能を維持するため企業等におけるBCP策定等に努めます。

施策4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める

施策概要

施策の必要性

高度情報化、国際化の進展に伴い、消費者トラブルも多様化・複雑化し、子どもから高齢者まで幅広い年代で被害が生じていることから、消費者が自ら選択し決定する力やリスク回避能力、自分の選択が他者や自分の生活へ及ぼす影響などを考え行動する能力等を養うことが重要となっています。

施策の方向性

消費生活相談、消費者教育・啓発事業の充実を図りながら消費者意識を高め、自立した消費者[※]を育成するとともに、相談業務の充実や適切な情報提供などにより消費者の安全安心の確保(消費者保護)に取り組みます。

施策を実現するための取組の体系

【 施策 】

消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める

【 取 組 】

①消費者教育・啓発の推進

②消費者相談の充実

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークなど地域相談支援機関と連携し、相談及び啓発の強化を図ります。 地域レベルでの見守り声かけ活動など、民間のボランティア団体や市民活動団体などと連携した安全安心なまちづくりを推進します。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	発達段階に即した消費者教育プログラム及び教材の研究や積極的な出前講座の実施などにより、学校教育と連携した消費者教育を推進します。
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	出前講座の実施や教育啓発資源等の積極的な活用などにより、生涯学習と連携した消費者教育を推進します。
6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	出前講座の実施や教育啓発資源等の積極的な活用などにより、環境に配慮した消費生活を促進します。
6-4 きちんと分別で資源循環をすすめる	出前講座の実施や教育啓発資源等の積極的な活用などにより、環境に配慮した消費生活を促進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域レベルでの見守り声かけ活動など、消費者関係団体や地域防犯関係団体等市民団体と連携した安全安心なまちづくりを推進します。

※自立した消費者:

それぞれの生活実態の中で、消費者トラブルを防止し、自ら安全安心な暮らしを確保するために、ただ情報を鵜呑みにするのではなく自ら考え学び、またルールを知る努力をしながら、適切な意思決定をし、自分の選択が他者や自分の生活へ及ぼす影響なども考えて行動できる消費者のことを言います。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①消費者教育・啓発の推進	《現状と課題》	《市》
	どこでもインターネットにつながる便利な環境にある中、若年者の消費者トラブルが顕在化しています。一方、少子高齢化・核家族化の影響を受け、高齢者世帯の消費者被害も多発しています。 また、「消費者教育の推進に関する法律」では、学校、地域等様々な場において多様な主体による消費者教育を実施するよう定められています。	消費者教育及び教材研究に取り組むとともに、出前講座等を積極的に実施し、消費者被害及び製品事故等の被害拡大防止に努めます。
	《目標》	《市民》
	自ら危険回避等をできるだけでなく、社会的弱者などへも配慮し消費行動できる自立した消費者が増加することにより、消費者トラブルが減少しています。	生涯を通して主体的に学び、日常生活の中で消費者としての意識を培うよう努めます。
②消費者相談の充実	《現状と課題》	《市》
	個々の相談は高い水準で解決が図られており、今後はさらに被害の未然・拡大・再発防止の観点に立った関連部門・機関との連携を進めていく必要があります。	地域コミュニティや警察など関連団体・機関と情報の共有化を図りながら、相談体制の充実に努めます。
	《目標》	《市民》
	被害の未然・拡大・再発防止の観点に立った相談体制が充実しています。	《事業者・団体》
		市と連携し市民への情報提供、講師派遣などに努めます。

施策1 地域経済を支える産業をまもりそだてる

施策概要

施策の必要性

農林業従事者の高齢化が急激に進み、依然として担い手不足の状況にあります。多くの市民から新鮮で安全・安心な農作物に対するニーズが高まっており、新たな担い手の確保や、地域特性をいかした農林業振興が必要です。また、小売業や卸売業では、生活スタイルや消費者ニーズが多様化する中、集客力を維持できず活力が低下しており、製造業を中心とする事業者においても、産業環境や経済状況の変化のもと、移転や統合、廃業など厳しい経営環境となっています。

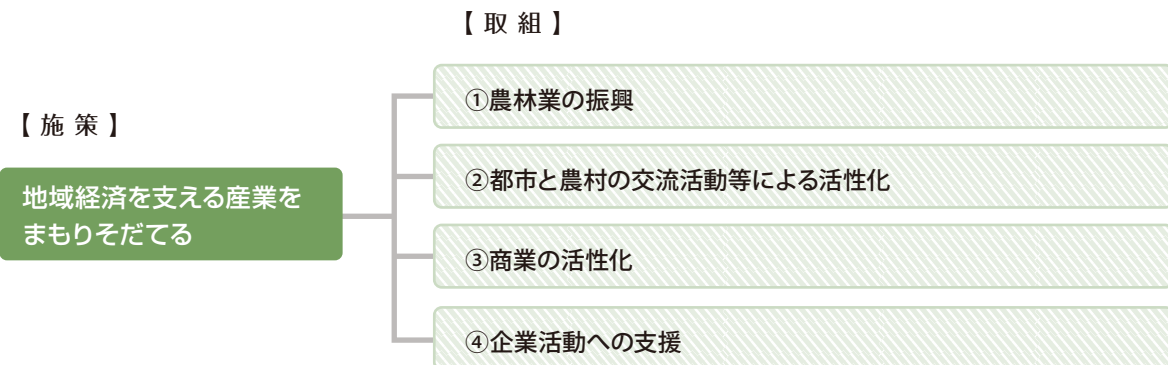
これらの状況下、まちの発展へ向けて、便利で楽しみのある商店街づくりや市内事業所の事業継続・成長を支援する必要があります。

施策の方向性

本市の農林業は、都市近郊立地の特性をいかし、都市と農村の交流を基軸とした地産地消の取組や、適切な森林整備を促進するとともに、地域ぐるみでの営農や市民、企業等の新たな担い手を育成します。

また、商店街が便利で楽しみのある場所として、買い物客や地域住民で賑わい、市内企業が安定的に事業を継続し、成長を遂げるなど、活力あふれるまちづくりを進めていきます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《農業振興地域整備計画》

農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を推進するため、農業生産基盤や生活環境施設、農業近代化施設の整備計画、農業経営の促進計画や担い手の確保に関する計画などを総合的に定める計画

《農村振興基本計画》

農村地域の振興を図るため、地域の将来像を明確化し、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備のみならず、生活環境の整備やその他の政策を地域住民参加のもとで定める計画

《森林整備計画》

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方を定める計画

《産業振興ビジョン・アクションプラン》

平成22年3月に、10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、「茨木市産業振興アクションプラン」は、そのビジョンの実現に向けて、早期に着手する5つの重点施策を中心に取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画

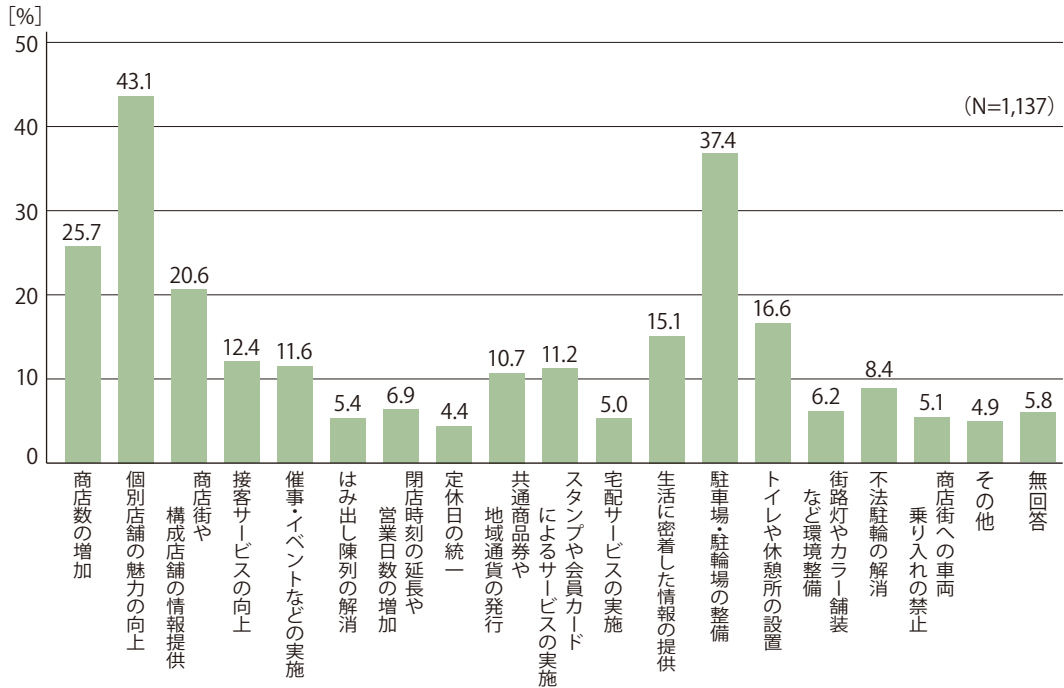
《中心市街地活性化基本計画》

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、多様な主体が参画した実効性のある具体的方策を定める計画

関連する施策と連携の内容

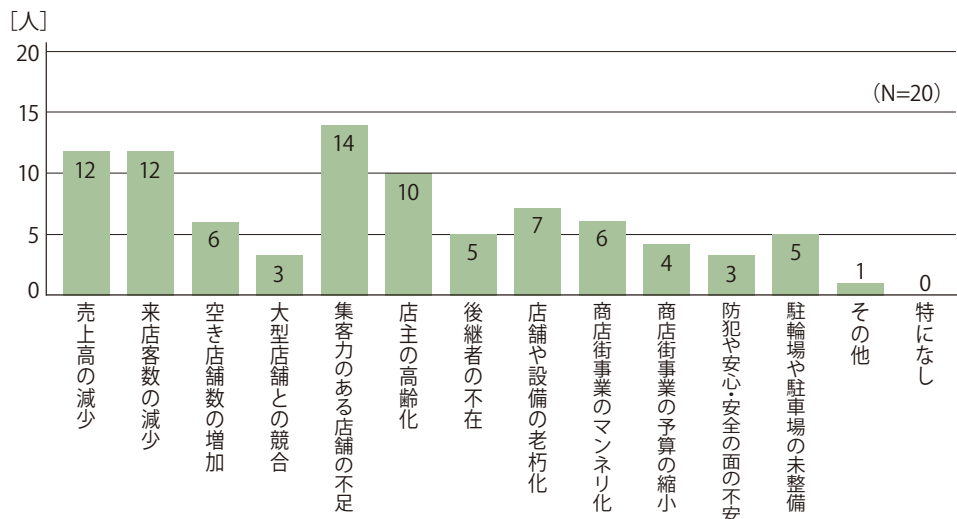
関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	安全・安心な農作物が給食で供給されるように取り組みます。
3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	観光施策と連携し、都市と農村の交流と商業活性化を推進します。
5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる	地域経済の活性化に向けた施策を連携して推進します。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	活力あるまちづくりをめざし、施策を連携して推進します。
6-2 バランスのとれた自然環境をつくる	農林業を通じて自然環境の保全を図ります。

■市内の商店街を魅力的にするために重要な取組(複数回答)



買い物・サービス利用に関するアンケート(平成21年2月)
茨木市産業振興ビジョン策定に向けた調査

■商店街が抱えている問題(複数回答)



商店街アンケート(平成20年12月)
茨木市産業振興ビジョン策定に向けた調査

■商業集積地の事業所数・従業者数等

名 称	事業所数 [箇所]	従業者数 [人]	年間商品 販売額[億円]	売場面積 [m ²]
商 業 集 積 地 計	743	6,128	937	127,041
本 町 地 区 商 業 地 域	29	89	7	1,142
総持寺駅前東地区商業地域	42	281	28	3,221
J R 駅 前 東 地 区 商 業 地 域	50	387	52	6,129
ソ シ オ い ば ら き	36	137	12	1,195
阪急茨木駅東地区商業地域	101	1,255	222	23,781
春 日 地 区 商 業 地 域	43	224	22	2,639
永 代 地 区 商 業 地 域	13	69	5	1,412
J R 駅 前 西 地 区 商 業 地 域	50	296	40	4,680
総持寺駅前西地区商業地域	20	138	14	1,737
大池・並木地区商業地域	28	120	22	3,551
阪急南茨木駅周辺地区商業地域	54	417	71	5,034
元 町 地 区 商 業 地 域	75	335	35	4,491
別 院 町 地 区 商 業 地 域	38	290	36	4,180
大 手 町 地 区 商 業 地 域	21	100	11	1,719
ロ サ ヴ ィ ア	47	230	32	3,519
アル・プラザ茨木	21	555	99	15,741
マ イ カ ル 茨 木	75	1,205	230	42,870

経済産業省「平成19年商業統計調査」

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①農林業の振興	《 現状と課題 》	《 市 》
	本市の農林業従事者のほとんどが兼業で、従事者の高齢化や担い手不足から、耕作面積は減少し、森林は手入れが行き届かなくなりつつあります。	生産基盤や生活環境基盤を整備するとともに、集落営農の組織化や市民、企業等の担い手の確保に努めます。 また、有害獣対策や森林整備を支援します。
	《 目標 》	《 市民 》
	農業生産施設や農村生活環境が整備され、さまざまな担い手により、農業が営まれ、安全・安心な農作物が市民に供給されています。また、適切な森林整備が進んでいます。	組織化された営農の共同作業に参加します。また、農林産物を活用した加工品の使用に努めます。
		《 事業者・団体 》
		農林業従事者は営農の組織化を図り、担い手の確保に努めます。また、農林産物を活用した加工品の開発に努めます。 農協等は、営農指導の強化を図ります。また、実行組合や水利組合は地域の共同作業を企画・実施します。 建設業においても大阪産材の使用に努めます。
②都市と農村の交流活動等による活性化	《 現状と課題 》	《 市 》
	「見山の郷」や「みしま館」をはじめとした直売所・青空市での販売や、農業祭等のイベントを通じた都市と農村の交流が行われています。農業にふれあえる市民農園や体験農園を推進する必要があります。	直売活動を通じた地産地消の取組を推進するため、特産品等の栽培や6次産業化の取組を支援するとともに、体験農園やイベントの開催状況の情報発信に努めます。 市民農園や体験農園の開設を促進します。 また、北辰中学校跡地において、周辺農地と連携した体験農園や集客施設の整備を推進します。
	《 目標 》	《 市民 》
	農業に関連したイベントが市内各所で行われ、市民と農業者の交流が活発化し、地域が活性化しています。 市民が市民農園での野菜作りや体験農園での活動を楽しんでいます。	イベントを通じて農業への理解を深めるほか、市内で栽培された農産物を購入できる直売所を利用します。 市民農園等で農業とふれあいます。
		《 事業者・団体 》
		企業による農林業支援を実施するとともに、イベントを企画し、他のイベントにも参加します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③商業の活性化	《現状と課題》	《市》
	消費者ニーズや生活スタイルの変化に伴い、利便性の高い新たな大型ショッピングセンターに買い物客が流れ、従来の小売・卸売事業者の売上高が減少傾向にあります。また、まちを楽しむ機会の増加が求められています。	地元商業の活性化に向けて、来街環境の整備や創業者の支援に努め、利便性の向上を図るとともに、イベントや店舗の情報発信などの取組を支援します。
	《目標》	《市民》
	商店街が、利便性が高く居心地のいい場となり、大型ショッピングセンターと共生しています。また、まちなかに魅力ある商店が集まり、多様なイベントが開催され、楽しみに訪れた人々で賑わっています。	市内でのイベント参加や消費活動に努めます。
④企業活動への支援	《現状と課題》	《市》
	グローバル化、少子高齢化等による産業構造や社会経済情勢の変化を受け、企業にとって厳しい経営環境となっています。企業の操業継続を支援する施策を展開し、市内産業の活性化を図ることが求められています。	市内企業への個別訪問やワンストップ相談 [※] を通じ、市と企業の間を深めるとともに、企業の操業継続の支援に努めます。また、経済の国際化に対応した企業活動に協力できるよう、関係機関と連携を図ります。
	《目標》	《市民》
	市内企業が操業を継続し、発展成長することにより、地域経済が発展しています。	《事業者・団体》
		事業者は、産業構造等の変化に対応するため、新製品・新技術の研究開発等に努め、競争力を高めます。

※ワンストップ相談：

複数の内容の相談を一つの窓口で済ませられることをいいます。

施策2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる

施策概要

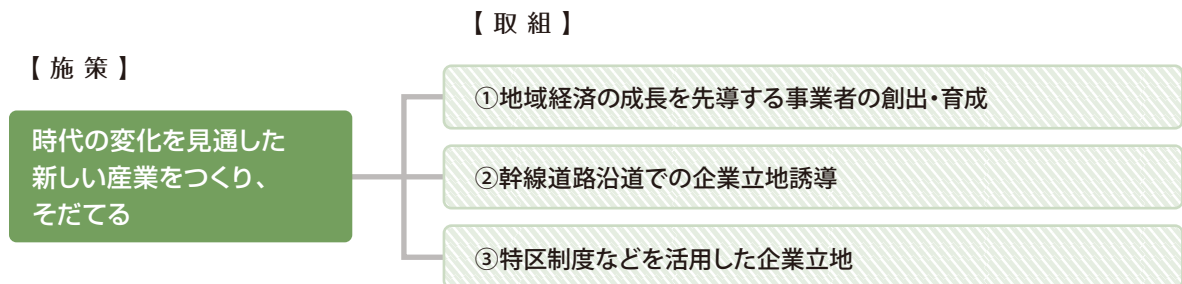
施策の必要性

経済のグローバル化や人口減少社会到来による産業構造、社会経済情勢の変化により、企業の生産拠点の移転や集約が進む中、特区制度[※]などを活用した成長産業の集積、新商品開発などによる既存産業の活性化、さらには、地域との連携や人材育成等の地域経済の活性化へ向けた対策を講じる必要があります。

施策の方向性

特区制度や企業立地促進奨励金などの企業支援施策を活用し、バイオ・ライフサイエンス分野など成長産業の集積や幹線道路沿道等での物流施設など本市の地域特性をいかした企業立地を進めます。また、多様なビジネスの創出とともに、育成された人材がいきいきと活躍することで、活力がみなぎるまちづくりを進めていきます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《産業振興ビジョン・アクションプラン》

平成22年3月に、10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、「茨木市産業振興アクションプラン」は、そのビジョンの実現に向けて、早期に着手する5つの重点施策を中心に取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画

《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

※特区制度：

特区（総合特区）制度は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るための制度です。本市では彩都西部地区、東芝大阪工場跡地などが「関西イノベーション国際戦略総合特区」の指定を受けています。

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	デザイナーやクリエイターの進出を促進するため連携を行います。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	地域経済の活性化に向けた施策を連携して推進します。
5-4 地域特性をいかした都市づくりを計画的にすすめる	企業誘致の観点から、幹線道路沿道や彩都などの土地活用を進めていきます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	コミュニティビジネスなど新たなビジネスの手法と地域の人材との連携を促進します。

■彩都ライフサイエンスパーク^{※1}の現状

立地状況	計画	現状
区画数	20区画	20区画
面積	約15.5ha	約15.5ha

(平成26年6月末時点)
茨木市資料

■彩都バイオインキュベーション施設^{※2}の入居状況

区分	計画	現状	
彩都バイオインキュベータ	33室	33入居	18社
彩都バイオヒルズセンター	10室	10入居	5社
彩都バイオインキュベーションセンター	19室	18入居	11社
計	62室	61入居	34社

(平成26年6月末時点)
茨木市資料

※1 彩都ライフサイエンスパーク:

独立行政法人医薬基盤研究所や彩都バイオインキュベータなど、バイオや医薬等をはじめとするさまざまなライフサイエンス関連分野の研究・開発機能等を持つ研究所や企業が集まっている彩都西部地区のシンボルゾーンです。

※2 彩都バイオインキュベーション施設:

バイオ・ライフサイエンス分野に関連する大学の研究成果や新技術を活用し、新事業創出を行う起業家や企業に対し、低賃料の貸しオフィスや研究室を提供し、その成長を促進することを目的とした新事業支援施設です。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成	《 現状と課題 》 産業を取り巻く環境が変化してきており、大学等の知的財産、企業の技術力、地域のつながりや人材などをいかし、競争力をもった新しい事業を創出する仕組みづくりを進める必要があります。	《 市 》 新事業の創出やコミュニティビジネス等の新たなビジネス手法の活用に対し、大学、企業、地元金融機関、地域の人材等がそれぞれの強みをいかせる、連携体制の基盤整備を進めます。
	《 目標 》 クリエイターや研究者といった知識・技術を持った人材の活躍で、個性あふれる新しい事業が創出されています。また、事業者、大学、地元金融機関、行政や市民がそれぞれの強みをいかして取り組むことにより、地域産業の活性化が進んでいます。	《 市民 》 地域の人材やノウハウ、施設、資金をいかして、地域課題の解決や地域の活性化に取り組みます。
		《 事業者・団体 》 事業者は、新製品・新技術の研究開発等に努め、競争力を高めます。また、大学と連携し、地域で活躍できるイノベティブ(革新的)、クリエイティブ(創造的)な人材を育成します。
② 幹線道路沿道での企業立地誘導	《 現状と課題 》 大阪府内や他府県を結ぶ地域幹線軸が縦横に交差しており、広域的な交通利便性に恵まれています。この地域特性をいかした企業立地が求められます。	《 市 》 周辺環境に配慮しながら、幹線道路沿道への物流施設など地域特性をいかした立地促進に努めます。
	《 目標 》 交通利便性など本市の地域特性をいかし、幹線道路沿道において、これからの時代にふさわしい物流などの企業立地が進んでいます。	《 市民 》 幹線道路沿道においては農業との調和に留意しながら、土地区画整理事業 [※] 等の手法により、企業立地につながる土地利用を協力して進めます。
		《 事業者・団体 》 事業者は、交通利便性をいかした進出活動を進め、市民の雇用に努めます。
③ 特区制度などを活用した企業立地	《 現状と課題 》 工場等の移転・撤退が続き産業の活力に不安が生じていることから、今後の社会経済情勢に対応しつつ、地域産業の成長を先導する競争力を持った成長産業の事業者の創出や育成、また、それら事業者の集積を図る必要があります。	《 市 》 特区制度や企業立地促進奨励金などの企業支援施策を活用し、成長産業の集積促進を図ります。
	《 目標 》 特区制度や企業立地促進奨励金などの支援施策により、バイオ関連や環境関連など成長産業の集積が進み、市内企業とのビジネスマッチングなどの経済効果が生まれ、地域経済の活性化が図られています。	《 市民 》
		《 事業者・団体 》 産学官で構成する「関西イノベーション国際戦略総合特区(北大阪地域)」の推進主体である北大阪(彩都等)地域拠点協議会において、特区事業の具体化に関する協議・調整を行います。

※土地区画整理事業:

土地区画整理法に基づき、都市基盤が未整備な市街地や市街化が予想される地区の健全な市街化を図るため、道路、公園など公共施設の整備、改善と宅地の利用を増進する事業です。

施策3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる

施策概要

施策の必要性

働く意欲はあるが就労にあたり困難な要因を抱える人(就職困難者)や不安定な就労を余儀なくされている人が、その能力や希望に応じた就労を実現できることが求められています。また、大企業と中小企業の労働条件等の格差が生じているとともに、ハラスメント、過重労働など労働問題が散見されていることから、市内事業所で働く人々の福利厚生や労働環境の改善を支援する必要があります。

施策の方向性

働く意欲はあるが就労にあたり困難な要因を抱える人(就職困難者)や不安定な就労を余儀なくされている人の能力と希望に応じた就労を支援する施策に取り組みます。また、市内の事業所において、働く人々が安心して、いきいきと働くことができる職場づくりを促進する施策に取り組みます。

施策を実現するための取組の体系

【施策】

就労支援と働きやすい
職場づくりをすすめる

【取組】

①就労の支援

②働きやすい職場づくりの推進

分野別計画等

《産業振興ビジョン・アクションプラン》

平成22年3月に、10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、「茨木市産業振興アクションプラン」は、そのビジョンの実現に向けて、早期に着手する5つの重点施策を中心に取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画

《第2次男女共同参画計画》

国や府の男女共同参画基本計画等を踏まえ、少子高齢化の進行や家族・地域社会の変化、社会情勢の変化などに対応し、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現するための施策を定める計画

《次世代育成支援行動計画(第3期)》

すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

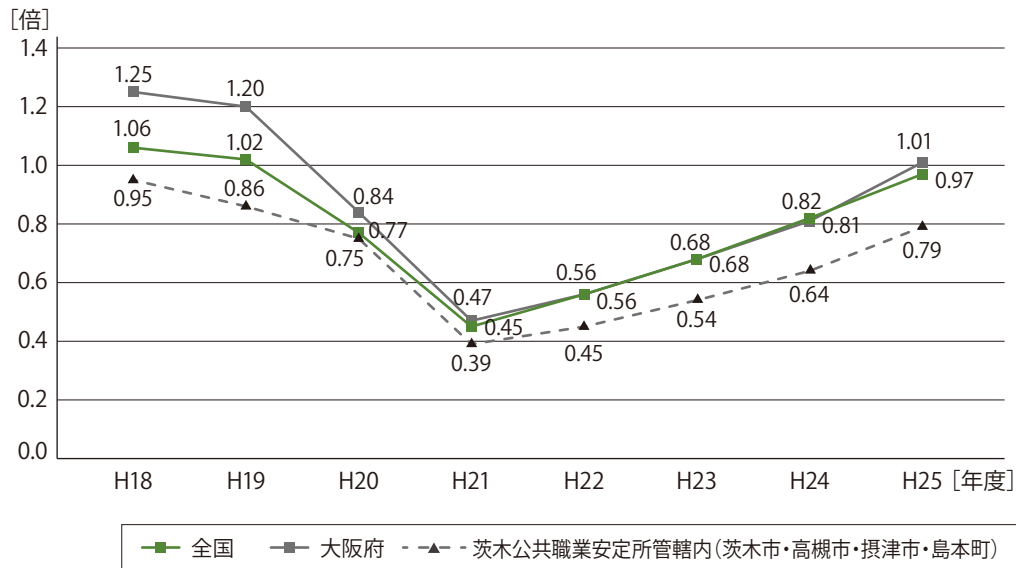
《障害者施策に関する第3次長期計画》

障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	高齢者の就労を支援します。
1-3 障害者への支援を推進する	障害者の就労を支援します。
1-4 生活困窮者への支援を推進する	生活困窮者の就労を支援します。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	ひとり親家庭等に対する就労を支援し、ワークライフバランス [※] に関する施策を連携して推進します。
2-5 青少年が心豊かにたくましく成長できるよう取組を推進する	ニート等の若者の就労を支援します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	職場のハラスメントなど企業における人権問題に関する施策を連携して推進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	女性に対する就労を支援し、ワークライフバランスに関する施策を連携して推進します。

■有効求人倍率



茨木公共職業安定所提供資料

※ワークライフバランス：

老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることをいいます。

取組の目標及び各主体が行うこと

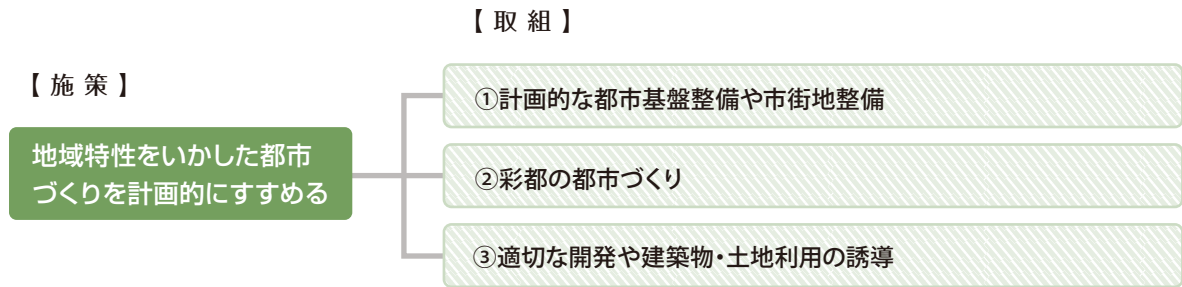
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①就労の支援	《 現状と課題 》 雇用情勢は改善の傾向にありますが、就職困難者の就職は依然として厳しい状況にあります。希望する就労を実現するため、自らのスキル向上をめざす人を支援する必要があります。	《 市 》 関係機関と連携し、企業見学会や合同就職面接会、求職者のスキルアップ支援などさまざまな就労支援施策を行います。また、障害者雇用などの理解を深めるため、啓発を行います。
	《 目標 》 若者、女性、障害者などが、その能力と希望に応じた就労を実現しています。市民や学生の市内における就労と、市内中小企業等の人材確保が促進されています。	《 市民 》 希望する就労を実現するため、スキルアップ等に努めます。
		《 事業者・団体 》 事業者は、障害者やひとり親家庭の方などの就労について理解を深め、その雇用に努めます。
②働きやすい職場づくりの推進	《 現状と課題 》 職場でのハラスメント事例や過重労働など、労働者の権利侵害が起っています。労働環境の変化に伴い、労働関係法制の整備等が行われていますが、事業所規模により、労働条件や福利厚生などの格差が存在しています。	《 市 》 働きやすい職場づくりや、労働基準法等の労働法制について周知、啓発を行います。また、労働に関する身近な相談窓口を設置するとともに、市内事業所で働く人々の福祉の増進を図るため、勤労者互助会を支援します。
	《 目標 》 働く人々の権利が守られるとともに、雇用が安定し、安心していきいきと働いています。	《 市民 》 職場環境や労働法制について、関心を持ち理解を深めます。
		《 事業者・団体 》 事業者は、労働基準法などの労働関係法令を遵守し、誰もが働きやすい環境づくりや勤労者の福利厚生の充実に努めます。

施策4 地域特性をいかした都市づくりを計画的にすすめる**施策概要****施策の必要性**

本市は国土軸に位置し、交通利便性に優れた立地であり、都市の活動も、広域的な視点から進められています。一方、近年、経済のグローバル化等から、企業の移転や流出が見られます。将来にわたって活力ある都市であり続けるためには、広域的な交通等を支える都市基盤整備と良好な住環境や魅力ある産業環境等の形成をさらに推し進め、都市機能が適正に配置された総合的な機能を備えた都市づくりを計画的に進める必要があります。

施策の方向性

広域的な都市基盤施設の充実を図るとともに、計画的な市街地整備や地域特性をいかした土地利用の誘導を図り、強み(ポテンシャル)をいかした整備を推進します。また、住、働、学、憩という都市において行われる機能を備えた都市づくりを進め、活力と魅力の増進に取り組みます。

施策を実現するための取組の体系**分野別計画等****《都市計画マスタープラン》**

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

《景観計画》

景観法を活用した今後の景観行政の全体像を示し、市民、事業者、行政それぞれによる将来の景観づくりに関する指針となる総合的な計画

用語の使い分けについて:

第5章施策4～9においては、都市計画マスタープランと関連が深いため、以下の用語については都市計画マスタープランと同じ定義付けで記載します。

- ・都市計画：法や制度としての都市計画や学問領域、理論を指す場合に使用
- ・都市づくり：都市計画や都市整備など、市としての大きな方針に係わる活動を指す場合に使用
- ・まちづくり：地域における住民、企業、行政等による自律的で継続的な環境改善に関する活動を指す場合に使用

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる	幹線道路沿道や特区制度を活用した企業立地に関して、周辺環境に配慮した適切な土地利用や建築物の誘導を図ります。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	景観計画や緑の基本計画に即して、地域の生活環境や景観に配慮した良好な土地利用や開発を誘導します。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	都市計画施設 ^{※1} の計画的な整備や必要に応じた見直しにより、秩序ある市街地の整備を進めます。
5-9 市民・民間によるまちづくりを促進する	民間活力の活用や、住民による地域づくりと連携し、地域特性をいかした土地利用を誘導します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①計画的な都市基盤整備や市街地整備	《現状と課題》	《市》
	広域的な都市基盤整備等においては、国・府・近隣自治体等と協議し、連携した取組を進めています。 大規模な開発や工場跡地の再開発等の土地利用にあたっては、地区計画 ^{※2} 等の制度を活用し、計画的で秩序ある市街地整備を進めています。また、既成市街地における駅周辺施設の再整備のニーズが高まっています。	広域に影響を及ぼす都市基盤や大規模施設については、関係機関等と連携し、協議を進めます。幹線道路沿道については、土地区画整理事業や地区計画等を活用し、適正な土地利用を誘導します。 既成市街地についても市街地再開発事業等を活用し、持続可能な市街地の形成を推進します。
	《目標》	《市民》
	関係機関や事業者と連携し、広域的観点から都市づくりに取り組んでいます。 また、地域の実情に応じて、適宜適切に土地利用制度が見直され、時代の変化に対応した計画的な市街地整備が進められています。	地区計画や建築協定 ^{※3} 、景観協定 ^{※4} の活用等、地域の状況に応じた自発的なルールづくりにより、生活環境の維持や向上に努めます。土地区画整理事業等により、良好な市街地環境の形成と整備に取り組みます。
		《事業者・団体》
		広域に影響や効果を及ぼす大規模な開発において、開発事業者は、住民ニーズや社会経済情勢の把握、周辺への配慮に努め、適切な土地利用を検討し、市及び関係機関等と協議・調整を行います。 また、土地区画整理事業や地区計画等を活用し、計画的な市街地整備に協力します。

※1 都市計画施設:

道路、公園、水道、下水道などの都市生活を営む上で必要な都市施設のうち、都市計画で定められたものをいいます。

※2 地区計画:

都市計画法に基づき、一体的に整備、保全を図るべき地区において、地区住民の意向を反映して、建物の用途、高さ、敷地面積の最低限度や、地区施設道路、公園などについて定め、秩序ある開発行為や建築等が行われるように規制、誘導する制度です。

※3 建築協定:

建築基準法に基づく制度であり、同法に定められた基準に加え、地域の住民が自発的に、地域内の建築物の用途や形態などのルールを取り決め、それらをお互いに守りあうことによって、地域の良好な住環境やまちなみなどを将来にわたって守り育てていく制度です。

※4 景観協定:

景観法に基づき、景観計画区域内の土地所有者等の合意により、建築物、工作物、屋外広告物などについて、地域の良好な景観づくりのためのルールを定める協定です。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
② 彩都の都市づくり	《 現状と課題 》	《 市 》
	西部地区は、平成26年6月末現在、約7,800人の方が居住し、中部地区は造成工事に着手しています。東部地区の一部では事業化に向けた取組が進められており、新名神や名神に近接している立地をいかした物流拠点等としての整備が望まれます。	西部・中部地区では良好な住宅地の形成や企業等の誘致を進めていきます。東部地区では、社会経済情勢や周辺環境の変化に対応した都市づくりを、民間の活力等を活用しながら段階的に進めていきます。
	《 目標 》	《 市民 》
	東部地区の都市づくりについては、民間の活力等を活用しながら段階的に進められています。西部・中部地区では良好な住環境等の維持形成と企業等の誘致が進められています。	住宅地においては地区計画等を活用し、地域住民が主体となって良好な住環境の維持に努めます。 《 事業者・団体 》 彩都建設推進協議会をはじめ彩都計画を進める事業者等は、東部地区の開発を進めるにあたって、社会経済情勢、周辺環境の変化や地権者の意向等を踏まえ、将来を見通した都市づくりを推進するとともに、新たな産業創出につながる企業等の誘致に努めます。進出企業等は地域への貢献に努めます。
③ 適切な開発や建築物・土地利用の誘導	《 現状と課題 》	《 市 》
	開発指導要綱に基づく指導や都市計画制度等の活用により、市街化調整区域における無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、市街化区域においては良好な生活環境や企業の操業環境の整備に努めるなど、適切な土地利用の誘導を図っています。	開発許可基準の適正な運用や適宜適切な都市計画の見直しなどにより、社会経済情勢の変化や時代のニーズを捉えながら市の発展につながるよう、土地利用誘導を検討します。
	《 目標 》	《 市民 》
	地域の土地利用形態の変化を見通した適宜適切な土地利用誘導や開発指導により、良好な生活環境や企業の操業環境の形成が進められています。	建築物を建築する際には、景観や周辺の住環境に調和した計画となるよう努めるとともに、地域住民が主体となって、地区のルールづくりに取り組み、将来にわたって良好な生活環境が維持できるよう努めます。 《 事業者・団体 》 大規模な開発や土地利用転換を進めるにあたり、事業者は、住民のニーズや社会経済情勢の把握、周辺地域に配慮し、将来を見通した計画的な土地利用を検討します。また、緑空間の確保や景観、周辺住環境に配慮した開発計画となるよう努めます。

施策5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる

施策概要

施策の必要性

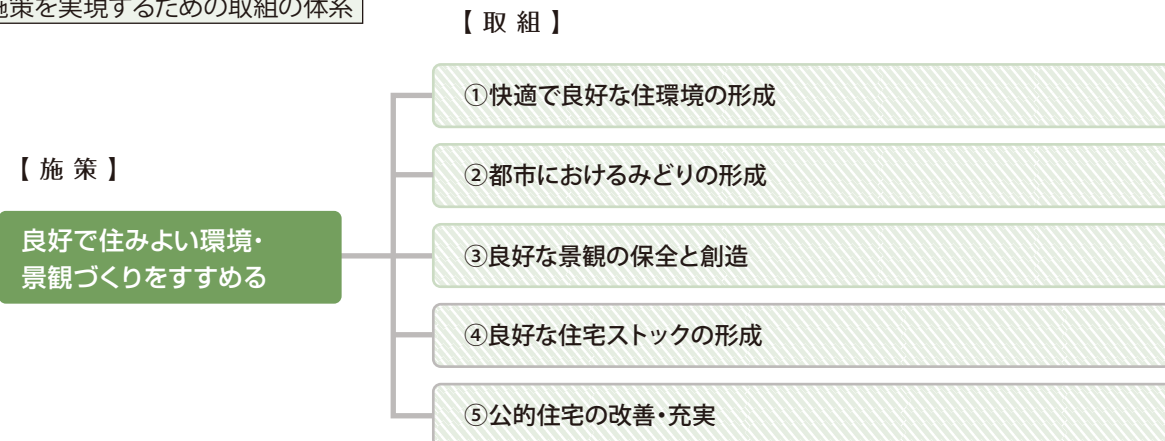
良好で住みよい環境は、行政による公共施設の整備だけでは実現できず、市民、事業者等の活動が大きな役割を果たします。都市に関わるすべての主体が、その役割を理解し、住みよい環境形成に取り組むことが重要です。都市計画などの制度は、住民や事業者の活動を誘導することにより、良好な環境や景観形成を図るために設けられていますが、よりよい環境を創り、守り、育てていくための意識づくりやルールづくりが必要です。また、みどりは、良好な環境形成に大きな役割を果たすものであり、その保全と創造に取り組むことが必要です。

施策の方向性

市民、事業者等による開発や施設の管理が良好な環境を形成することを基本に、住みよいまちを創るため、計画の共有、ルールの作成、適正な運用と適時適切な見直し、住民への支援などを行い、快適な住環境や美しい街並みが魅力的で将来にわたり住み続けたいまちをめざします。

また、緑地の適正な保全と緑化を推進し、自然とのふれあいやみどりをいかしたうるおいのある環境づくりをめざします。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

《緑の基本計画》

緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画

《景観計画》

景観法を活用した今後の景観行政の全体像を示し、市民、事業者、行政それぞれによる将来の景観づくりに関する指針となる総合的な計画

《市営住宅長寿命化計画》

市営住宅を安全で安心な住まいとして長期間にわたって確保するため、予防保全的な観点から耐震改修や外壁改修、屋上防水等の修繕や改善の計画を定め、長寿命化による維持管理費の削減と修繕等の事業量の平準化を行い、併せて管理・運営を改善することにより、効率的・効果的な活用を図る計画

《住宅・建築物耐震改修促進計画》

市における建築物の耐震化を計画的に促進するため、必要な施策や啓発及び知識の普及等に関する事項を定める計画

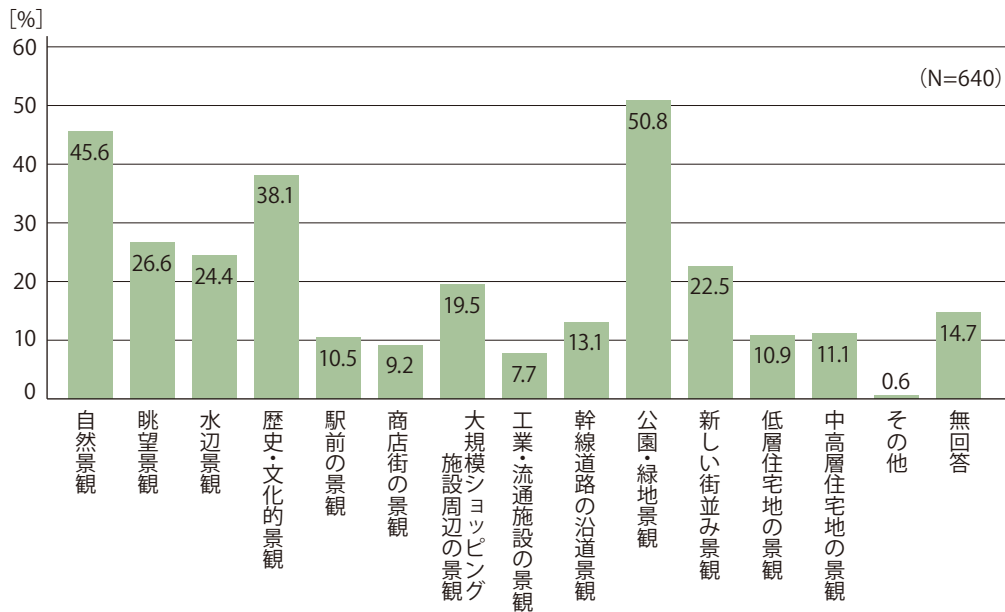
《環境基本計画》

環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	居住環境の向上やバリアフリー化の促進により、高齢者が安心して生活できる良好な住宅の形成に努めます。
4-1 災害への備えを充実させる	建築物の耐震化を促進することにより、安全で良好な住宅ストック※の形成を図ります。
5-4 地域特性をいかした都市づくりを計画的にすすめる	適切な開発指導や土地利用誘導により、快適な住環境や美しい街並みの形成を推進します。
5-9 市民・民間によるまちづくりを促進する	住民による地域づくりの支援を行うことにより、良好な住環境の維持・創出を図ります。
6-2 バランスのとれた自然環境をつくる	緑の基本計画や景観計画に基づき、公園の再整備や公共空間における緑化の推進により、都市のみどりの充実に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	大学などの多様な主体と協働し、快適で良好な住環境の形成を推進します。

■自慢できる、茨木市民として誇れる景観



アンケート「茨木市の景観について」(平成21年8月)
茨木市景観計画策定に向けた調査

※住宅ストック：

過去に建築され、現在も使用可能な住宅のことを指します。

「緑」と「みどり」の違いとは：

本計画では、「緑」と「みどり」を次のように使い分けています。

- ・「緑」：人工林、雑木林や市街地の緑地など、個々の「緑」のことをいいます。
- ・「みどり」：個々の「緑」や河川・水路等の水辺を総称して表現する場合は「みどり」といいます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 快適で良好な住環境の形成	《 現状と課題 》 高度地区※ ¹ による高さ制限や地区計画の導入により、各地域の実情に応じた適切な規模の建築物の立地や、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を進めています。	《 市 》 住民活動への支援を行い、住民の合意と相互協力による地区計画や建築協定、景観協定の導入等を図るとともに、創意工夫により魅力ある計画となるよう、民間建築物における総合設計制度※ ² の活用を促進します。
	《 目標 》 市民・事業者・行政の協働により、住環境の保全と向上が図られています。	《 市民 》 住民間での協力や行政・事業者との連携により、良好な住環境の維持・創出に努めます。
		《 事業者・団体 》 開発事業者は、開発や建築物の建築にあたっては周辺住民の住環境に十分配慮し、地域と調和した良好な住環境や街並みの形成に努めます。
② 都市におけるみどりの形成	《 現状と課題 》 都市計画公園※ ³ や緑地、民間の開発に伴う公園の整備により、都市におけるみどり空間の充実を図っています。 整備後相当年数の経った公園については利用実態を把握し、利用者のニーズに沿った再整備を進めていく必要があります。	《 市 》 整備後、相当年数が経過している公園について、住民ニーズや地域の実情に即した再整備を検討します。 開発にあたってはみどり空間の確保や配置に留意した指導に努め、公共施設の整備にあたってはオープンスペースを確保し、質の高いデザインによって周辺の景観や環境との調和に努めます。
	《 目標 》 都市におけるみどり空間の再整備や充実が進み、市民の利用を促進できる都市空間が形成されています。	《 市民 》 庭先の植栽や地域の公共空間における緑化活動に取り組み、みどりのあふれる美しいまちづくりをめざします。
		《 事業者・団体 》 開発事業者は、開発に伴う公園の整備においては、適切な規模の確保や利用しやすい配置となるよう努めます。

※1 高度地区：

都市計画法に基づき、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を都市計画で定める「地域地区」の一つです。市では、良好な市街地の住環境の実現を図るため、平成22年より、斜線制限及び建築物の最高高さを定める8種類の高度地区を施行しています。

※2 総合設計制度：

建築基準法に基づき、敷地内に歩行者が日常自由に通行または利用できる空地（公開空地）を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和する制度です。

※3 都市計画公園：

都市計画において定められる都市施設の一つで、本市では利用目的や規模などから街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園の4種類、84公園を都市計画決定しています。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③ 良好な景観の 保全と創造	《 現状と課題 》	《 市 》
	景観計画及び景観条例を制定し、市民・事業者・行政の協力により、山並みや田園等の美しい自然の保全、建築物の形態意匠の誘導や民有地の緑化の推進によるうるおいと落ち着きのあるまちなみの整備など、地区の特性に応じた良好な景観の形成に努めています。 各主体が担い手としての自覚を持ち、長期的に良好な景観づくりに取り組むことが望まれます。	景観計画及び景観条例に基づき、官民協働による魅力的な景観の形成の推進を図ります。 また、地域の歴史・文化資源をいかす魅力ある景観の形成に努めます。
	《 目標 》	《 市民 》
	市民・事業者・行政の協働により、美しい景観は市民共通の財産として、創る・守る・育てるという意識の共有と実践が進んでいます。	一人ひとりが景観形成の担い手であり、建築行為等において、各自が周辺に配慮するという意識を持ち、良好な景観の創出に努めます。 地区レベルで、市民が主体性・責任感・愛着心を持ち、自主的な取り決めによる景観の創出に努めます。
		《 事業者・団体 》
		開発事業者は、地域社会の一員として、その事業活動が周辺の環境に与える影響を十分考慮し、良好な景観の形成に努めます。
④ 良好な住宅ス トックの形成	《 現状と課題 》	《 市 》
	住まいの安全を確保するための住宅の耐震化に対する補助金の交付や、良質な住宅ストックを形成するための長期優良住宅 [※] の認定などを行っています。今後も長期にわたり持続可能な住宅の供給や支援、市民への住まいに関する情報提供の充実を図っていくことが必要です。	市内の住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や改修の補助を行います。 居住水準の向上、バリアフリー化の促進や、住宅の長寿命化等のための制度の周知と普及に努め、市民の居住環境向上を図ります。
	《 目標 》	《 市民 》
	良好な住宅が供給され、市民の居住環境が向上しています。	住まいの安全確保のため、耐震診断や改修に取り組めます。 長期間にわたって安心して住むことができる良質な住宅づくりや住まい選びに努めます。
		《 事業者・団体 》
		事業者は、耐震診断や改修に関する市民への情報提供を行い、耐震化が促進されるよう努めます。 開発事業者等は、住宅の長寿命化のための制度の活用等により、市民に良質な住宅ストックを提供するよう努めます。 リフォームに関する情報提供や支援、中古住宅の流通促進に努めます。

※長期優良住宅：

耐震性や耐久性、省エネへの配慮など、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた優良な住宅のこと。認定を受けることで、住宅ローン減税(所得税、個人住民税)、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の税制上の優遇を受けることができます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤ 公的住宅の改善・充実	《 現状と課題 》	《 市 》
	良質なストック重視の住宅施策の展開が求められる中、公営住宅分野については、厳しい財政状況のもと、効率的かつ効果的な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応することが求められています。そのため、公営住宅ストックの長寿命化を図り、維持管理コストの縮減につなげることが重要となっています。	市営住宅を適切に維持管理することにより、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、セーフティ・ネットとしての役割を果たします。 公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。
	《 目標 》	《 市民 》
	公的住宅の改善・充実が図られています。	<p data-bbox="871 712 1361 752">《 事業者・団体 》</p> 公的住宅の事業者は、適切な維持管理により、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、セーフティ・ネットとしての役割を果たします。また、公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。

施策概要

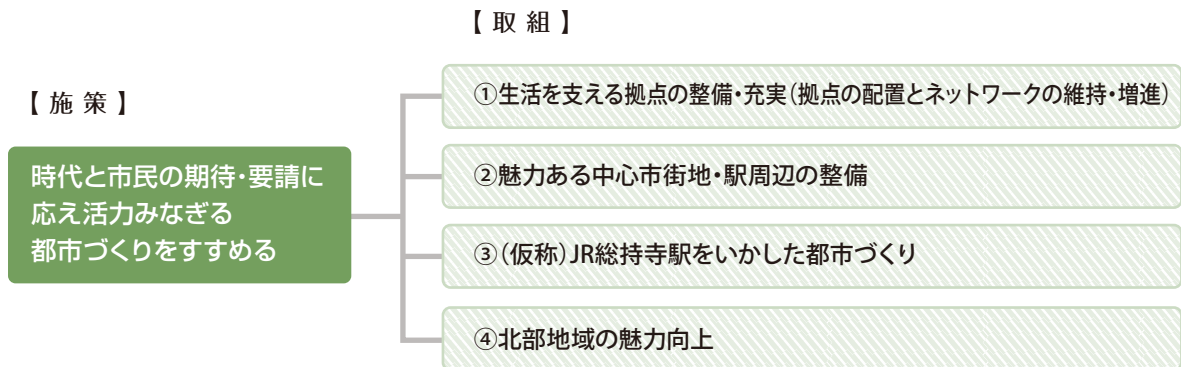
施策の必要性

時代の変化に対応し、都市間競争を生き抜く魅力あるまちであり続けるためには、集約型都市構造[※]への転換や都市魅力の向上など、これからの社会を見据えた取組を進めていかなければなりません。本市で進みつつある主要プロジェクトによる効果を市全体に広げ、長期的な視点のもと、新しい発想で、時代の流れや市民のニーズに応えるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の方向性

将来にわたって住み続けたい、さらに活力ある都市として成長・発展させていくという視点から都市構造を捉え、生活を支える都市機能を維持・向上させるとともに、中心部における魅力ある地域、拠点への再生、北部地域をはじめとする豊かな文化、自然資源等をいかし効果を高める取組などにより、これからの時代を先導する活力あるまちづくりを進めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

《総合交通戦略》

「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市民、交通事業者、関係機関など多様な主体の協働により、推進する具体的な交通施策を定めた実行計画

※集約型都市構造:

市街地の拡散や郊外化を抑えるとともに、高齢化社会や環境にも配慮し、徒歩・自転車を中心とした生活圏域に商業・業務、医療・福祉、教育・学習等の都市機能が配置されたまちのことで、この考え方をもとに「多核ネットワーク型都市構造」(177ページ)をめざします。

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	中心市街地における文化活動の拠点づくりや歴史・文化の活用による地域の魅力づくりを推進します。
3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	北部地域の観光資源をまちの魅力向上のための拠点として、整備・活用します。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	商店街の利便性向上や都市と農村の交流を図り、地域産業の活性化に努めます。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	公共交通の維持・充実と生活拠点の利便性向上により、地域の生活環境の向上に努めます。
5-9 市民・民間によるまちづくりを促進する	民間や住民による地域づくりを促進するための公共施設の維持・充実を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	市民や市民団体、大学等との協働のまちづくりにより、魅力ある賑わいの拠点形成を図ります。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生活を支える拠点の整備・充実(拠点の配置とネットワークの維持・増進)	《 現状と課題 》 市中心部のJR及び阪急駅前広場の再整備や(仮称)JR総持寺駅の設置等、公共交通の結節点となる駅や駅周辺等の拠点整備が進められています。 これら拠点間のネットワークの維持・増進を図るとともに、各拠点において生活に必要な都市機能の維持・充実を図り、コンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。	《 市 》 市内各地域における生活を支える拠点となる駅や駅周辺等の整備と、必要な公共施設の機能の維持・充実を図ります。 また、それらの拠点を結ぶ交通ネットワーク機能の維持・増進に努めます。
	《 目標 》 公共交通の結節点となる市の都市拠点や地域拠点、生活拠点の整備により、都市機能が維持・増進され、地域の生活環境が向上しています。	《 市民 》 各拠点における施設や公共交通の利用に努めます。
		《 事業者・団体 》 商業・交通・サービス等市民の生活を支える事業を営む事業者は、市民が利用しやすい生活利便施設の充実に努めます。 交通事業者は、交通事業者間の連携や、各行政機関等との協力により、公共交通の利便性向上を図ります。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
② 魅力ある中心市街地・駅周辺の整備	《 現状と課題 》	《 市 》 駅周辺の再整備やシビックセンター環状道路 ^{※1} の一方通行化、回遊性のある商業地区づくりにより、魅力ある賑わいの拠点形成を図ります。また、中心市街地活性化協議会 ^{※2} の設立や基本計画の策定に向けて取り組みます。
	《 目標 》	《 市民 》 魅力ある中心市街地・駅周辺の再生に向けて、利用者の視点から課題を見つめ、商業者と共に、安全で快適に利用できる歩いて楽しい商業地区の形成や、賑わいの拠点づくりに取り組みます。
		《 事業者・団体 》 中心市街地で活動する事業者は、個性があふれ、新しい魅力を発信できる商業活動を展開します。また、NPOをはじめとする市民活動団体等との対等な協働関係を築くとともに、自立した組織として賑わいづくりに取り組みます。
③ (仮称) JR総持寺駅をいかにした都市づくり	《 現状と課題 》	《 市 》 (仮称) JR総持寺駅建設に伴い、駅前広場やアクセス道路及び周辺道路の整備を推進するとともに、地域の公共交通の拡充を図ります。周辺の施設、資源との連携を図り、地域の魅力向上に努めます。
	《 目標 》	《 市民 》 まちの新たな拠点や周辺施設を積極的に利用することにより、地域の賑わいづくりに参加します。
		《 事業者・団体 》 協力して(仮称) JR総持寺駅周辺整備を進めている開発事業者は、同駅へのアクセス道路や駅前広場等の周辺環境整備に努めます。
④ 北部地域の魅力向上	《 現状と課題 》	《 市 》 安威川ダムや新名神などの周辺整備を行い、既存資源や新たに生まれる資源が結びつく取組を推進し、プロモーション活動等、北部地域の魅力発信に努めます。また、観光拠点を含めた公共交通の確保を検討します。
	《 目標 》	《 市民 》 地域住民や学生、来訪者が北部地域の施設の利用やイベント等への参加を通じて、賑わいづくりに関わります。
		《 事業者・団体 》 北部地域で観光や農業等に係わる事業を展開する事業者は、北部地域の施設運営、イベント等の企画、実施に取り組み、北部地域の魅力づくりに積極的に関わります。

※1 シビックセンター環状道路：

市中心部の交通環境の向上や、ゆとりやうるおいのある空間を創出するため、茨木駅前線と茨木鮎川線等により形成された環状道路です。

※2 中心市街地活性化協議会：

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、中心市街地における都市機能の増進を図るもの及び経済活動の向上を図るものにより組織され、中心市街地の活性化を総合的に推進するために設置される協議会です。

施策7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる

施策概要

施策の必要性

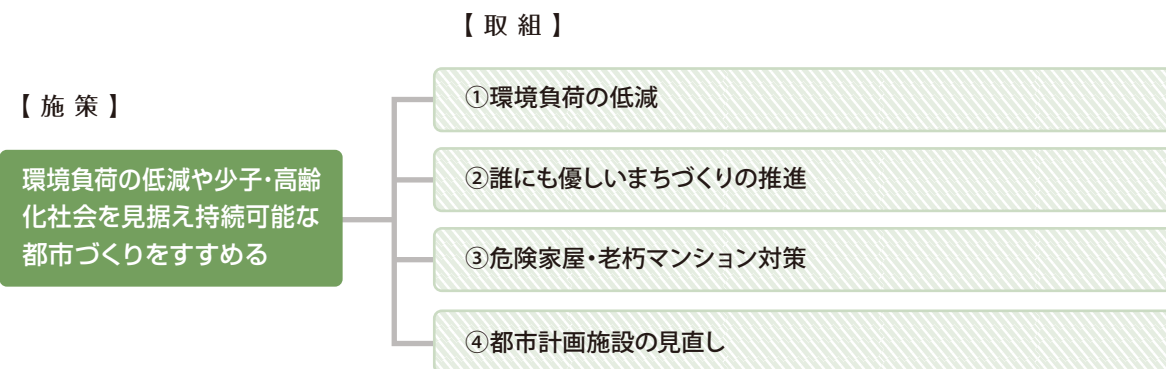
地球規模で進む環境問題に対応した低炭素・循環型の都市への転換、少子・高齢社会に対応したまちの活力の維持・増進、これから顕在化してくると予想される老朽化した住宅の放置、社会資本の老朽化への対応、維持管理コストの増大などの課題に対応し、持続可能なまちとなるよう、各主体が協力して取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

限られた資源を有効に活用し、地域内で循環する省エネルギー型の都市をめざすとともに、誰にもやさしい福祉のまちづくりや、既存のストックの活用や施設の長寿命化などを進めていきます。これにより、将来にわたって住み続けることができるまちをめざします。

今後も増加すると懸念される空き家については、所有者への働きかけを行うほか、まちづくりへの活用をめざします。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

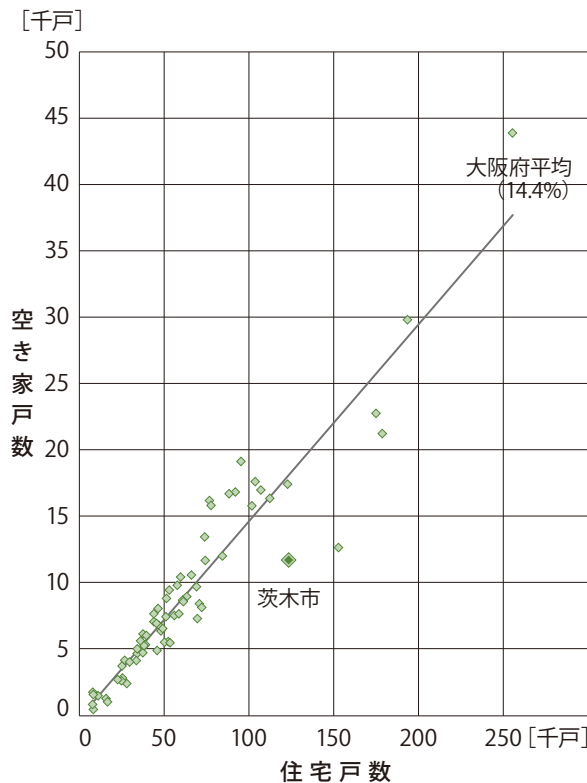
《環境基本計画》

環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画

関連する施策と連携の内容

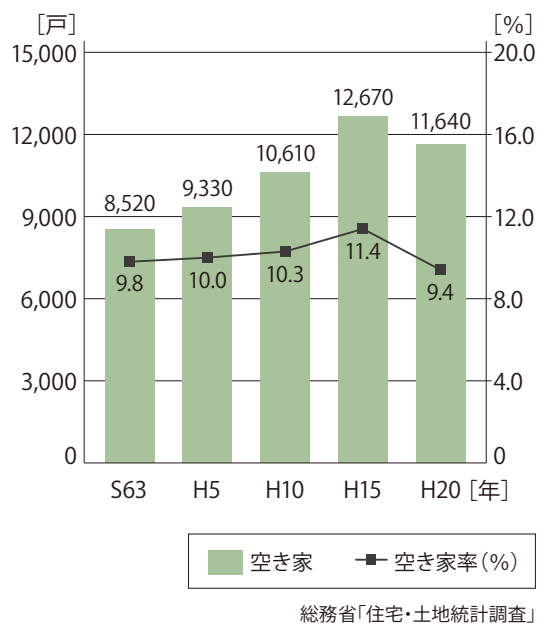
関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	公共施設や道路をはじめ、高齢者等が利用する施設等のバリアフリー化を推進します。
1-3 障害者への支援を推進する	障害者が安全で快適に利用できる公共空間のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。
3-5 都市間の交流と国際化をすすめる	国内外を問わず、さまざまな人が利用しやすい公共空間づくりやユニバーサルデザインの導入を推進します。
5-4 地域特性をいかした都市づくりを計画的にすすめる	適切な土地利用の誘導や開発指導を行い、将来にわたり持続可能なまちをめざします。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	相当年数の経過している公園等について、住民のニーズに沿った見直し・再整備を検討します。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	都市計画道路の見直しを図るとともに、誰もが利用しやすいよう、公共交通の移動円滑化を推進します。
6-1 いごちのよい生活環境をたもつ	空き家所有者への働きかけ等、関係部局の連携により、地域の快適な生活環境の確保に努めます。
6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	市民自らが省エネルギー対策に取り組み、低炭素化社会に向けたまちづくりの推進に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	各主体の協働により、すべての人が安全で快適に利用できるまちづくりを推進します。

■大阪府内市町村の空き家戸数



※大阪市、堺市は区単位でプロットしています
総務省「平成20年住宅・土地統計調査」

■茨木市の空き家戸数と空き家率の推移



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①環境負荷の低減	《現状と課題》	《市》
	環境問題が深刻化している中、低炭素社会の実現のため、さまざまな取組が進められています。東芝工場跡地ではスマートコミュニティが計画され、住居、商業施設、医療施設等、都市の構成要素を適正に配置し、さまざまなインフラの全体最適化を図るひとつのモデルケースとして検討が進められており、環境負荷を抑えたまちづくりや暮らしの実践が求められています。	東芝工場跡地でのスマートコミュニティを促進します。また、既成市街地や大規模開発においてもスマートコミュニティの考え方の導入を検討します。 低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進のため、低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。
	《目標》	《市民》
	市民一人ひとりが環境保全に対する高い意識を持ち、環境負荷の低減に努めるとともに、各主体の協働により、スマートコミュニティや低炭素化社会の実現に向けた取組が進められています。	環境問題に対する関心を持ち、積極的な情報収集や環境に配慮した住宅づくりなど、低炭素社会に向けた暮らしの実践に努めます。
		《事業者・団体》
		複合的な都市開発を計画的に進めようとする事業者は、住居、商業施設、医療施設等、都市の構成要素を適正に配置し、さまざまなインフラの全体最適化を図るスマートコミュニティの考え方の導入を検討します。 住宅供給等を行う事業者は、新たに住宅を建設する際には低炭素建築物の供給を促進するなど、環境負荷を抑えた低炭素型のまちづくり推進に努めます。
②誰にも優しいまちづくりの推進	《現状と課題》	《市》
	鉄道駅におけるエレベーターの設置や、歩道の段差解消、音響式信号機の設置をはじめとした対策を実施していますが、より計画的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー基本構想の策定やユニバーサルデザインの導入等を進める必要があります。	進行していく高齢社会に対応するため、公共施設や歩行者経路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進し、安全な歩行空間の確保に努めます。 ユニバーサルデザインの導入にあたっては、関係部局が連携して取組を進めます。
	《目標》	《市民》
	市民や市を訪れるすべての人が安全で快適に利用できるよう、公共施設や歩行者経路等のバリアフリー化が実施されるとともに、分かりやすく利用しやすい公共空間となるようユニバーサルデザインの導入が進んでいます。	一人ひとりがバリアフリーに対する理解を深め、地域福祉の担い手であるという自覚を持ち、地域活動への参加や社会福祉活動への支援に努めます。
		《事業者・団体》
		多数の人が利用する施設等を設置、管理する事業者は、市民や行政と連携を図り、特定建築物 [※] や道路等の公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入を積極的に推進し、より広域的な都市施設のバリアフリー化に努めます。

※特定建築物：

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に定められた学校、病院、劇場、共同住宅、老人ホームなど、多数の人が利用する建築物やその部分、建築物に付属する施設を指します。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③危険家屋・老朽マンション対策	《 現状と課題 》	《 市 》
	<p>倒壊のおそれのある危険家屋への対応や、老朽マンションの建替え等に関する相談が市民から多く寄せられています。</p> <p>各市で空き家の適正管理に関する条例が制定されるなど、増加する空き家への対策が全国的に課題となっています。</p>	<p>増加する空き家の所有者への働きかけや建物の適正な管理につながる情報提供等を行い、既存ストックの活用につなげます。</p> <p>分譲マンションの適正な管理や建て替えの円滑化を図るため、民間団体との連携による情報提供や相談機能の推進を図ります。</p>
	《 目標 》	《 市民 》
	<p>老朽化した建築物への適切な対応による安全性の確保や、既存ストックを活用したまちづくりが進んでいます。</p>	<p>空き家の適正な管理や有効活用に努めます。</p> <p>《 事業者・団体 》</p> <p>不動産に関わる事業者は、市民への積極的な情報提供や相談の場の提供に努めます。また、自己管理する建築物の適切な管理に努めます。</p>
④都市計画施設の見直し	《 現状と課題 》	《 市 》
	<p>都市計画施設の多くは、高度経済成長期の急激な都市の拡大等に対処するために計画決定してきましたが、今日の人口減少、交通需要の減少などの社会情勢の変化を踏まえ、地域の実情に応じた計画の見直しを行うことが必要です。</p>	<p>都市計画施設の整備を計画的に進めるとともに、長期未着手の都市計画施設については必要性・実現性等の観点から評価を行い、適宜見直しを行います。</p>
	《 目標 》	《 市民 》
	<p>都市計画施設の整備を計画的に進めるとともに、必要性・実現性等の観点から適宜見直しが行われています。</p>	<p>《 事業者・団体 》</p>

施策8 暮らしと産業を支える交通を充実させる

施策概要

施策の必要性

人やモノの移動を支える交通は、さまざまな活動を支え、都市の動脈として重要な役割を果たします。今後とも、幹線道路の整備を進めて人、モノの円滑な流れを実現し、都市の活力を維持増進していかなければなりません。また、少子高齢社会においては、公共交通の維持や安全な交通環境など、交通弱者[※]の移動の円滑化が求められています。さらに、近年は自転車の適正な利用が課題となっています。

施策の方向性

国土軸に位置する優位性をさらにいかしていくとともに、平成25年度に策定した総合交通戦略に基づき、「住みやすい・移動しやすい」まちづくりのため、道路ネットワークの充実と強化、公共交通の利用促進や歩行者・自転車空間の安全性の向上等の総合的な交通施策を進めます。

施策を実現するための取組の体系

【施策】

暮らしと産業を支える
交通を充実させる

【取組】

①公共交通の維持・充実

②道路整備の推進

③駐車場・駐輪場の充実

④歩行者、自転車利用環境の整備

⑤交通安全対策の推進

分野別計画等

《総合交通戦略》

「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市民、交通事業者、関係機関など多様な主体の協働により、推進する具体的な交通施策を定めた実行計画

《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

《自転車利用環境整備計画》

自転車走行空間の整備、駐輪対策の推進、自転車利用マナーの向上といった自転車利用環境の改善を図るための諸施策を展開していく指針となる計画

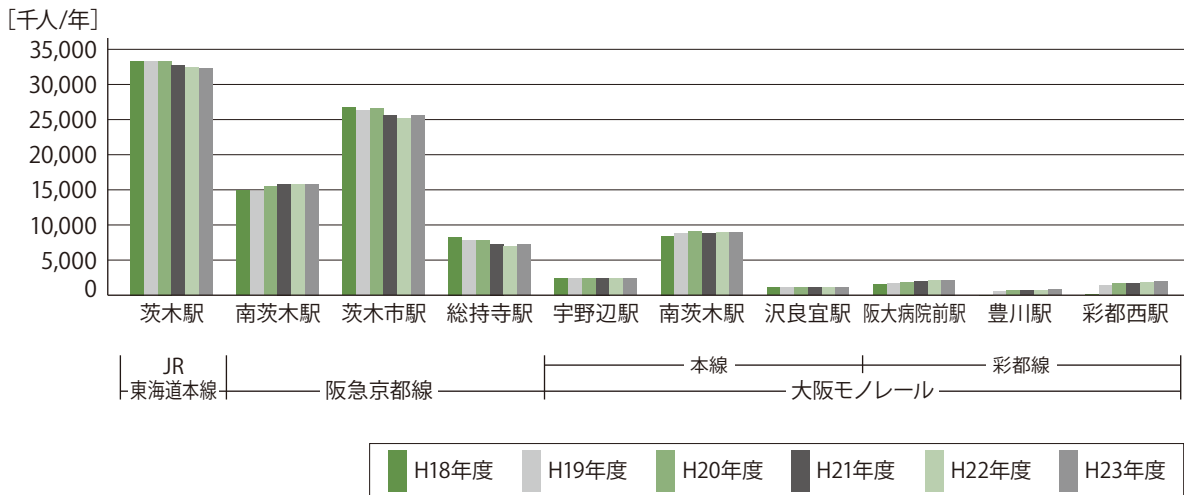
※交通弱者：

自動車を自ら運転できないなど、身体的、法的な理由により、移動する際に制約を受ける人で、高齢者、障害者、子どもなどを指します。

関連する施策と連携の内容

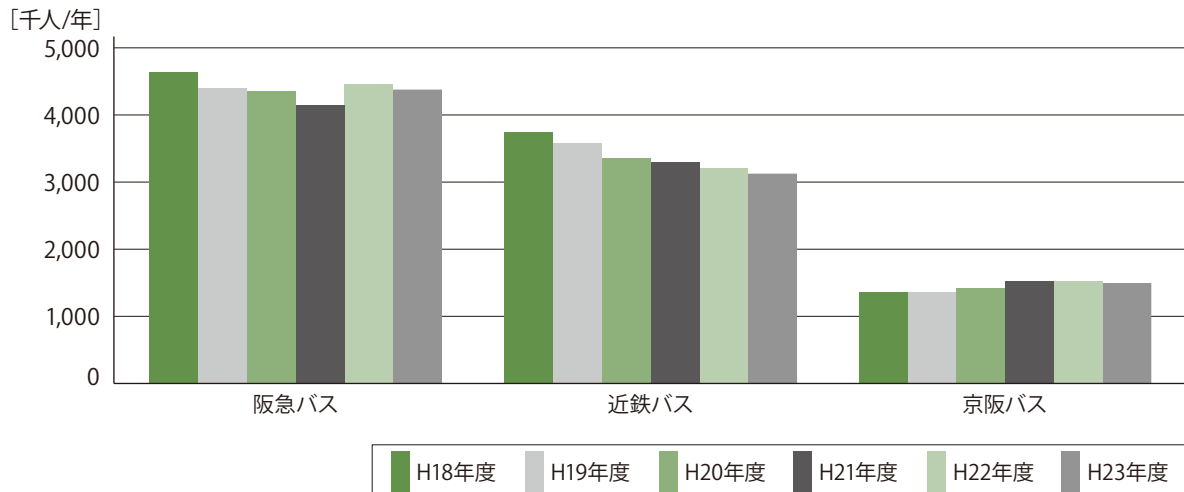
関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	総合交通戦略に基づく施策を推進します。
1-3 障害者への支援を推進する	総合交通戦略に基づく施策を推進します。
3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	総合交通戦略に基づく施策を推進します。
4-1 災害への備えを充実させる	防災空間ともなる、道路の持つ機能に配慮した整備を行います。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	中心市街地・各拠点を結ぶ公共交通の利便性向上や交通環境の改善により、まち全体の活力を高めます。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	都市計画施設の整備を計画的に進めるとともに、必要に応じて、都市計画道路の見直しを検討します。

■鉄道各駅の年間利用者数



茨木市総合交通戦略(平成26年3月)

■バス事業者別の年間乗車人数



茨木市総合交通戦略(平成26年3月)

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①公共交通の維持・充実	《現状と課題》	《市》
	鉄道や路線バスの利用者数は減少傾向となっており、今後、高齢化が進展する中で誰もが安心して外出できる交通環境を整備するため、公共交通の維持及び拡充を図ることが重要となっています。	公共交通の利用促進を図るため、交通結節点である各鉄道駅の機能強化に努め、交通環境の整備を進めます。 既存バス路線を活用した利用環境の改善を進めます。
	《目標》	《市民》
	市内ではバス路線網が維持され、多くの人々が利用しています。また、タクシーは、路線バスを利用できない交通弱者やさまざまな利用者のニーズに応えるなど、多様なサービスが提供されています。	不要不急の車利用の抑制に努めるとともに、公共交通の維持も踏まえ、移動手段として積極的に公共交通を利用します。 《事業者・団体》 交通事業者は、情報提供や事業者間連携による乗り換え利便性の向上等により、公共交通の整備を進め、市民の利用促進を図ります。
②道路整備の推進	《現状と課題》	《市》
	本市は国土幹線が通り、広域的な交通利便性に恵まれています。 しかし、市内の都市計画道路の整備率が低く、交通処理機能が不足しており、主要な幹線道路が混雑しています。	国土幹線・幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路の整備を計画的に進めます。 また、防災空間としての視点からも道路整備を進めます。 都市計画道路については適宜必要性・実現性等の観点から評価を行い、計画の見直しを検討します。
	《目標》	《市民》
	市中心部への通過交通の流入を抑制するとともに、市内幹線道路網の整備推進により、市内交通が円滑になるよう道路整備が進んでいます。また防災空間としての役割にも配慮されています。	《事業者・団体》
③駐車場・駐輪場の充実	《現状と課題》	《市》
	駅周辺等における市営駐車場や駐輪場の整備が進み、路上駐車や路上駐輪は減少傾向にあります。駐輪場については収容台数の不足等の問題を抱えています。	公共駐車場の維持に努めるとともに、駅周辺等における公共駐輪場の整備充実にも努めます。 交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。
	《目標》	《市民》
	交通の状況や地域の特性に応じた駐車場・駐輪場の整備が進んでいます。	駐車場や駐輪場の積極的な利用により、路上駐車・路上駐輪の低減に努めます。 交通ルールやマナー、駐輪や駐車ルールを守ります。 《事業者・団体》 鉄道事業者及び路線バス事業者、駐車需要施設の設置者などは利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するよう努めます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④歩行者、自転車 利用環境の整備	《 現状と課題 》	《 市 》
	市の中心部では自転車と歩行者がともに多く、自転車通行可能な歩道において混在する状況となっているため、歩行空間や自転車利用環境の整備が求められています。	歩行者専用道路や自転車道などの整備を進め、都市施設を結ぶ自転車通行空間のネットワーク構築を図ります。 自転車利用環境を向上させる取組を進めます。
	《 目標 》	《 市民 》
	歩行者、自転車、自動車の通行空間の分離などによる安全な歩行空間の確保が進むとともに、自転車利用環境の向上により、安全な歩行者、自転車通行が可能となっています。	徒歩による移動や自転車利用のルールを守ります。 《 事業者・団体 》 従業員にレンタサイクルの活用等、自転車の利用を促進するとともに、安全意識の啓発に努めます。
⑤交通安全対策 の推進	《 現状と課題 》	《 市 》
	本市の事故発生件数は減少傾向ですが、さらなる安全な道路環境の形成、交通ルールやマナー向上に対する啓発活動の強化が必要になっています。	交通安全施設等の整備により、安全な道路環境の形成に努めます。 歩行者、自転車利用者を対象に、通行ルールやマナーの啓発及び周知活動を行います。
	《 目標 》	《 市民 》
	安全な道路環境の形成や市民の交通意識の高まりにより、事故の発生件数が減少し、安全かつ快適な通行が実現しています。	自転車と歩行者との譲り合い等、交通に対する知識を高めるため、交通に関する学習への参加等、交通ルールやマナーの向上に努めます。 《 事業者・団体 》 警察などの交通管理者は、効果的な交通規制の推進、交通ルールやマナーの啓発に努めます。

施策9 市民・民間によるまちづくりを促進する

施策概要

施策の必要性

本市は、地域住民の主体的な取組による地区計画等の策定を積極的に展開してきました。また、(仮称)JR総持寺駅の整備など、民間事業者と市が協力して取り組んでいる計画が進んでいます。さらに、全国的に見ると、一定の区域を事業者や住民自ら経営するといった新しい動きも始まっています。このような動きを踏まえ、地域住民、民間事業者が、自ら地域をマネジメントすることも想定した取組が必要となっています。

施策の方向性

まちづくりに関する知識の普及、情報の提供、まちづくり活動への支援を継続して進め、住民主体のまちづくりの促進に努めるだけでなく、民間事業者と協力して進める新しいまちづくりについても検討、推進し、本市の魅力と活力を発信していきます。

施策を実現するための取組の体系

【 施策 】

市民・民間による
まちづくりを促進する

【 取 組 】

①民間との連携、活力の活用

②市民による地域づくり

分野別計画等

《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
5-4 地域特性をいかした都市づくりを計画的にすすめる	民間活力等の活用や地域住民の活動の支援により、地域の特性をいかすまちづくりを進めます。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	住民、事業者、行政の連携・協働により、良好な住環境の整備に努めます。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	民間事業者との協働により、時代の変化に対応する安全・安心な都市環境の整備に努めます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	まちづくりに関する制度の普及や情報提供に努め、地域住民による主体的なまちづくりを支援します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	民間事業者や市民、NPO等と連携・協働し、魅力あるまちづくりに積極的に取り組みます。

■地区計画決定一覧

年 度	箇所数	面 積 [ha]	箇 所 名
平成4年度	1	8.9	内瀬東地区
平成7年度	1	579.1	彩都地区
平成8年度	2	8.2	郡地区、南春日丘七丁目地区
平成11年度	6	65.6	茨木ヒルズ地区、島地区、豊川三丁目・南清水地区、西豊川北地区、南春日丘五丁目地区、目垣二丁目地区
平成13年度	3	14.5	桜ヶ丘地区、白川A地区、白川E地区
平成14年度	5	13.7	白川B地区、白川C地区、白川D地区、東太田二丁目地区、東太田四丁目地区
平成15年度	1	0.8	北春日丘二丁目地区
平成16年度	1	0.2	白川F地区
平成17年度	1	21.3	山手台新町地区
平成18年度	1	2.8	新大池地区
平成19年度	2	17.9	茨木サニータウン第2住宅地区、真砂・玉島台地区
平成20年度	1	7.4	藍野みどりが丘地区
平成21年度	1	3.9	山手台東町地区
平成22年度	2	7.2	五日市緑町・畑田町地区、耳原三丁目地区
平成23年度	3	5.8	庄一丁目地区、畑田町南地区、花園二丁目地区
平成24年度	1	10.0	立命館大学岩倉町地区
平成25年度	1	2.0	藤の里二丁目地区
平成26年度	1	1.6	南春日丘五丁目阪神不動産住宅地区
計	34	770.9	

(平成27年2月末日現在)
茨木市資料

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 民間との連携、 活力の活用	《 現状と課題 》	《 市 》
	民間の開発において、公共施設の整備や市民が利用できる施設が設置されるなど、民間と連携したまちづくりが進んでいます。 また、民間の創意工夫等をいかした地域の整備や維持管理の視点が求められています。	指定管理者制度やPFI ^{※2} 事業等を活用した公共施設の整備・管理運営や都市計画提案制度等の適切な運用に努めます。 大規模な開発等の新たなまちづくりにおいては、民間と協力しながらまちづくりを進めます。
	《 目標 》	《 市民 》
	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、都市計画制度や民間活力等を活用したエリアマネジメント ^{※1} の取組が進み、地域の魅力が向上しています。	《 事業者・団体 》 民間開発事業者は、公共サービスに対する市民ニーズの高度化・多様化に対して、民間主体のノウハウ・創意工夫・柔軟性等をいかし、ニーズに即した地域の担い手となり、新たなまちの魅力の創出をめざします。
② 市民による地域づくり	《 現状と課題 》	《 市 》
	地区計画の決定や建築協定、景観協定の締結など、地域住民等による地域環境の保護等の取組が進んでいます。 「いばらきまちづくりラボ」 ^{※3} を開催し、市民のまちづくりに関する知識の普及等に努めています。 今後も、さまざまな主体との協働により、市民の活動を支援していくことが望まれます。	地域住民等による地域環境の保全等の取組に対し、必要な支援を行い、地域の状況に応じた制度の活用を促進します。 まちへの関心を高めるため、市民や事業者へのまちづくりに関する情報提供や交流の場を設けます。
	《 目標 》	《 市民 》
	地域における住民の主体的な活動を支援することにより、住民による地域づくりが進んでいます。	まちづくりに関する情報提供や交流の機会を積極的に活用し、主体的に地域づくりやまちづくり活動に参画します。 《 事業者・団体 》 大規模な宅地開発等の新たなまちづくりにおいて、開発事業者は、地域の状況に応じた制度を活用し、良好な地域環境の形成に努めます。 まちづくりの専門家やNPO等は、住民の主体的なまちづくり活動に対し、各団体の専門的な見地から支援や協力を行います。

※1 エリアマネジメント：

一定の地域における良好な環境や価値を維持、向上させるための、住民、事業主、地権者等による都市経営を含む主体的な取組です。

※2 PFI：

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことをいいます。

※3 いばらきまちづくりラボ：

まちづくりに関するさまざまなテーマの課題探索とその解決策の検討を行うゼミ形式の講座です。

施策1 いごちの良い生活環境をたもつ

第6章：心がけから行動へ
みんなで創る環境にやさしいまち

施策概要

施策の必要性

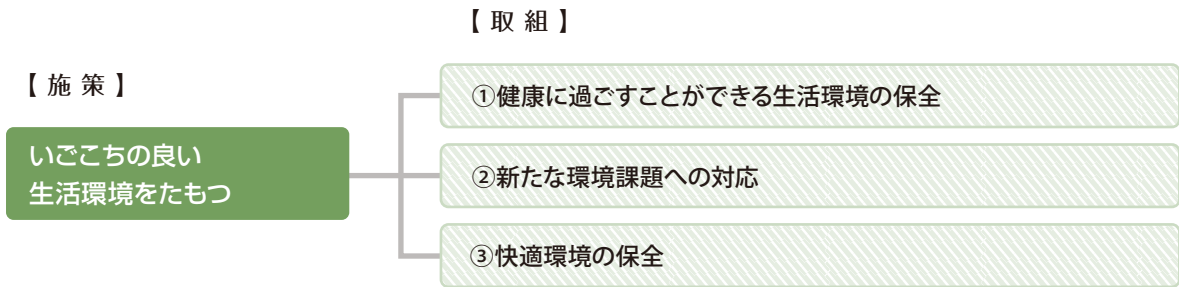
事業活動に伴う大気・水環境への影響については、法令等の整備により改善が進んでいますが、生活排水への対策や騒音、悪臭などの身近な環境課題、さらには、化学物質の適正管理、ライフサイエンス系施設の増加などの新たな環境課題への対応を図るため、一層の施策の推進を図る必要があります。

環境美化については、快適な生活環境を確保するため、引き続き、環境美化活動の推進や市民マナー意識の向上を図る必要があります。

施策の方向性

大気・水環境等の環境監視による環境の把握に努めるとともに、事業者に対する指導や公共下水道・公設浄化槽の整備による環境の保全対策を進めます。また、環境美化などについての意識啓発を進め、市民一人ひとりのマナーが向上し、いごちの良い生活環境を保ちます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《環境基本計画》

環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画

《一般廃棄物処理基本計画》

市民・事業者・市が協力し、「循環型社会の形成」を更に推進するため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量目標や、そのために必要な施策を定める計画

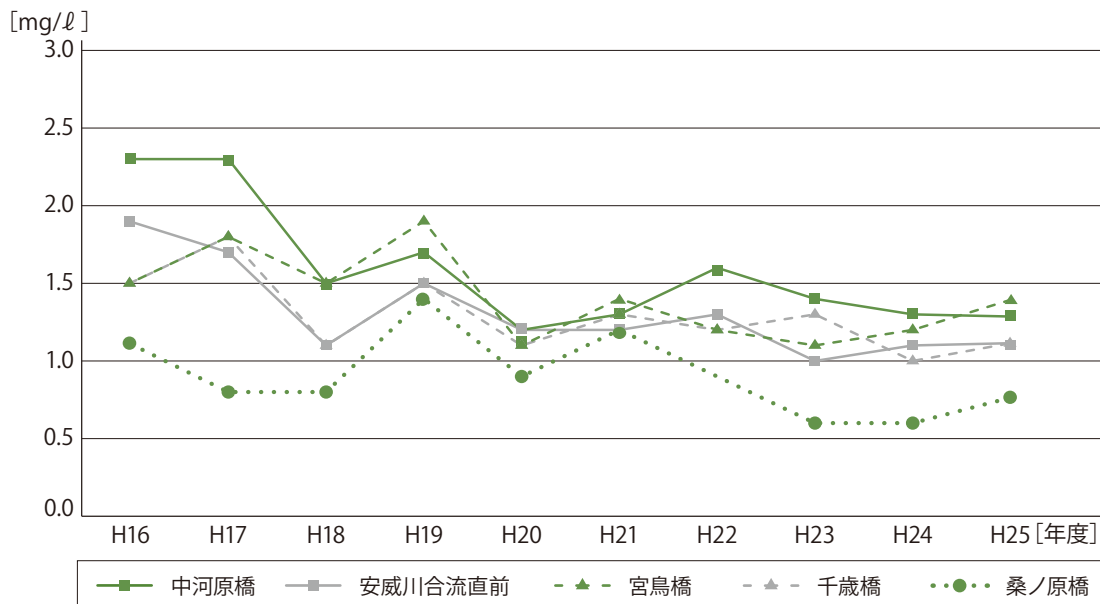
《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	光化学オキシダント ^{※1} やPM2.5 ^{※2} が高濃度となり注意が必要となった場合に備え、校内連絡体制を整備して児童生徒の健康被害の予防に努めます。
4-1 災害への備えを充実させる	地下水汚染が確認された場合等に、周辺地区調査を実施し、飲用井戸使用者への指導を行います。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	事業所で取り扱う化学物質の種類や量、危険性などの情報共有により、大規模災害発生時の二次災害を防止するとともに、消防活動がより安全なものになるよう努めます。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	特定粉じん ^{※3} 排出等作業の把握のため、必要に応じて建設リサイクル法に基づく届出情報を環境部門に提供します。
6-2 バランスのとれた自然環境をつくる	水生生物とふれあう環境学習において、指標生物による水質判定を行い、水質保全意識を育みます。
6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	低公害車の普及促進により、大気環境の改善に努めます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	自治会等と協力し、環境美化意識の向上を図ります。

■環境基準点における生物化学的酸素要求量(BOD)75%値^{※4}



いばらきの環境(平成26年度版)

※1 光化学オキシダント:

大気中の窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽光(紫外線)により光化学反応を起こして生成する汚染物質で、濃度が高くなると、目やのどへの刺激など人の健康への影響を及ぼすことがあります。

※2 PM2.5:

PM2.5(微小粒子状物質)は、大気中に漂う粒径2.5 μ m(1 μ m=0.001mm)以下の小さな粒子のことです。粒径が非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

※3 特定粉じん:

石綿(アスベスト)のことをいいます。石綿による大気汚染の未然防止、人の健康への影響に関する国民の関心の高まりなどから、平成元年に大気汚染防止法が改正され、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規制されています。

※4 生物化学的酸素要求量(BOD)75%値:

生物化学的酸素要求量(BOD)とは、河川水等の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機汚濁物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のことです。数値が大きいほど水が汚れていることを示します。環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合には、BODの75%値が用いられます。これは、年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示すもので、年間の全データを値の小さいものから並べ、0.75 \times n番目(nはデータ数)の値を75%値とします。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①健康に過ごすことができる生活環境の保全	《 現状と課題 》	《 市 》
	大気質、河川水質等の生活環境の状況については、概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、事業活動に伴い発生するばい煙、水等の排出規制を継続するとともに、生活排水の適正処理を進めることが重要となります。	生活環境に被害が生じないよう、公害関係法令に基づく事業所指導を行うとともに、公共下水道等の施設整備により、生活排水対策を進めます。また、大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。
	《 目標 》	《 市民 》
	大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。事業活動に伴う排水や生活排水が適正に処理されています。	公共下水道による供用開始区域では下水道に、公設浄化槽区域では浄化槽排水設備に、それぞれ早期に接続します。
②新たな環境課題への対応	《 現状と課題 》	《 市 》
	事業所における化学物質の使用やライフサイエンス系施設の設置により周辺環境に影響が及ばないよう、適正な管理運営に向けての事業所指導を進める必要があります。大規模災害発生に備えた環境リスクの低減を図るための取組が求められています。	化学物質を取り扱う事業所に対してPRTR制度 ^{※1} に基づく適正管理を指導するとともに、ライフサイエンス系施設設置者は環境保全協定を締結して周辺環境の保全を行うよう指導します。また、大規模災害発生時の環境保全上の支障を未然に防止するため、事業所における化学物質管理計画書 ^{※2} の作成を促進します。
	《 目標 》	《 市民 》
	化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。	《 事業者・団体 》
③快適環境の保全	《 現状と課題 》	《 市 》
	美観を損ねるたばこ・空き缶等のポイ捨て、不法広告物、家電製品の不法投棄などが後を絶たない状況にあります。ペットの糞尿などの苦情やトラブルが発生しており、快適な生活環境を維持するための対策が必要です。	環境美化意識向上のため、たばこ・空き缶等のポイ捨て、家電製品の不法投棄などに対する指導・啓発を行います。ペットを適正に飼育してもらうよう周知・啓発を行います。
	《 目標 》	《 市民 》
	モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。	自らルールを守り、快適な生活環境の保全に努めます。常に環境美化意識の向上に努め、各種活動に参加します。
③快適環境の保全	モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。	《 事業者・団体 》
		自治会等、地域の団体が市と協力して、問題解決に努めます。

※1 PRTR制度：

Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度)の略。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などとして事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

※2 化学物質管理計画書：

化学物質の管理体制や大規模災害発生時等の対処などを規定したもので、化学物質による環境リスクの低減のため、PRTR法に基づく制度に加えて、化学物質の取扱量の報告や事故等の緊急事態の発生時等における措置などを盛り込んだ大阪府化学物質管理制度により、一定規模以上の事業所に対し作成が義務付けられています。

施策2 バランスのとれた自然環境をつくる

施策概要

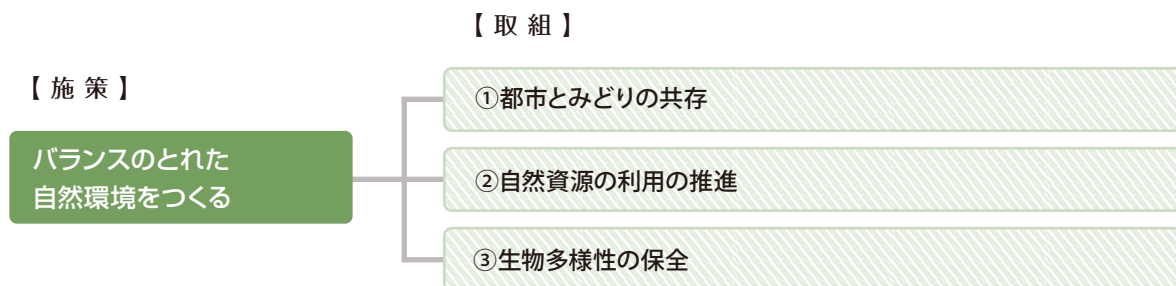
施策の必要性

多様な生きものが棲み、みどり豊かな自然環境を創造する観点から、本市のみどりの特徴である北摂山系の森林や農地などを保全するとともに、身近に緑があふれ、動植物とふれあえる取組が必要です。また、都市化に伴うヒートアイランド対策として、市街地に緑を増やす取組が必要です。

施策の方向性

みどりを育む取組や生態系への配慮を推進するとともに、身近な「まちの緑」「農地」「里山」「水辺」を保全し、自然とふれあう機会の創出に取り組み、人の生活と自然とのバランスのとれた自然環境を創ります。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《環境基本計画》

環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画

《里山保全構想・基本計画》

放置森林が増加している里山について、自然とふれあいの場として都市と農山村の交流を通じた地域振興をめざすため、里山保全に取り組んでいく上での基本的な方針を定める計画

《緑の基本計画》

緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画

《都市計画マスタープラン》

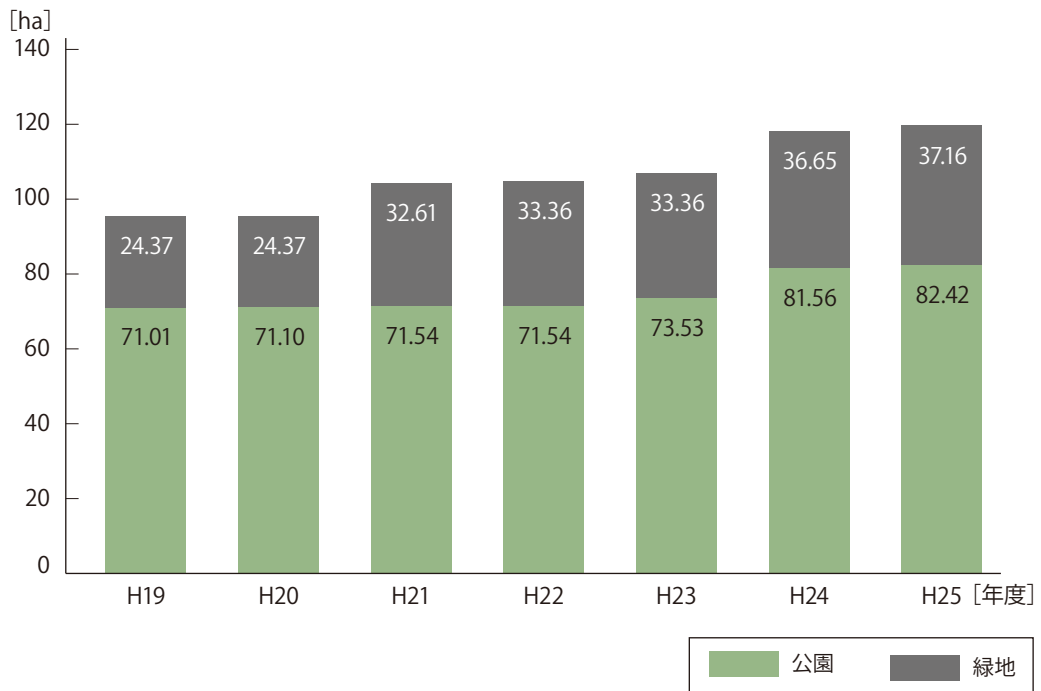
おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

※本計画における「緑」と「みどり」の使い分けについては、127ページ参照。

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	小学生を対象に、地域の様々な動植物と身近にふれあえる機会を創出します。また、特定外来生物について、正しく理解をしてもらうため、啓発を行います。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	里地・里山の保全と活用を図るため、農業の担い手を養成するほか、森林保全ボランティア活動等に対して支援を行います。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	整備後、相当年数が経過している公園について、住民ニーズや地域の実情に即した再整備を検討します。開発にあたってはみどり空間の確保や配置に留意した指導に努めるほか、公共施設の整備にあたっては、周辺環境との調和に努めます。
6-1 いごこちの良い生活環境をたもつ	水生生物とふれあう環境学習において判定された河川水質を環境省に報告し、全国水生生物調査に参加します。

■市街地の公園・緑地*面積

(各年度3月末日時点)
茨木市資料

*市街地の公園・緑地:

市街化区域の都市公園・都市緑地と、市街化区域に接した市街化調整区域の一部の都市公園・都市緑地です。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①都市とみどりの共存	《現状と課題》	《市》
	市街地のみどりについては、緑化推進やヒートアイランド対策の観点から、緑を増やす取組をさらに進めるとともに、街路樹や公園樹の成長により、市民生活の妨げとならないよう保全を進める必要があります。 本市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する計画である「緑の基本計画」と整合を図りながら、取組を進める必要があります。	地域や街角から緑あふれる環境づくりを促進します。 身近な水辺の保全と創出に努めます。 みどりのカーテンや屋上緑化など、ヒートアイランド対策としての緑化を進めます。
	《目標》	《市民》
	市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。 また、公園や水辺は、市民で賑わっています。	地域で緑化活動に努めます。 家庭でも花木を育てます。 《事業者・団体》 事業者は、管理地の緑化に努めるとともに、地域の緑化活動に協力します。
②自然資源の利用の推進	《現状と課題》	《市》
	里地・里山は、木材利用の減少や担い手不足から、手入れが行き届かなくなってきており、多様な主体による保全活動が必要です。 農業用のため池や水路は、遊休農地の増加により、機能の維持が困難になってきています。 豊かな里山と農地を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく、利活用することで循環の仕組みを構築していくことが重要です。	減化学肥料・減農薬による環境に配慮した農業の取組を支援します。 森林保全ボランティアや農業の担い手を養成し、遊休農地や放置森林とマッチングを進めます。
	《目標》	《市民》
	美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。 また、間伐材などの有効利用が多方面で進んでいます。	周辺環境の保全などのボランティア活動について主体的に参加します。 《事業者・団体》 森林組合等は間伐材等を有効利用し、事業者は森林や農地の保全活動に参加します。
③生物多様性の保全	《現状と課題》	《市》
	放置森林が増え、動植物の生態系に変化が見られます。 都市開発が進む中で、都市部の生物の多様性が失われつつあります。そのため、みどりを保全し、生きものをつなぐりを回復する取組が必要です。「生物多様性」の概念は市民に浸透しているとは言い難いことから、市民が知る機会を創出したり、自然とふれあう機会を設けたりすることが重要です。	水辺や公園、里地・里山を保全することで、動植物の生息・生育環境を整え、生きものとふれあえる場を創ります。 特定外来生物をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や市民などの役割を周知・啓発します。
	《目標》	《市民》
	生きものや自然とふれあう機会が増えています。多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。	地域に生息・生育する生きものを大切にします。 生きものや自然とふれあう機会を増やします。 《事業者・団体》 事業者は、管理地の生態系の保全・確保に努めるとともに、地域の生態系の保全・回復に協力します。

施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

第6章：心がけから行動へ
みんなで創る環境にやさしいまち

施策概要

施策の必要性

日々の暮らしや事業活動から、CO₂排出量が増加したことで、異常気象などが起こり、地球規模での問題となっています。また、東日本大震災以降の社会情勢などから、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。CO₂排出量削減に向け、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策の推進を図るほか、環境問題に気づき、意識を高め、行動につながる取組が必要です。

施策の方向性

市が率先して省エネルギー対策を行うとともに、市民や事業者と連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めます。また、情報交換の場を通じてさまざまな主体が連携し、新たな取組の輪を広げ、ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざします。

施策を実現するための取組の体系

【 施策 】

ライフスタイルの見直しで
低炭素なまちをめざす

【 取 組 】

①省エネルギーの実践及び普及啓発

②再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

分野別計画等

《環境基本計画》

環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画

《地域エネルギービジョン》

本市の市域特性を踏まえ、新エネルギー・省エネルギーの導入及び普及の基本方針等を定める計画

《地球温暖化対策実行計画》

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく地球温暖化対策実行計画(区域施策)として、地域の特性を踏まえた温室効果ガスの削減目標を定め、総合的かつ計画的にする施策を定める計画

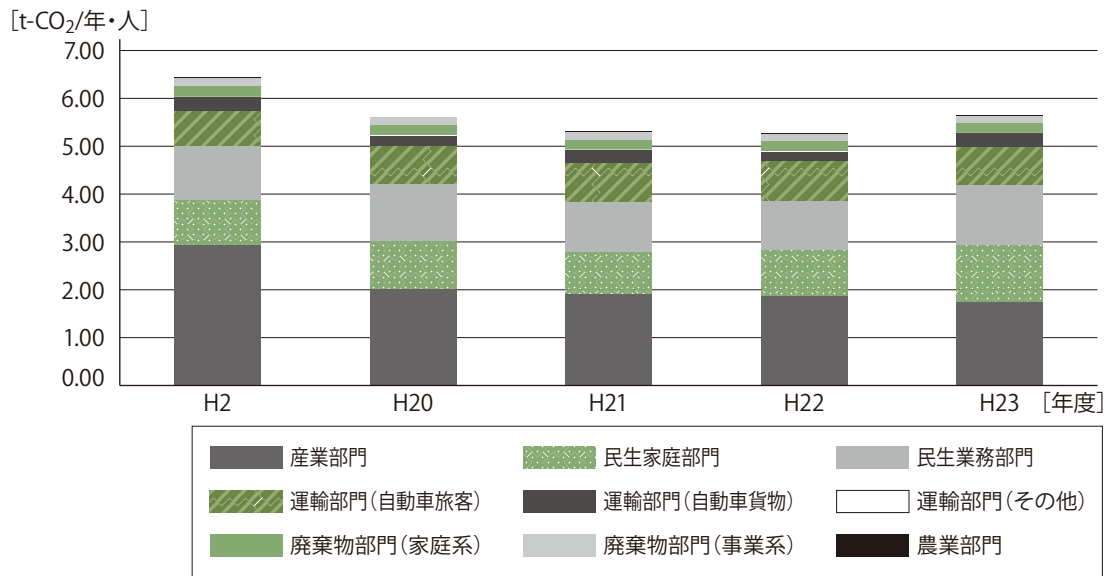
《エコオフィスプランいばらき(第4版)》

市自らが消費者・事業者として取り組むべき環境配慮を徹底し、環境への負荷の少ない職場づくりを進めるための取組等を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題について、子どもたちへの理解を深めるため、環境学習プログラム [※] 等を活用した学習会を実施します。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	環境に配慮した行動につながる取組を推進します。
環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる 5-7	東芝工場跡地でのスマートコミュニティを促進します。また、既成市街地や大規模開発においてもスマートコミュニティ導入の可能性について検討します。低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進のため、低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	総合交通戦略に基づき、環境にやさしい自動車の普及促進及び公共交通機関や自動車などの利用促進を図ります。
6-1 いごこちの良い生活環境をたもつ	低公害車の普及啓発により、大気環境の改善に努めます。

■市域の1人あたりの温室効果ガス排出量の部門別推移



※温室効果ガス排出量の計算に用いている、電気の使用に伴うCO₂排出係数は、下表のとおり火力発電所の稼働率等によって毎年変動します。

■電気の使用に伴うCO₂排出係数

単位: kg-CO₂/kWh

平成2年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
0.353	0.366	0.355	0.294	0.311

環境省ホームページ

※環境学習プログラム:

環境教育ボランティアが作成した、自然観察会や工作・廃棄物・エネルギー問題などをテーマとした、小学生対象の学習プログラムです。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①省エネルギーの実践及び普及啓発	《現状と課題》	《市》
	地球温暖化対策実行計画に基づき、市民等の環境に配慮した行動を促すため、市民団体等と連携し、環境家計簿 [※] の普及促進や環境講座の実施など意識啓発の取組を進めています。家庭や事業所などのエネルギー使用量は増加傾向にあり、より一層の省エネ化への取組が必要です。	市民、事業者の取組を促進することにより、ライフスタイルの省エネ化を推進します。 市民、事業者と連携した取組を推進するため、情報交換の場を提供します。
	《目標》	《市民》
	市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。	環境意識を高め、省エネルギーを実践しています。 環境問題に気づき、意識を高め、行動を起こします。
		《事業者・団体》
		事業者は、省エネ型製品・サービスの普及・開発を進めます。 事業者は、新しく得た情報を活用し、省エネルギーを実践します。
②再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	《現状と課題》	《市》
	再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を図るため、市自らが公共施設へ導入するとともに、市民等へ太陽光発電システム等の補助制度を実施しています。 昨今の社会情勢から、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。	公共施設では、再生可能エネルギーなどを率先導入します。 再生可能エネルギー等を導入する市民や事業者を支援します。
	《目標》	《市民》
	化石燃料に依存しない、再生可能エネルギーの導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。	住宅や設備・家電、住まい方を見直し、低炭素な暮らしを選択します。 新築やリフォームなどの機会に再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を検討し、導入します。
		《事業者・団体》
		事業者は、事業活動に伴う設備の省エネ改修等を行い、低炭素な事業活動に努めます。 事業者は、設備改修にあたっては、再生可能エネルギーや効果的にエネルギー使用量を削減できる設備を選びます。

※環境家計簿：

家庭で使用する電気・ガス・水道・ガソリン・灯油などの使用量や、普通ごみの排出量を記録し、それらをCO₂の量に換算して「見える化」するものです。これにより、家庭が地球環境に与える影響を知り、エネルギーの無駄遣いを減らす行動につながります。

施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

施策概要

施策の必要性

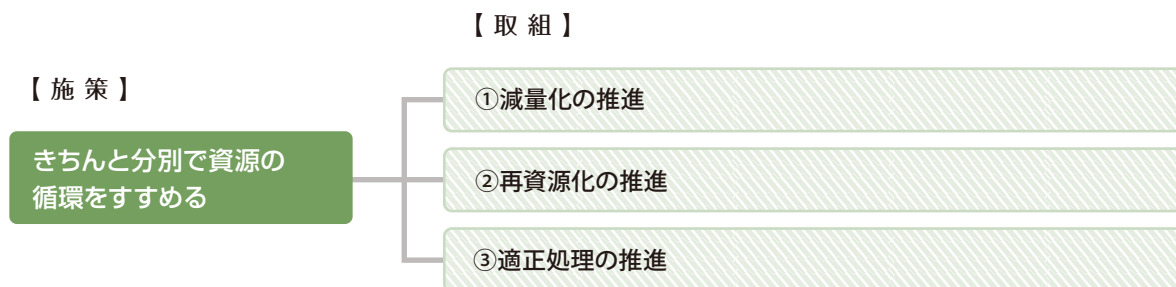
限りある資源を大切にするとともに効率的に使用し、環境への負荷を減らす循環型社会の構築が求められています。資源の循環とごみの減量化を図るため、3Rの推進や再生資源集団回収実施団体への支援のほか、ごみ処理施設の適正な維持管理などの取組を実施しています。さらなる分別の徹底と資源の循環を図るため、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の取組を推進する必要があります。

施策の方向性

資源の循環とごみの減量化を図るため、新たな分別品目の追加検討を行うとともに、市民等への意識啓発に努めるほか、処理施設については、炉の更新に向けて計画的に取り組めます。

また、市民、事業者は、ごみの発生抑制、再資源化に努め、きちんとした分別で資源の循環を進めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《環境基本計画》

環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画

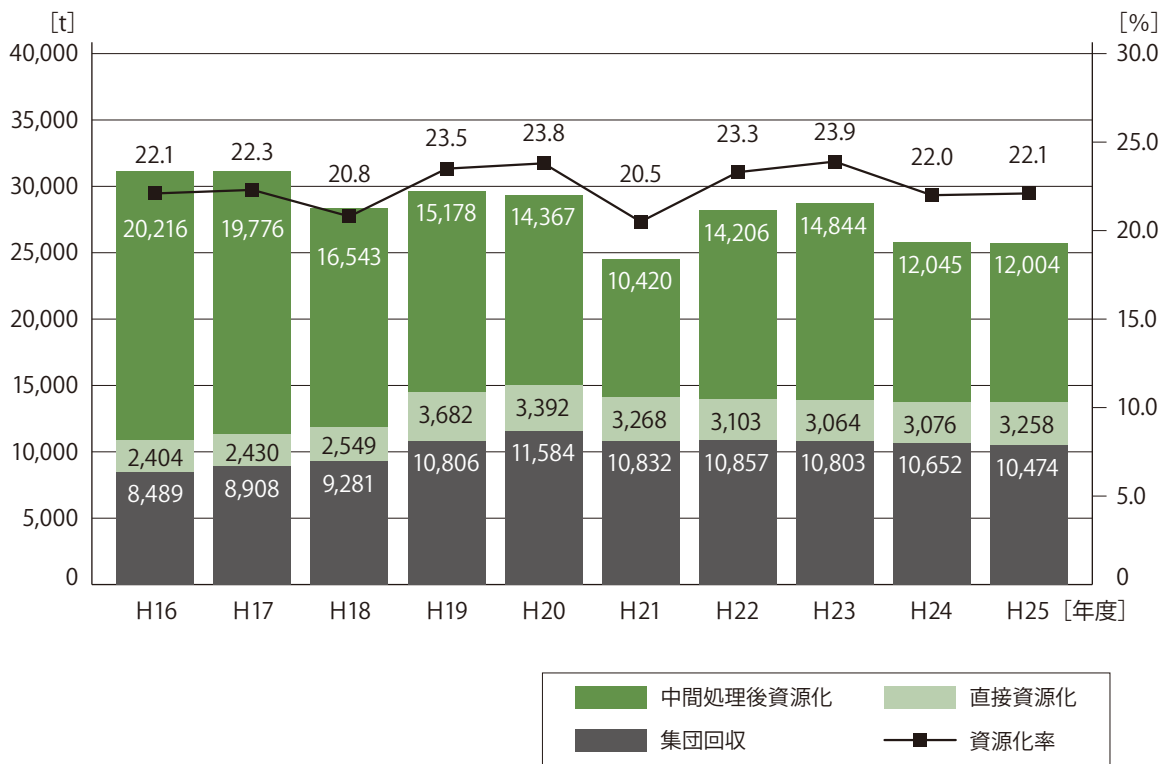
《一般廃棄物処理基本計画》

市民・事業者・市が協力し、「循環型社会の形成」を更に推進するため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量目標やそのために必要な施策を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	小・中学生を対象に、もったいないを基本とした3Rの出前講座を実施します。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	消費者関係団体と連携した講座を実施するなど、消費者教育に努めます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	自治会から推薦された廃棄物減量等推進員と連携し、地域での活動を支援します。

■再資源化量の推移



茨木市資料

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①減量化の推進	《現状と課題》 家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めていますが、一般廃棄物処理基本計画の減量目標達成に向け、さらなる取組が必要です。	《市》 家庭系ごみは、市民への意識啓発を行い、さらなるごみの減量化を図ります。 事業系ごみは、啓発を行うとともに、搬入物検査等により、減量化を図ります。
	《目標》 家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量化・適正化が図られています。	《市民》 ごみの発生を抑制し、再使用及び再生利用を心がけるとともに、フリーマーケットやリサイクルショップの活用など、ごみの減量に努めます。
		《事業者・団体》 事業者は、ごみの発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進します。 分別を行い、適正に排出します。
②再資源化の推進	《現状と課題》 家庭系ごみは、資源物の分別収集のほか、集団回収、拠点回収、店頭回収を促進し、再資源化を推進しています。 事業系ごみは、事業所訪問や搬入物検査等により、再資源化の指導や啓発をしています。 また、さらなる資源の循環が進むような取組が必要です。	《市》 家庭系ごみは、集団回収、拠点回収、店頭回収により再資源化を促進します。 事業系ごみは、啓発や事業所訪問により、再資源化を促進します。
	《目標》 家庭や事業所のごみが、きちんと分別されています。 ごみの資源化率が上昇しています。	《市民》 資源物は分別し、地域の集団回収に協力します。 店頭回収を積極的に活用します。
		《事業者・団体》 事業者は、紙類・食品廃棄物等の再資源化を進めます。 スーパー・小売店舗などは、店頭回収やエコショップ制度 [※] に登録するなど、再資源化の推進に取り組みます。
③適正処理の推進	《現状と課題》 ごみ処理施設については、長寿命化計画に基づき、効率的に運転されていますが、さらにごみ処理経費の抑制に努める必要があります。 炉の更新を含む処理施設の整備計画について検討する必要があります。	《市》 効率的な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について、見直しを進めます。 本市のごみ行政の将来的な姿を踏まえ、適切な時期に炉の更新に取り組みます。
	《目標》 ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。 ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図られています。 新たな炉の建設が進んでいます。	《市民》 ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。
		《事業者・団体》 事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、再資源化にも努めます。

※エコショップ制度：

ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを宣言した店舗(商店、スーパー、コンビニエンスストア等)が市に登録する制度です。

施策 1 まちの魅力を市内外に発信する

第7章：まちづくりを進めるための基盤

施策概要

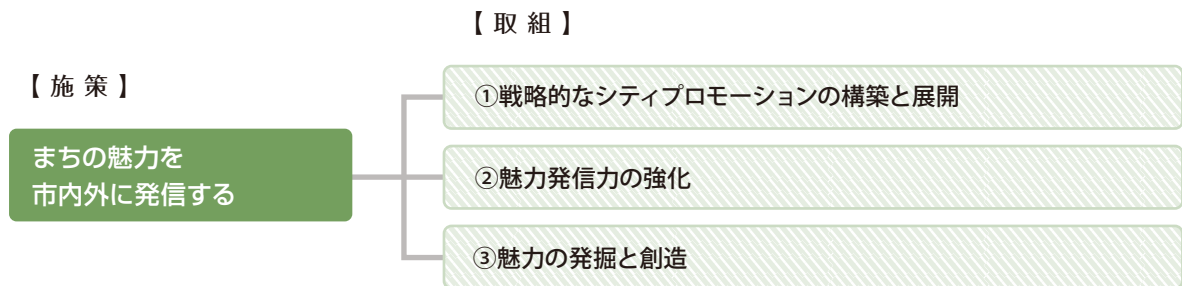
施策の必要性

市民の市への誇りと愛着を高めるとともに、市内外の人からこれまで以上に「住みたい、住み続けたい、訪れたい」と思われるような「選ばれる」まちになるには、本市が有する魅力を明確にするとともに、それらをより高め、市内外に効果的・戦略的に発信していくシティプロモーションを展開していくことが求められています。

施策の方向性

本市がシティプロモーションを展開していく際の基本的な考え方や方向性を決定し、市民・団体（NPO、地域団体など）、企業や大学、行政が協働して具体的な取組を進めるほか、対象者に応じたさまざまな広報媒体を活用して本市の魅力を市内外に積極的に発信します。また、魅力の発掘や資源間の連携による新たな魅力の創造にも努めます。

施策を実現するための取組の体系



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①戦略的なシティプロモーションの構築と展開	《現状と課題》	《市》
	資源や行政サービスが高水準でそろっている一方で、本市の魅力を多くの人に伝え、あるいは向上させるための取組は、必ずしも効果的に行われていません。本市の特徴やセールスポイントを分析し、シティプロモーションについての戦略を構築する必要があります。	マーケティングリサーチなどさまざまな手法を活用して、本市のイメージ、強み弱みの分析を行い、「茨木は〇〇のまち」といったセールスポイントを明確化します。これを踏まえ、都市ブランドの確立に向けた戦略的な方針を策定し、取り組めます。
	《目標》	《市民》
	市民・事業者とともに本市のシティプロモーションについての方針を策定、共有し、その実現に向けて取り組んでいます。	シティプロモーションの方針策定に参加するとともに、市民レベルでのシティプロモーションを行います。
②魅力発信力の強化	《現状と課題》	《市》
	現在の広報活動は、広報誌の発行など、主に市民を対象とした行政情報の発信が中心です。本市が有する魅力を市民に再認識してもらい、より多くの市外の人に知ってもらうため、対象に応じた効果的かつ積極的な情報発信が求められます。	観光誘客、企業誘致等、それぞれの側面から、情報が正しく伝わるように、対象者を明確にした広報活動を行うとともに、新たな広報媒体を研究し積極的な活用を努めます。
	《目標》	《市民》
	本市に興味を持ち調べる人、魅力を感じて転入してくる人や訪れる人、企業や事業所が増えています。また、市内で開催されるイベントの参加者が増えています。まちに誇りと愛着を感じる市民が増えています。	市や市域の事業者が開催するイベント等に積極的に参加し、インターネットや口コミを活用した魅力発信を行います。
③魅力の発掘と創造	《現状と課題》	《市》
	人を惹きつけるまちの魅力となりうる歴史・文化・自然・行政サービス・教育環境等の資源があるものの、十分に活用できていません。	本市の魅力向上につながるイベントや観光、産業、文化芸術等の資源を発掘、支援します。また、異なる資源を結びつけ連携を行うことで、新しい魅力の創造に努めます。
	《目標》	《市民》
	新しいイベントや観光など、本市の新しい魅力が生まれ、広がっています。	市民・事業者主体の魅力情報の発掘、創造を行います。
		《事業者・団体》
		市民・事業者主体の魅力情報の発掘、創造を行います。

施策2 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する

第7章：まちづくりを進めるための基盤

施策概要

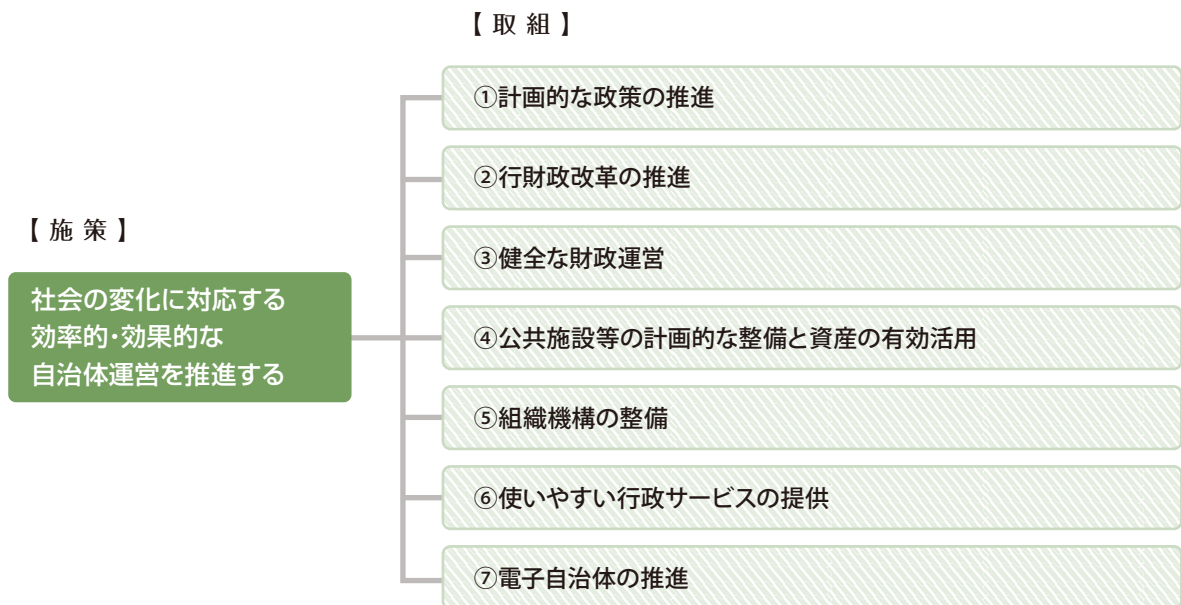
施策の必要性

本市では、厳しい経済状況のもと、行財政改革の推進や地方分権への取組等により、市民サービスの向上と財政構造の改善を進めてきました。今後も少子高齢化の進展による税収減等が想定される中で、計画的で持続可能な行財政運営の取組が必要です。また、市民ニーズの多様化に伴い、組織が相互に連携しあい、横断的に機能する体制づくりが求められています。

施策の方向性

施策評価を含めた新たな行財政マネジメントシステムの確立や市有資産の有効活用により、限られた経営資源を効率的にいかし、健全で安定した行財政運営を行います。また、情報通信技術の活用などにより、場所や時間にとらわれない使いやすい行政サービスの提供を段階的に進めていきます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《行財政改革指針》

多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応し、地方分権時代にふさわしい主体的で自律的な行財政運営を推進するための計画

《高度情報化推進計画(第3次)》

市民が快適さを実感できる市民サービスの向上と、より簡素で効率的、効果的な行財政運営を図るため、電子自治体の実現に向けて、第2次計画に引き続き、情報化を推進するための計画

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 計画的な政策の推進	《 現状と課題 》 長期的な視点で計画的に行政活動を推進するため、総合計画をはじめとした各種行政計画を策定し、適切に進行管理をする必要があります。	《 市 》 総合計画に基づき必要な各種行政計画を策定します。また、計画の確実な推進のため、施策評価などの行政評価を行い、その結果をもとに、経営資源の最適かつ効果的な配分を行います。
	《 目標 》 行政評価を活用した行財政マネジメントシステムが確立され、PDCAサイクル※1が有効に機能しています。	《 市民 》
		《 事業者・団体 》
② 行財政改革の推進	《 現状と課題 》 時代とニーズに適合した市民サービスの充実に努めながら、より効率的で効果的な市政運営を進めることが求められています。	《 市 》 行財政改革指針を改定し、新たな指針に沿った計画的な行財政改革に取り組むとともに、事務事業を十分に精査し、徹底的な見直しを図ります。
	《 目標 》 効率的、効果的な行政サービスの提供が実現しています。	《 市民 》
		《 事業者・団体 》
③ 健全な財政運営	《 現状と課題 》 時代の潮流に適應した行政需要に応えられる弾力性のある財政基盤の確立が求められています。	《 市 》 財政計画を基本にビルド&スクラップ※2による施策の推進を図るとともに、経営資源の効果的な配分により健全な財政基盤を確立します。また、市税等の徴収体制を強化するとともに、税収の確保や自主財源の拡大に向けた取組を行います。
	《 目標 》 厳しい財政環境にあっても市民サービスの充実が図られる、行財政運営の取組が実践されています。	《 市民 》
		《 事業者・団体 》
④ 公共施設等の計画的な整備と資産の有効活用	《 現状と課題 》 耐用年数の経過や将来の人口減少を踏まえ、インフラや公共施設の適切な維持管理、長寿命化を推進する必要があります。また、民間活力等をいかした、市有資産の有効活用を進めることが求められています。	《 市 》 公共施設を予防保全の観点により、適切に管理するとともに、計画的な長寿命化等の推進を図ります。また、市有資産の利活用を総合的に再検討し、その有効活用や処分を推進します。
	《 目標 》 それぞれの公共施設等に合わせた改修等が進み、市民の利便性の向上が図られています。市有の土地・建物の貸付や売却、資産への広告掲載など、市有資産の有効活用が図られています。	《 市民 》
		《 事業者・団体 》

※1 PDCAサイクル:

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の頭文字を並べた言葉で、「P→D→C→A→P→D…」と4段階を繰り返すことにより、継続的に業務を改善していく手法です。

※2 ビルド&スクラップ:

経常化する経費の累積による財政構造の硬直化を防ぐため、新たに実施する新規・拡充事業(ビルド)の財源は、既存の事業や制度の見直し(スクラップ)により創出する取組をいいます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤組織機構の整備	《現状と課題》	《市》
	社会の変化に伴う新たな行政課題や多様化する市民ニーズに柔軟に対応する必要があります。	新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応するため、適時、組織機構を見直します。また、中核市移行について、市民サービスの向上等のメリットや経費等を調査検討します。
	《目標》	《市民》
	複雑多様化する行政課題に的確に対応でき、相互に連携し横断的に機能する組織機構となっています。	《事業者・団体》
⑥使いやすい行政サービスの提供	《現状と課題》	《市》
	急速に進展する高齢化に加え、市民ニーズやライフスタイルが多様化する中、より使いやすく便利な行政サービスの提供が求められています。	総合窓口の設置やマイポータル ^{※3} との連携によるプッシュ型サービス ^{※4} など市民の利便性向上に努めます。また、コンビニエンスストアなど身近な場所での行政サービス提供など、場所や時間にとらわれない、市民が利用しやすい行政サービスを推進します。
	《目標》	《市民》
	市民は窓口に行く回数が減り、待ち時間は短縮されています。また、一人ひとりに必要な行政サービスはより正確に提供されています。	《事業者・団体》
⑦電子自治体の推進	《現状と課題》	《市》
	行政組織内の情報システムが老朽化・複雑化し、各システム間連携を含めて総合的な見直しが求められています。また、手続きの電子化を段階的に進めていますが、新たにオープンデータ ^{※5} への取組が求められています。	情報システム全体の最適化計画を策定し、ITガバナンス ^{※6} を強化した基幹系システムの再構築を計画的に実施します。オープンデータ等の新技術や新サービスの動向を研究、検討するとともに、情報セキュリティにも配慮しながら社会情勢に対応した情報化に努めます。
	《目標》	《市民》
	情報システム全体の最適化により、より簡素で効率的・効果的な自治体運営が推進されています。情報通信技術の活用により、利便性が実感できる電子行政サービスの提供や市民本位の開かれた電子自治体が段階的に構築されています。	《事業者・団体》

※3 マイポータル:

行政機関がマイナンバー(個人番号)の付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるシステムです。

※4 プッシュ型サービス:

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能です。

※5 オープンデータ:

インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用、再配分ができるデータの総称です。政府・自治体・研究機関・企業などが公開する統計・文献資料等を指し、図画や動画などのデジタルコンテンツも含まれます。総務省では、行政の透明性の向上、経済の活性化などの観点から、「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」と定義しています。

※6 ITガバナンス:

組織や共同体が、情報システムの導入や運用をするにあたり、目的を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、効果的なIT活用を実現する仕組みをその組織の中に確立することをいいます。

施策3 地域社会の発展に貢献できる職員を育成する

施策概要

施策の必要性

地方分権の進展などにより、地域の課題の解決をそれぞれの地域で進めていく必要がある時代にあつて、地方自治体には市民との協働を図りながら、地域課題に対応した施策の推進が求められることから、個々の職員の持つ能力をより一層高め、最大限に活用していく必要があります。

施策の方向性

市職員が全体の奉仕者として、高い倫理観と基礎自治体における行政の担い手としての強い使命感を持つとともに、地域の実情に柔軟できめ細やかに対応し、市民とともに課題解決を図る意識や能力の高い職員の育成に努めます。

施策を実現するための取組の体系

【施策】

地域社会の発展に貢献
できる職員を育成する

【取組】

①職員の能力開発

②人材育成に主眼をおいた人事制度の確立

分野別計画等

《人材育成基本方針》

地域社会の発展に貢献できる職員を目指した能力開発制度や人材育成に主眼をおいた人事制度など、本市人材育成制度の基本的な方向性を示した指針

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①職員の能力開発	《 現状と課題 》	《 市 》
	地域の課題に対応した政策を推進し、施策の実現を図るため、高度な専門知識の習得をはじめとするさまざまな能力の開発と、市民との協働を進めるための意識改革が職員に求められています。	それぞれの地域課題の解決や地域力をアップさせるための能力、市民との協働の意識を職員が身につけるため、政策形成能力や法務能力をはじめ、多様な能力向上のための効果的な研修を実施します。
	《 目標 》	《 市民 》
	職員が地域の実情に柔軟できめ細やかに対応できる意識と能力を備えています。	《 事業者・団体 》
②人材育成に主眼をおいた人事制度の確立	《 現状と課題 》	《 市 》
	職員の意欲と能力を引き出し、職員の能力開発と意識改革、組織力のより一層の向上が求められています。	人材育成基本方針に基づき、職員の能力と実績に応じた人事制度について研究を進め、職員の意欲と能力を引き出す制度の確立を図ります。
	《 目標 》	《 市民 》
	職員が常に意欲を持って、自律的に職務に取り組むための人事制度が整っています。	《 事業者・団体 》

施策4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす

施策概要

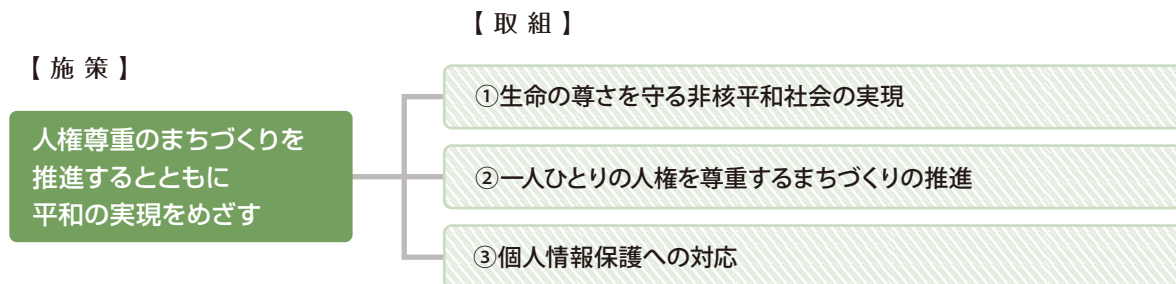
施策の必要性

平和と安全は全人類の願いであり、平和の実現のためにさまざまな施策を推進していく必要があります。今日でもなお、さまざまな人権侵害が存在しており、市と市民が一体となってすべての人の人権が尊重された明るいまちづくりを進める必要があります。個人情報事業活動等を行う上で、必要不可欠となっていますが、本人の権利や利益を侵害することのないよう、安全かつ適正に取り扱う必要があります。

施策の方向性

核兵器の恐ろしさや平和の尊さの認識を深めるとともに、核兵器の廃絶に向けた取組を進めます。市民一人ひとりの人権が尊重・擁護された差別のないまちづくりの実現に向けて、すべての施策を人権尊重の視点に立って推進します。市が保有する個人情報を適切に保護するとともに、個人情報保護に必要な施策を推進します。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《第2次人権施策推進基本方針》

憲法が定める基本的人権の尊重の精神に基づき、また人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、常に人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、本市の取り組むべき人権課題を定める方針

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 生命の尊さを 守る非核平和 社会の実現	《 現状と課題 》 非核平和の尊さを訴え、次世代に引き継いでいくとともに、「非核平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、非核平和への願いを地域で根付かせるため、啓発活動に積極的に取り組んでいます。	《 市 》 非核平和展や街頭啓発キャンペーンを実施し、幅広い世代を対象とした啓発を行います。
	《 目標 》 核兵器の廃絶と平和の実現に向けた、市民意識が醸成されています。	《 市民 》 非核平和の尊さを学び、次世代に引き継いでいきます。
		《 事業者・団体 》 非核平和の尊さを学ぶ研修等を実施します。
② 一人ひとりの人 権を尊重するま ちづくりの推進	《 現状と課題 》 人権施策推進基本方針に基づき、さまざまな機会を捉えて人権教育・啓発を推進していますが、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題なども発生しており、今後とも継続的な啓発活動等に取り組んでいく必要があります。	《 市 》 人権施策推進基本方針に沿って、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉えて、人権教育・啓発の推進に努めるとともに、人権尊重の視点に立った行政施策の推進を図ります。各種相談機関や公的支援制度、NPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関するさまざまな支援情報の効果的な提供に努めます。
	《 目標 》 あらゆる分野で人権尊重の視点に立ったまちづくりが進められています。	《 市民 》 人権問題研修等に参加するなど、人権について考える機会を持つようにします。
		《 事業者・団体 》 人権問題研修等を実施します。
③ 個人情報保護 への対応	《 現状と課題 》 今日の高度情報社会は、個人情報本人の知らないうちに収集・利用されたり、誤った情報が流通するなど、個人のプライバシーが侵害されるという危険性を有しており、一層の個人情報保護への対応が求められています。	《 市 》 「個人情報保護条例」を広報誌等により周知します。 個人情報の取り扱いに深くかかわる市職員に対して、研修等を通してその重要性についての意識向上を図ります。
	《 目標 》 「個人情報保護条例」に基づき、本市が保有する個人情報について、適正に管理されています。	《 市民 》 個人情報保護の重要性を理解し、個人情報保護に努めます。
		《 事業者・団体 》 個人情報の取り扱いに深くかかわる者に対して、研修等を通してその重要性についての意識向上を図ります。

施策5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす

施策概要

施策の必要性

少子高齢化など、社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力のある社会を築く必要があります。そのため、男女が互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現が必要です。

施策の方向性

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現をめざします。

施策を実現するための取組の体系

【施策】

市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす

【取組】

①市民と協働した男女共同参画の推進

②DVの予防啓発及び被害者の支援

分野別計画等

《第2次男女共同参画計画》

国や府の男女共同参画基本計画等を踏まえ、少子高齢化の進行や家族・地域社会の変化、社会情勢の変化などに対応し、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現するための施策を定める計画

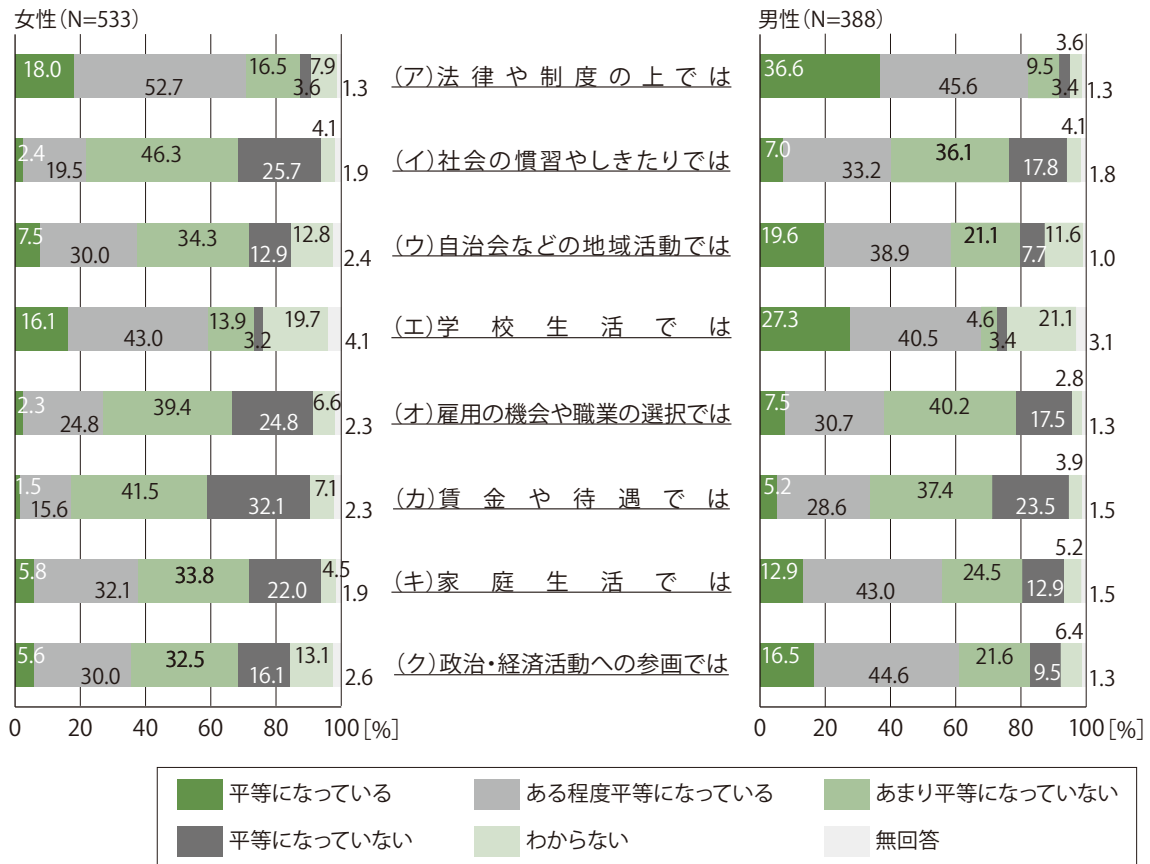
■女性相談等件数

単位:件

項目		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
電話相談	女性電話相談	723	800	800	1,078	1,246	1,539
	男性電話相談	10	25	29	16	16	23
	DV電話相談	—	—	—	—	—	125
面接相談	女性面接相談	506	595	581	640	656	963
	女性法律相談	110	129	114	116	108	91
	DV面接相談	42	40	108	112	159	195

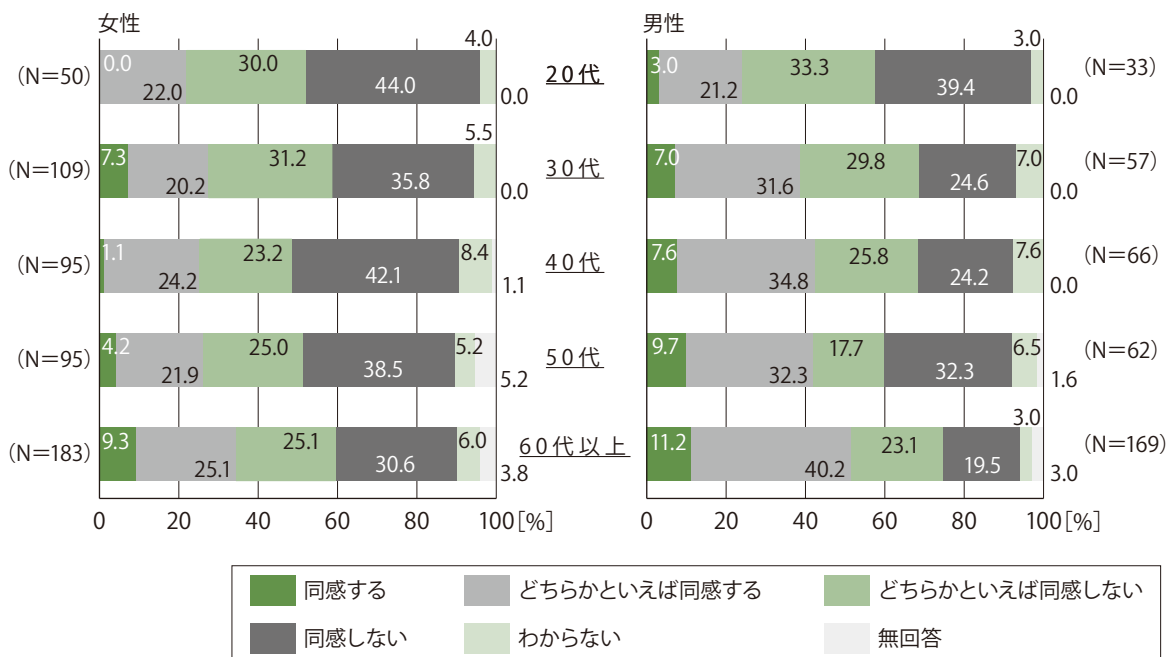
茨木市資料

■男女の地位の平等観



男女がともにつくるまちづくり市民意識調査(平成23年3月)
第2次茨木市男女共同参画計画策定に向けた調査

■年代別「男は仕事、女は家庭」という考え方



男女がともにつくるまちづくり市民意識調査(平成23年3月)
第2次茨木市男女共同参画計画策定に向けた調査

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①市民と協働した男女共同参画の推進	《現状と課題》 法律や制度等による男女共同参画のための基本的な整備は進んでいるものの、人々の暮らしの中では、固定的な性別役割分担意識、意思決定の場への参画状況や職場における役職、賃金等に男女間で格差が残っており、真の男女共同参画社会を実現するために取組のさらなる充実が必要です。	《市》 「男女共同参画計画」に沿って、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉え、市民と協働して男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の視点にたった行政施策の推進を図ります。
	《目標》 あらゆる人々が性別で役割を固定しない生き方や、さまざまな意思決定の場に男女がともに参画することの必要性についての理解が深まり、男女が対等に能力を発揮し、活躍できる社会になっています。	《市民》 男女共同参画の意義を理解し、男女共同参画社会の実現に努めます。
		《事業者・団体》 男女共同参画の視点にたった事業所・団体の運営を実施します。
②DVの予防啓発及び被害者の支援	《現状と課題》 DV [※] は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成するうえで克服すべき重要な課題です。DVの予防啓発に努めるとともに、被害者の自立に向けた支援が必要です。	《市》 DVを許さない社会風土の醸成と環境整備を推進し、相談しやすい体制を充実します。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DVの予防と早期発見、安全確保、自立に向けた継続的な支援を実施します。
	《目標》 人権意識を高め、DVを許さない、被害者やその家族が安心して暮らせる社会になっています。	《市民》 DVを許さない社会づくりに努めます。
		《事業者・団体》 民間支援団体と連携し、支援を実施します。

※DV(ドメスティック・バイオレンス):

配偶者間、恋人間など親密な関係にある(又はあった)者から受ける暴力のことをいいます。暴力には殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力なども含まれます。DVを受けた被害者の大多数は女性であり、犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害です。

施策6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する

第7章：まちづくりを進めるための基盤

施策概要

施策の必要性

安全でふれあい豊かな住み良い地域社会を築いていくためには、人と人とが信頼し合い、助け合う連帯意識のもと、住民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要であり、防災・防犯の対応や少子高齢化の進展、青少年の健全育成の観点からも、地域コミュニティの重要性はますます高まっています。

施策の方向性

自治会活動の活性化とともに、より多くの市民が利用できる地域活動の拠点の整備（公民館のコミセン化）を進め、その中で、地域が一体となった「地域自治組織[※]」の結成を推進し、市民・さまざまな地域組織が主体的に協働した地域分権に向けた体制づくりを進めます。市民の「地域」に対する関心を高め、「地域づくりは自らの手で」という意識を醸成します。

施策を実現するための取組の体系

【 施策 】

地域コミュニティを育み、
地域自治を支援する

【 取 組 】

①コミュニティ活動の推進

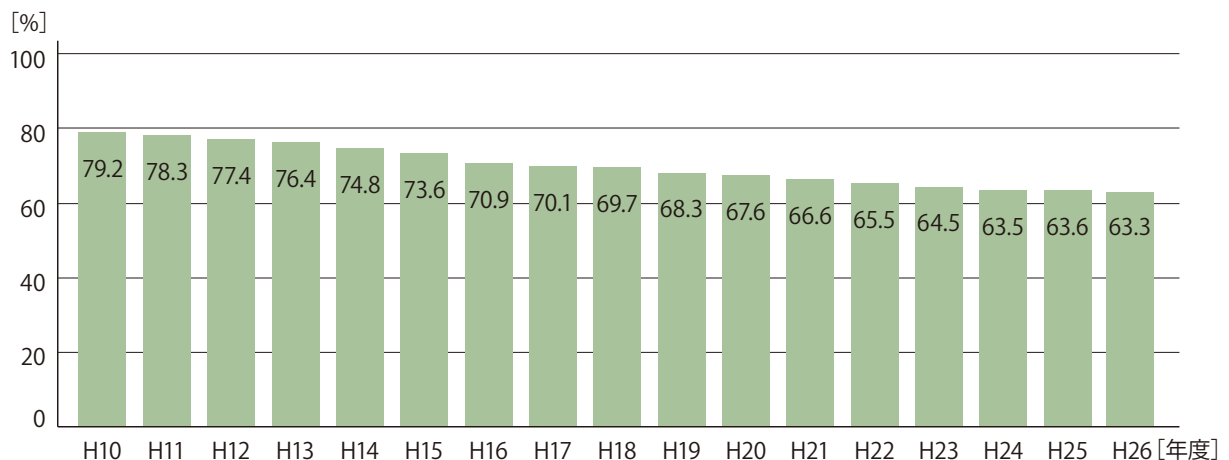
②コミュニティ施設の整備

分野別計画等

《地域コミュニティ基本指針》

市民協働のまちづくりをめざし、地域、行政などが一体となって進める、よりよい地域づくりの基本的な考え方を示す指針

■自治会加入率



加入率
(各年度5月1日時点)
茨木市資料

※地域自治組織：

地域住民が自ら責任を持って、よりよい地域づくりに向けて、多様な主体と共に連携・協働して地域を運営する組織です。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①コミュニティ活動の推進	《現状と課題》	《市》
	自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化が進んでおり、地域における課題を解決するため、地域が一体となった体制づくりが必要です。	自治会の加入促進はもとより、その活動の活性化を図るとともに、市民・さまざまな地域組織が協働する地域分権に向けた方針を検討し、「地域自治組織」の結成推進、「地域一括交付金化」などの仕組みづくりを進めます。
	《目標》	《市民》
	自治会活動が活発になるとともに、地域分権に向けた体制づくりのため、地域が一体となった「地域自治組織」が結成されています。	自治会活動とともに、地域が一体となった協議の場づくりやその組織づくりに積極的に参加します。
		《事業者・団体》
		地域の実情に合わせ、さまざまな事業所等はその「地域自治組織」へ参加します。
②コミュニティ施設の整備	《現状と課題》	《市》
	各小学校区に公民館またはコミュニティセンターが設置されていますが、さまざまな世代の利用促進を図るとともに、地域の各組織が一体となって活動できる地域活動の拠点とする必要があります。	より多くの市民が利用でき、地域活動の拠点となるべく、公民館のコミュニティセンター化を進めます。
	《目標》	《市民》
	地域活動の拠点として公民館のコミュニティセンター化が進み、より多くの市民が利用しています。	コミュニティセンターを地域で管理運営し、地域活動の拠点として積極的に利用します。
		《事業者・団体》
		コミュニティセンターを地域で管理運営し、地域活動の拠点として積極的に利用します。

施策7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する

第7章:まちづくりを進めるための基盤

施策概要

施策の必要性

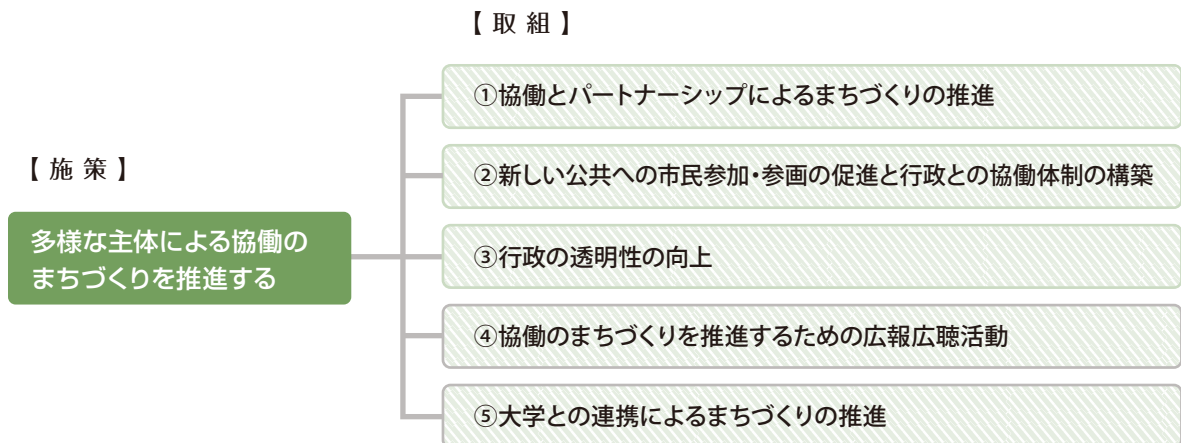
大震災などを契機にボランティアやNPOの存在がクローズアップされ、公益活動や相互扶助への自主的・自発的な取組が進展しています。多様化する地域課題の解決には行政のみならず、市民活動団体や大学など多様な主体による協働のまちづくりが必要となっています。そのためにも、行政が持つさまざまな情報を積極的に提供していくことが求められています。

施策の方向性

今後も引き続き、多くの市民が市民活動に参加できるようNPO等の活動情報の集積・発信はもとより、さまざまな媒体を通じて積極的に行政情報を提供していきます。まちづくり、福祉、教育、子育てなどのさまざまな分野において市民、事業者、NPO、大学、行政などの多様な主体が互いを補完しながら、最善の事業手法でまちづくりに取り組みます。

また、多くの市民が地域課題解決のための公益活動に取り組みます。

施策を実現するための取組の体系

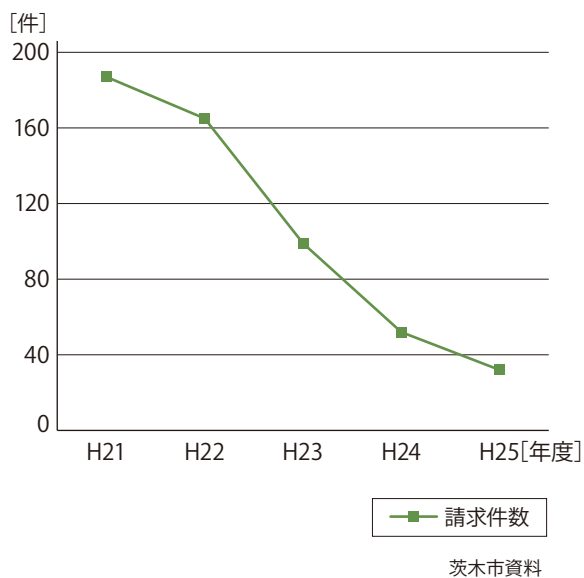


分野別計画等

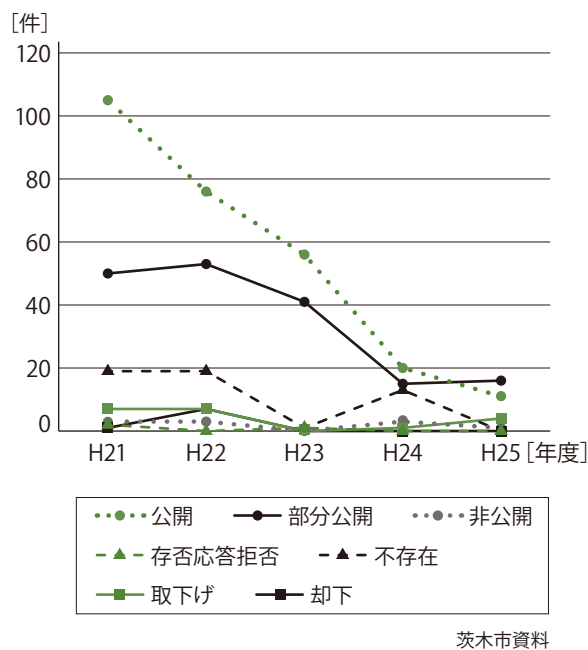
《いばらき協働基本指針・計画》

市民活動団体との協働を推進するための基本的な考え方や促進策を示すとともに、協働を実現するにあたって守るべきルールを示す指針・計画

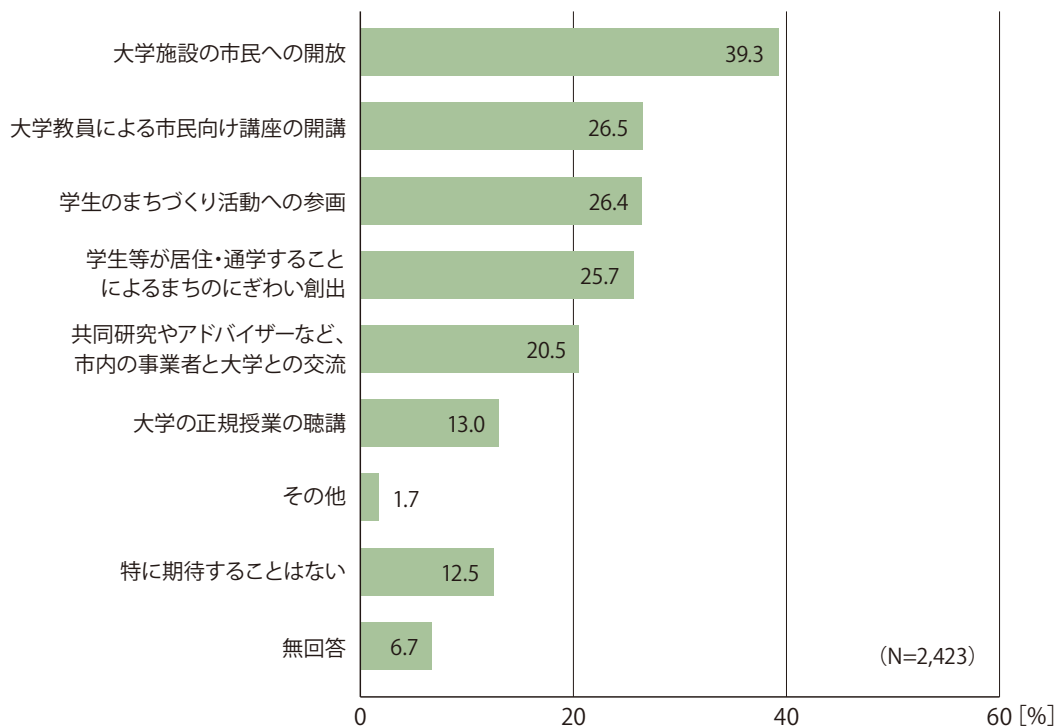
■情報公開請求状況



■情報公開決定状況



■最も重要だと思う大学連携に関する取組(複数回答)



市民アンケート(平成25年1月)
第5次茨木市総合計画策定に向けた調査

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 協働とパートナーシップによるまちづくりの推進	《 現状と課題 》 市民活動センターを核として、市民活動団体、民間事業者、行政など、それぞれの主体が連携しながら協働でまちづくりを進める必要があります。	《 市 》 行政各分野での連携をより一層図り、多様な主体と連携した協働のまちづくりに取り組みます。
	《 目標 》 まちづくり、福祉、教育、子育てなどのさまざまな分野において市民、事業者、NPO、大学、行政などの多様な主体が互いを補完しながら、最善の事業手法でまちづくりのための仕組みづくりに取り組んでいます。	《 市民 》 まちづくりに積極的に取り組みます。 《 事業者・団体 》 まちづくりに積極的に取り組みます。
	《 現状と課題 》 多様化する公共サービスに対応するため、行政主導のみの施策では十分でなく、市民が主体となった公益活動を推進する必要があります。	《 市 》 「協働基本指針・計画」に基づいたさまざまな手法による協働の取組を進め、それをシステムとして運用する体制を構築します。
	《 目標 》 多くの市民が地域課題解決のための公益活動に取り組んでいます。	《 市民 》 市民主体の公益活動に参加・参画します。 《 事業者・団体 》 市民主体の公益活動に積極的に協力します。
③ 行政の透明性の向上	《 現状と課題 》 市政について市民に対する説明責任の重要性が高まる中で、情報公開制度により、市民が行政活動について容易に知り、理解することができる環境が整っていますが、市政についてさらなる理解を得る必要があります。	《 市 》 行政の透明性を向上させ、市政運営について市民への説明責任を果たすとともに、市民の理解と参加のもとに公正で開かれた市政の推進のため、情報公開に係る事務の適正な執行と制度の充実に取り組みます。
	《 目標 》 市政に関する多くの情報が公開されています。	《 市民 》 市政への理解を深め、市政運営に参加します。 《 事業者・団体 》

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④協働のまちづくりを推進するための広報広聴活動	《現状と課題》	《市》
	市民が自ら住む地域や市域に関心を持ち、まちづくりへの参画意識が醸成できるような広報広聴活動を進める必要があります。	広報誌やホームページに加え、ソーシャルメディアの活用を含め、市民が得やすい形での情報発信に取り組み、幅広い層の市民とのコミュニケーションを進めます。また、市民が時間や場所を問わず気軽に提言や意見ができるツールを研究します。
	《目標》	《市民》
	市政に対する市民からの提言や意見が増えています。	ソーシャルメディアをはじめ、市民にとって使いやすいコミュニケーションツールを活用して、市政に対する意見や提言を届けます。
⑤大学との連携によるまちづくりの推進	《現状と課題》	《市》
	市内大学、連携協定を結んだ大学(研究室、学生団体、大学教員、大学生)とさまざまな取組を実施しています。 行政課題とも関連するフォーラムやイベントが中心となっていますが、地域との連携を強化する必要があります。	大学と地域を結び付ける仕組みづくりを行います。 長期的な行政課題について、大学と連携して研究・検討を進めます。
	《目標》	《市民》
	地域と大学の連携が進んでいます。 市と大学の連携による取組が進んでいます。	住む、働くわがまちに興味や愛着を持ち、地域でのまちづくりに参加します。
		《事業者・団体》
		大学が地域連携機能を強化して、まちづくりの推進に寄与します。

都市構造

市内を特性別に6つに分類し、
それぞれの区分において
都市づくりの方針を示しています。

5 都市構造

(1)本市における都市構造・土地利用の考え方

都市構造は、第4次総合計画では、地域別構想として茨木市域を地理的条件のもと「北部地域」、「丘陵地域」、「中心地域」、「南部地域」の4地域に分け、それぞれの地域の現状と課題を整理し、将来計画を示すものでした。

しかし、本市は各地域において多様な特性を有していることから、市としてめざすべき姿を明確にするため、現状とこれからの社会を見据え、都市構造・土地利用を考える3つの視点を定め、これを実現するために、市内を特性別に6つに分類し、それぞれの区分において都市づくりの方針を示します。

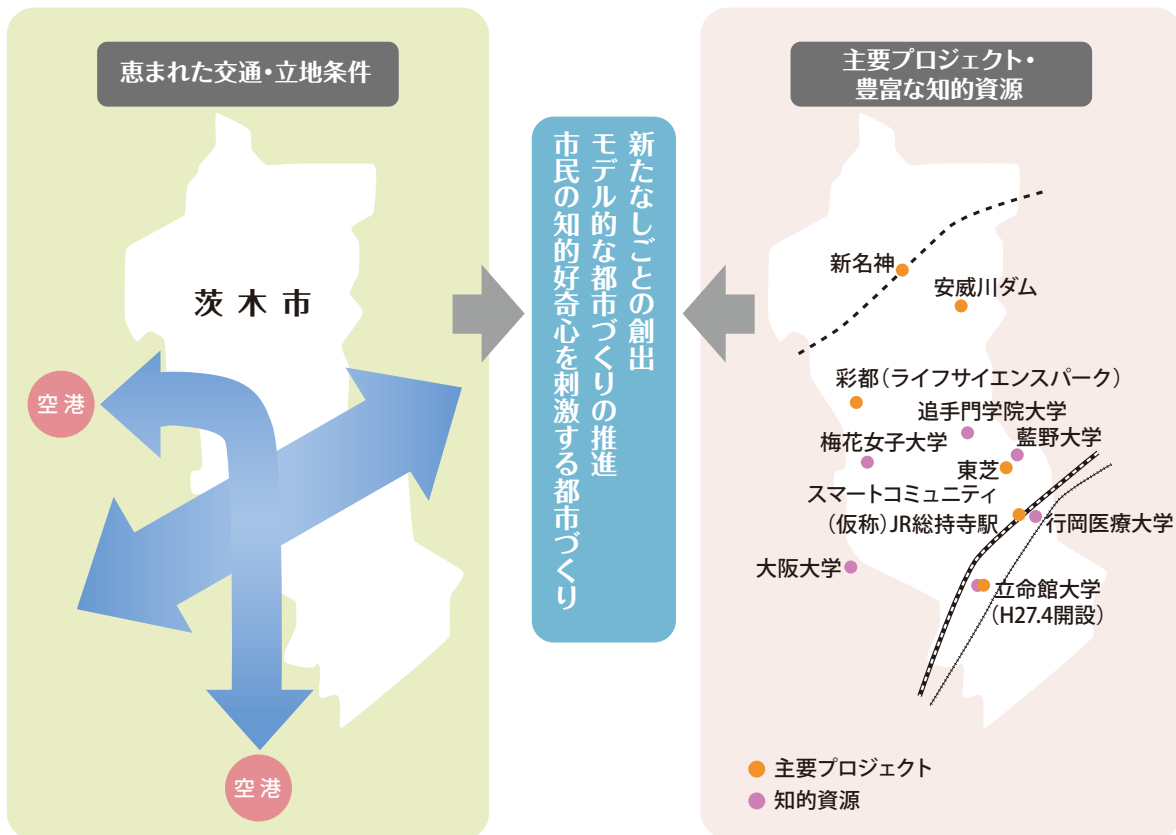
都市構造・土地利用の考え方①

本市の魅力・強みを活かした都市づくりの推進

本市は、国土幹線道路や鉄道網が整備され、広域的な交通条件に恵まれるとともに、大学やライフサイエンス分野の学術研究機関など多くの知的資源が立地し、将来の都市づくりを先導するプロジェクトも進んでいます。

今後は、自然・歴史・良好な住宅地など従来からある地域資源と恵まれた交通環境、新たな魅力・強みである「大学」や「企業」、さらに地域コミュニティや市街地の賑わい等を結びつけることにより、新たなしごとの創出やモデル的な都市づくりの推進、市民の知的好奇心を刺激する都市づくりを進めます。

■本市の魅力・強みの連携イメージ



都市構造・土地利用の考え方②

コンパクトな生活圏を形成する「拠点」と「ネットワーク」で構成される「多核ネットワーク型都市構造」の形成

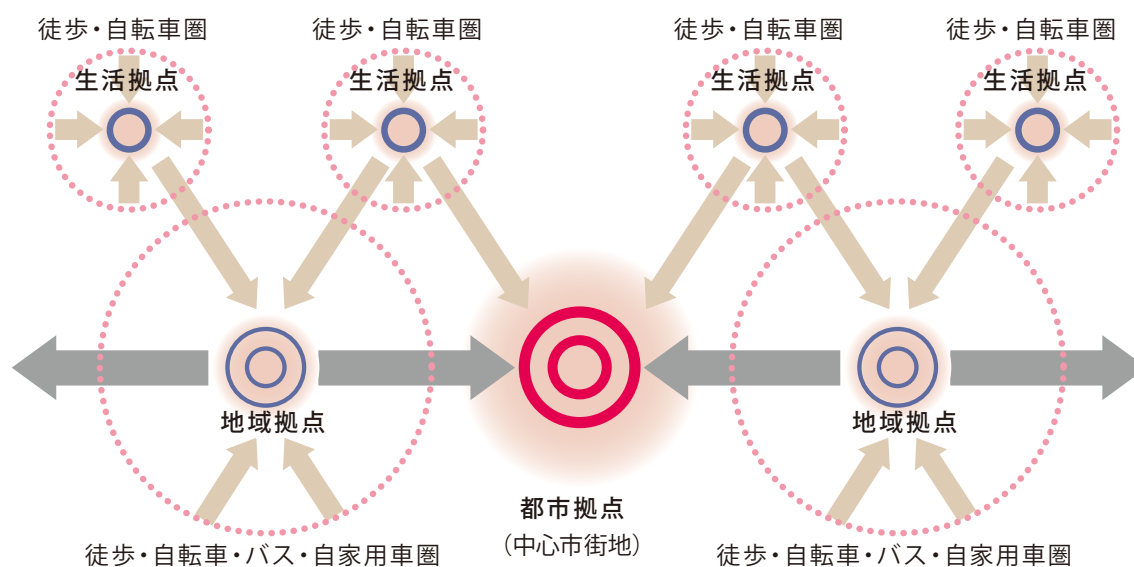
本市は、高度経済成長期における急速な都市の拡大傾向に対して、できるだけ市街地の拡大を抑制する都市づくりを進め、コンパクトなまちを形成しています。

このようなコンパクトな都市構造を引き継ぐとともに、中心市街地や各地域の拠点の機能とそれらをつなぐ交通ネットワークが充実した、「多核ネットワーク型の都市構造」をめざします。

核となる拠点は、生活拠点、地域拠点、都市拠点の3つに分類し、それぞれの圏域に応じて商業・業務、医療・福祉、教育・学習等の都市機能を配置することにより、徒歩・自転車を中心とした生活圏域として、子どもから高齢者まで、だれもが生活しやすい都市とします。

また、拠点の交通結節機能の確保と、拠点間をつなぐ人と環境に優しい公共交通を基本とした交通ネットワークの整備を進め、拠点間の連携と機能分担を進めます。

■拠点とネットワークのイメージ図



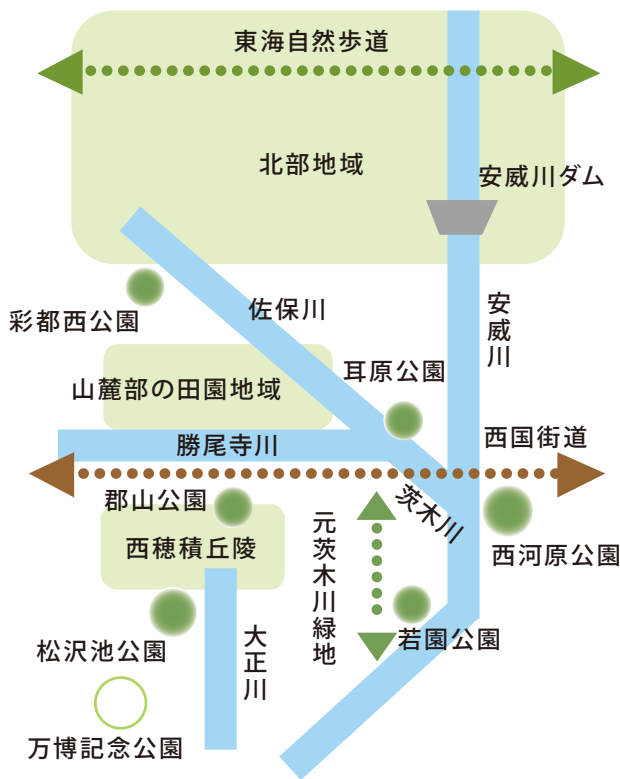
- 生活拠点:日常生活に必要な機能を集積する拠点
- 地域拠点:生活拠点の機能を兼ねつつ、生活を支える交通結節機能が確保された拠点
- 都市拠点:生活拠点や地域拠点の機能を兼ねるとともに、広域交通結節点としての機能を充実させ、都市の魅力と活力を高める機能が集積した拠点

都市構造・土地利用の考え方③

水と緑のネットワークの形成

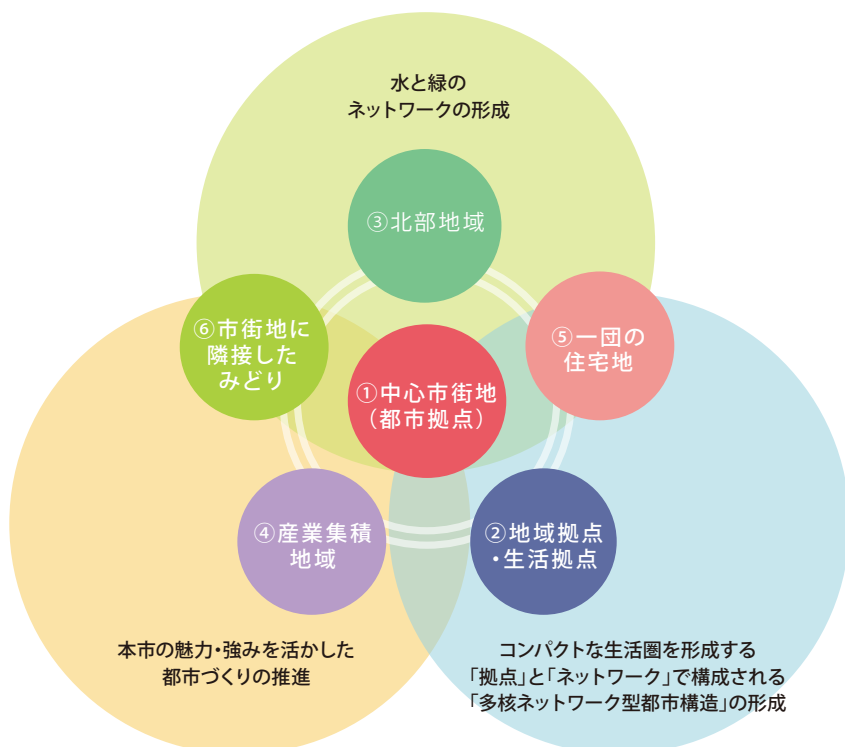
本市は、市街地内に豊かな水辺や緑を有しており、うるおいのある市街地イメージを形成しています。

水辺や緑、その中に含まれる歴史・文化資源をネットワークすることにより、身近なところで憩いの場、健康づくりの場に触れることのできるまちとするとともに、本市の都市イメージをより一層向上させることをめざします。

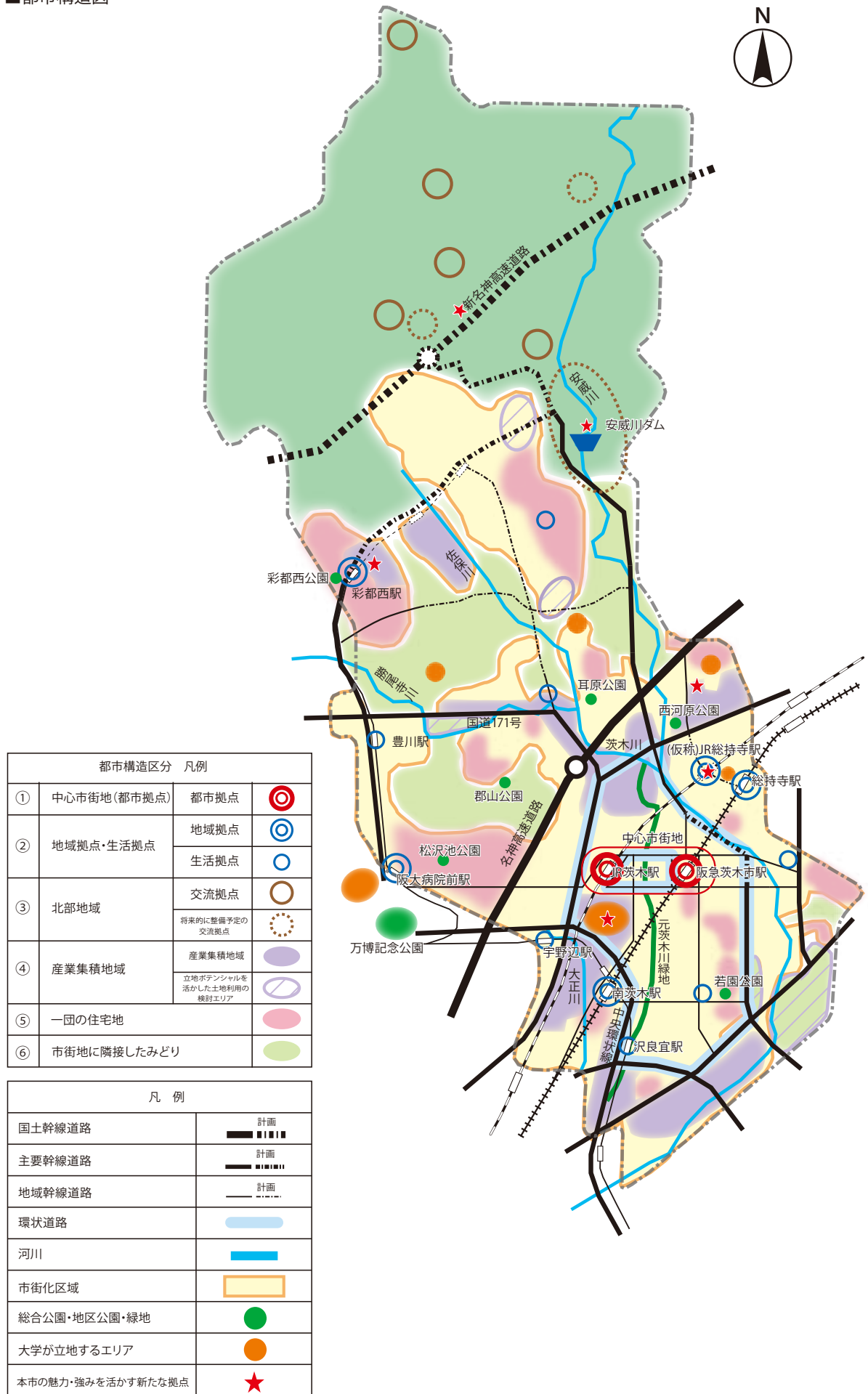


(2) 都市構造・土地利用の考え方と区分

先に示した本市における都市構造・土地利用の3つの考え方を実現するため、市内を都市機能・土地利用の特性別に下記の6つに分類し、有機的に(あたかもひとつのもののように)結びつけていきます。



■都市構造図



① 中心市街地(都市拠点)

中心市街地は、本市の都市拠点として、駅などの交通結節点や商店街などの商業機能、市役所などの市民サービス機能等が立地しており、多くの人を訪れ、利用する「場」「機能」「交通」が集積する地域です。今後は、「医療・福祉」「子育て」「文化」などの機能も組み込み、アートや緑、イルミネーションなど華やかで楽しい雰囲気醸し出す取組を推進することで、より多くの人利用し、「人」「モノ」「カネ」に加えて「感性」が循環し交流する、生活に彩りを持たせることのできる地域をめざします。

② 地域拠点・生活拠点

地域拠点は、鉄道駅周辺の市街地として、送迎バスや自転車、パークアンドライドなどによる交通結節が可能であり、徒歩・自転車利用を中心に、自家用車利用も想定した生活圏域での暮らしを支える購買・サービス機能が一通り備わっている地域をめざします。生活拠点は、徒歩または自転車利用を想定した圏域での住民の暮らしを支える購買・サービス機能が一定程度備わり、地域福祉やまちづくりの交流・活動拠点となる施設・機能が立地する地域をめざします。

③ 北部地域

北部地域は、豊かな自然と農山村の生活文化、歴史により形成された里地・里山の環境・景観と、スポーツ施設などにより、市民が身近なところで癒しやくつろぎを感じ、楽しむことのできる場所となっています。今後は、今ある環境を守り、活かし、市内外のより多くの人を楽しんでもらえるよう、「農」「林」「食」「歴史」「スポーツ」などの魅力を高める施設・空間の整備を推進するなど、北部地域の魅力アップと活性化を図るとともに、地域住民の暮らしと交流・観光を支える生活基盤の維持・充実をめざします。

④ 産業集積地域

産業が集積する地域では、周辺市街地と調和した工場等の立地維持を図り、新名神高速道路の開通による広域交通の利便性向上などを背景に、幹線道路沿道では流通業等の施設立地を促進していきます。彩都ライフサイエンスパークでは、ライフサイエンス分野の研究・開発施設や企業の集積を維持します。工場の移転等により土地利用の用途が転換される場合は、本市の発展に寄与する複合機能が導入された開発や、スマートコミュニティなどの先導的な手法を取り入れた市街地整備を促進します。

⑤ 一団の住宅地

大規模住宅地では、緑豊かで成熟した住環境を維持し、住宅の更新や耐震性能の確保を促進するとともに、近隣センターや住宅地内において、生活を支える購買・サービス機能の維持を図ります。中古住宅の流通や子ども世帯のUターンによる若年層の流入、バリアフリー化などにより、高齢者も安心して住み続けることができるほか、住民自身が管理や住民サービスの提供に関わる住宅地をめざします。今後供給される住宅地では、エネルギーマネジメントの導入や新しいコミュニティの形成をめざします。

⑥ 市街地に隣接したみどり

市民が身近なところで自然・みどりに触れ、眺めることのできる田園空間や丘陵地を保全します。そのため、市内における農産物の地産地消を実現できる場として、農地の保全に取り組みます。また、市民がこれらの田園空間に身近に触れることができるよう、農業体験や観光農業、地域の特産品や伝統的な料理などを楽しむことのできる場の確保に取り組みます。

財政計画

基本構想の実現と基本計画の
諸施策の推進を図るため、
財政計画を定めています。

6 財政計画～将来にわたり行政の使命を果たすために～

財政計画は、少子高齢化の進展等、社会環境の変化による厳しい財政状況にあっても、行政の使命である市民サービスの充実を図るため、現行制度による人口推計等を踏まえた中長期の財政収支見通しを基本とする、健全な財政運営に向けた取組の方向性を示したものです。

茨木市は、本財政計画に基づき市民と共に健全財政に向けた取組を実践し、基本構想の実現と基本計画の諸施策の推進を図ります。

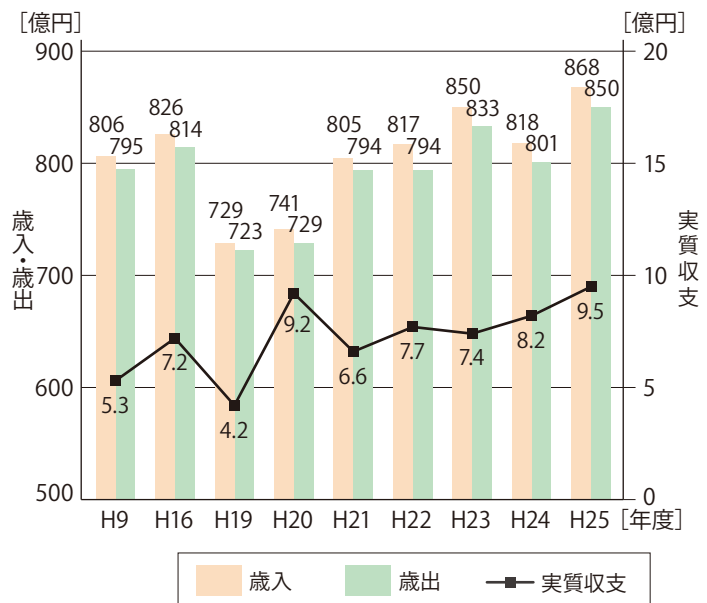
(1) 茨木市の財政の現状 決して多くはない財源の中、健全化への取組により、良い状況をキープ

①本市の財政規模

本市の財政規模については、平成19年度～20年度において歳入・歳出決算額が700億円台で推移していましたが、平成21年度からは子ども手当（児童手当）制度の開始等により概ね800億円台で推移しています。

また、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度に使う額（翌年度に繰り越すべき財源）を除いた実質収支額については、いずれの年度においても黒字決算となっています。（図表1）

■財政規模の推移（図表1）



column その1

昔は赤字団体だった!!

茨木市は、昭和31年から10年間、企業の倒産にあたる「財政再建団体」の指定を受けていました。その間、懸命の行政改革に努め、昭和41年に脱却を果たしました。

その頃の苦しい経験が、現在の財政運営にいかされています。

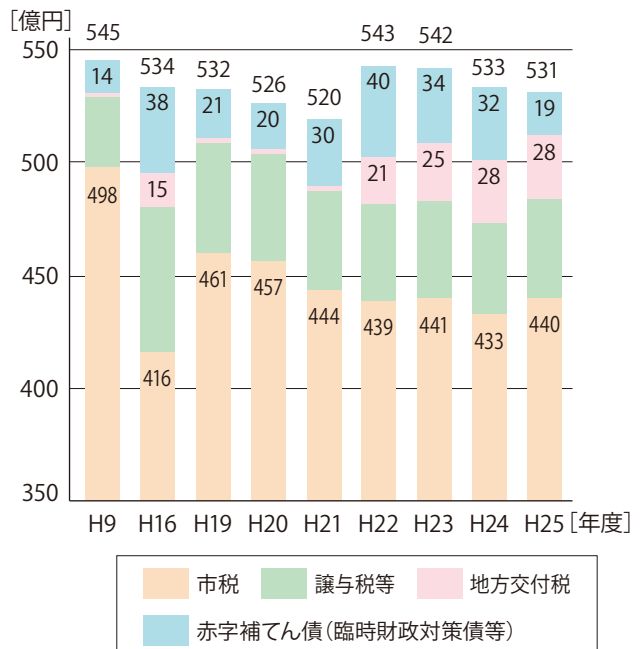
②決算額の推移

a) 主な歳入の状況

市税収入においては、平成9年度の498億円をピークに、平成10年度以降、景気低迷などから減収が続いた後、税制改正などにより、平成19年度には461億円まで回復しました。その後、世界的な金融危機に端を発した景気後退により再び減収となり、ここ数年は430億円から440億円で推移しています。

行財政運営の基本となる市税収入の減収を、地方交付税と赤字補てん債により補い、530億円前後の税等一般財源を確保しています。（図表2）

■税等一般財源の推移（図表2）



b) 主な歳出の状況

人件費、扶助費^{*}、公債費(借金の返済)を合わせた義務的経費が、平成9年度から約100億円増加しており、財政の硬直化を引き起こす要因となっています。それは、扶助費が平成9年度の約3倍に増加していることが主な要因ですが、本市はこれまで職員数等の適正化による人件費の抑制や適切な市債の発行による公債費の抑制により、財政の健全化に努めてきました。(図表3)

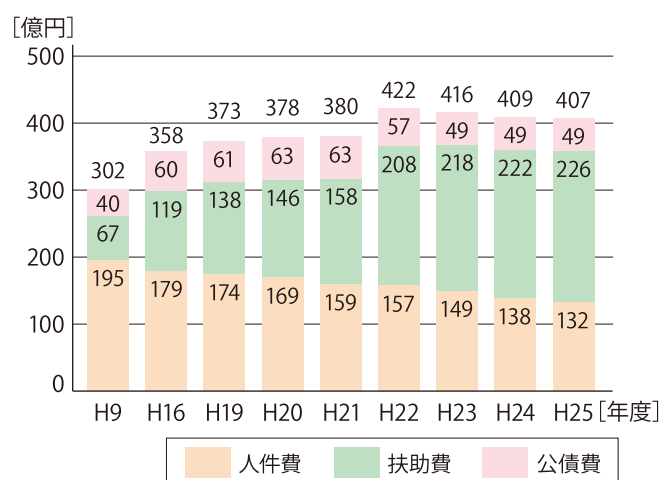
c) 主な財政指標等の状況

財政の余裕度を示す経常収支比率は、扶助費等の経常経費(分子)が市税等の経常一般財源(分母)に占める割合で、低いほど財政の弾力性がある健全な状態とされており、本市は、大阪府内では良い状況を維持しています。(図表4)

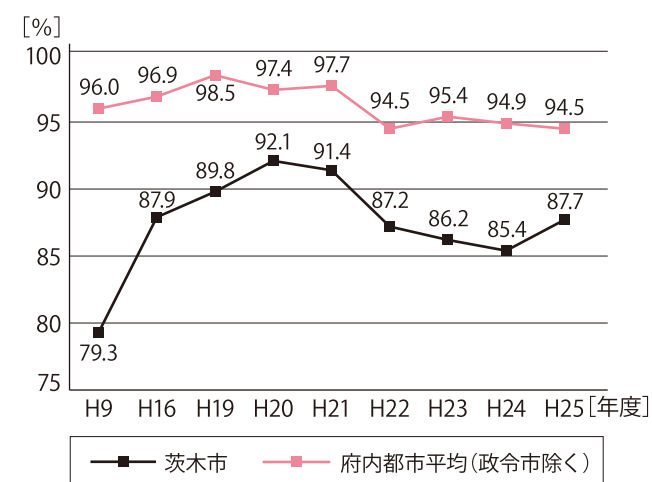
その要因は、潤沢に財源がある、いわゆる「お金持ち」だからではありません。家計の給料にあたる市税等の一般財源は、大阪府内や北摂の各市と比較しても少なく、その限られた財源の中で、様々な事業等の見直しに努めたことにより、良好な状況を維持してきました。(図表5)

これらの取組により、子育て支援や教育の充実、都市基盤整備の推進等の市民サービスを着実に実施してきました。しかしながら、良好な状況が将来も続く保証はないため、少子高齢化の進展に加え、赤字補てん債の累積などから増え続ける市債残高の影響や、主要プロジェクトの動向などを適切に踏まえた中長期的な財政運営に努めることにより、健全財政を維持し、市民サービスの向上と福祉の充実を図る必要があります。(図表6)

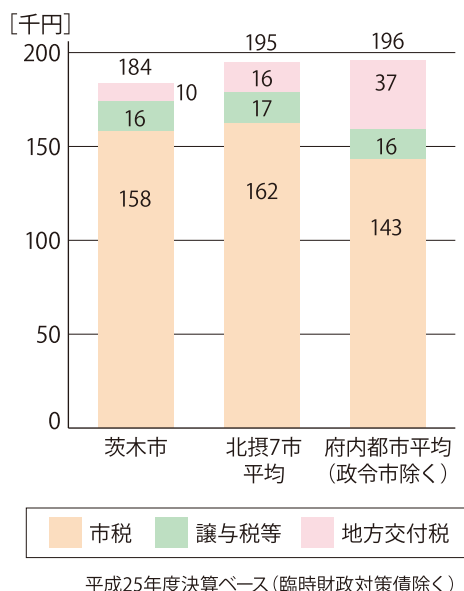
■義務的経費の推移(図表3)



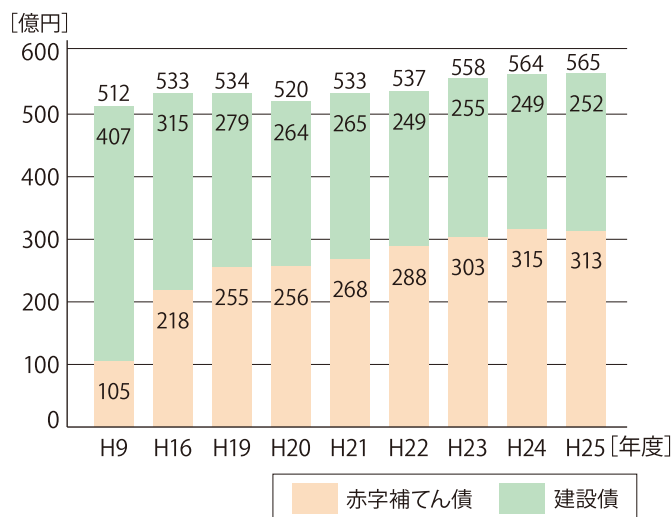
■経常収支比率の推移(図表4)



■税等一般財源比率(市民1人あたり)(図表5)



■市債残高の推移(図表6)



※扶助費:
高齢者、障害者、生活保護等に関する福祉サービス経費

(2) 今後の財政見通し 「今」と「将来」に対応した施策の推進と財政見通し

① 経常収支

経常収支とは、市税や譲与税等の一般財源及び経常事業にかかる国庫補助金等を基本にした歳入から、人件費や公債費をはじめ、生活保護費や公共施設の維持管理、住民票の発行など、毎年度継続して実施する事業（経常事業）にかかる歳出を差し引いたものをいいます。

少子高齢化の進展により、市税の伸びを社会福祉経費の伸びが上回る状況の中、消費税率の改定による交付金の増収とそれに関連した臨時財政対策債の発行の抑制に伴う公債費の減や、地方交付税の安定的な交付を見込むことから経常収支は、今後10年間、34～49億円で推移する見込みです。（図表7）

■ 推計方法等（現行制度による人口推計を基本とした一般会計の見通し）

〔主な歳入の項目〕	〔主な歳出の項目〕
<p>◆市 税</p> <ul style="list-style-type: none">・個人市民税 生産年齢人口や景気動向を加味して推計。・法人市民税 景気動向や地方法人税の創設に伴う影響を加味して推計。・固定資産税及び都市計画税 過去の実績や評価替え（平成27年度、以降3年おき）を加味して推計。家屋数の増や景気回復に伴う設備投資の増を見込む。評価替えの年は過去の実績をもとに減収を見込む。 <p>◆譲与税、交付金</p> <p>地方消費税交付金は消費税率の改定に伴う増収を見込む。自動車重量譲与税等の地方譲与税や配当割交付金等の交付金については、平成26年度予算額ベースで推計。</p> <p>◆地方交付税</p> <p>一定の税等一般財源の総額が確保されると想定して推計。</p> <p>◆市 債</p> <p>臨時財政対策債については、消費税率の段階的な改定に伴い、地方消費税交付金が増収となることから、平成29年度以降は発行しないものとする。</p> <p>◆その他</p> <p>主なものは国庫・府支出金であり、これまでの財源構成をもとに、歳出と連動させ推計。諸収入等のその他は、平成26年度予算額ベースを基本に推計。</p>	<p>◆人件費</p> <p>職員数、給料月額、過去の実績等をもとに推計。現状の職員数の維持を基本に人件費を見込む。</p> <p>◆社会福祉経費※</p> <p>人口推計等を加味して推計。</p> <p>年少人口の減少に伴い、児童手当等は減少することを見込み、高齢者人口の増加に伴い、介護保険事業特別会計への繰出金、後期高齢者療養給付費負担金等が増加すると見込む。</p> <p>※社会福祉経費：扶助費＋特別会計への繰出金（国民健康保険＋介護保険＋後期高齢者医療）＋後期高齢者療養給付費負担金</p> <p>◆公債費</p> <p>過去に発行した市債の償還を基本に、平成26年度以降に発行する市債の償還を見込む。（3年据置、20年償還、借入利率2.0%を基本に推計）</p> <p>◆その他</p> <p>主なものは物件費・補助費等※であり、平成26年度予算額ベースを基本に推計。</p> <p>※物件費：物品の購入や印刷、施設維持の委託などの経費</p> <p>※補助費等：特定の目的により団体や個人に補助・負担する経費</p>

②政策事業

a) 政策事業

政策事業とは、「今」必要なサービスの充実や「将来」の活力あるまちの発展に資する新規及び拡充事業であり、厳しい財政環境にあっても、行政の使命として継続して取り組む必要があるものです。

「ハード事業」「ソフト事業」とも、これまでの政策事業枠や実績等をもとに一定の事業費を見込みました。

「基金」については、駅周辺再整備基金、衛生処理施設整備等基金、文化施設建設基金における積立てを見込んでいます。

「主要プロジェクト」については、立命館大学開学にかかる周辺整備や、(仮称)JR総持寺駅関連整備、新名神高速道路関連整備、安威川ダム関連整備事業などが平成29年度までに集中するため、多額の市債活用が必要となります。また、平成35年度からは、ごみ処理施設の更新に関する経費を見込んでいます。(図表8)

b) 公共施設等の老朽化対策費

昭和40年代から50年代に建設された公共施設は老朽化が進み、道路・橋梁等のインフラも含めたその改修等の経費が今後一時期に集中し大きな財政負担となり、財政運営を圧迫する要因となることが予想されます。

公共施設等の老朽化対策については、統一的な方針のもと、更新ではなく長寿命化に努めることで、予防保全的な維持管理・改修により財政負担を低減するとともに、一定の時期に集中する改修費用については、中長期的な見通しのもと、総合的な観点に立ち財政負担の平準化を図っていきます。(図表9)

c) 政策事業の経常化

市民サービスの充実を図るためのソフト事業と、主要プロジェクト等のハード事業の財源として発行する市債の償還費が、翌年度以降に経常化していくものと見込みます。(図表10)

③最終収支

a) 収支不足の発生

今後、何も手立てを講じなければ、経常収支(A)から政策事業にかかる一般財源(B)と政策事業により経常化する経費(D)を差引いた最終収支(E)は、平成29年度から収支不足に陥り、赤字が累積していく見込みとなります。すなわち、市民サービスの充実を図る政策事業の実施財源を、経常収支の黒字の範囲内で賅うことができないこととなります。(図表11)

b) 対応すべき課題

翌年度以降に累積する政策事業として実施するソフト事業の経費とハード事業の公債費が、財政の硬直化を引き起こし、収支不足の要因となっています。

行政の使命として、様々な行政需要に対応するための事業を実施していくには、健全な財政運営が不可欠であり、顕在化する課題に対応した収支不足を解消するための取組を実践していく必要があります。

■財政収支見通し(取組前)

①経常収支(図表7)

[年度]
単位:億円

A 中長期財政見通し		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
経常事業	①歳入	784	792	794	796	800	802	801	801	805	803
	(1)市税	438	443	449	445	451	457	453	459	465	461
	(2)譲与税・交付金 ^{※1}	56	71	71	71	71	71	71	71	71	71
	(3)地方交付税	26	28	30	35	32	27	30	24	22	24
	(4)市債(臨時財政対策債) ^{※1}	22	7	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5)その他	242	243	244	245	246	247	247	247	247	247
	②歳出	744	754	757	762	765	763	761	760	761	754
	(1)人件費	140	139	138	140	140	139	140	140	142	140
	(2)社会福祉経費 ^{※2}	320	326	331	334	337	340	342	343	346	349
	(3)公債費	47	49	49	49	49	48	47	46	43	36
(4)その他	237	240	239	239	239	236	231	230	230	229	
A 経常収支:①-②		40	38	37	34	35	39	40	41	44	49

※1 地方消費税交付金が増収する分、臨時財政対策債が減収するものと想定

※2 扶助費+繰出金(国保・後期・介護)+後期高齢者療養給付費負担金

②政策事業

a)政策事業(図表8)

[年度]
単位:億円

B 中長期財政見通し		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
政策事業 [※]	事業費	92	65	80	45	40	40	38	35	48	62
	市債	40	24	30	17	16	16	15	13	20	29
	B一般財源	27	22	25	20	18	19	18	17	17	20

※ハード事業、ソフト事業、基金積立、主要プロジェクト事業に関する事業費を見込む。

b)公共施設等の老朽化対策費(図表9)

[年度]
単位:億円

C 中長期財政見通し		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
公共施設等の老朽化対策費	事業費	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	市債	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	C一般財源	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

c)政策事業の経常化(図表10)

[年度]
単位:億円

D 中長期財政見通し		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
政策事業により経常化する経費	D ₁ ソフト事業の新規・拡充経費	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18
	D ₂ 公債費	1	2	3	6	9	11	13	15	17	19
D政策事業の経常化分合計		1	4	7	12	17	21	25	29	33	37

※D₁ 市民サービスの充実を図るために実施するソフト事業の新規・拡充経費が、毎年2億円累積していく。

※D₂ ハード事業、公共施設等の老朽化対策費の財源として発行する市債の償還費が、翌年度以降に経常化していく。

③最終収支(図表11)

[年度]
単位:億円

E 中長期財政見通し		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
E 最終収支: A-B-C-D		1	1	▲6	▲9	▲11	▲12	▲14	▲16	▲17	▲19

何も手立てを講じなければ、数年後には収支不足となり、赤字が累積していく…

(3) 将来を見据えた取組 将来にわたる財政の健全性の確保に向けて!!

① 財政運営の基本原則

柔軟な財政構造の保持と、将来負担の抑制に向けた不断の取組により、健全な財政運営を実践します。

a) 柔軟な財政構造の保持

経常化する経費の累積による財政構造の硬直化を防ぐため、新たに実施する新規・拡充事業（ビルド）の財源は、既存の事業や制度の見直し（スクラップ）により創出する取組である、「ビルド&スクラップ」の実践により、柔軟な財政構造を保持します。

column その2

スクラップ&ビルドじゃない?!

「ビルド&スクラップ」は、「新たな事業を実施する=ビルド」するために「既存の事業を見直す=スクラップ」する事を主眼に創り出したポジティブなスローガンです!!

このスローガンを合言葉に予算編成に取り組んでいます。

b) 将来(世代)への負担の抑制

市債の活用は事業の円滑な実施に有効な手段ではありますが、借り過ぎると残高が増加し、後年度の公債費負担を増加させる要因となります。将来(世代)へ負担を先送りし過ぎることのないよう、適切に市債を発行します。

② 具体的な取組

前述の基本原則に沿った具体的な取組として、それぞれ目標を設定し、収支の改善と財政の健全化を図ります。

a) ビルド&スクラップの実践による経常事業の見直し

【目標】柔軟な財政構造を保持するため、経費硬直率を概ね85%以内に抑制します。

$$\text{経費硬直率} = (\text{経常事業の歳出に充当される一般財源}^{\ast 1} / \text{税等一般財源}^{\ast 2}) \times 100$$

※1 税等一般財源－経常収支〔経常事業の歳入－経常事業の歳出（公債費除く）〕

※2 市税＋譲与税＋交付金＋市債（臨時財政対策債）

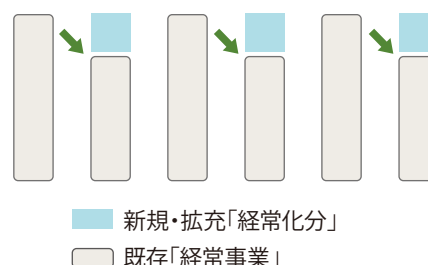
経費硬直率とは、公債費以外の経常的な支出が税等一般財源に対してどのくらいの割合となっているかを表すもので、いわゆる家庭において、ローンの返済を除いた生活費が給料の中でどのくらいの割合となっているかを示しています。

数値が高いほど財政構造が硬直化し、余裕がない状況であることを表しています。

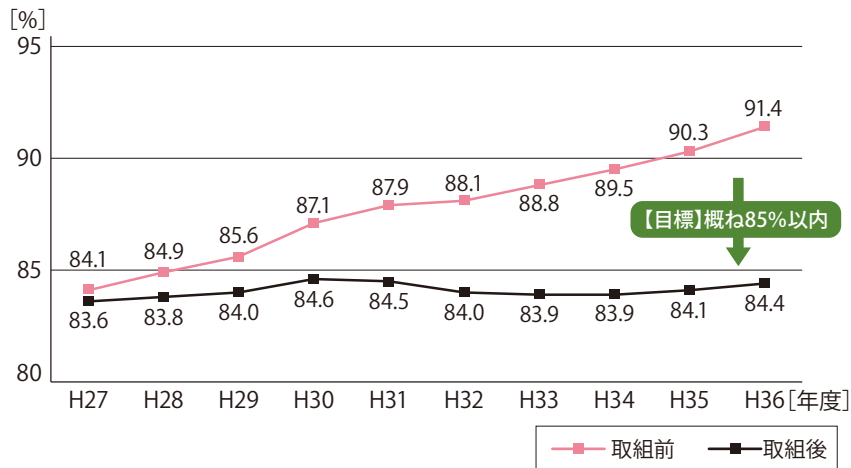
政策事業として実施する新規・拡充のソフト事業にかかる経費が、翌年度以降に経常化し、累積していくことが硬直化の要因となることから、経費硬直率を概ね85%以内にするを目標に、ビルド&スクラップの実践により経常経費を抑制し、柔軟な財政構造を保持します。（図表12）

経常事業の見直しを、継続的に実施!!

【ビルド&スクラップ】



■経費硬直率(図表12)



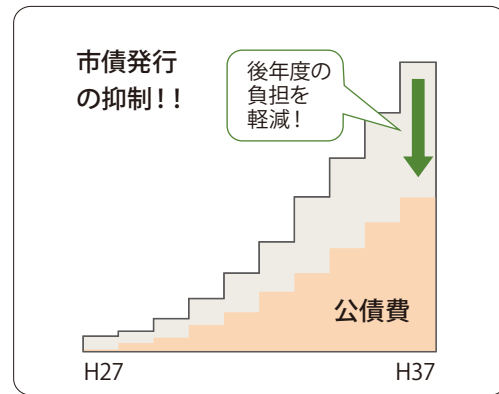
b) ハード事業の適切な選択による市債発行の抑制

【目標】将来(世代)への負担を抑制するため、市債償還指数を概ね7.5以内とし、かつ公債費を税等一般財源の10%台を超えない概ね60億円以下に抑制します。

$$\text{市債償還指数} = \frac{\text{市債の残高}}{\text{経常収支}^{\ast}}$$

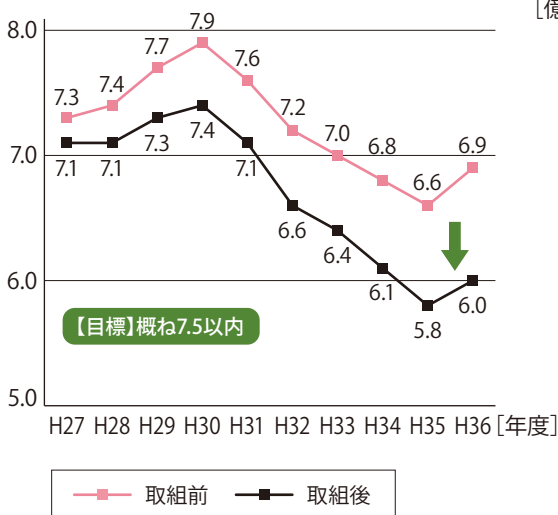
※経常事業の歳入-経常事業の歳出(公債費除く)

市債償還指数とは、今ある市債の残高を、税等一般財源を基本とした経常的な収入から、行政サービスの基本となる福祉・教育等(公債費を除く)の経常的な支出を差し引いた額で除したもので、いわゆる家庭において、給料のうち生活費以外のお金をすべて借金に充てた場合、どの程度で返済できるのかを示しています。

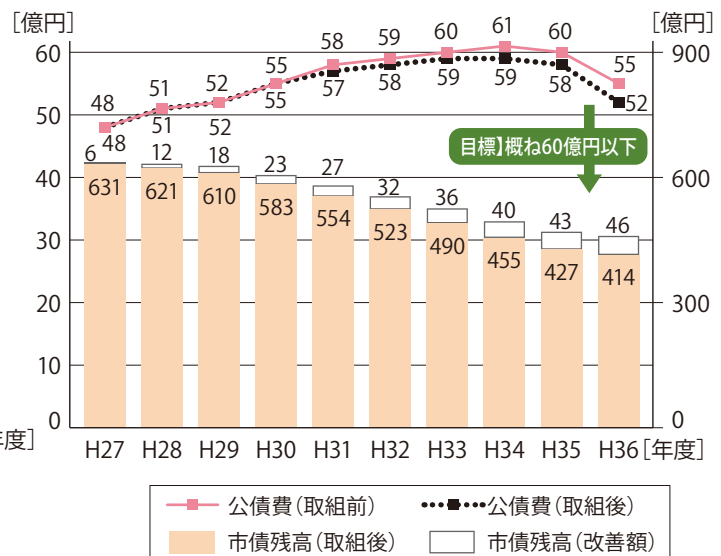


算出された数値が大きくなるほど、市債の残高が多く後年度の負担となる公債費が増えることから、市債償還指数を概ね7.5以内にする事、また合わせて公債費を税等一般財源の10%台を超えない概ね60億円以下にすることを目標に、ハード事業の適切な選択により市債発行を抑え、市債の残高を減らすことで将来の公債費負担を軽減し、今後の財政需要に対応できる財政構造を維持します。(図表13)

■市債償還指数(図表13)



■公債費と市債残高(図表13)



③取組後の財政収支見通し

平成29年度以降に累積する収支不足は、財政構造の柔軟性の保持と将来への負担抑制を図るための取組により解消します。(図表14)

■財政収支見通し(取組後)

(図表14)

[年度]
単位:億円

E	中長期財政見通し	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
	E 最終収支(取組前)	1	1	▲6	▲9	▲11	▲12	▲14	▲16	▲17	▲19

↓取組の実践

[年度]
単位:億円

F	中長期財政見通し	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
F1	経常事業の見直し(累積額) ^{※1} 毎年▲2億円	▲2	▲4	▲6	▲8	▲10	▲12	▲14	▲16	▲18	▲20
F2	ハード事業の適切な選択 ^{※2} <small>事業費 市負担</small> (H27~H29: ▲10億円 ▲3億円) (H30以降: ▲8億円 ▲2億円)	▲3	▲3	▲3	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2
F3	起債抑制に伴う公債費の減 ^{※3} <small>起債 H27~H29: ▲6億円</small> <small>H30以降: ▲5億円</small> <small>公債費 H31以降: ▲1~3億円</small>	—	—	—	—	▲1	▲1	▲1	▲2	▲2	▲3
F	取組効果 合計	▲5	▲7	▲9	▲10	▲13	▲15	▲17	▲20	▲22	▲25

※1 平成27年度から、毎年2億円の見直しを行う。

※2 ハード事業の適切な選択を行い、平成27年度から平成29年度は毎年10億円、平成30年度以降は毎年8億円の事業費を抑制し、それぞれ毎年3億円及び2億円の市負担を抑制する。

※3 平成27年度から平成29年度は毎年6億円、平成30年度以降は毎年5億円の起債を抑制することにより、将来の公債費負担を軽減する。

↓取組の結果

[年度]
単位:億円

G	中長期財政見通し	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
	G 取組後収支: E-F	6	8	3	1	2	3	3	4	5	6

健全な財政運営の実践により収支不足を解消し、黒字を確保!!

まとめ

「茨木市が赤字になる?!」そんなことはないと思われがちですが、健全な財政運営を行ってきた本市でさえも、一定の条件を想定する中において、そうなる危険性はあります。

収支不足の対応としては、「基金(貯金)を崩す」ことを考えますが、本市においても、リーマン・ショックにより平成20年度の税収が予算割れし、財政調整基金を12億円取り崩し、残高は28億円の急減しました。(図表15)

なお、恒常的な財源不足を基金で補てんし続けると、基金の残高はたちまち底をつくこととなり、本来の災害等の緊急時への備えが失われてしまいます。

また、財政状況の悪化は、すぐには表面化せず徐々に進行し、気づいた時には取り返しのつかない状況に陥ることになります。

そうならないためにも、まだ健全なうちから健全性を維持する地道な取組を続けることが重要です。

総合計画は、市民の願いの詰まったプランです。

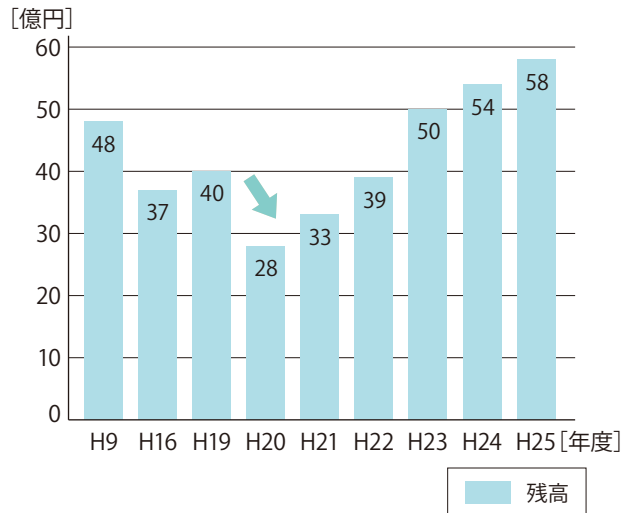
しかし、すべてを実現することは、簡単ではなく、たくさんの「事業の実施=ビルド」には、たくさんの「事業の見直し=スクラップ」が必要となります。

行政の使命は、将来にわたる市民サービスの向上です。しかしながら、「財政の健全性」なしにはその使命を果たすことは不可能です。

本市が、将来にわたり「今」と「将来」に対応した市民サービスの充実を可能とする取組は、「ビルド&スクラップ等の実践」であり、その内容や必要性を市民に発信していくことで市全体で共有し、ビルド事業がもたらす効果と事業を見直す意義などをしっかりと捉えたうえで、一つひとつ適切に進めていかなければなりません。

様々な厳しい状況が予測されますが、本財政計画を基本とした行財政運営に努めることにより、行政の使命を果たしてまいります。

■財政調整基金の残高(図表15)



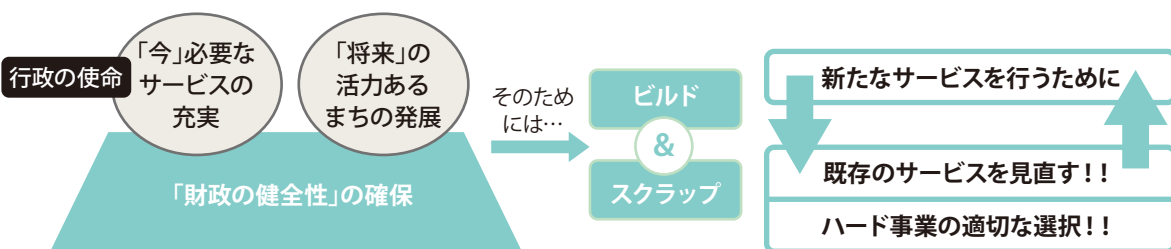
column その3

財政状況も健康と同じ!!

健康も、普段からケアしないと、いつの間にか酷い状態になり、即入院となる事も、、、そうならないためには、健康なうちから健康を維持する取組を続ける事しかありません。

財政状況も同じで...

**悪くなる前に、
悪くならないための取組の習慣化が重要!!**



資料編

総合計画策定の主な経過

いばらきMIRAIカフェ開催経過

茨木市総合計画策定条例

茨木市附属機関設置条例(抜粋)

茨木市総合計画審議会規則

茨木市総合計画審議会委員名簿

審議会の開催経過

諮問について

答申について

総合計画策定の主な経過

年 月	市民参画	庁内策定	
平成25年 1月	茨木市のまちづくりに関する市民アンケート ・調査時期:1月29日～2月12日 ・調査対象:本市に居住する20歳以上の市民5,000人 ・有効回収数:2,423票 ・有効回収率:48.5%	将来人口推計 ・推計期間:平成27年～37年	
2月			
3月			
4月			
5月			
6月		第5次茨木市総合計画策定に向けたキックオフ会議 ・開催日:6月3日	
7月	まちづくり市民ワークショップ「いばらきMIRAIカフェ」 ・開催期間:平成25年7月27日～平成26年2月1日 ・開催回数:10回 ・延べ参加人数:722人	総合計画策定プロジェクトチーム ・会議開催回数:11回 ・市民ワークショップ全10回参加 ・構成人数:20人	政策推進会議 庁議・総括部会 ・開催回数:14回 ・構成員: 市長(庁議) 副市長 水道事業管理者 教育長 部長級職員
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
平成26年 1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月		総合計画審議会 ・開催期間:6月23日～11月18日 ・開催回数:全体会議5回 専門部会6回 ・審議会委員:24名 (市民3名、学識経験者7名、関係団体から推薦された者8名、市議会から推薦された市議会議員6名)	
8月			
9月			
10月	パブリックコメント ・募集期間:10月1日～10月31日 ・意見件数:74人、548件		
11月			
12月	12月定例市議会 第5次茨木市総合計画 基本構想の議決		

いばらきMIRAIカフェ開催経過

総合計画策定に向けた市民参画の取組として、市民ワークショップ「いばらきMIRAIカフェ」を実施しました。平成25年7月27日から平成26年2月1日まで計10回にわたり開催し、のべ722人の参加をいただきました。

市民のみなさんからいただいたまちづくりの思いは、総合計画の素案策定に活用しました。

回	日時	内容	参加人数
1	平成25年 7月27日(土)	お互いを知り仲間を作ろう! ・オリエンテーション ・交流プログラム:ネームカードを使ってテーブルごとに自己紹介	91人
2	平成25年 8月10日(土)	私たちが住みたいまちってどんなまち? ・ワールドカフェ	77人
3	平成25年 8月31日(土)	いばらきのまちの良いところ、ちょっと残念なところ、レポート ・グループワーク	65人
4	平成25年 9月21日(土)	茨木市の将来像を表すキャッチフレーズを考えよう! ・グループワーク	66人
5	平成25年 10月20日(日)	茨木市の将来像を表すキャッチフレーズを考えよう!(続き) ・プレゼンテーション ・ゲストスピーチ	55人
6	平成25年 11月2日(土)	市民力で進めるまちづくり 「めざすこと」「やるべきこと」を考えよう! ・グループワーク	58人
7	平成25年 11月24日(日)	市民力で進めるまちづくり 「事業提案」をつくろう! ・グループワーク	54人
8	平成25年 12月14日(土)	市民力で進めるまちづくり 「事業提案」をみんなで魅力アップ! ・プロアクションカフェ	62人
9	平成26年 1月18日(土)	市民力で進めるまちづくり 「事業提案」をアピールするパネルをつくろう! ・グループワーク	64人
10	平成26年 2月1日(土)	最後はオープンカフェ! 事業提案をみんなにアピールしよう!! ・プレゼンテーション ・パネルセッション	130人 見学者等 を含む

茨木市総合計画策定条例

平成24年9月27日
茨木市条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市の将来像とその具体化のための基本方向を明確に示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本施策の方向と体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 施策を実現するための個別の事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第2条の規定により設置された茨木市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第5条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(基本計画及び実施計画の策定)

第6条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

茨木市附属機関設置条例(抜粋)

平成25年3月13日
茨木市条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担任意務)

第2条 執行機関の附属機関として別表左欄に掲げる附属機関を置き、その担任する事務は同表右欄に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

市長の附属機関

名 称	担任する事務
茨木市総合計画審議会	総合計画に関する事項についての調査審議に関する事務

茨木市総合計画審議会規則

平成25年3月29日
茨木市規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第3条の規定に基づき、茨木市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体から推薦された者
- (4) 市議会から推薦された市議会議員

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 審議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属する委員(以下この条において「部会員」という。)は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する部会員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を総理し、部会の調査又は審議の経過及び結果について会長に報告するものとする。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 会長及び副会長は、部会の会議に出席し、意見を述べるができる。

8 部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

9 部会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会及び部会の庶務は、企画財政部において処理する。

(秘密の保持)

第9条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(茨木市総合計画審議会運営規則の廃止)

2 茨木市総合計画審議会運営規則(昭和45年茨木市規則第30号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において茨木市総合計画審議会の委員である者の任期は、この規則による改正前の茨木市総合計画審議会規則第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

茨木市総合計画審議会委員名簿

規則区分	氏名	所属団体等
(1)市民(3名)	宮井 美穂	公募市民
	森本 康嗣	公募市民
	山田 理香	公募市民
(2)学識経験者(7名)	今西 幸蔵	神戸学院大学人文学部人文学科 教授
	小尾 義則	梅花女子大学 名誉教授
	* 肥塚 浩	立命館大学経営学部経営学科 教授 医療経営研究センター長(兼任)
	新野 三四子	追手門学院大学経済学部 ヒューマンエコノミー学科 教授
	* 久 隆 浩	近畿大学総合社会学部 教授 国際人文科学研究所 教授(兼任)
	松田 曜子	関西学院大学災害復興制度研究所 准教授
	◎ 山内 直人	大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授 大阪大学NPO研究情報センター長(兼任)
(3)関係団体から推薦された者(8名)	明瀬 秀憲	茨木市PTA協議会 会長
	大上 眞明	茨木市農業委員会 会長
	奥本 浩久	連合大阪北大阪地域協議会 北摂地区協議会茨木連絡会 議長
	長田 佳久	茨木市自治会連合会 副会長
	木村 正文	茨木商工会議所 専務理事
	小池 伸一	茨木市観光協会 事務局長
	○ 福井 紀夫	茨木市社会福祉協議会 会長
	萬谷 千寿穂	茨木労働組合総連合 議長代行
(4)市議会から推薦された市議会議員(6名)	朝田 充	茨木市議会議員
	安孫子 浩子	茨木市議会議員
	上田 光夫	茨木市議会議員
	桂 睦子	茨木市議会議員
	篠原 一代	茨木市議会議員
	長谷川 浩	茨木市議会議員

◎ 会長 ○ 副会長 * 専門部会長

(敬称略/規則区分ごとの五十音順)

※所属・役職名は諮問時現在

審議会の開催経過

茨木市総合計画審議会は平成26年度に開催され、総合計画が審議されました。

審議にあたっては、第1専門部会、第2専門部会を設置し、第1専門部会では施策別計画第1章、第2章、第3章、第7章について、第2専門部会では第4章、第5章、第6章及び都市構造について審議されました。

審議会の開催経過と各審議会における審議事項は以下のとおりです。

会 議			審議事項
全 体 会 議	第1専門部会	第2専門部会	
第1回 (6月23日)			会長、副会長の選出 諮問 議事の公開 専門部会の設置等
第2回 (7月9日)			基本構想(案)の審議
	第1回 (7月28日)	第1回 (7月23日)	部会長の職務代理者の選出 基本計画(案)の審議
	第2回 (8月13日)	第2回 (8月5日)	基本計画(案)の審議
	第3回 (8月26日)	第3回 (8月20日)	基本計画(案)の審議
第3回 (9月16日)			各専門部会での審議結果 基本構想(案)の審議 基本計画 重点プラン及び財政計画
第4回 (11月12日)			パブリックコメントの意見とその対応 答申案の審議
第5回 (11月18日)			答申

諮問について

茨木市総合計画審議会
会長 山内直人様

茨企第629号
平成26年6月23日

茨木市長 木本保平

茨木市総合計画について(諮問)

茨木市総合計画基本構想(案)及び基本計画(案)について、貴審議会に諮問いたします。

答申について

茨木市長
木本保平様

平成26年11月18日

茨木市総合計画審議会
会長 山内直人

茨木市総合計画について(答申)

平成26年6月23日付け茨企第629号で諮問のありました茨木市総合計画基本構想(案)及び基本計画(案)について、別添「茨木市総合計画(第5次)(案)」のとおり答申いたします。

当審議会では、諮問から本日に至るまで全体会議及び専門部会を計11回開催し、専門的な見地や市民としての視点のもと、パブリックコメント制度における幅広い市民等の意見も踏まえながら、活発かつ慎重に審議を重ね、別添案をとりまとめたものであり、今後の計画策定にあたっては十分尊重されることを求めます。

また、本総合計画の推進にあたっては、下記の審議会意見に十分配慮され、市民等と共に、スローガンである「ほっといばらき もっと、ずっと」の実現に向け、着実に取り組まれるよう要望いたします。

記

1 計画の共有

総合計画は、将来における茨木市の姿と進むべき方向を示したまちづくりの根幹となる指針です。

これまでの策定過程において、市民ワークショップの開催等を通じて、計画の共有に向けた取組を進められていますが、今後とも、まちの将来像や基本計画の趣旨など、本計画を多くの市民に知っていただくために、様々な手段と機会を通して、分かり易く説明していくことを求めます。

2 協働のまちづくりの推進

総合計画は、まちづくりに関わる様々な主体が、協働と役割分担のもと、まちづくりを進めるための共有すべき指針です。

施策別計画では、施策を構成する取組ごとに、各主体が行うこととして、市が行うことだけでなく、市民、事業者・団体が行うこと（期待すること）を示しており、NPOや大学などを含む、まちづくりに関わる様々な主体が、それぞれの役割を理解し、互いに補完し合いながら行動していく必要があります。

そのため、前述の計画の共有を進めるとともに、協働のまちづくりにおける市の役割を認識しながら、それぞれの活動支援や、協働の取組が進む環境づくりに取り組むことを求めます。

3 行政組織内の連携強化

総合計画の実現にあたっては、市が実施主体や調整役となり、各施策を効率的・効果的に推進することが不可欠です。

計画策定の際には、庁内横断的な組織を活用し、職員意識の醸成と情報共有を図りながら取り組んでこられましたが、施策の推進にあたっては、さらに計画内容の庁内共有を図るとともに、まちづくりの視点やまちの将来像、財政計画等を念頭に置き、組織体制の整備と横断的な連携・協力により、市を挙げて取り組むことを求めます。

特に、重点プランや施策別計画の関連する施策、基本計画に基づく実施計画などの事業検討・実施では、十分に情報共有を図りながら取り組むことを求めます。

4 総合計画の進行管理

総合計画の進行管理については、毎年度、施策別計画で定めた施策や取組を基本として評価検証を行い、各施策の充実につなげるとともに、広報媒体等を通じて、市民へ分かり易く説明しながら、総合計画を着実に推進することを求めます。

なお、施策別計画の取組ごとに、丁寧な表現による定性的な目標を掲げていますが、指標と定量的な目標値は施策の方向性の再確認や達成度合いを測るために有効な場合もありますので、進行管理においては、施策や取組に応じて、指標等の設定と効果的な活用を検討することを求めます。

以上

茨木市民憲章

わたくしたちは 茨木市民です
わたくしたちの 茨木市は
京阪神を結ぶ要路にあつて
めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ
発展しつづけている希望のまちです
わたくしたちは
このまちの市民であることに誇りと責任をもち
みんなのしあわせをねがつて
より住みよい郷土をつくるために
この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもつて 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年(1966年)11月3日制定

ほっと いばらき もっと、ずっと 第5次 茨木市総合計画

発行日:平成27年(2015年)3月
発行:茨木市
編集:茨木市 企画財政部 政策企画課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8-13
TEL. 072-622-8121(代表)
<http://www.city.ibaraki.osaka.jp>



みんな
いっしょに
りそうの
あしたを
いま、つくる。

IBARAKI CITY since 1948



茨木市企画財政部政策企画課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8-13

TEL 072-622-8121 (代表)

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp>

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。